

令和5年度
事業計画

学校法人 日本大学

目 次

1	はじめに	1
2	本部・部科校等事業計画	2～158
	事業計画書の記載内容・見方	3
	事業計画の根拠となる項目（日本大学中期計画より抜粋）	4～17
	本 部	18～34
	（日本大学病院）	35～36
	部科校等	
	・法学部、法学研究科、新聞学研究科、法務研究科	37～39
	・文学部、文学研究科、総合基礎科学研究科、櫻丘高等学校	40～48
	・経済学部、経済学研究科	49～53
	・商学部、商学研究科	54～59
	・芸術学部、芸術学研究科	60～65
	・国際関係学部、国際関係研究科、短期大学部、三島高等学校・中学校	66～74
	・三軒茶屋キャンパス （危機管理学部、危機管理研究科、スポーツ学部、スポーツ科学研究科）	75～83
	・理工学部、理工学研究科、短期大学部、習志野高等学校	84～89
	・生産工学部、生産工学研究科	90～96
	・工学部、工学研究科、東北高等学校	97～101
	・医学部、医学研究科、附属看護専門学校、付属板橋病院	102～115
	・歯学部、歯学研究科、 附属歯科技工専門学校、附属歯科衛生専門学校、付属歯科病院	116～119
	・松戸歯学部、松戸歯学研究科、附属歯科衛生専門学校、付属病院	120～123
	・生物資源科学部、生物資源科学研究科、獣医学研究科、家畜病院 鶴ヶ丘高等学校、藤沢高等学校・中学校・小学校	124～131
	・薬学部、薬学研究科	132～136
	・通信教育部、総合社会情報研究科	137～141
	・日本大学高等学校・中学校	142～145
	・豊山高等学校・中学校	146～147
	・豊山女子高等学校・中学校	148～151
	・明誠高等学校	152
	・山形高等学校	153～154
	・幼稚園	155～156
	・認定こども園	157～158
3	令和5年度予算書(要約)	159～171
	予算編成基本方針	160～163
	①令和5年度資金収支予算書	164
	②資金収支予算の概要	165～168
	③令和5年度事業活動収支予算書	169
	④事業活動収支予算の概要	170～171
4	財務状況推移及び財務比率の経年(5年)比較	172～176
	①財務比率(決算・予算)の推移(令和元年度～令和5年度)	173
	②資金収支決算・予算の推移(令和元年度～令和5年度)	174
	③事業活動収支決算・予算の推移(令和元年度～令和5年度)	175～176

はじめに

本学は、令和4年7月に就任した林理事長、酒井学長を中心に再生に向けた新たな一歩を踏み出しました。

現在、社会からの信頼を取り戻すべく、一連の事案に関する根本的原因を究明し、二度とこのような事案が起こることのないよう、再発防止に努めるとともに組織の問題点を改善し、健全な管理運営体制を構築すべく、改革を進めています。

その改革の一環として、日本大学中期計画の見直し、修正を行いました。同計画は令和3年度から既にスタートをしていますが、理事長及び学長が就任時に示す「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」に基づき策定していることから、林理事長及び酒井学長の改革案を反映させるために計画期間の途中ではありますが修正を行ったものです。

令和5年度の事業計画については、この修正した中期計画に基づき、計画を策定し、適切に実行していきます。本学では、改めて教学優先を核として再生を進めるに当たり、教学DXを推進することで、分散型キャンパスを越えた全学的な一体感を創出するとともに、学生一人ひとりの「個」に合わせた教育の実現を推進していきます。その一方で、医学部附属板橋病院の建替えやニューカッスルキャンパスの運用等の法人としての各種施策については、精査を行った上で検討を進めます。また、本学に改善が求められている法人の管理運営体制については、引き続き、多様性、透明性を基軸にした改革を進めていきます。

私立大学等経常費補助金の不交付等をはじめ、本学を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではありますが、本事業計画に基づき、学生・生徒等が安心して充実した学生生活を送れるように支援体制の強化に努め、教育、研究環境について整備を行うとともに、学外諸団体からの信頼の回復に向けた法人のガバナンス体制の更なる改善に取り組んでいきます。

学生・生徒、保護者、卒業生、関係者の皆様及び教職員一人ひとりが誇りをもてる日本大学に再生するために教職員が一丸となり、教育・研究機関としての役割をあらためて自覚し、誠心誠意努めてまいります。

今後とも皆様からの更なる御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

日 本 大 学

本部・部科校等事業計画

事業計画書の記載内容・見方

◎事業計画策定における基本的な考え方

- ・「日本大学中期計画」に基づき、事業計画策定における基本的な考え方を記載

◎事業計画

- ・上記の考え方に基づき、今年度実施する主要な計画について記載
- ・費用を伴う事業については、あらかじめ財源の確保を確認済み

◎根拠

- ・策定した事業計画の根拠として、「日本大学中期計画」との関連を示すため「日本大学中期計画」内の「教学に関する基本方針に基づくアクションプラン」及び「管理運営の基本方針に基づくアクションプラン」のどの項目に基づいた計画であるのかを【項目番号】で表記

(◆具体的な項目内容等については、5ページから18ページを参照)

【各計画の根拠記載例】

「教学に関する基本方針に基づくアクションプラン」の教育の質保証・学生支援の充実の

①の(1)のアの項目を計画の根拠とする場合

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(1)－ア】

「管理運営の基本方針に基づくアクションプラン」の学生ファーストの実現の②の(1)の

アの項目を計画の根拠とする場合

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(1)－ア】

◎事業概要

- ・計画内容の詳細，実施に伴う効果等を記載

◎事業種別

- ・「新規」，「継続」，「計画変更」から選択し，選択した理由を「※」以下にて表記

◆事業計画の根拠となる項目（日本大学中期計画より抜粋）

本事業計画では、中期計画との関連性を明確にするため、計画毎に「日本大学中期計画」の「教学に関する基本方針に基づくアクションプラン」及び「管理運営の基本方針に基づくアクションプラン」から該当する項目を選択し、計画の根拠として示している。

教学に関する基本方針に基づくアクションプラン

教育の質の保証・学生支援の充実

①学生主体の学びの確立

(1) 一人ひとりの学生に即した教育の充実

教学に係る各種委員会をより有効に機能させ、全学的な取り組みが実行されるようその連携を深めることを目的に「教学推進センター」を設置し、教育の充実を図っていく。また、部科校の自主性を尊重しつつ、部科校間の協調により本学全体の底上げを図っていく。

ア 本学の強みである多様性を生かすため全学共通の初年次教育科目を展開している。

今後は、それを拡大して、学部と連携して行う全学的な教養教育と、学部の責任のもとで行われる専門教育とから成る教育課程指針を策定し、全学的なカリキュラムマネジメント体制を整備する。

イ「全学教養教育委員会（仮称）」を設置し、大学が教養教育の責任を負う。専門部会において、多面的な視点から本学の教養教育を構築する。また、この委員会が兼担や兼任講師の調整も行う。

ウ 専門教育は学部が責任を負い、大学はその支援を行う。そのため、学部は学修・教育レビューとして、人材育成の目的、各種方針、教育内容、教育手法及び学修環境について年度末に点検・評価し、その結果を大学に報告する。（自己点検・評価と連携）

エ 留学生の受入れも考慮した国際的に通用する教育プログラムを提供する。

(2) デジタル技術を駆使した教育の推進

既存の学び方や教育に新たな可能性をもたらすデジタル技術やICT（情報通信技術）を利活用して教育効果を高め、学びを継続させる仕組みと環境を整備する。

ア「全学デジタル教育委員会（仮称）」を設置し、教学及びIT関連部署と連携して、デジタル技術を用いた新たな教育手法の支援を行う。

イ 全学共通のプラットフォーム（LMS、ポートフォリオ及び教務システム等）を導入し全学的な学生の学びを支援する。

ウ デジタル技術を駆使した教育を支えるキャンパス内の環境整備（Wi-Fi環境や充電スポット等）の充実を図る。

エ 学生の学修環境を補完する支援を行う。（デジタル端末等の配付）

(3) 学生が安心して学べる環境の整備

ア 本学の給付奨学金などの体系化を図り、経済的支援体制を強化する。国による修学支援新制度の周知・徹底を行うとともに、本部奨学金・学部奨学金の申請書類等を紙ベースからデジタル化に移行するなど申込みしやすい工夫をし、学生に分かりやすく周知できるよう環境を整備する。また、経済困窮している学生には、既存の奨学金の他に、TAやピアサポーター制度にとどまらず、学部独自のキャンパスサポーター制度（仮称）などキャンパスジョブ等による学内経済支援策を講じる。

イ 自然災害時はもちろん、通常時も機能するWEB等による交流掲示板など、学生が気軽に情報共有でき、交流できる仕組みを構築する。

ウ 自然災害等により、通常の就職支援策が講じられなくなった場合を想定し、Zoom・Google Meet等を用いた、履歴書等書類作成及び面接指導、相談対応等の支援が可能な体制を構築する。

(4) 学生のニーズに合った学生寮の整備運用

現在、経済支援を目的とする学生寮7棟と育英型学生寮1棟がある。将来的には、国際交流や社会交流を目的とする学生寮、さらには使用期間を限定した学生寮など、学生の動向を調査し、ニーズに合わせた学生寮の設置・運営に繋げていく。

(5) 学生の進路支援の強化

学生が主体的に「未来選択」を行うためには、学生各個人が「なぜ働くのか」、「なぜ就職するのか」を理解したうえで、人生観・価値観を確立し、企業選択等を行えることが前提となる。それらの達成のためには、学生部のみの対応では不可能であり、教学関連部署すべてが連携し、学生各人の「汎用的能力」を涵養する施策を講じる必要がある。具体的には、1年次に「働くとは何か」についてのガイダンスにより、就職への動機づけを行い、その後自己分析により、各人の価値観・人生観を満たす未来実現のために「不足しているものが何か」について自覚させると共に、「不足しているもの」が補われるような学生生活を支援する環境を整備し、自己実現に適した企業選択等ができるよう、大学院進学も含め2年次以降に企業研究等の機会を提供していく。

(6) 多様な学生に対する支援の促進

ア「留学生」、「障がい者」に対しては、以下の支援の実践を目指す。

- ・留学生に対して、留学生用の奨学金等の経済支援の充実や住居あっせんなどの生活支援を充実させる。また、留学生としての強みを生かし、人生観・価値観に見合った企業選択を実践する就職活動方法について指導を行う。
- ・障がい者に対しては、当該学生本人と支える学生との共存や障がいの程度に見合った支援体制の充実を図る。また、障がいの程度を把握し、就労可能な企業選択方法についての相談・指導を実施する。

イ 学生からの相談は、ワンストップ窓口を基本とし、相談者がたらい回しにならないよう、学部に学生支援室内への学生支援窓口設置を進める。学生支援室にコーディネー

ターを常駐させ、相談がより受けやすい環境を整える。コロナ禍での通学が常でない状況に鑑み、WEBを併用して相談が行えるような体制を整える。また、各学部において学生から学部長等に直接意見を伝えられる仕組み（ポータルサイト等を利用）を構築し、教育環境の改善等に反映させる体制を整備する。

(7) 豊かな人間形成に資する正課外教育の促進

- ア 社会、集団の一員としての人間形成を目指し、正課外教育の一環として、早期からのアルバイト等短期間の就労体験、ボランティア活動、サークル活動を推奨すると共に、それらの活動が安全に、安心して実践できる環境を提供する。令和3年度から、現在UIJターン協定締結中の自治体等との連携による正課外教育施策について検討する。
- イ 自学部生だけではなく、他学部生との交流を目的として、令和元年度から始まった「自主創造プロジェクト」やボランティア活動の推進などの正課外教育を充実させる。
- ウ 学内に限定せず本学OB・OG等の協力を得ることも含めて、サークル活動に限らず、学生主体の課外活動への支援体制を構築する。
- エ NU祭や学部祭のあり方について再検討し、参加者が増えるよう工夫を行う。
- オ 競技部に所属する学生を、競技スポーツを通じて「日本大学教育憲章」及び「日本大学競技スポーツ宣言」が目指す人材に育成するため、継続的に研修会を実施するとともに、指導者の更なる指導力向上を図る。また、学部教務課等と連携し、学生の学修支援体制を構築する。

②全学的な教学マネジメントの確立

(1) 教育の点検・評価・改善など質保証に係る取組の推進

本学の目的及び使命並びに教育理念を実現させるため、教学における内部質保証体制に基づき、教育研究活動全般につき、常に検証及び改善を行うとともに、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善に努めることによって、教育研究活動の適切な水準の維持及び更なる充実を図り社会的責務を果たす。

- ア 教学における内部質保証体制の下で、点検・評価結果を改善に繋げていくため、点検・評価結果を形式的な報告に留めず、教育研究活動の有効性の観点から検証を行う。
- イ 自己点検・評価の項目は、各種方針・計画等と連動させる。分野別評価など学外者による評価や検証プロセスを内部質保証体制に組み込み、大学は部科校の内部質保証体制構築を支援する。

(2) 根拠に基づく行動を支える教学IRの推進

全学的な教学マネジメントの基盤となる教学IRを行うための制度を整備する。

- ア 本学の教学データを生かす「全学教学IR委員会（仮称）」を設置する。前述の「全学デジタル教育委員会（仮称）」と連携を図り、各種データを分析し、全学的な教育

活動を支援する。

イ 全学的なデータの公表を積極的に行い、社会に対する説明責任を果たしつつ、教育の質向上を図る。

(3) 教育の質向上を持続させるための支援

全学的な教学マネジメントを支えるための、教育を直接担う教職員の質向上及び環境整備を支援する。

ア 教職員の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD及びSDを組織的に実施する。

イ 本学の教育の質向上を持続させるための支援を大学として積極的に行い、IRデータの利活用による教育改善支援を行う。

ウ 教員自身の自己点検・評価を行い、教育改善のPDCAサイクル等を構築する。

エ 管理運営業務の在り方を見直し、教員の業務負担を軽減し、教育環境の改善を支援する。

(4) 卒業後も大学と繋がる交流方法の構築

卒業時ならびに卒業後3年経過した学生に対し、在学中の満足度と現在の状況等についてのアンケート等の調査を実施する手段として、入学時に付与しているNUGメールアドレスを効果的に活用するシステムを構築し実践していく。また、卒業5年後、10年後の学生に対する手段についても検討する。

③学位プログラムとしての大学院教育の確立

(1) 社会のニーズと合致する大学院教育の推進

大学院が人材養成の機能を適切に果たすために、大学院修了者の主要な受け手である産業界等のニーズと大学院教育のマッチングを図る。

ア 社会の要望を考慮したカリキュラムの見直しを行う。

イ 時代に即した研究指導のための検証及び改善等を行う。

(2) 学部教育と大学院教育の連携強化

学士課程と修士課程を一体的に運用する、6年一貫性教育の導入を検討する。

ア 修士の学位取得を到達点とするカリキュラム構成を意識し、学部教育が大学院教育へつながることを示す科目ナンバリングを導入したカリキュラムの見直しを行う。

イ 既存の学部・研究科等の組織の枠を超えた柔軟な教育プログラムの検討を支援する。

(3) 大学院生に対する修学支援の推進

奨学金等による経済的な支援体制の整備、また、修了後のキャリアパス形成のための支援体制を確立することにより、学修に専念できる環境を強化する。

ア 博士後期課程の学生については、本学教員として受入れる体制を整備する。

イ オンライン授業や通学の利便性に配慮した施設の共同利用により、学びやすい環境を整備する。

④付属校と大学との連携・接続及び付属校教育の推進

(1) 豊富な人材，教育環境を活用した連携・接続体制の推進

ア 初等中等教育における国の改革等に適切に対応するため，付属校だけでなく大学の各専門分野の知見を生かすとともに，本学の教育環境を積極的に活用し，付属校と大学の連携及び接続教育を推進する。

イ 総合大学の利点を活かして，施設の貸出し，指導者及び学生・生徒の交流推進など，大学競技部と付属高等学校等とのスポーツにおける連携を図る。

(2) 付属校におけるICT教育，グローバル教育を含む特色ある教育の推進

付属校におけるICT教育，グローバル教育を含む特色ある教育を推進することにより，探究的で社会に開かれた教育を実践し，生徒等の視野を広げ，主体性及び思考力，判断力等の育成を図る。また，各校の取り組みを本学内にも積極的に情報共有し，さらなる活性化を図る。

⑤大学と社会との関係構築

(1) 地域社会に貢献する大学の役割の強化

多くの地域にキャンパスを持つ本学の特色を生かし，それぞれの部科校が立地する地域と互惠関係を結ぶなどして地域と共に発展し，地域に貢献する本学の教育研究活動の活性化を支援する。また，部科校における地域社会との連携内容等を定期的に検証して適切性を担保するとともに，その活動の改善を支援する。

(2) リカレント教育の提供

社会人学生に対しては，仕事に直結する実学や，生活を豊かにするための教養等，多様なニーズに応えるリカレント教育プログラムを提供する。

(3) 学術・文化・スポーツを介した地域活動の推進

学術・文化・スポーツ活動を通じて，地域の人々との繋がりを深め，健全な社会活動を展開し，地域社会に貢献する環境を整える。また，地域活動を通じて参加する学生の社会性，自主性，連帯感，コミュニケーション力等の醸成を図る。

(4) 学生ボランティア活動の推進

学生が社会でボランティアを経験することにより，人間力の向上など汎用的能力を涵養させ，社会貢献にも繋げることを目的に，ボランティアに取り組みやすい環境を整える。

教育基盤となる研究の推進

①独創的・先駆的研究成果の創出とその社会還元

(1) 今後重要視される独創的・先駆的研究分野の開拓

今後，社会で必要とされる分野の発展につながる研究を発掘し，当該研究課題に対して本学の総合力を生かせるよう重点的な予算配分を行い，その成果を本学の学生のみなら

ず、若手教員の教育・研究に還元することで相加的な教育の質向上につなげる。

基礎研究から応用研究に至るまで、本学の研究活動の更なる活性化を図るため、大学による研究組織への包括的な支援と、大学院、学部、付置研究所に向けた間接的な支援を図り、本学の多様性を生かした多角的な研究成果と知見を獲得する。さらに、研究成果を積極的に外部発信することにより、大学ブランドイメージの向上を図る。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた研究の推進

持続的な社会を実現するための目標（貧困、感染症、不平等、災害、紛争、環境破壊等の諸課題の解決）に対して、大学が果たすべき役割は大きい。極めて多様な領域の研究者を備えた本学の総合大学としての力を結集し、自然科学から技術工学、さらには人文・社会科学までの“知”を融合させ、地域から国際社会まで幅広く持続可能な社会の実現に貢献できる研究の推進を目指す。

(3) 知的財産に基づく研究及び産官学連携研究の推進

本学において創出された研究成果を社会に還元するため、更なる知的財産の獲得を推進する。得られた知的財産等については、日本大学発イノベーションの創出への活用のみならず、地域のニーズ等を把握し、地域産業界、国内外の大学及び研究機関等との共同研究を推進するための連携体制の構築に活用する。

②社会変化に対応可能な研究基盤の再構築

(1) 社会の変化に対応できる研究環境の構築

社会からの要請が強い研究分野や社会的評価の高い研究に携わる研究者が、最大限の研究成果を上げるために必要な研究基盤を強化する。また、コロナ禍を契機とする社会環境の変化、人々の生活様式の変化に対応するため、オンラインコミュニケーションをはじめとする新たなデジタル技術を活用した研究手法を確立するとともに、積極的に研究者交流の活性化を進める。

(2) 研究施設・設備の共同利用の促進

本大学で定めた「研究費等の合算使用に関する取扱」及び「研究費等の合算使用による共用設備の購入に関する取扱」に基づき、高額な教育研究用機器等を購入する際は、複数研究者の研究費を合算して使用することを推奨し、合理的な共同利用を推進する。

また、これまでの各種事業で整備された研究施設・設備に関する情報は、学内に広く周知することで有効利用を促進し、新たな研究の創出に繋げる。

(3) 外部研究資金の積極的獲得

「競争的外部研究資金の獲得は研究力の表れである」との視点に立ち、これまでに蓄積した資金獲得のノウハウを全学的に共有するなどの支援を展開して、新たに科学研究費等の外部資金獲得を目指す。また、本学から創出された多様な研究成果のアウトリーチ活動を積極的に行い、研究シーズ提供型受託・共同研究及び産業界等との連携強化によ

るニーズ解決型受託・共同研究（500件／年度，11億円／年度）の獲得を推進する。

（4）学術情報の整備及び社会への発信力の強化

図書館の共有化を促進するため，各図書館分館が所有する図書や雑誌等の学術情報及び電子ジャーナルや電子書籍，データベース等の電子情報の整備・充実を図る。また，貴重図書等，学術的な価値が高い資料の所蔵情報をホームページ等から社会に向けて発信する。さらに，プレスリリースを中心とした積極的な研究成果の公表，研究者情報システム及び日本大学研究者ガイドの充実を図り，より積極的な社会への研究成果の発信を進める。

（5）次世代を見据えた若手研究者の育成

若手研究者が自立して研究ができる環境を構築するため，学内での競争的研究費によって研究活動を支援し，研究業績の蓄積のみに偏らず，研究組織のマネジメント能力も持ち合わせた次世代研究者の育成を図る。また，若手研究者のキャリア形成とポジション獲得につながるキャリアパスの形成支援のため，日本学術振興会等の学外制度の更なる活用を推進する。

③社会の信頼を得る持続可能な研究体制の整備

（1）研究倫理及び利益相反のマネジメント推進

研究倫理教育，コンプライアンス教育等を通じて研究倫理規範の遵守を徹底し，研究不正を防止する。また，社会連携や産官学連携に伴う知的財産活動を行う上で生じる利益相反を適正にマネジメントし，研究者の規範意識の醸成により社会からの強い信頼獲得に努める。

（2）法令等の遵守体制の強化

本学における学術研究の健全な発展への配慮及び危機管理への対応として，外国為替及び外国貿易法をはじめとする関係法令等の遵守による安全保障輸出管理を適切に実行し，国際的な平和及び安全の維持に寄与する。また，生命科学研究に携わる研究者には，生物多様性条約，名古屋議定書，カルタヘナ議定書等，研究者が遵守しなければならない条約や法令等に関する情報を広く提供し，適正な研究活動を保持する。

（3）災害等に備えた研究体制の確立

学生や教職員が安心して研究活動を行えるように，自然災害や感染症対策を常時実施すると共に，動物実験，遺伝子組換え実験，毒劇物等を使う実験においては，地震や火災などの災害時における危機管理マニュアルの整備を徹底する。

管理運営の基本方針に基づくアクションプラン

信頼の回復

①「日本大学行動規範」の遵守

(1) 法令及び諸規程等を遵守し、良識と倫理観に従い健全で適正な業務を執行する。

役教職員に対し「日本大学行動規範」、諸規程等の理解を深めるため、研修会での周知、日本大学規程集管理システムの利用範囲の拡大を図るとともに、内部監査制度及び内部通報制度の適正な運用を推進する。

(2) 風通しの良い組織への転換を図り、活発な議論等によって課題を解決する。

一連の不祥事の要因の一つが、特定の人物による専横体制であったことを踏まえて、学校法人日本大学寄附行為の変更及び関係諸規程等の改正に基づき発足した新体制を維持し、理事会及び評議員会での活発な議論を促進するため、資料の作成方法、配布方法等を改善する。

(3) 情報公開を適切に実行することにより社会への説明責任を果たす。

高い公共性を有する学校法人として、学生・生徒等、保護者、卒業生、教職員はもとより、社会の全ての人々を本学のステークホルダーと捉え、透明性及び公正性を確保することが求められる。そのため、社会の要請に応える情報とは何かを分析するとともに、新たに公開すべき項目・公開方法等を再検討し、積極的な情報公開により説明責任（アカウントビリティ）を果たすことで、信頼回復を図る。

(4) 資産を適正かつ効率的に管理し、取引の公正性、合理性及び透明性を確保する。

ア 業者の選定においては、日本大学調達規程を遵守し、入札等により透明性を確保する。特別かつ合理的な理由により、プロポーザル等による選定を行う場合でも、公正性及び透明性を確保するよう十分配慮する。また、入札等の参加業者は、「反社会的勢力ではないこと及び法令遵守体制の確保等に関する表明・確約書」を提出することを原則とする。

イ 公正性、合理性及び透明性を確保した調達や資産管理を継続的に行うため、規程等について適宜見直しを図る。

ウ 全学的に利用できる仮想サーバを用意し、オーバースペック等が発生しないようサーバを適正かつ効率的に管理する。

エ 不要となった中古備品等について部科校間で移管を促進し、資産の適正な活用及び効率的な管理を図る。

②適正な管理運営体制の早期実現

(1) 組織の適正化及び透明化を推進する。

ア 一連の不祥事に対し、令和4年4月7日付で文部科学省に提出した「学校法人日本大学の前理事長及び元理事に係る一連の事案に対する本法人の今後の対応及び方針について（回答）」に掲げた再発防止策を真摯に遂行し、適正な管理運営体制を構築し維持する。

イ 透明性のある本法人の管理運営に資するため、理事会、評議員会及び常務理事会の議決事項を速やかに学内に周知するとともに、議事録を学内外に公表する。

(2) 同質性の高い組織から多様性に富んだ組織への脱却を図る。

理事、監事及び評議員の選出に当たって、令和4年4月22日改正・施行の学校法人日本大学寄附行為に定めた学外者の割合を維持するとともに、多様性の確保ができるような人材の選出に努める。

(理事、評議員に占める学外者の割合：33%)

(理事、評議員に占める女性の割合：30%)

(3) 内部監査制度及び内部通報制度の充実等により内部統制を強化する。

ア 本学における業務が、内部統制の4つの目的(①事業活動に関わる法令等の遵守、②業務の有効性及び効率性、③資産の保全、④財務報告の信頼性)を達成するためのプロセスとして有効に機能していることについて検討・評価し、改善・合理化への助言・提案を行うものとして内部監査を実施する。

イ 内部監査人を育成し、学内者を内部監査人とする内部監査を実現する。

ウ 役教職員に対して内部監査の重要性、有効性等を周知し、内部監査が本学の目標達成に必要な内部統制の一環であることの理解を促進する。

エ 日本大学公益通報者保護規程に基づき受付窓口に寄せられた内部通報を適正に対処するとともに、内部通報制度を実効的に機能させるために、役員、教職員、学生・生徒等に対して内部通報制度の意義や重要性を周知する。また、内部通報業務に従事する職員を対象に、内部通報に係る実践的な知識や技能を身に付けさせるための教育を行う。

オ 監事監査を支援する専門部署として令和4年6月1日付けで設置された監事監査事務局の独立性を堅持し、公平公正かつ厳正な監査の実施を支援するため、事務局には専門性のある人員を監事付として採用するほか、監査事項及び監査対象の事情に応じて、都度、専門知識を有する者を監査補助者として委託する。私立学校法第37条第3項に基づき、監事として本学の業務及び財産の状況のみならず理事の業務執行の状況を監査するため、評議員会、理事会、常務理事会、学部長会議等、法人の意思決定に関わる諸会議に出席し、必要に応じて意見表明を行うほか、理事長をはじめとする業務執行理事に対して四半期に1回程度、定期的に業務執行の状況等をヒアリングする。本部各部局及び部科校への監査を充実するため、内部監査関係者、学外の会計監査人等との定期的な連絡会等を開催し連携を深める。

(4) 私立大学ガバナンス・コードを遵守し、健全な法人運営体制を構築する。

委員会等において、私立大学ガバナンス・コードの遵守状況の確認・検証を継続的に行う体制を構築し、同コードで示されている「1.自律性の確保」、「2.公共性の確保」、「3.信頼性・透明性の確保」、「4.継続性の確保」の4つの基本原則について、確実に遵守し、それを継続していくことで、健全な法人運営を推進する。

③学外関係団体からの信頼の回復

(1) 私立大学等経常費補助金の減額措置からの確実な回復に向けた対応を徹底する。

私立大学等経常費補助金の全額交付に向け、文部科学省へ令和4年4月7日付けで提出した対応策をはじめとした新執行部による改革に全教職員が一丸となって取組み、本法人が確実に改善していることを、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団に一日でも早く認めてもらえるよう、信頼の回復に努めていく。

(2) 認証評価制度における大学及び短期大学部の「適合」評価を早期に回復する。

ア 認証評価での提言（指摘事項）に対しては、全学内部質保証推進委員会を中心として、大学全体で連携を図りながら、全学的な改善取組を実施していく。特に、不適合判定の原因となった「管理運営」に係る事項については、早期の改善に向け、関係部署との連携を強化し、定期的に進捗状況を確認していく。

イ 令和6年度での認証評価申請に向けて、全学的な点検・評価を実施し、課題の抽出や改善策の策定を行うなど、PDCAサイクル確立による実質的な内部質保証機能の充実を図る。なお、短期大学部については、追評価申請も視野に入れ、提言（指摘事項）の改善に取り組む。

(3) 一般社団法人日本私立大学連盟の活動休止解除に向けた対応を徹底する。

一連の不祥事に対し、令和4年4月7日付で文部科学省に提出した「学校法人日本大学の前理事長及び元理事に係る一連の事案に対する本法人の今後の対応及び方針について（回答）」に掲げた再発防止策を真摯に遂行するとともに、改正が予定されている私立学校法に適切に対応し、適正な管理運営体制の構築及びその維持を図る。

④「広報・PR」活動の推進

本法人の特徴や成果を積極的に、精緻に学内外に発信する「広報・PR」活動を推進する。

ア 効果的な「広報・PR」活動に資する広報戦略の立案のため、ブランドイメージ調査を実施する。

イ 最新の情報を正確かつ迅速に、分かりやすい形で発信するため日本大学ホームページをリニューアルする。リニューアルに際しては、ユーザーが求めている情報を探しやすいように配慮すると共にスマートフォンでの閲覧に対する最適化を図る。

ウ 本部と各部科校の広報担当者のネットワークをより強固なものとし、情報の共有や発信力の強化を図り、部科校のホームページや学生向けのポータルサイト等と綿密に連携して、複数のネットワークから日本大学の情報を発信する仕組みを構築する。

エ メディア懇談会の実施など報道関係者との信頼関係を醸成する。

学生ファーストの実現

①「日本大学ルネサンス計画」実現のための支援

(1) 部科校自主性の尊重及び部科校間競争・協調により法人全体の教育力を底上げする。

多彩な学問領域を有する総合大学としてのスケールメリットを生かして、人材の交流や施設の共用等を積極的に展開することにより、部科校間のみならず法人全体の活性化を図る。

- (2) 点在する学内データを集積し、教育DX推進のための体制整備を支援する。
教学DX戦略委員会においてデータ駆動型の教学運営体制を構築していく。

②安全安心なキャンパスの実現・維持

- (1) 板橋病院の建替を含む校舎等の耐震化を可能な限り早期に完了する。
- ア 文部科学省の通知を受けて、各部科校において未耐震の建物に係る耐震化年次計画を策定し、ホームページで公表している。建替計画が未定である医学部・板橋病院を除く部科校について、令和10年度までに耐震化率を100%(令和8年度時点では93.9%)とする同計画に基づき、耐震化を推進する。
 - イ 令和10年度までの耐震化完了が厳しい板橋病院等の建替計画は、既存病院の耐震性確保を含めた検討を行い、板橋病院建設推進委員会を中心に、関係部署が連携し、同計画を推進する。
- (2) 情報セキュリティ・感染症対策を含むリスク管理・危機管理体制をさらに充実させる。
- ア 情報セキュリティ対策基本方針を作成し、規程等の制定をはじめ、具体的な管理体制を確立する。
 - イ 健康危機管理に関しては、新型コロナウイルス感染症対応を含め、原因の特定ができない特殊な感染症拡大時の危機対応について、危機管理マニュアルにて対応フローを示した。その他の不足事態対応についても、現状に即した危機対応となるよう、危機管理マニュアルの改正を行い、社会的状況に適応した危機管理対体制を構築する。
 - ウ 個人情報の取扱いを適正に行うため、各業務に反映できるよう、本学統一ルールを策定するとともに、研修会、実地検査等により、教職員の意識の醸成を促す。
- (3) SDGs, ユニバーサルデザイン及び多様性の尊重を意識した環境を整備する。
- ア 施設設備の適切な管理、老朽化した施設設備の更新等により、安全安心なキャンパス環境を維持する。
 - イ 施設に関するSDGs, ユニバーサルデザインへの対応について、関係法令・条例を遵守することはもとより、必要性・効果等を考慮し、実現可能なものから整備を進める。また、価格等において合理的である場合は、環境に配慮した商品等の調達を推進する。
 - ウ ペーパーレスシステムの活用を促進し、会議資料の紙の削減を図る。

永続的運営を見据えた経営基盤の確立

①安定的かつ永続的な運営体制の構築

- (1) 法人の将来を見据えた戦略的な中期計画を再構築する。
法人としての自立性を確保するため、私立大学ガバナンス・コードで求められている中

期計画を確実に実行するために定期的に進捗状況の確認を行い、計画の促進、見直し等を適宜行える推進体制を整備する。また、法人と部科校等をより連関させる計画策定に向けたプロセスについて見直しを図る。

- (2) 事務分掌・業務プロセスの見直し、権限・責任及び意思決定方法の明確化により業務運営を適切化・最適化する。

ア 平成28年に開設した三軒茶屋キャンパスの2学部1事務局2課体制について検証し、既存学部の8課体制についての見直し及び近接学部の事務組織の連携・統合の検討を行うなど、実際の業務内容について精査し、重複業務の整理・適切な事務分掌を行うことにより、効率的かつ効果的な業務分担を図る。

イ 役職ごとの権限の見直しを行い、業務のスリム化を図る。

- (3) 業務や調達の共同化、人材・施設設備の共用などにより効率運営を促進する。

ア DX（デジタル・トランスフォーメーション）化を視野に入れ、生産性の向上を図る。

イ 物品調達の共同化について、対象範囲等の再検討を行い、効率運営に資する案件について、推進を図る。

ウ 整備計画の段階からスケールメリットを意識した計画の策定を行い、時期、立地、用途等の条件が合い、効率的・経済的メリットが見込まれる案件は、積極的に部科校間の共同発注及び共同利用の推進を図る。

- (4) 戦略的な法人運営及び部科校の諸活動維持に向けた財源を法人として確保する。

安全・安心な教育研究環境の整備・充実と将来にわたる維持のためには、教育施設等の整備拡充事業への助成及び部科校の経常的支払資金不足への助成等に法人として対応する必要がある。については、戦略的な法人運営及び部科校の諸活動維持に向けた財源確保のために創設した財政調整積立金制度を有効に活用し、計画に基づいた本部及び部科校からの拠出金により、必要となる財源の確保を図る。

- (5) 病院経営の健全化を推進する。

ア 日本大学病院、医学部附属板橋病院、歯学部附属歯科病院及び松戸歯学部附属病院の健全な経営を図るため、日本大学病院経営会議等において、各病院の現状の確認・検証を継続的に行うことにより、病院の経営、組織、人事等について、信頼性・透明性・継続性を確保し、病院の安定的かつ永続的な運営体制の構築と健全化を推進する。

イ 各病院に対して適正な診療報酬請求業務等についての確認・検証及び助言を行う。

② 18歳・15歳等人口の減少を見据えた財政基盤確立の推進

- (1) 入学定員を遵守しながらも法人経営が成り立つ収支構造の確立を目指す。

入学定員を遵守しながらも法人経営が成り立つ収支構造の確立に向けて、組織・制度の見直し、施設・設備をはじめとする経営資源の共同利用、全学共通仕様物件などの共同調達、事務システムの統廃合などにより、業務、サービス及び費用を効率化する。については、当該年度の経営状況を表す事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額÷事業

活動収入)を法人全体で5%以上(私立大学等経常費補助金が全額交付されたと仮定して算出した場合)とすることを継続的な目標とし、また、長期的に収支均衡を図るため、基本金組入後収支比率(事業活動支出÷(事業活動収入-基本金組入額))は、100%を超えないことを目標とし、翌年度繰越収支差額の支出超過額の更なる削減に努める。

(2) 資金の有効活用及び外部資金の積極的獲得により学生・生徒等の負担軽減を図る。

本法人のスケールメリットを活かした効率的かつ有利な運用を実現するため、資金計画において、1年以上継続して管理・保管すべき資金は、総合運用資金制度を活用する。

研究資金については、受託・共同研究の推進、科学研究費助成事業等への積極的な申請を行い、教育研究活動、奨学金給付、講座開設等を目的とする企業からの寄付金、研究寄付金などについても、積極的な獲得に努める。また、本法人が獲得できる補助金については、関連部署と連携し、補助要件等を精査の上、漏れなく獲得できるよう、積極的かつ誤りのない補助金申請に努める。

(3) 授業科目数及び専任教員持コマ数の適正化等により適切に教員を配置する。

令和5年3月までに、教員配置計画検討委員会において「教員配置計画に係る基本方針」を定め、新たな教員配置計画を策定する。

(4) 組織再編による一元化、職員数適正化、システム一本化、デジタル化及びアウトソーシング推進等により事務組織を効率化・スリム化する。

ア 全学的に利用している類似システムについて、業務所管課と調整した上で、統一したパッケージシステムに一本化することにより、全学的な業務の統一化を図り、事務組織の効率化・スリム化を推進する。

イ 決裁手続きについて、紙の決裁書から、ワークフローシステムによる電子決裁を法人本部から部科校まで段階的に導入することにより、ペーパーレス化、プロセスの見える化等、業務改善・効率化を図る。

(5) 法人施設の有用性・必要性を再検討し、施設規模の適正化を図る。

ア 本学が将来にわたって現在の教育研究環境を維持し続けるために必要となる現在保有する校舎等施設の将来の建替えに備え、18歳人口の減少や文部科学省の定員管理厳格化などに伴う学生生徒等数の減少を見据えた施設規模の適正化を図るとともに、併せて、建替え自体の必要性や適切な建替え時期及び財源措置等についても検討を行う。

イ 本学遊休資産について、全学的に有効活用の検討を進め、活用が困難な場合は、売却も含めて方針を検討する。また、将来にわたる利用形態の変化を考慮し、整備計画については適切な施設規模の計画を行う。

(6) 海外拠点の活用施策の抜本的見直しを実施する。

ニューカッスルキャンパス計画検討オフィスを設置し、事業の再開または中止等の方向性の検討を含めた今後の運用に係る対応を行う。

③公平で透明性のある合理的な教職員人事制度の構築

- (1) 人事基本方針（基本理念及び基本方針）を策定の上、多様性を考慮した教職員採用制度（大学教員・付属校教員・職員等）を構築し実行する。人事制度改革検討委員会において、人事基本方針を策定し、公平で透明性のある教職員採用制度を構築し実行する。
- (2) キャリア形成及びキャリアパス制度を導入し、不正の再発防止に繋がる人事制度を構築し実行する。
キャリアパスについての基本的ポリシーを策定し、不正の再発防止に繋げる。
- (3) 意識改革（縁故採用・恣意的人事の排除を含む）を促し、全学統一の人事評価、人事配置（異動、昇進・昇格）基準の制定及び人材育成制度を構築し実行する。
 - ア 理事や職員の人事が特定の役員によって恣意的に行われることがないように、公平で透明性のある人事政策を実行するため、教職員一人ひとりの意識改革を実践する。
 - イ 人事配置においては、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、令和8年度までに教職員の管理職に占める女性比率15%以上を目標とする。

以 上

本 部

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

本学の一連の不祥事に伴い令和4年7月に林理事長及び酒井学長が就任され、新たに管理運営の基本方針、教学上の基本方針が示された。それに伴い2つの方針に基づいて策定されている「日本大学中期計画(令和3年度～令和8年度)」についての見直し、修正を行った。令和5年度は修正された中期計画の進捗状況等を考慮した上で、以下の項目を中心に事業計画を立案し実行する。また、一連の事案等により本学が置かれている状況や課題を教職員一人ひとりが正しく理解した上で、本学の再生に向けた様々な改革に着手し、学生・生徒の不安を払拭するため更なる教学・研究環境の充実及び社会からの信頼を得るための法人運営体制の構築に取り組む。

【教育の質保証・学生支援の充実】

- 1 学生主体の学びの確立
- 2 全学的な教学マネジメントの確立
- 3 学位プログラムとしての大学院教育の確立
- 4 高等学校等との教育連携の充実・推進
- 5 大学と社会との関係構築

【教育基盤となる研究の推進】

- 1 独創的・先駆的研究成果の創出とその社会還元
- 2 社会変化に対応可能な研究基盤の再構築
- 3 社会の強い信頼を得る持続可能な研究体制の充実

【信頼の回復】

- 1 「日本大学行動規範」の遵守
- 2 適正な管理運営体制の早期実現
- 3 学外関係団体からの信頼の回復
- 4 「広報・PR」活動の推進

【“学生ファースト”の実現】

- 1 「日本大学ルネサンス計画」実現のための支援
- 2 安全安心なキャンパスの実現・維持

【永続的運営を見据えた経営基盤の確立】

- 1 安定的かつ永続的な運営体制の構築
- 2 18歳・15歳等人口の減少を見据えた財政基盤確立の推進
- 3 公平で透明性のある合理的な教職員人事制度の構築

2, 主要な事業計画

①全学的なカリキュラムマネジメント体制の整備

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：人格の陶冶及び職業教育を実現するための教育課程指針を策定し、また、教養教育と専門教育を有機的に結合させるカリキュラムマネジメント体制を確立する。また、「全学教養教育委員会(仮称)」を設置し、専門部会において多角的な視点から教養教育を検討する。

事業種別：【継続】

※全学共通教育科目を継続して展開し、学部と連携して行う全学的な教養教育と、学部の責任のもとで行われる専門教育の融合を図るため。

②デジタル技術を駆使した教育の推進

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(2)】

【管理運営－学生ファーストの実現①－(2)】

事業概要：全学的な教学 DX を推進するために学長の直下の委員会として設置された教学 DX 戦略委員会を中心に、エビデンスに基づく教学施策の展開に向けて、本部における教学データの情報収集及び分析基盤を構築した後、部科校レベルの情報収集・分析に繋げていく。また、全学共通の LMS 導入に向けた準備を行う。

事業種別：【継続】

※デジタル技術や ICT を活用した授業や学修成果の可視化に向けた取組を通じて、既存にとらわれない学びの展開と、それらを支える施設・設備の環境を整備するため。

③経済的支援体制の強化

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：学生に対して奨学金の申し込みをしやすくするため、奨学金情報の効率的な提供や申請書類のデジタル化への移行を行う。各種学内給付奨学金の在り方を確認し、同じ目的で設立された奨学金を集約できるよう準備を進めていく。学部において、キャンパスジョブが可能な業務の精査を行い、キャンパスサポーター制度の導入検討を含めた学内経済支援策を講じる。

事業種別：【継続】

※学生が安心して学べる環境整備を行うため。

④WEB 等による学生交流の仕組み構築

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(3)－イ】

事業概要：自然災害時はもちろん、通常時も機能する WEB 等による交流掲示板など、学生が気軽に情報共有でき、交流できる仕組みを構築し、運用準備を継続する。

事業種別：【継続】

※緊急時・通常時にかかわらず、WEB 等を利用した情報共有できるアイテムを用意する必要があるため。

⑤WEB 活用による就職活動支援並びに指導の実施

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(3)－ウ】

事業概要：Zoom 等による学生からの相談、各種提出書類の添削指導、模擬面接による指導の継続及び各種講座・ガイダンスのオンライン化を推進する。

事業種別：【継続】

※様々な災害が増え、さらに with コロナの状況で、学生が登校できない環境でもオンラインを活用して多様な支援を受けられるよう内容の充実を図る。

⑥学生のニーズに合った学生寮の設置・運営

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(4)】

事業概要：現在の学生寮のあり方を再確認し、学生の動向を調査し、ニーズに合わせた学生寮の設置・運営に繋げていく。

事業種別：【継続】

※学生寮は、学生の経済支援を目的としているため、継続して運営していく。

⑦学生の主体的「未来選択」支援の強化

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：初年次に、学生の主体的な未来選択に必要なキャリア形成の必要性とその形成方法についてガイダンス等を実施、2 年次生以上に対しては、人生観・価値観を発見させるための施策を検討し、実施する。

事業種別：【継続】

※昨今の採用企業との懇談により「志望動機について明確な動機を有する学生が減少しており、採用に至らない学生が増加している」との意見に対する対応策として実施する。

⑧留学生・障がい学生に対する支援の実施

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：留学生には、奨学金等の経済支援と生活支援の充実を図る。障がい学生には、入学から卒業まで切れ目ない支援の実施を目指し、入試・修学に関しては教務課と、就職に関しては就職指導課との連携を強化し、早い段階から障がい学生が自身の特徴と必要な支援を理解し、自分に合った就労環境を選択できるように障がい者雇用及び就労支援制度などについての情報提供を行うなど、支援体制の充実を図る。また、進路支援においては、留学生・障がい学生共に、求人企業数を充実させる方策について検討を進める。

事業種別：【継続】

※留学生・障がい学生に対しては、更なる学生支援が必要であるため。また、進路支援においては、各学部において統一的な見解のもと、実施されることが必要であるため。

⑨学生相談体制の充実

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)－イ】

事業概要：学生が相談しやすい環境を整えるために、学生支援室内に学生支援窓口を設置し、専門人材としてのコーディネーターを常駐させるなど、学生支援室の人的及び物理的支援体制強化における措置を講じ、WEBを併用した相談体制を整える。また、各学部において学生から学部長等に直接意見を伝えられる仕組みを構築する。

事業種別：【継続】

※学生支援体制の調査に基づき、学部への助言・指導を行い、相談体制の充実を図るため。

⑩豊かな人間形成に資する正課外活動の促進

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7)－ア】

事業概要：キャリア形成のために必要な経験を、社会集団の一員として積み上げていくため、就労体験やボランティア活動、サークル活動を通じ、各人の役割を認識した上での活動を安心・安全に実施できる環境を整備する。

事業種別：【継続】

※正課外活動を促すことにより、社会・集団の一員としての人間形成を行うため。

⑪他学部生、OB・OG等との交流の促進による総合知（総合的知識）の啓蒙

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7)－イ、ウ】

事業概要：「自主創造プロジェクト」など、学生交流行事を充実させ、それに加えボランティア活動の推進などの正課外活動を充実させる。合わせて、OB・OGの協力を得て学生主体の課外活動への支援体制を構築する。更には、他学部生等と達成目標を掲げ、協力して問題解決することで総合的知識の必要性を啓蒙する。

事業種別：【継続】

※他学部生との交流を促進するためには「自主創造プロジェクト」等の企画が必要であるため。

⑫NU祭・学部祭のあり方の再検討

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7)－エ】

事業概要：本学として、NU祭及び各学部祭の繋がり方について再検討しつつ、学部祭の企画等も再検討し、見直しを行う。

事業種別：【継続】

※新型コロナウイルス感染症の影響で各学部祭の歴史が一時途絶えたことに鑑み、今後の学部祭運営に関して検討するため。

⑬「日本大学競技スポーツ宣言」に基づく各種支援策の実施

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7)－オ】

事業概要：(1)競技部部長・副部长・監督・コーチへの研修会の実施

競技部指導者に対して、有識者等による講演や指導者間の意見交換会を実施することにより、人間力・指導力等の向上を図る。

(2) 主将・総務研修会の実施

主将としてチームの競技力の向上並びにチームの目標達成のために必要な心構えの習得、また総務としてチームの裏方として支えるためのスケジュール設計・管理等の習得を目指し、競技部の組織力向上を図る。

(3) 「SPORTS NIHON UNIVERSITY」(仮称) 競技部活動紹介パンフレットの作成

オリンピック等の国際大会開催等により、競技スポーツへの期待や注目度が高まることから、今後の選手勧誘強化と校友、学生、教職員など多くの方々へ支援をいただくために、各競技部の活動内容を紹介するパンフレットを作成し、全国の高校への配布、進学ガイドへの折込、在学・在校生への配布を行う。

(4) 部科校と連携した学修支援体制の強化

競技部に所属する学生、約 2400 名に対して、部科校の教務課と競技部の監督、コーチとの意見交換会の開催を検討するなど、部科校と競技部の連携を強化し、履修登録指導、単位取得状況等の学修支援体制のさらなる強化を図る。

事業種別：(1) 【継続】

※目的の達成に向けては、継続して実施することが効果的であるため。

(2) 【継続】

※主将・総務担当者は、学年進行により 1 年ごとに代わるため、毎年実施することが効果的であるため。

(3) 【継続】

※「SPORTS NIHON UNIVERSITY」(仮称) パンフレットを引き続き作成し、競技部の活動内容や選手を紹介することにより、本学及び競技部のイメージアップに資するため。

(4) 【新規】

※部科校との連携を図り、学生が相談しやすい環境を整備するため。

⑭教育の点検・評価・改善など質保証に係る取組の推進(大学及び短大の認証評価申請に向けた取組も含む)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(1)－ア，イ】

【管理運営－信頼の回復③－(2)】

事業概要：本部及び部科校における自己点検・評価を企画・実施する。認証評価の受審に向けた自己点検・評価を実施し、本学が掲げる各方針や計画の策定状況及び達成度等について、現状を把握し、長所や問題点等を明らかにする。自己点検・評価結果の改善事項及び認証評価結果に付された提言への対応については、全学内部質保証推進委員会を中心に検討及び計画等を策定し、改善に努めていく。特に不適合判定の要因となった管理運営に係る事項については、関係部署との連携を強化し、改善に向けた進捗状況の確認を行っていく。また、分野別評価における学部等の連携など、今後の外部評価の在り方について検討していく。

事業種別：【継続】

※自己点検・評価活動が形骸化した取組とならないよう、内部質保証システムを機能させ、組織的な点検・評価及び改善・改革を推進していくため。

⑮根拠に基づく行動を支える教学 IR の推進

根拠：【教育－教育の質の保証・学生支援の充実②－(2)】

事業概要：教学 DX 戦略委員会の検討事項である教学 IR の推進に向けて、外部アセスメント・テストを全学的に導入し、全学的に教育活動を検証・改善するためのデータを収集するとともに、改善取組の結果をデータに基づき外部に積極的に公表する。

事業種別：【継続】

※全学的な教育活動を支援するとともに、情報公開により社会に対する説明責任を果たしていくため。

⑩教育の質向上を持続させるための支援

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(3)】

事業概要：自己点検・評価活動と日本大学学修満足度向上調査等を活用するなど、教育研究環境等の整備及び支援のための利活用方法について検討を進める。また、授業評価結果を活用し、教員自身が授業改善に取り組む仕組みを構築する。(授業改善計画書)

事業種別：【継続】

※教育の質向上に資するため、既存の諸活動について有効活用できる方法を改めて検証し、実行することで、教育研究環境等の改善について支援をしていくため。

⑪NUG メール卒後利活用環境の整備

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(4)】

事業概要：現在、入学時に全学生に対して付与している「NUG メールアドレス」を卒業後も本学と卒業生を繋ぐ連絡手段とし、卒業後の調査等に利活用できるよう学生各人に使用を推奨する体制を構築し、各学部において実践する。

事業種別：【継続】

※卒業後の調査を円滑・迅速に実施する手段として構築する。

⑫学位プログラムとしての大学院教育の確立

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実③－(1)～(3)】

事業概要：大学院修了者の主要な受け手である産業界等のニーズと大学院教育とのマッチングや、学部教育と大学院教育の連携、大学院生への修学上の支援を検討・実施していくため、学部教育の検討体制から独立し、大学院教育に特化して検討する体制を整備する。

事業種別：【継続】

※大学院教育の検討、改善を推進し、既存の体制の再構築を図るため。

⑬豊富な人材、教育環境を活用した高大連携・接続体制の推進

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実④－(1)－ア】

事業概要：付属校と大学の連携及び接続教育を推進するため、ICTを活用し大学の教育コンテンツを付属校に円滑に提供できる仕組みの構築を検討する。また、付属校と大学双方の現状、ニーズや知見を集約し、連携教育の活性化を図る。

事業種別：【継続】

※大学への学びを付属校に提供することで、生徒の進路決定の一助となり、また大学の教育に無理なく移行できるため。

⑭スポーツを通じた高大連携の推進

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実④－(1)－イ】

事業概要：本学は多くの付属学校を有し、運動部活動が盛んな学校も多い。既に競技スポーツ部所有施設の貸出し等の協力を行っているが、指導者及び学生・生徒の交流を推進する等、大学競技部と付属高等学校等のスポーツにおける連携をさらに推進するため検討を開始する。

事業種別：【継続】

※本学が有する人材や競技施設を活用し、大学競技部と高等学校等運動部が交流することにより競技力向上が期待されるため。

⑮付属高等学校等におけるICT教育、グローバル教育を含む特色ある教育の推進

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：各付属校における先進的なICT教育やグローバル教育等の特色ある教育について、調査や付属高等学校長会議等で情報共有を行い、付属校間で新たな質の高い教育を生むこと

ができるサイクルを構築し、活性化を図る。

事業種別：【継続】

※附属校間での情報共有を加速し、特色ある教育を推進させることで、教育の質を向上させるため。

②大学と社会との関係構築

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実⑤－(1), (2)】

事業概要：地域に貢献する本学の教育研究活動の活性化支援を検討・実施する。また、リカレント教育に係る指針の策定・プログラム構築を進める。

事業種別：【継続】

※大学に求められるニーズを把握し、社会との関係をより強化していくため。

③スポーツを通じた地域連携の推進

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実⑤－(3)】

事業概要：現在、本学は34の競技部を有しており、地域に受け入れられ、共存、共栄を図るため、多くの競技部では、スポーツ教室、清掃活動及び防犯パトロールなどの活動を行っている。今後は複数の競技部が連携した活動等、スポーツを通じて更なる充実した地域連携活動を実施するための検討を行う。

事業種別：【継続】

※地域活動を通じて、地域から応援される競技部となること、また、参加する学生の社会性、自主性、連帯感、コミュニケーション力等の醸成を図ることが期待されるため。

④学生ボランティア活動の推進

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実⑤－(4)】

事業概要：人間力向上など汎用的能力の涵養や社会貢献に繋げるため、学部と連携し、学生が社会でボランティア活動を経験させる環境を整える。

事業種別：【継続】

※ボランティア活動を推進するために本事業を行う。

⑤本部研究助成金制度による研究推進

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(1), (2)】

事業概要：社会で必要とされる分野の発展につながる研究を発掘し、独創的・先駆的な研究に対する重点的な支援と予算配分を行い、基礎研究から応用研究に至るまで、本学の研究活動の更なる活性化を図る。また、海外派遣研究員制度により海外の大学、研究機関等との国際共同研究を推進し、国際的水準の研究活動を展開する。

事業種別：【継続】

※多様な領域に及ぶ本学の研究活動を更に活性化させることにより、独創的・先駆的研究成果の創出とその社会還元を実現するため。

⑥知的財産の活用による産業界等との社会実装の推進

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(3)】

事業概要：本学が有する知的財産を活用し、特許権実施等契約、受託研究・共同研究契約の締結等を通じ、産業界等との連携強化による社会実装研究のみならず、産業界等と新たな知的財産の創出のための産学連携活動を推進する。

事業種別：【継続】

※本学保有の知的財産の社会への実装(研究成果の橋渡し)は、産業界等における課題解決に資するものであり、また、本学における研究活動の活性化、ひいては、産業界等との新たな連携を生み出す一助ともなるため。

⑦産学連携相談窓口を通じた地域社会等との連携

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(3)】

事業概要：学部設置の産官学連携相談窓口の活用における地域ニーズ等の吸い上げ及び地域社会等との連携により研究の積極的な展開を図る。

事業種別：【継続】

※地域社会等との連携による課題解決、地域社会の発展に貢献する産学連携活動を積極的に展開するため。

⑳効率的な産官学連携体制等の構築及び外部機関との連携

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(3)】

事業概要：部科校が知的財産活動に参画する体制の整備だけでなく、部科校及び本部の連携による産官学連携体制の強化を通じ、国内外の大学及び研究機関等との共同研究等を推進する。

事業種別：【継続】

※産官学連携・知的財産活動にかかる部科校の積極的な関与のみならず、本学が一体となり、国内外研究機関等との産官学連携をより一層推進するため。

㉑秘密情報の適正な管理

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(3)】

事業概要：産業界等から大学における適切な秘密情報管理への要請の高まりを踏まえ、共同研究等の実施により得られた秘密情報の適切な管理と有効利用を考慮した秘密情報の積極的な活用による体制整備を目的として、令和4年度に制定した「産官学連携における日本大学秘密情報管理ポリシー」に基づき、学内における啓発活動を実施する等、秘密管理情報の適正な管理に努める。

事業種別：【継続】

※産官学連携を推進する本学及び本学教職員の社会的信頼の確保に努めるため。

㉒遺伝子組換え実験計画書 Web 審査システムの運用

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(1)】

事業概要：遺伝子組換え実験計画の審査を『実験計画等申請管理システム「NU-PRiS」』による Web 審査体制に移行した。計画書等の一元管理を行うとともに、研究者の負担軽減を図るための効率的な運用を検討し実施する。

事業種別：【継続】

※関係法令遵守の徹底を図るため。また、現在のコロナ禍における状況への対応や将来の災害等に備えるため

㉓研究施設・設備の共同利用の促進

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(2)】

事業概要：新たな研究分野創出のため、研究費等の合算使用制度や、研究施設・設備・機器等の共同利用を促進する。学内研究者に各学部の共同利用施設等の情報を公開し、定期的に会議等で周知を図る。

事業種別：【継続】

※学内の研究施設・設備・機器を有効に活用するため。

㉔外部研究資金獲得に向けた支援の展開

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：科学研究費助成事業の更なる獲得に向け、本学に蓄積された外部資金獲得のノウハウを活用した支援策の拡充を図るとともに、既存の支援策の運用方法を検証し、効果の高い取組を発見・展開する。また、既存の支援策に留まらず、学外の動向を注視しながら時世に合わせた新たな支援策を検討する。

事業種別：【継続】

※科学研究費助成事業の獲得につながる支援策を強化し、本学の更なる研究力の向上を目指すため。

③産業界等との受託研究・共同研究の推進

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：本学における研究成果のアウトリーチ活動等を通じ、従来の研究シーズ提供型受託・共同研究の獲得に加え、社会実装等への近道となる可能性の高い産業界等のニーズ解決型受託・共同研究の獲得を推進する。

事業種別：【継続】

※本学における研究成果の産業界等への還元により、産業界等民間資金等の受入れ拡大による本学の研究力向上のみならず、研究者及び産業界等の連携が活性化するため。

④全学共通図書館システムの運用管理

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(4)】

事業概要：部科校担当者との打ち合わせを定期的で開催し、全学共通図書館システムに対する情報共有を図り、利用促進に努める。また、全学共通図書館システムのOS (CentOS) のサポートが令和6年(2024)6月に終了予定のため、令和5年度に全学共通図書館システムのバージョンアップを行う。

事業種別：【継続】

※今後とも日本大学図書館の基幹システムとして、安定稼働維持を行い、継続的に利用者の利便性の向上を図るため。

⑤特別研究員採択のための支援

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(5)】

事業概要：若手研究者のキャリア形成支援のため日本学術振興会の特別研究員等の過年度採用者の申請書類を閲覧できる機会を設け、採用者増に繋げる。

事業種別：【継続】

※若手研究者のキャリア形成と大学教員に採用されるためのキャリアパスの形成には特別研究員事業の採択が必要であるため。

⑥研究倫理教育、コンプライアンス教育等の更なる徹底

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進③－(1)】

事業概要：研究不正を防止し社会からの信頼に応えるため、本学で研究活動に関わる全ての者に対して、研究倫理規範の遵守を浸透させるため、研究倫理教育及び研究費不正使用防止に係るコンプライアンス教育の更なる徹底を図る。

事業種別：【継続】

※研究活動に関する作法を修得し、研究費の使用ルールに関する理解不足や問題意識の低下から生ずる不正使用や不適切使用を防止するため。

⑦産官学連携の推進に伴う利益相反の適正なマネジメント

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進③－(1)】

事業概要：産官学連携の推進に伴い生じる利益相反を適正にマネジメントするため、外部専門家及び外部機関等との連携による啓発活動を実施する等、教職員の規範意識の醸成により社会からの強い信頼獲得に努める。

事業種別：【継続】

※産官学連携の推進に伴い生じる利益相反のマネジメントを通じ、教職員等を保護しつつ大学の社会的信頼を維持するため。

⑧安全保障輸出管理に係る法令等の遵守

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進③－(2)】

事業概要：外部専門家及び外部機関等との連携による啓発活動の実施、部科校及び本部の連携を強化する等、外国為替及び外国貿易法をはじめとする関係法令等の遵守による安全保障輸出管理の適切な実施に努める。

事業種別：【継続】

※教育研究活動のグローバル化の進展等に伴う機微技術の流出等を防止しつつ、「大学の国際化」を継続的かつ適切に進め、安全保障輸出管理に関する法令等の遵守を通じ、本学の社会的信頼を確保・維持するため。

③⑨実験実施時における危機管理体制の把握・検討

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進③－(3)】

事業概要：地震や火災、気候変動による自然災害や感染症等に備え、動物実験を始めとする各種実験において、災害等の対策及び発生時対応に関する情報を提供し、危機管理体制の維持に努める。

事業種別：【継続】

※動物実験を始めとする各種実験において、危機管理体制を維持する必要があるため。

④⑩役員の業務執行支援の充実

根 拠：【管理運営－信頼の回復①－(1)】

事業概要：関連諸規程等の理解を深めるため日本大学規程集管理システムを利用できる体制を整備するとともに、本学を取り巻く状況に関する研修会を開催し、役員が適正な業務執行を行うための情報を定期的に提供する。

事業種別：【継続】

※役員が健全で適正な業務を執行できる体制を整備するため。

④⑪闊達な議論を促進する会議運営体制の整備

根 拠：【管理運営－信頼の回復①－(2)】

事業概要：理事会及び評議員会での闊達な議論を促進するため、事前の資料配布時に議事概要を添付するとともに事前に質問等を受け付けた上で会議を行う。また、配布資料をデータ化しドライブで共有することで構成員が利用しやすい環境を整備する。

事業種別：【継続】

※より活発な議論を行う体制を整備するため。

④⑫適切な情報公開の実施

根 拠：【管理運営－信頼の回復①－(3)】

事業概要：情報公開を適切に実行することにより社会への説明責任を果たす。

令和4年度に引き続き、他大学等の情報公開内容及び公開方法の調査を行うと共に、その結果を受けて新たに公開すべき項目・公開方法を検討し、追加・変更を行う。学生・生徒等、保護者、卒業生、教職員など全てのステークホルダーに対して、透明性・公正性を確保する積極的な情報公開により説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。

事業種別：【継続】

※令和4年度は他大学等の情報公開内容の調査及び公開方法の検討を実施したが、令和5年度においては、その結果を受けて新たに公開すべき項目・公開方法を審議・実施する必要があるため。

④⑬取引の公正性、合理性及び透明性の確保

根 拠：【管理運営－信頼の回復①－(4)－ア,イ】

事業概要：公正性、合理性及び透明性の確保のため、令和4年度に制定した「本部における物件調達及び工事等の入札に関する基準」の内容について、適宜検証及び改善を行う。また、管財委員会指名業者の選定に係る申合せ等を制定し、令和5年度から運用を開始する。

事業種別：【新規】

※不祥事により失墜した信頼を回復するため。

④⑭部科校システムサーバの適正かつ効率的な管理

根 拠：【管理運営－信頼の回復①－(4)－ウ】

事業概要：大学契約のクラウドやデータセンターの仮想サーバ利用を促進することで、部科校におけるサーバ選定において、オーバースペックを回避し、購入費や保守費の削減を行う。

事業種別：【継続】

※サーバの購入費及び保守費削減を図るため。

④⑤資産の適正な活用及び効率的な管理

根拠：【管理運営－信頼の回復①－(4)－エ】

事業概要：「日本大学物品等再利用システム（PReS）」を活用して中古備品を部科校間で移管し、再利用することにより、資産の適切な活用及び効率的な管理を推進するため、同システムの活用について、周知及び促進を図る。

事業種別：【継続】

※中古備品の再利用により、資産の適切な活用及び効率的な管理を図るため。

④⑥適正な管理運営体制の構築

根拠：【管理運営－信頼の回復②－(1)－ア，イ】

事業概要：これまで構成員のみが知り得た理事会、評議員会及び常務理事会の議決結果を学内に周知するとともに、理事会及び評議員会の議事録の要旨をホームページへの公表を継続し、法人としてより透明性のある管理運営を推進する。

事業種別：【継続】

※組織の適正化及び透明化を推進するため。

④⑦ダイバーシティの推進

根拠：【管理運営－信頼の回復②－(2)】

事業概要：日本大学ダイバーシティ推進委員会を中心に全学的にダイバーシティを推進し、今までの同質性の高い組織からの脱却を目指し、多様な人材が活躍できる組織体制を構築するための検討を進める。

事業種別：【継続】

※ダイバーシティを推進することが本学の改革の一助となるため。

④⑧実効性のある内部監査の実施

根拠：【管理運営－信頼の回復②－(3)－ア】

事業概要：内部監査の今後の在り方について、その方向性、進め方（プロセス）、評価の観点等を具体的に示した「日本大学における内部監査体制の構築について」に基づき、内部監査計画を立案し、内部監査を実施する。

事業種別：【継続】

※実効性のある内部監査を継続的に実施する必要があるため。

④⑨内部監査人の育成

根拠：【管理運営－信頼の回復②－(3)－イ】

事業概要：内部監査課職員が監査員となって内部監査が実施できるように、監査補助者として内部監査に携わることを中心に内部監査人の育成を行う。また内部監査課職員が研修会又はセミナーに参加する等により内部監査人として必要な教育・研修を行う。

事業種別：【継続】

※内部監査人の育成には、内部監査の経験を積む必要があるため。

⑤⑩役教職員に対する内部監査の有効性等の周知

根拠：【管理運営－信頼の回復②－(3)－ウ】

事業概要：令和4年度内部監査の結果を通じて、役教職員を対象に、内部統制の重要性、有効性等を促進するために、研修会や報告会等を実施する。

事業種別：【継続】

※継続的に内部監査の有効性等の理解を促す必要があるため。

⑤内部通報制度及び人権侵害防止・解決体制に係る啓発活動の実施

根拠：【管理運営－信頼の回復②－(3)－エ】

事業概要：内部通報制度の意義や重要性、本学における通報処理体制等を記載したリーフレットを作成して本学構成員等に配布するほか、通報等への対応実績を大学ホームページに掲載して周知を図る。本学における人権侵害に対する基本姿勢や人権侵害防止・解決体制に係るリーフレットを作成して本学構成員等に配布するほか、ポスターを部科校等の校舎に掲出するなどして人権侵害防止のための啓発を行う。また、人権侵害防止のための講演会や研修会を実施し、その内容の動画を配信するなどして啓発活動の充実を図る。

事業種別：【継続】

※内部通報制度とその実態について理解を得るとともに、人権侵害防止・解決体制への理解を深め、問題の根絶を目指すため。

⑥法人監事による適正な監査の実施と監事支援の充実

根拠：【管理運営－信頼の回復②－(3)－オ】

事業概要：(1)本学における業務及び財産の監査

従前の慣例であった期中・期末に実施する年度2回の定例監査を根本的に見直し、監事が必要性を認めた事象に関して年間を通して監査を実施する。そのため、監事支援体制の強化を図り、本事務局には専門性のある人員を監事付として採用する他、監査事項及び監査対象の事情に応じて、都度、専門知識を有する者を監査補助者として委託する。

(2)理事の業務執行状況の監査

私立学校法の定めに従い、監事が理事の業務執行の状況を監査するため、評議員会、理事会、常務理事会、学部長会議等、法人の意思決定に関わる諸会議及び法人執行部の打ち合わせ会等に出席し、必要に応じて意見表明を行う。また、理事長、学長をはじめとする業務執行理事等に対して監事が随時面談しヒアリングを通して確認する。

(3)監査結果の理事会及び評議員会への報告

私立学校法の定めに従い、本学の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監査結果を会計年度終了後の理事会及び評議員会に報告する。また、業務、財産あるいは理事の業務執行等について法令若しくは本学寄附行為に違反する重大な事実を認めた場合は、都度、臨時の理事会及び評議員会に報告する。

(4)監事監査・内部監査・会計監査人監査の連携強化

本部各部局及び部科校への監事監査を充実するため、内部監査関係者、学外の会計士監査人等との定期的な連絡会等を開催し連携を深める。そのため、内部監査所管部署及び会計監査人に対して監査の実施状況等について報告を求め、最新の情報を共有するとともに、必要に応じて内部監査及び会計士監査の現場を視察し、状況を確認する。

事業種別：【継続】

※本学のガバナンス向上に必要不可欠であるため。

⑦私立大学ガバナンス・コードの遵守

根拠：【管理運営－信頼の回復②－(4)】

事業概要：私立大学ガバナンス・コードの遵守状況の確認・検証を継続的に行う体制を構築し、同コードで示されている事項について確実に遵守し、それを継続していくことで、健全な法人運営を推進する。

事業種別：【継続】

※私立大学ガバナンス・コードの遵守により本学のガバナンス体制の強化及び健全な管理運営につながるため。

⑧学外関係団体からの信頼の回復

根拠：【管理運営－信頼の回復③－(1)～(3)】

事業概要：私立大学経常費補助金の減額措置への対応並びに文部科学省及び私立大学連盟等の関係団体からの信頼を回復するため、全教職員が一丸となって文部科学省へ回答した改革及び改善策を確実に実施する。

事業種別：【継続】

※学外団体からの信頼回復、私立大学等経常費補助金の全額交付に向けて、改善策の確実な実行に努めるため。

⑤積極的かつ精緻な広報・PR活動の推進

根 拠：【管理運営－信頼の回復④】

事業概要：(1)効果的な「広報・PR」活動に資する広報戦略の立案のため、ブランドイメージ調査を実施する。

令和4年度に実施した「日本大学ブランドイメージ調査」を日本大学公式ホームページのリニューアルに利用する。その他、広告出稿媒体の決定や出稿内容の検討など広報・PRの広報戦略立案等に利用する。調査結果により本学の独自性、他大学との差別化を図ることで学生・生徒等、保護者、卒業生、教職員など全てのステークホルダーに対して、未来に向けてポジティブなブランドイメージの定着を目指す。

(2)日本大学公式ホームページをリニューアルし、本法人の特徴や成果を迅速にわかりやすい形で発信する。ユーザビリティを考慮し、スマートフォンでの閲覧に対する最適化を図る。

令和4年度に実施した「日本大学ブランドイメージ調査」を日本大学公式ホームページのリニューアルに利用する。分析結果を基に要件定義書を作成し、業者選定を実施して、ホームページリニューアルに着手する。日本大学公式ホームページをリニューアルすることにより、学生・生徒等、保護者、卒業生、教職員など全てのステークホルダーに対して、本法人の特徴や成果を迅速にわかりやすい形で発信すると共に、ブランドイメージの定着を目指す。

(3)広報担当者情報交換会を実施し、各部科校の広報担当者と情報の共有、情報発信方法などを検討する。

本部と各部科校の広報担当者のネットワークをより強固なものとし、情報の共有や発信力の強化を図り、日本大学公式ホームページと部科校のホームページや学生向けのポータルサイト等と綿密に連携して、複数のネットワークから日本大学の情報を発信する仕組みを構築する。学生・生徒等、保護者、卒業生、教職員など全てのステークホルダーに対して、本法人の特徴や成果を積極的に精緻に発信するシステムを構築すると共に、ブランドイメージの定着を目指す。

(4)メディア懇談会を実施する。

メディア懇談会を実施し、本学のビジョンや改革の進捗状況、独創的・先駆的な研究や教育制度の紹介、学生の活躍、社会・地域貢献などについてメディア担当者の方に発信する機会を設け、併せてメディア担当者の方から御意見や御要望を拝聴することで今後の広報・PR活動に役立てる。

事業種別：(1)【継続】

※令和4年度に実施したブランドイメージ調査の結果を実際の広報戦略策定に活用するため。

(2)【継続】

令和4年度に実施したブランドイメージ調査の結果を実際のホームページリニューアルに活用するため。

(3)【継続】

令和4年度にも実施をしたが、令和5年度からはより頻度を増やして、定例的な情報交

換会として定着させるため。

(4) 【新規】

信頼の回復のためには、開かれた大学となることが肝要であると思われる。そのためにはメディア担当者の方々に対して積極的に情報を発信することが望まれるため。

⑤⑥ルネサンス計画実現のための支援

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現①】

事業概要：日本大学ルネサンス計画の一環として、部科校の自主性を尊重した上で法人全体の活性化を図り、将来に渡り持続可能な総合大学を目指すために日本大学未来構想推進体制を設置し、法人の将来に向けた検討を進める。

事業種別：【新規】

※部科校が抱える諸問題を共有した上で法人の将来を見据えた検討を進めていくため。

⑤⑦校舎等の耐震化の推進

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(1)－ア】

事業概要：耐震化年次計画は毎年見直しを行い、ホームページの公表内容を更新する。一部、耐震化計画が不透明となっている施設について、耐震化の内容及び完了時期を明確にする。

事業種別：【継続】

※安全安心なキャンパスを実現・維持するため。

⑤⑧板橋病院等建替え計画の推進

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(1)－イ】

事業概要：令和4年度に策定予定の本事業の基本構想並びに耐震診断の結果及び耐震補強計画に基づき、令和5年度は基本計画及び耐震補強の設計を行い、事業を推進する。

事業種別：【継続】

※新病院建設までの間、現板橋病院の耐震性を確保しながら建替え計画を推進するため。

⑤⑨サイバーセキュリティに関する基本方針等の整備

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(2)－ア】

事業概要：サイバーセキュリティ対策等基本計画の策定と組織・体制の見直しを行う。

事業種別：【継続】

※サイバーセキュリティの整備を図るため。

⑥⑩感染症対策を含むリスク管理・危機管理体制の整備

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(2)－イ】

事業概要：感染症を含む健康危機管理に関しては、政府や関係省庁が発出する情報に基づく迅速な対応を実施する体制を構築する。リスク管理・危機管理体制の整備に関しては、危機管理マニュアルの見直し等を随時実施し、社会的状況に適応した危機管理体制の整備を図る。

事業種別：【継続】

※社会的状況の変化に応じ適切に危機事象に対応していくことが必要であるため。

⑥⑪個人情報 を 適正 に 取 扱 う た め の 意 識 の 醸 成

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(2)－ウ】

事業概要：本学の統一ルールである日本大学個人情報取扱マニュアルに基づき、個人情報が適正に運用されているか、各管理単位における書類及び実地点検を開始する。また、関連部署と共同して、研修会を実施する。

事業種別：【継続】

※個人情報の取扱いに関する教職員の意識の醸成を図るため。

⑥⑫施設設備の適切な管理

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(3)－ア】

事業概要：老朽化した施設設備等を把握し、あわせて部科校で作成した耐震化年次計画及び資金積立計画（50年計画）を活用し、老朽化した施設設備の計画的な更新等を推進する。

事業種別：【継続】

※安全安心なキャンパスを実現・維持するため。

⑥③施設に関するSDGs,ユニバーサルデザインへの対応

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(3)－イ】

事業概要：新築工事の設計において行われている、SDGs（省エネ技術の採用、災害対策等）及びユニバーサルデザインへの対応を継続する。また、既存施設についてもユニバーサルデザインへの対応状況を把握し、実現可能なものから整備を進める。

事業種別：【継続】

※安全安心なキャンパスを実現・維持するため。

⑥④ペーパーレス化の推進

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(3)－ウ】

事業概要：ペーパーレスシステムや電子会議を利用し、会議資料等の紙を削減する。

事業種別：【継続】

※カーボンニュートラルを目指し紙の削減を図るため。

⑥⑤法人の将来を見据えた中期計画の推進

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(1)】

事業概要：中期計画を推進するために年度ごとに策定している事業計画を通じて確実に実行するとともに定期的に進捗状況の確認を行い、計画の促進、見直し等を適宜行える推進体制を整備する。

事業種別：【継続】

※中期計画を着実に実行することで、本学の改革を促進し健全な法人運営体制を構築していくため。

⑥⑥効率的な業務運営体制の構築

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(2)－ア,イ】

事業概要：組織の大きさに起因する学内手続きの煩雑さ等本学が抱える様々な事務的な課題に対応するため、事務の効率化に向けた体制構築のための検討を進める。

事業種別：【継続】

※適正な業務運営を行うために必要不可欠であるため。

⑥⑦公平性、生産性を高める人事関係システムDX化の推進

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(3)－ア】

事業概要：今後策定される新たな人事制度とDXの機能を鑑み、具体的運用が可能か否かについて検討する。また、生産性の向上を図るため、関連部署と連携の上、事務の効率化について検討する。

事業種別：【新規】

※公平で透明性のある人事制度等を実施及び生産性の向上を図るため。

⑥⑧共同調達の推進

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(3)－イ】

事業概要：「全学共通仕様物件に関する基準に基づく対象物件仕様」におけるパソコンや什器等の仕様や、共同調達物件について見直しの検討を行うなど、本部・部科校の連携による共同調達を推進する。

事業種別：【継続】

※調達業務の効率化、経費削減を図るため。

⑥⑨共同発注及び共同利用の推進

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(3)－ウ】

事業概要：整備計画の段階からスケールメリットを意識し、時期・立地・用途等の条件が合い、効率的・経済的メリットが見込まれる案件は複数学部による共同発注及び施設の共同利用の推進を図る。

事業種別：【継続】

※安定的かつ永続的な運営体制を構築するため。

⑦戦略的な法人運営及び部科校の諸活動維持に向けた財源の確保

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(4)】

事業概要：安全・安心な教育研究環境の整備・充実と将来にわたる維持のため、財政調整積立金制度を有効に活用することで、整備拡充事業への助成及び部科校の経常的資金不足への助成等に法人として対応する。

事業種別：【継続】

※継続的な事業遂行により、効果的かつスケールメリットを生かした広報活動を展開していくため。

⑧病院経営の健全化の推進

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：日本大学病院経営会議を開催し、各病院の現状を確認することにより、事業計画の執行状況や予算達成における進捗状況等を定期的に把握し、取り組み遅滞や取り組み漏れ等の改善策や立案等を促すことで病院におけるPDCAサイクルの実施を求め、健全な病院経営の推進を図る。

事業種別：【継続】

※日本大学病院経営会議は原則として毎年度毎月開催のため、引き続き事業を継続する。

⑨診療報酬請求、施設基準等の指管理

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－イ】

事業概要：各病院に対して、適正な診療報酬請求業務等を行っているかの確認・検証を行うことにより、健全な病院経営を推進する。

事業種別：【継続】

※行政による医療機関への指導は定期的には実施されており、病院では日々の業務改善実行、周知徹底が求められる。健全な病院経営を推進するため、引き続き事業を継続する。

⑩入学定員の遵守に基づいた収支構造の確立

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(1)】

事業概要：入学定員及び収用定員超過率を遵守しつつ、経営状況を維持・改善するには更なる収支改善が必要であるが、性急な収支改善は、現在の教育研究活動に過度な制限を加えることになりかねないため、事業活動収支差額比率を法人全体で継続に5%以上（私立大学等経常費補助金が全額交付されたと仮定して算出した場合）とすること、また、長期的に収支均衡を図るため、基本金組入後収支比率は100%を超えないことを目標とし、翌年度繰越収支差額の支出超過額の更なる削減に努める。

事業種別：【継続】

※事業活動収支差額比率が継続的に5%以上（私立大学等経常費補助金が全額交付されたと仮定して算出した場合）となることを目標としているため、今後も予算時における法人の予算編成基本方針による目標値の明示と予算原案の確認・調整・検証、決算時における目標達成状況の検証を行い、継続的に収支均衡の実現に努めていく。

⑪資金の有効活用及び外部資金の積極的獲得

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(2)】

事業概要：部科校ごとの資金計画において1年以上保有する資金を、総合運用資金として本部へ集

中させ、本学のスケールメリットを活かした効率的かつ有利な資金運用に努める。

(令和4年度末運用資金有高見込額 1,265億4,000万円、部科校への果実配分見込額 2億5,468万円) また、本法人が獲得できる補助金については、関連部署と連携し、補助要件等を精査の上、漏れなく獲得できるよう、積極的な補助金申請に努める。

事業種別：【継続】

※永続的運営を見据えた経営基盤の確立のため、効率的な資金の活用と積極的な補助金申請を継続する。

㉖適切な教員配置計画の推進

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(3)】

事業概要：令和4年度中に中期計画の見直しを行った。令和6年度以降についてはそれに基づき、速やかに「教員配置計画に係る基本方針」を定め、新たな教員配置計画を策定する。また、人件費予算編成時の配置計画との適合性及び採用、昇格等が実行されているかを厳に検証した上で、引き続き関連部署が連携し、合理的な人員配置の実践を図る。

事業種別：【継続】

※令和6年度以降の教員配置計画は、令和4年度及び令和5年度の実績等に基づき、引き続き2年度毎に適正な教員数を検討していくこととしているため。

㉗事務システムの整理統合

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(4)－ア】

事業概要：部科校が個別に構築している事務システムの整理統合による、業務の統一化・効率化を目指し、部科校が構築している事務システムの調査・検証を行う。

事業種別：【継続】

※業務の統一化・効率化及びシステム開発費や保守費等の経費削減を図るため。

㉘デジタル化の促進による業務のスリム化の推進

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(4)－イ】

事業概要：決裁手続きについて、ワークフローシステムによる電子決裁を法人本部から部科校まで段階的に導入することにより、ペーパーレス化、プロセスの見える化等、業務改善・効率化を図る。令和5年度はワークフローシステムの構築に伴い、本部及び部科校の担当者で組織するワーキンググループを組織し、検討を行う。システムの運用に当たり、本部から試行的に開始する。

事業種別：【継続】

※業務の効率化、スリム化を進めるため。

㉙施設規模の適正化

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(5)－ア】

事業概要：将来にわたって現在の教育研究環境を維持し続けるために必要となる、現在保有する校舎等の将来の建替えに備えた財源措置適正化を図るため、全部科校において学生生徒数の減少を見据えた施設の適正規模、必要性、建替え時期、財源措置等を含む資金積立計画(50年計画)を策定する。また、事業仕分け及び更なる冗費節減に向けた全学統一基準作成等の施策を推進する。

事業種別：【継続】

※教育研究環境維持のため、法人及び部科校の施策を実現するための財源確保策を含めた資金積立計画(50周年計画を含む)の策定・実行・検証・調整等を随時行うため。

㉚遊休資産の全学的な有効活用の推進

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(5)－イ】

事業概要：遊休資産の現状を把握し、関係部科校の意見を聴いた上で令和4年度に設置された「低・未利用地(施設)検討専門委員会」において活用及び売却について検討を行い、遊休資

産の有効活用促進を図る。

事業種別：【継続】

※本学資産の効率的・効果的な活用のため。

⑩ニューカッスルキャンパスの活用に向けた対応

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(6)】

事業概要：資産の有効活用の観点で踏まえ、ニューカッスルキャンパスの事業の再開又は中止等に係る検討を行う。再開の場合においては、早期の運用開始に向けた現地での諸準備並びに部科校との連携を進める。中止の場合においては、施設の処分に係る諸準備を進める。

事業種別：【継続】

※施設は竣工済みであり、再開又は中止のいずれにおいても対応が必要となるため。

⑪多様性を考慮した教職員採用制度の構築

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立③－(1)】

事業概要：令和5年度職員及び附属高等学校教員採用選考の募集は、職員及び附属高等学校教員の採用応募書類に従来必須としていた推薦書提出を廃止した。また、募集情報を本学ホームページのほか、新たに総合就職サイトへの掲載などでより広く周知し、多様な人材を募るよう努めながら、採用活動を実施した。人事制度改革検討委員会において策定した人事基本方針に基づき、令和6年度職員及び附属高等学校教員採用選考も引き続き、公平で透明性のある教職員採用制度を実行する。併せて引き続き、点検・評価を行い、必要に応じて改善する。

事業種別：【継続】

※公平で透明性のある教職員採用に係る人事制度を構築するため。

⑫キャリア形成及びキャリアパス制度の導入

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立③－(2)】

事業概要：キャリア形成及びキャリアパス制度を導入し、不正の再発防止に繋がる人事制度を構築し実行する。また、キャリアパスについての基本的ポリシーを策定し、不正の再発防止に繋げる。

事業種別：【新規】

※人事異動における透明性を確保するため。

⑬全学統一の人事評価及び人材育成制度の構築

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立③－(3)－ア】

事業概要：理事や職員の人事が特定の役員によって恣意的に行われることがないように、公平で透明性のある人事政策を実行するため、教職員一人ひとりの意識改革を実践する。また、教職員に求められる人材像を「人事基本方針」として策定後、評価制度や昇進制度と関連付けた人材育成制度を検討する。

事業種別：【継続】

※本法人の将来の礎となる人材の育成及び仕組みを構築するため。

⑭人事配置（異動、昇進・昇格）の適正化

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立③－(3)－イ】

事業概要：人事配置においては、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、令和8年度までに教職員の管理職に占める女性比率15パーセント以上を目標とする。また、公平で透明性のある人事配置を実施するために昇進については、恣意的な昇進の防止を徹底するとともに、基準の明確化を図り、合理的な制度を構築する。昇進制度の構築に当たっては、ジェンダーバランス等に留意する。

事業種別：【新規】

※公平で透明性のある人事制度を構築するため。

日本大学病院

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

事業計画における中長期的な計画をふまえ、発展を実現すべく、今後の大学改革及び医療行政の動向を見据え、柔軟かつ機動的な教育・研究・管理運営等の基本方針等の実現に向けて、病院組織の円滑化及び各部門の経営状況の把握により安定した財政状態を堅持する。

新型コロナウイルス感染症により社会全般において医療機関が困窮する状況をふまえたうえで、各種施策等について、その必要性・重要性・経済性及び有効性を検証したうえで、財政の健全化・安定化を図り、引き続き、これまで以上に効率的な収支改善に寄与することを目的とする。

2, 主要な事業計画

①救急医療の強化

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：救急患者及び救急車の応需を積極的に受入れ、急性期病院の役割に特化した重症度の高い入院・外来患者数の増加と医療収入の増加を図る。

事業種別：【継続】

※計画を実施後、救急患者の受入れ人数が増加傾向にあることから、引き続き計画を実施するため。

②7対1看護体制の維持

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：看護師の安定的に通年で採用を行うことにより、7対1看護体制を維持し、看護体制の充実、患者サービスの向上を行い、入院収入の維持、増加を図る。

事業種別：【継続】

※7対1看護体制を維持は、入院収入の安定的増加に直結することから、永続的な計画な実行が必要であるため。

③医療収入の増加

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：(1)地域医療機関との連携を強化し、初診紹介患者の積極的受入と再来患者の地域医療機関への逆紹介の促進により、外来診療のスリム化と患者単価の向上による医療収入増収の両立を図る。

(2)病床稼働率80%を目標とし、予約入院に繋がる新規紹介患者の積極的な受入れを行う。加えて有償病床の利用率を上げることで、入院収入の安定的な増収を図る。

(3)新たな診療報酬加算を取得すべく、診療報酬に係る施設基準等の見直しを行いより効率的で安定した医療収入の増収を図る。

(4)健診センターの採算性の検証や見直しを行い、新たな健診受診者の獲得を図る。

(5)高度急性期医療に特化した病院のブランド化にむけての医療体制の構築と積極的な広報活動の展開により、近隣同機能の他院との差別化による延べ患者数の増加を図る。

事業種別：(1)【継続】

※新規紹介患者の積極的な受入れと、地域医療機関への逆紹介の促進及び外来診療のスリム化は、入院・外来の診療単価の向上による医療収入の増収に繋がる。また、2024年度からの「医師の働き方改革」に基づく医師の負担軽減と、2025年度の厚生労働省による「地域医療構想」への対応に向けて、更なる診療体制の構築が求められるため。

(2) 【継続】

新型コロナウイルス感染症が終息の見通しが立たない現状において、コロナ禍における影響を可能な限り最小限に留めつつ、通常診療体制の維持構築を第一とし、その上で、入院収入の安定的増収の基盤となる病床稼働率を維持するべく、引き続き計画を実行するため。

(3) 【継続】

各種診療報酬加算の維持と新たな加算取得への取組みは、医療収入の安定的な増収に繋がるため、加算取得に向けた施設基準を準拠するべく、引き続き見直しと体制構築を進める。高度急性期看護補助体制加算の算定を取得するため、人材派遣により看護補助者を増員することにより、人件費支出を抑えつつ、看護職員の負担軽減及び処遇改善を図ることが可能となり、さらには入院収入の増収に繋がる。

(4) 【継続】

健診センターの収支改善策については、従前より外国人富裕層の人間ドック受入れの促進による健診料収入の増収を図っていたが、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う水際対策に伴い、外国人受診者の受入れが困難な状況となったため、新たに国内における受診者の獲得増に向けた施策を検討、実施する。

(5) 【継続】

2025年度からの厚生労働省による「地域医療構想」により、急性期病院としての更なる役割分担の厳格化が予想される状況を鑑み、当院の得意分野の明確化と、それに基づく積極的な広報活動の展開により、地域医療機関及び受診希望患者への情報提供を充実することで、より多くの新規紹介患者の獲得に繋げる。

④医療機器の更新

根 拠：【管理運営—永続的運営を見据えた経営基盤の確立①—(5)—ア】

事業概要：旧駿河台病院の頃から使用している機器も含め、平成26年度の開院以来使用している医療機器の保守対応期間終了に伴う機器の更新を図る。また、電子カルテシステムの令和6年度の更新に向け、システムがスムーズに移行できるよう準備を進めて行く。

事業種別：【新規】

※耐用年数及び保守対応期間が終了した医療機器を更新し、新たに保守点検契約を締結することで、より安全かつ高度な医療の提供体制を整備するとともに、高度急性期の大学病院として、医療の現場であると同時に最先端の医療技術の教育の場であることを重視し、医療機器の更新により、医療技術の向上と研究のための設備の充実を図るため。

法学部，法学研究科，新聞学研究科，法務研究科

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【法学部】

法学部は、法律、政治経済、新聞、経営法、公共政策の5学科で構成され、社会科学の総合学部として学生の関心や進路に応じた多様な専門教育を展開しており、「日本大学の目的及び使命」を理解し、日本大学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を修得し、「リーガルマインド」を身につけた者に、「学士(法学)」の学位を授与することとしている。また、法曹を目指す学生のため、最短5年で司法試験合格を目指す「5年一貫型教育選抜制度」だけでなく、難関国家試験や公務員採用試験の合格を目指す学生のために6つの学生研究室を設置し、ひとり一人のキャリアアップや資格取得を全面的にサポートしている。

教学に関しては、①大学認証評価への対応(内部質保証サイクルの確立)②多様な授業の検討をするためのFD活動、③法曹5年一貫教育を重点項目とする。

研究推進に関しては、①外部資金獲得の支援、②若手研究者の研究活動の支援、③外部研究者の受入などの共同研究・付置研究所における研究活動の活性化を重点項目とする。

学生支援に関しては、①障がい学生支援の充実、②Zoomを用いた就職支援・学生面談等学生生活のサポートを重点項目とする。

教育環境・施設の整備に関しては、①3号館建設を含めた神田三崎町キャンパス整備の充実、②法学部・経済学部協働推進会議による協力体制の充実、③修学環境を充実するためのネット環境の整備及びデジタル化の推進を重点項目とする。

【法学研究科】

法学研究科は、教育研究上の目的に示されている、法学・政治学に関する幅広い教養を身につけた専門性豊かな研究者の養成、社会の要請に応えた高度専門職業人の養成及び社会人の再教育によるキャリアアップを目指すための高度な教育を提示するため、教学に関する様々な取組を行う。第一に、大学認証評価で努力課題を付されている事項の改善のため、博士後期課程へのコースワークの設置を優先事項として行う。第二に、法学部において令和2年度に導入した新カリキュラム対象学生の進学時期を迎える令和6年度に向けて、社会のニーズと合致する大学院教育の推進及び学部教育と大学院教育との連携を示すため、博士前期課程カリキュラムの見直しを行い、令和5年度は入学志願者確保するための広報活動に取り組むとともに、令和6年度に向けた準備を進めていく。

【新聞学研究科】

新聞学研究科は、教育研究上の目的に示されている、新聞学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者、教員の養成及び新聞学に基づく高度な専門的知識・能力を持つ人材の養成のため、教学に関する様々な取組を行う。

博士前期課程では、法学部において令和2年度に導入した新カリキュラム対象学生の進学時期を迎える令和6年度に向けて、社会のニーズと合致する大学院教育の推進及び学部教育と大学院教育との連携を示すため、カリキュラムの見直しを行い、令和5年度は入学志願者確保するための広報活動に取り組むとともに、令和6年度に向けた準備を進めていく。

【法務研究科】

法務研究科は、「人間尊重」を教育理念に掲げ法学の理論・知識をふまえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹を育成している。教育理念と目的

に掲げる法曹の育成並びに司法試験合格者及び合格率を増加させるため、改善すべき点については、取組可能な事項から改善していくという循環活動の継続に努める。

2. 主要な事業計画

①大学認証評価への対応(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：大学認証評価で努力課題を付されている教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針について，点検・評価（学外の参画を得ている）のサイクルを確立する。

事業種別：【新規】

※大学認証評価結果における提言に対する改善のため。

②大学認証評価への対応(研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－ア】

事業概要：大学認証評価で努力課題を付されている博士後期課程のコースワーク設置について，令和6年度に向けて，カリキュラム概要を決定し，実際の運用についての検討を進めていく。それに並行して，学生募集のための広報活動にも注力する。また，学部等内部質保証推進委員会と連携をし，点検・評価のサイクルを確立できるようにしていく。

事業種別：【継続】

※大学認証評価結果における提言に対する改善のため。

③法学研究科，新聞学研究科における博士前期課程のカリキュラム改定(研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－ア】

事業概要：令和6年度改定予定の法学研究科・新聞学研究科の博士前期課程のカリキュラム概要を決定し，実際の運用についての検討を進めていく。それに並行して，学生募集のための広報活動にも注力する。また，学部等内部質保証委員会と連携をし，点検・評価のサイクルを確立できるようにしていく。

事業種別：【継続】

※前年度に見直したカリキュラムを受験生に周知するため。

④学生の障がい学生支援活動の推進(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：障がい学生に対する学修支援として，有志の学生が「学生サポーター」となって障がい学生の学修環境を整えるためのサポート体制を構築する。

事業種別：【新規】

※障がい学生支援の充実を図る。

⑤学内での障がい学生に対する理解促進(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－イ】

事業概要：全教職員へ定期的に障がい者支援の情報を発信することで障がい学生に関しての理解を深めてもらい，さらに学内用の「障がい支援ガイドブック」を作成し，教職員・学生へ障がい者支援に関しての理解促進を目指す。

事業種別：【新規】

※多様な学生に対するより充実した支援の促進のため。

⑥神田三崎町キャンパス3号館新築工事(学部)

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(3)－ウ】

事業概要：経済学部との協働推進の一環である施設の共同利用を目的として、また、充実した学生生活を提供するための魅力あるキャンパス環境の整備を図るため、令和2年度より設計を開始し、令和7年度末の完成を目指す。

事業種別：【継続】

※重要整備事業による長期間の計画のため。

⑦外部資金獲得の支援(学部)

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：研究者へのインセンティブを拡充し、学部内支援を充実させることによって、研究者の科研費等の獲得を支援する。また、個人研究費の給付の在り方について、間接経費で研究者に係る事務負担を削減するために補助者の配置ができるようにし、より一層研究しやすい環境を整える。

事業種別：【継続】

※外部資金獲得の支援により、研究により専念できる研究環境を継続的に整える必要があるため。

⑧入学者増加を図るための各種取組(法務研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(2)】

事業概要：法学部との緊密な連携強化により、法学部現役生の入学者増加、特に5年一貫コースの導入により、優秀な内部進学者を確保するための取組を行う。
また、優秀な社会人学生の獲得を図る取組をこれまで以上に推進する。

事業種別：【継続】

※引き続き、法学部現役生の入学者増加と優秀な社会人学生の獲得を図る取組を推進し、特に5年一貫コース導入により、優秀な内部進学者を確保するため。

⑨学生及び修了生に対する様々な支援の充実(法務研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(3)】

事業概要：在学生及び修了生それぞれの特性に合致した効果的な学修支援を行い、さらなる学修環境の充実を図り、より一層の司法試験合格率及び合格者数の増加を目指す。ICTを活用した学修環境及びコンテンツ等の整備・拡充。学修相談・学習指導の充実・強化。

事業種別：【継続】

※引き続き、学生及び修了生に対する支援を充実させ、司法試験合格率及び合格者数を継続的に増加させるため。

⑩社会への貢献の推進(法務研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：法曹を希望する社会人学生に適切な学修の機会を提供すると共に、実務に携わる法曹関係者等に対する継続教育及び科目等履修制度の実施並びに学生参加型の無料法律相談を通じて地域・社会に貢献する。

事業種別：【継続】

※引き続き、地域・社会の要請に応える法科大学院としての使命を果たしていくため。

文理学部，文学研究科，総合基礎科学研究科，櫻丘高等学校

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【文理学部】

文理学部は、人文・社会・理学の18学科から成り、「文と理の融合」を教育理念に掲げ、教養教育と専門教育の両面から総合的・学際的な教育を行い、総合的な学力または専門的な学力を有する人材を養成することを目標としている。この目標実現のために、「日本大学中期計画」に基づいた「本学部等基本計画」及び「令和5年度本学部予算編成基本方針」等の基本計画にたつて、文学研究科，総合基礎科学研究科，理工学研究科（地理学専攻）の大学院教育，そして併設校の櫻丘高等学校との連携も踏まえ、時代や社会のニーズに応えられる教養教育，語学教育，情報教育，専門教育のよりいっそうの充実と拡大を目指し，本事業計画を組み立てることとした。

これまで教学の方針として，各基本計画に準拠し，①グローバル化や情報化に対応した「文理」的思考の創出，②対象の多様化に応じた教員養成を柱とする教育と研究の追究，③多民族社会の到来をみすえた留学生受入とそれに伴う新たな教育・研究の推進の3点を念頭に置き，模索を重ねてきたが，令和5年度もこの方針を継続する。また，新しい時代に向けた教育体制の再構築を目指し，「学びの質とその水準」を保証するための教育・研究活動を充実させ，向上を図る。

管理運営の方針としては，各基本計画を軸に，主に①コロナ後を見据えた授業体制の環境整備への優先的な取り組み及び重要整備計画の推進，②老朽化及び都市計画道路事業化に伴うキャンパス将来整備計画の立案，③人件費の適正化及び保有資源を活用した新たな収入源の確保も含む安定した財政の確立の3点をかかげ，本学部の永続的運営を見据えた経営基盤の確立を目指す。

【文学研究科，総合基礎科学研究科】

文学研究科，総合基礎科学研究科のうち，特に文学研究科においては，定員未充足が続いている。具体的な対応策としては学部生を対象とした大学院学内選考や大学院授業が履修可能な「科目等履修制度」の実施，一部専攻ではあるが社会人入試も実施している。令和2年度に文学研究科に設置した「日本語教育コース」は，設置直後に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い，正確な効果測定には至っていないが，一定の効果及び潜在的な需要はあると認識している。入学後の対応策としては，支給されている各種奨学金や奨励金，助成金のあり方等を見直すとともに，コロナ禍で獲得したデジタル技術を活用し，空間と時間に縛られることなく，新たな可能性を検討し，大学院生の就学と研究環境を整備し入学者の増加を図っていく。

博士後期課程においては，文学研究科は令和3年度，総合基礎科学研究科は令和4年度からリサーチワークにコースワークを適切に組み入れたカリキュラム改定が行われた。博士前期課程の2年間を含めた5年間で体系的な教育の課程を編成し，論文作成指導，学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導く教育プロセスを構築した。

【櫻丘高等学校】

昭和25年，日本大学世田谷教養部の教育モデル校として併設され，創立73年を迎える。本学の教育理念である「自主創造」の3つの構成要素である「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道をひらく」能力を生徒に身につけさせ，「不易と流行」の精神のもと，日本大学憲章に基づき，「豊かな知識・教養に基づく高い倫理観」，「世界の現状を理解し，説明する力」「論理的・批判的思考力」「問題発見・解決力」「挑戦力」「コミュニケーション力」「リーダーシップ・協働力」「省察力」を有する「日本大学マインド」を持った生徒を育成することに注力していく。また，日本大学教育憲章に基づく8つの能力を育成するた

め、6年目を迎える「櫻イノベーション」をセカンドステージ2年目と位置づけ、4つの柱（グローバル教育×ダイバーシティ、体験型高大連携教育×サイエンスリテラシー、アクティブラーニング×ICT教育、クリティカルシンキング×プレゼンテーションリテラシー）を最大限活用するとともに、「思考力・判断力・表現力」を重視したルーブリック評価により、本校生徒として伸ばしてほしいスキル・価値観、到達目標を明示することで、本学の教育理念の考えを体現するPDCAサイクルを遂行する。更に、令和4年度からスタートした高等学校新学習指導要領に対応するカリキュラムの見直しと教育システムの変更に伴う、「櫻イノベーション」を最大限活用した「探究学習」や、文部科学省が謳う「グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の急減などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てる」ことへの対策について、令和5年度からは教育DX化を意識しつつ、教育力の向上と安定した生徒の確保を実現する。

2. 主要な事業計画

①大学認証評価への対応（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①②】

事業概要：大学認証評価（追評価）において、努力課題として指摘された基準4の教育内容・方法・成果の項目については、総合基礎科学研究科の専攻主任会で再検討し、大学院分科委員会で決定した改善結果を踏まえた内容を令和4年度大学院要覧に反映した。令和5年度においても、学生の多様なニーズに応じた指導体制を整えるべく、専攻主任会及び大学院分科委員会等で点検・評価・検証を継続していく。

事業種別：【継続】

※大学認証評価（追評価）において、一層の改善が期待される事項となったため。

②令和7年度カリキュラム改定（副専攻制度の導入）に向けた検討（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①②】

事業概要：教育・研究理念として「文理融合」を掲げているが、人文系・社会系・理学系の学問領域や学科を越えた横断的な教育や研究は充実しているとは言い難い。この問題を打開するため、各種教育研究関係センターを設置し、学科横断的な教育研究環境を整備してきた。この「文理融合」を正規カリキュラム上でも実現するため、副専攻制度の導入可否も含め、令和7年4月に新学習指導要領で学んだ高校生の入学を見据えたカリキュラム改定の検討に入った。

事業種別：【新規】

※受験生・学生・社会のニーズにマッチしたカリキュラムを策定し、文理学部の教育効果の向上を図っていくため。

③特別支援教育課程（教職課程）の開設及び運営（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：令和5年度から特別支援学校教諭免許状の教員養成のための特別支援教育課程を教育学科に開設する。これまでの中学及び高校の教員免許状に加えて、取得することができる免許状として特別支援学校教諭免許状が加わったことで、新たな受験生の開拓並びに文理学部における「文理融合」の教育環境で培うことができる新たな教育の専門分野が加わることが可能となる。特別支援教育課程の開設及び運営に当たっては、開設前年度から完成年度まで用品等の購入並びに特別支援教育に関する科目の授業等で使用する施設

設備として現教室を改修し、特別支援教育課程の学修環境を整える。

事業種別：【新規】

※特別支援教育課程を開設することで新たな教育の専門分野を学生に提供するため。

④新たな授業実施形態の検討・導入及び学生の学習環境の整備強化(学部，研究科)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)，(3)】

事業概要：ウィズ・コロナ，アフター・コロナの時代に入り，実験・実習・ゼミナールを含め対面授業を原則としているが，この間得たデジタル技術を活用し，引き続き，高い教育効果が得られる授業実施形態（ハイフレックス型授業等）を検討し積極的に導入していく。また，学生が安心して学べる教育環境整備を強化するため，学内 LAN の環境整備を最優先に実施してきた。令和 4 年度に 1 号館内に整備し，使用頻度の最も高い 3 号館内のアクセスネットワークも増強し令和 5 年度から運用を開始する。

事業種別：【新規】

※高い教育効果が得られる授業実施形態を検討・導入し，学生が安心して学べる教育環境を整備していくため。

⑤経済困窮者に対する奨学金制度（学部，研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：学習意欲はあるが，学費を納入することができず，退学，又は休学せざるを得ない学生を救済する。令和 4 年度は学生への周知のみならず，対象学生の保護者に奨学金周知のはがきを送付し，多くの応募があった。令和 5 年度引き続き保護者に奨学金情報を送付する等，奨学金の周知について更に力を入れる。

事業種別：【継続】

※退学，休学者を減少し，後援会・校友会から奨学金を受給することで帰属意識の高揚や卒業後の校友会活動の参加を推進するため。

⑥Zoom 等を用いた相談体制やハイフレックスによる就職支援の実施（学部，研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ウ】

事業概要：面接指導を含む相談は対面で行っているが，体調不良やコロナ感染等により対面での相談が不可能な場合は，Zoom を用いた相談を可能としている。また，ガイダンス等も対面だけでなく，可能な限りハイフレックスで実施するとともに，参加できなかった学生のためにオンデマンド配信も行いソフト面での充実も図る。

事業種別：【継続】

※通常の支援ができなくなった場合にも対応でき，ソフト面において充実が図れるため。

⑦多様なニーズの学生に対する就職支援体制の強化（学部，研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)，(6)－ア，イ】

事業概要：①学生支援室との連携や東京新卒応援ハローワークとの特別支援協定により，障がいを持つ学生への就職支援強化を図る。②東京外国人雇用サービスセンターとの連携により，外国人留学生を対象とした就職ガイダンスやカウンセリング等の就職支援を実施する。③海外への留学希望者や経験者へ，留学前から留学後までの就職支援を行うことにより，グローバルに活躍できる人材の育成を行う。多様な学生に対する支援を促進することができる。

事業種別：【継続】

※障がいのある学生，外国人留学生，海外で活躍を希望する学生等の様々なニーズに対応した就職支援が可能となる。

⑧地方公務員インターンシップの実施支援体制の強化（学部，研究科）

根 拠：教育－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)，(7)－ア】

事業概要：公務員を志望している学部生・大学院生を対象に，文理学部と提携を結んだ地方自治体等において，インターンシップを実施することで，参加学生の将来の公務員等の仕事への理解と意欲醸成が見込まれる。

事業種別：【継続】

※複数の自治体等と提携関係を結んでおり，関係を保持することで継続的にインターンシップ参加学生を派遣できる環境を維持している。また，公募型とは異なり確実な学生受け入れを確保できるため。

⑨就職支援における地方公共団体や地方の企業団体との連携構築（学部，研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)，(7)－ア】

事業概要：厚生労働省「地方人材還流促進事業」の地方人材還流促進協議会に参加し，情報収集ソースを確立する。各都道府県が実施する U・I・J ターン広報等の事業，各地域のハローワークや在京のジョブカフェ等が主催する事業の活用及び全国 38 自治体と就職支援協定を締結した日本大学就職支援センター主催 U・I・J セミナーの開催周知も含め，地方就職希望者の学部生・大学院生へ情報提供を行う。更に，各都道府県校友会と連携して地方出身者の就職活動の支援を行うことで，学生の就職活動に多様な選択肢を提供し，政府の政策である地方創生への取り組みに協力することができる。

事業種別：【継続】

※全国の付属高等学校からの出身者を中心に，首都圏以外での就職を検討する学生が一定数在籍していることから，出身地における就職支援が可能となる。また，政府の政策である地方創生への本学部の取り組みとして実施することができるため。

⑩低学年から卒業まで一貫した就職支援体制の構築（学部，研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)，(7)－ア，ウ】

事業概要：①1・2年次を対象に開講する正課への協力により，入学時から進路支援を実施する②就職意識の高い学生を対象とした『本気就職塾』を実施する。③就職活動を始める3年生に，文理学部独自の就職ガイドブック『ジョブガイド』を配布する。④優良企業・公務員合同研究会の実施により，中堅・中小企業の探し方や合同説明会の廻り方等を学ぶことができる。⑤4年生未内定者に対しては学内における個別企業説明会や新卒応援ハローワーク，就職支援会社による企業マッチング説明会等の実施を継続的に実施する。低学年からキャリア形成や職業意識を醸成する進路支援を継続的に行うことで，入学から卒業まで一貫した進路支援体制を構築することができる。

事業種別：【継続】

※低学年から卒業・修了年次までの進路支援を有機的に結合することによって，入学から卒業まで一貫した進路支援を行うことができるため。

⑪公務員試験の合格支援（学部，研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)，(7)－ウ】

事業概要：公務員の職業理解・採用試験情報収集のため，公務員を志望している学部生・大学院生

を対象とし、文理学部 OB・OG の現役公務員（国家公務員・地方自治体職員、特別職等）、人事・採用担当者を招聘した懇談会を開催する。また、公務員採用試験対策として、外部講師による課外講座及び二次試験対策講座を開講するほか、国家公務員（総合職）の採用試験対策及び地方公務員のうち社会福祉主事任用資格等での福祉職・心理職の試験範囲に特化した講座も開講する。これまでの取り組みにより令和 3 年度の採用者は 84 名となっており、更なる採用者の増加を目指す。

事業種別：【継続】

※低学年のうちから公務員という職業に対する理解を深めるとともに志望動機を明確なものにし、採用試験対策への動機づけを行うことで、課外講座において学力の向上を図ることができる。更に、国家公務員（総合職）及び地方公務員のうち社会福祉主事任用資格等での福祉職・心理職受験向けの支援を行うことにより、公務員合格者の増加が期待できるため。

⑫保護者及び文理学部 OB・OG による就職支援の実施（学部，研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)，(7)－ウ】

事業概要：保護者に近年の就職活動状況が理解できる機会を提供するため、就職活動期を迎えた学部 3 年生・大学院博士前期課程 1 年生の保護者を対象とした説明会を実施。子女の就職活動における支援内容や就職指導課の取り組みについて説明し、就職活動期の学生を多方面から支援する。また、民間企業・官公庁・地方自治体等で働く文理学部 OB・OG を約 30 名程度招聘し、仕事及び就職活動の体験談を聴くことができる懇談会を実施し、就職活動を控えた学生が社会で働くイメージを高め、業界・企業・仕事等を理解するための一助とする。

事業種別：【継続】

※保護者と就職委員会委員・各学科の就職担当教員や就職指導課との連携を強化し、学部 3 年生・大学院博士前期課程 1 年生に対する就職活動を多方面から支援する環境整備が可能となる。また、志望する企業の OB・OG 訪問の機会を提供できるとともに、学内で実施することにより一度に複数の OB・OG から経験談を聞くことができ個別訪問よりも効率の良い情報収集が可能となるため。

⑬総合的な学生支援体制の確立（学部，研究科）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)－ア，イ】

事業概要：学生支援室の運営を推進し、配慮が必要な学生について学修・学生生活上において合理的な配慮に基づく具体的な支援体制を強化する。また、学生対応教職員支援委員会の運営を継続し、教職員による学生相談対応の支援を強化する。

事業種別：【継続】

※多様な学生の対応を強化することで退学、休学者を減少するため

⑭対面，オンラインでサークル活動の支援（学部，研究科）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7)－ア】

事業概要：令和 3 年度からサークル活動の補助的環境として Blackboard にサークル活動関連のコミュニティを作成し、オンラインの環境を提供した。令和 4 年度は安心、安全な環境を整え、対面，オンラインでのサークル活動を支援し、対面で学生講演会，サークル説明会，桜麗祭が開催された。令和 5 年度はオンライン活動とともに、サー

クル新会員募集等を対面の従来活動を再開し、サークル活動の活性化を更に支援する。

事業種別：【継続】

※サークルの活動内容を活性化することにより、多くの学生がサークルに入り、サークル活動を通じて豊かな人間形成を促進する。

⑮大学院志願者（入学者）数の増加に向けた取り組み（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③】

事業概要：文学研究科，総合基礎科学研究科，理工学研究科（地理学専攻）のうち，特に文学研究科及び理工学研究科（地理学専攻）においては，定員未充足が続いている。対応策として，学部生を対象とした，大学院学内選考や大学院授業が履修可能な「科目等履修制度」を導入し，一部専攻ではあるが社会人を対象とした社会人入試も実施している。また，令和2年度に文学研究科内に設置した「日本語教育コース」は，設置直後に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い，正確な効果測定には至っていないが，一定の効果及び潜在的な需要はあると認識している。ワクチン接種が進み入国規制等も緩和してきていることから，以降の志願者（入学者）増加に期待しているところである。引き続き，各種広報媒体を活用し，進学相談会・日本語学校訪問等の広報活動を行っていく。

事業種別：【継続】

※志願者（入学者）数の増加に向け，学士課程及び修士課程を一体的に運用し，社会のニーズと合致する大学院教育を推進していくため。

⑯社会人聴講生制度及び公開講座受講者数の増加と拡充（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)，(2)】

事業概要：新型コロナウイルス感染症拡大に伴い，令和2・3年度の社会人聴講生及び公開講座の受入れを中止した。令和4年度から受入れを再開したが，聴講費用の改定を行ったことも重なり，大幅な受講者数の減少となった。令和5年度に業者が運営するサイトを活用した広報活動を行い，受講者数の増加を目指したい。また，社会人聴講生制度及び公開講座の拡充を目指し，抜本的な見直しを行い，文理学部での教育研究活動を広く社会に発信していきたい。最終的な目標としては，本学部での教育研究環境に触れることにより，社会人聴講生制度や公開講座の受講者を大学院進学へと導いていきたい。

事業種別：【新規】

※地域の社会人に対し，仕事に直結する実学や，生活を豊かにするための教養等，多様なニーズに対応する教育を広く提供していくため。

⑰外部研究資金の積極的な獲得（学部，研究科）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：科学研究費助成事業をはじめとする外部研究資金（競争的研究費）の採択件数増加を目指し，専任教員が任期満了後に跨がり継続して計画する科学研究費と，若手研究者や研究員が計画する科学研究費の申請及び機関管理を実施する。また，科研費獲得支援講座や計画調書アドバイス等，競争的研究費の申請・受入れ支援体制を整え，受託・共同研究のみならず外部大型競争的資金や財団等の研究助成などへも積極的な申請を促し，専任教員だけでなく大学院生も更なる外部研究資金の獲得を図る。

事業種別：【継続】

※引き続き，科学研究費だけでなく，外部研究資金の積極的な獲得支援を実施し，多様な

領域に及ぶ本学部の研究活動を更に活性化させることで、新たな研究成果を創出や教育基盤となる研究の推進と社会変化に対応可能な研究基盤の再構築を図るため。

⑱多様生とアイデンティティ (Diversity and Identities) の形成 (学部, 研究科)

根 拠:【管理運営—学生ファーストの実現②—(3)】

事業概要: グローバル化は多民族社会の到来と共通し、教育機関における対象学生の多様化にも直接つながる。令和4年度にダイバーシティ推進委員会が設置され、学生・教職員に対し現状把握のアンケートやヒアリング調査を行った。また、教職員を対象とし、キャリア形成やワークライフバランス等について気軽に情報・意見交換会が可能な「Café(〇〇)についての雑談会)」を複数回開催してきた。同委員会が作成した「日本大学文理学部ダイバーシティ推進宣言」「日本大学文理学部ダイバーシティ推進ガイドライン」が教授会で承認されたため、学生・教職員・社会に対し広く発信していく。また、令和5年度はプロジェクト教育科目「ダイバーシティ&インクルージョン」の開講及び学内のバリアフリー化の検討を進めていく。

事業種別:【新規】

※互いの人権を尊重しつつ、学業・教育・研究・業務・社会活動に従事できる環境を実現するため。

⑲若手研究者育成制度 (学部, 研究科)

根 拠:【教学—教育基盤となる研究の推進②—(5)】

事業概要: 文理学部独自の若手特別研究員制度を設け、大学院文学研究科, 総合基礎科学研究科及び理工学研究科(地理学専攻)の学位取得者等を対象に有給で雇用し、研究費を支給することで、文理学部における研究活動の充実を図るとともに、次世代を見据えた若手研究者の育成を図る。

事業種別:【継続】

※本学出身の若手研究者がこの制度を利用して、早い時期から研究に集中し取り組めるような環境を整え、研究者・科学者として必要な心得を培い、研究活動の活性化及び研究実績の向上を図るとともに、教育基盤となる研究の推進、社会変化に対応可能な研究基盤の再構築も目指すため。

⑳山中湖セミナーハウス解体工事 (学部)

根 拠:【管理運営—永続的運営を見据えた経営基盤の確立②—(5)】

事業概要: 令和3年6月に閉鎖した山中湖セミナーハウスは、現在も賃貸借契約している敷地であり、敷地賃借料、火災保険料及び光熱水費の支出(585万円)が毎年発生していることから、当該施設を解体し、賃貸借契約を解約することで学部の財政負担を減らすことが出来る。令和5年度は、解体工事に着手するための設計業務を行う予定である。

事業種別:【新規】

※閉鎖している施設に対して毎年発生している経費の負担をなくすため

㉑ルーブリック評価の導入 (高等学校)

根 拠:【教学—教育の質保証・学生支援の充実①—(1)ーア】

事業概要: 自主創造を紐解いた5つの価値観ルーブリックに4つのスキルルーブリックを設定、ペーパーテストでは図ることができない主体性、協働性等の見える力可視化する方策を令和4年度より本格運用している。令和5年度も引き続き推進することにより、予測不能の時代に必要となる思考力・判断力・表現力を育成、PDCAサイクルに則り生徒に身

につけてほしい資質を定義し、授業や行事に活用する。ルーブリック評価を制定したことによりスクールポリシーが明確となり、生徒募集においても大きなアドバンテージとなる。

事業種別：【継続】

※本事業を推進することにより、生徒の自己評価も可能となり、この評価方法の実施及び検証を継続的に行い、より充実した学校評価を構築する必要があるため。

②教学に関する事業計画について（高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：新カリキュラム開始にあたり、「総合的な探究の時間」を通じて、生徒自らが課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方や考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む姿勢を育て、自己の在り方や生き方を考えることができるように教育活動を行う。本校では特別進学クラスで英字新聞の制作・発表を先行実施しているが、令和4年度からは1年生全員が本取組みを行っている。令和5年度も引き続き、1年生全員が英字新聞の制作・発表を行うことを中心として「総合的な探究学習」を推進していく。

事業種別：【継続】

※日本大学憲章に基づき、「豊かな知識・教養に基づく高い倫理観」「世界の現状を理解し、説明する力」「論理的・批判的思考力」「問題発見・解決力」「挑戦力」「コミュニケーション力」「リーダーシップ・協働力」「省察力」を身につけるための「総合的な探究の時間」への取り組みを推進するため。

③グローバル化に対応した語学教育（高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－ア、教育・学生支援④－(1)(2)】

事業概要：前年度からの継続的な取り組みであるグローバル教育については、ネイティブ教員に英語4技能やダイバーシティ等を備えたグローバル人材の育成を念頭に置き、少人数の英会話授業（1・2年対象）や放課後英会話カフェの開講（全学年対象）、英語検定試験の校内実施（全学年対象）、英国語学研修（1・2年対象）、ニュージーランドへの中期留学（1・2年対象）・長期留学（1年対象）、英字新聞の作成（1年生対象）等の取り組みにより、外国語で意見を述べ他者と交流できる力や、主体的に協働できる能力を高める。令和3年度から実施しているアメリカの高校との単位互換制度を利用した「デュアルディプロマプログラム」では、令和4年度末に3年生生徒が単位修得見込みでありアメリカの大学へ令和5年9月入学予定である。この経験を生かしながら、コロナ禍で留学制度を利用できない生徒への対応も行う。

事業種別：【継続】

※加速するグローバル化による社会的変化に対応できる力を継続的に育む必要があるため。

④アクティブラーニング型授業と教育DX化の推進（高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)(2)】

事業概要：コロナ禍をバネにし、大きく進化したICT教育を用いた教育活動は更に進化を遂げている。タブレット端末を利用して遠隔授業を行うだけでなく、対面授業においても、ICTを活用したアクティブラーニング型の授業は、文部科学省が推進する主体的・対話的で深い学び及び協働する学びにおいて中心となり、生徒が積極的に授業に取り組むことで、学力の三要素の定着及び向上が期待できる。令和5年度は、引き続きICTを活用したアクティブ・ラーニングを推進し、DX人材を育成しつつ、ロイノート認定校を目指す。

事業種別：【継続】

※新学習指導要領で求められる生きる力の育成及び大学入学者選抜に求められる学力の三要素を養う取り組みを継続的に検証・実施する必要があるため。

⑤体験型高大連携教育の推進（高等学校）

根 拠：【教学—教育の質保証・学生支援の充実④—(1)】

事業概要：進路観の育成のため、特に理系学部を中心として文理学部との連携を強化することはもちろんのこと、全16学部と連携を図り、各学部への訪問（1・2年対象）、本学各学部担当者による学部説明会、2年生の希望者による連携学部（法学部、文理学部、経済学部）の授業受講、文理学部生による放課後チューター制度を実施することにより、本学進学への動機付けを行う。令和4年度には、文理学部情報科学系の教員による特別講義を実施し、令和5年度も引き続き、情報科学系等の講義を複数受講できる機会を設定する。また、3年生には本学理系学部大学教員からの指導を仰ぎながら高度な装置の利用による、実験テーマ設定から発表までを行う。これにより、サイエンスリテラシーの醸成とともに、理系学部学科への興味や関心を育成する。また、文理学部次世代社会研究センターが主催している産官学連携による探求活動に引き続き参加することにより、生徒の問題発見力や課題解決力を育成する。

事業種別：【継続】

※各種取り組みは大学進学への動機付けとなり、また大学の専門的な講義を受講しつつ、自ら探究活動を行うことにより、生徒の持つ可能性と個性が育まれることが期待できる。連携学部での受講単位は、進学後、入学前修得単位として認定されることもあるため本学進学の一助となる。

経済学部，経済学研究科

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【経済学部】

経済学部では，日本大学の教育理念である「自主創造」のもと，日本大学教育憲章に基づき，自主創造の3つの構成要件と8つの能力の醸成に向けた教育のさらなる強化を図り，個々の可能性を最大限に伸ばす教育と専門科目の系統的履修を促す新カリキュラム（令和4年度改定）を遂行し，教育の内部質保証及び学修成果の可視化を目的とした「科目群・学修認定制度」を導入する。また，ICTを利活用した学修の基盤の確立及び学外者の参画を得た教育の質保証の点検・評価を継続的に実施し，そのサイクルを確立する。

入学定員の管理について，定員管理の適切性を維持しつつ，IRによるデータ分析等により，入試区分と学力の関係性など今後の入試制度についての検討を引き続き行っていく。併せて，編入学試験・転部試験を適切に実施することにより収容定員最適化に努める。

学生支援については，長引くコロナ禍において，将来への不安や修学に対する不満，経済的な困窮などを解消すべく担当部署間で連携し，これまで以上に丁寧な学生支援を展開していく。学生支援窓口においては，学修面・生活面に不安のある学生たちが相談しやすい環境を整備し，相談を受ける教職員の研修やスキルアップを並行して実施する。特に経済的困窮者及び災害時を含む家計急変者を対象とする給付型奨学金の給付件数を拡充し，学修に専念できる環境を維持確保することで，退学者・休学者の削減を目指す。

就職支援については，学生が主体的に未来選択を行えるよう年次的な支援や個々の状況に則した支援を行い，年間を通じて，常に継続して支援を行える体制を整備する。

研究推進については，研究成果を積極的に対外的に発信し，経済学部ブランドの向上を図る。また，社会変化に対応可能な研究基盤の再構築の一環として，研究室を主用途とした新2号館を建設し，教員が研究しやすい環境を整える。

【経済学研究科】

経済学研究科では，日本大学の教育理念である「自主創造」のもと，本研究科の教育理念・教育目標に掲げた人材の養成を行う。

本研究科の収容定員充足率を満たしていくために，学内進学者及び社会人入学者の増加や留学生数の適正な増加を図る。学内選考試験については，引き続き他学部への本研究科の学内選考試験制度の周知を強化していきたい。また，受験生を対象とした個別相談会を開催すると共に，社会人入試における税法コース希望者の獲得を目的として，外部で実施している税理士希望者向けの大学院説明会等に今後も継続して参加し，志願者増を目指す。

奨学金制度として，令和元年度に拡充した特別研究生奨学金制度を継続して行い，教育・研究職を志す大学院生の経済的支援及び研究環境を整えることにより，本研究科出身者の研究者育成の基盤整備を行う。

令和3年度に運用を開始した特別研究生（キャリアパス）では，研究奨学金を給付し，研究活動に専念できる環境の支援及び研究職への意識向上を図り，若手研究者へのキャリアパスを明示し，研究者へ導いていく。

2, 主要な事業計画

①学部ホームページのリニューアル（共通）

根 拠：【管理運営－信頼の回復④－イ】

事業概要：本学部が実施している取組みや成果を正確かつ迅速に分かりやすい形で在学生，受験生，保護者，校友，近隣，企業及び社会に発信していくため，新しいデザインに刷新し，魅力あるコンテンツを柔軟かつ閲覧しやすいレイアウトとし，いつでもどこでも作成・発信できるようホームページをリニューアルする。

事業種別：【新規】

※現行のホームページ導入後，6年が経過しているため。

②学生支援室（学生支援窓口）の機能強化（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－イ】

事業概要：学生支援室（学生支援窓口）では，電話やメール，オンライン面談，対面形式など学生の希望に応じた個別相談ができる環境を整備してきた。障害のある学生に対する理解を深めるための基盤づくりとして，ノートテイクや介助に携わる学生ボランティアを広く募集し，相互理解と合わせて多様な支援が可能となるよう維持強化を行う。また，学生支援を担当する教職員の研修を実施するなど，多角的に環境を整備し，学生支援室（学生支援窓口）の機能強化を図る。

事業種別：【継続】

※多様な学生に対する心と身体への健康支援の促進のため。

③研究室を主用途とした新2号館の建設（共通）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(1)】

事業概要：既存2号館を解体し，知の拠点として積極的な活用が期待できる新2号館を建設する。この施設は，研究室を主用途とし，低層階にはラウンジやリサーチラボとして大学院生を含む学生の利用を予定している。令和7年度後期より運用開始を目指す。

事業種別：【継続】

※教育・研究活動の更なる活性化に向けて研究室等の環境を整備するため。

④科目群・学修認定制度の導入（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－ア】

事業概要：新カリキュラムの設置科目に科目同士の学問的結びつきを明確に表した「科目群」を設定することにより，学部教育を分野別に点検することが可能となることに加え，学生に対して系統性の高い履修登録を促し，系統的学修の成果を証明する「学修認定」・「専修認定」を行うことで学修成果の可視化を図る。

事業種別：【新規】

※教育の内部質保証及び学修成果の可視化を行うため。

⑤留学プログラムの実施再開（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－エ】

事業概要：新型コロナウイルス感染症対策により，海外渡航が令和2年から4年まで実施が不可能であったが，ウィズコロナを視野に入れ，グローバルに活躍するための豊かな経験と幅広い知識を身に付ける派遣交換留学プログラム，サマープログラム，年間留学プログラムを留学先の提携校と準備が整い次第順次，再開していく。特に年間留学プログラムは，

留学先で英語の集中講座を受けたのち、留学先の正規授業として、経済学・経営学といった単位認定が可能な専門分野を学ぶことができる。

事業種別：【継続】

※年間留学プログラムは、学生の関心も高く、経済学部独自の人気のプログラムであり、国際的な人材育成のためにも有意義な留学制度であるため。

⑥ダブルディグリープログラムの活用（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－エ】

事業概要：メイヌース大学（アイルランド）との間で、国際的に認められる資質を持つ学生の育成を目的とし、経済学部にて2年又は2年半、メイヌース大学にて2年半又は2年の計4年半の修学で両大学の学士の学位を授与するプログラムである。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況により未実施となる場合もある。

事業種別：【継続】

※ダブルディグリープログラムは、メイヌース大学（アイルランド）での学位取得を目的とし、学生の関心も高く、国際的な人材育成のためにも有意義な留学制度であるため。

⑦学外者の参画による3つのポリシーを踏まえた取組の点検・評価（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－イ】

事業概要：学外者の参画を得た3つのポリシーを踏まえた取組の点検・評価を実施し、教育の点検・評価・改善などの客観的な視点を加えた内部質保証体制を構築する。

事業種別：【継続】

※学外者の参画を得た点検・評価を実施することにより、本学部の教育の点検・評価・改善等の質保証に係る内部質保証体制の構築を図るため。

⑧学内ICT環境の整備・支援（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－ウ】

事業概要：安全で安定した学内通信を主とした情報基盤整備及び教室での対面授業とオンライン授業に対応した配信・視聴環境整備を行う。併せて授業で使用する教育コンテンツの作成支援も行っていく。

事業種別：【継続】

※併用するオンライン授業に必要な学修環境の整備を行うため。

⑨入学前教育の実施（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)－ア】

事業概要：早期入学手続者を対象に入学までの期間を活用して、本学部の学問分野への興味を喚起させ、学習意欲を高めることを目的に、指定図書（学科共通）を読み、それに対する自分の意見を書かせる課題を課す。また、基礎学力の向上プログラムについては、対象者全員が無償で学べる環境を提供するため、e-learningを利用した自習システムを取り入れ、導入教育を実施する。

事業種別：【継続】

※早期入学手続者の学習習慣を維持し、本学部の学問分野への理解を深め、大学で必要とされる読解力・表現力を養うため。また、基礎的学力の向上を図るため。

⑩経済的困窮者及び災害時を含む家計急変者への給付型奨学金事業（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：経済的困窮者及び災害時を含む家計急変者を対象に学部奨学金又は学部後援会奨学金を給付し、経済支援を行うことにより、安心かつ充実した学修に専念できる環境を維持確保し、退学者・休学者の削減を目指す。また、一部奨学金について、申請方法を紙ベースからオンラインにて申し込めるよう環境を整備する。学部ホームページにおいて、募集中の奨学金が一覧で分かるよう表示し、学生や保護者に対し丁寧な対応・周知ができるよう対応する。

事業種別：【継続】

※学生が安心して学べる環境整備を強化し、学修に専念できる環境を維持確保するため。

⑪海外・学外へ向けた研究成果の積極的情報発信（学部）

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(4)】

事業概要：学部及び学部付置研究所等刊行物に研究論文等を専任教員が執筆する場合、英文要旨（アブストラクト）を必須とし、公式ホームページへの掲載により、研究成果を積極的に海外・学外へ発信できるよう体制を整える。

事業種別：【継続】

※教員への研究支援並びに日本大学経済学部ブランドの向上を図るため。

⑫人口研究所の整備充実（学部）

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(2)】

事業概要：経済系研究領域と人口系研究領域等との連携研究に関する検討及び諸活動等の企画立案作業を行い、本研究所運営に係る諸施策を講じる。また、世界保健機構（WHO）共同研究・研修実施機関として認定されているWHO コラボレーションセンターについては、WHOとの連携促進に努め、(1)日本における家庭計画や人工妊娠中絶、(2)低出生率を抱える国におけるリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、(3)医療制度の改善、(4)東南アジアにおける乳幼児死亡率等に関する研究を継続する。

事業種別：【継続】

※人口研究所を継続して充実させるため。

⑬学生の主体的「未来選択」支援強化のための年次計画（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：学生が主体的に未来選択を行えるよう、直接的な就職支援策に留まらない1年次のキャリアデザイン形成から、3年次から本格化する直接的な就職活動のフォローに至るまで、入学後から卒業までの支援策を策定する。また、コロナ禍を経て激変した就職活動のオンライン化などにも対応したガイダンス等のデジタルアーカイブ化や就職活動ガイドブックのデジタル化などにより、学生の利便性を一層向上させる。

事業種別：【継続】

※既に行っている学年毎の就職ガイダンス等に加えて、学生の未来選択支援となるよう継続的に企業の採用活動の早期化・長期化等に鑑みながら常に見直しを図っていくため。

⑭資格取得の奨励制度（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：資格取得支援講座を開講し、学生のスキルアップを支援する。大学の教室で受講する「学内講座」と、提携している専門学校で受講する「学外講座」があり、いずれも受講料の一部を大学からの支援で負担しており、リーズナブルに受講できる。また、この講座の資

格も含め学部で定めた各種資格取得者及び国家公務員等合格者に対して、学部校友会の協力を得て奨励金を支給する。

事業種別：【継続】

※資格取得等を目標とする学生の経済的支援と校友会からの表彰と奨励金の支給により、他の学生へのモチベーション向上を図るため。

⑮若手研究者育成の充実（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(3)，教学－教育基盤となる研究の推進②－(5)】

事業概要：若手研究者育成並びに今後のキャリア形成への支援として、経済学研究科の博士後期課程に在学し、将来、本学の研究職を志す者に対して、特別研究生（キャリアパス）制度を運用する。研究奨学金を給付することにより、研究活動に専念できる環境を支援すると共に、研究職への意識向上を図る。併せて、特別研究生（キャリアパス）の付置研究所研究プロジェクトへの参加を奨励する方策等を講じ、研究者としての経験・実績を積むことができる制度を構築する。また、特別研究生（キャリアパス）後のテニユアトラック制度の検討を行う。

事業種別：【継続】

※若手研究者育成及びキャリア形成への支援を行うため。

⑯付置研究所刊行物における大学院生への論文執筆奨励（研究科）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(1)】

事業概要：産業経営研究所刊行物「産業経営研究」の投稿資格者に大学院生（単著可）を新たに追加し、大学院生の研究意欲の向上，研究成果の発表機会の増進，それを通じた研究領域の学術的発展を図る。大学院生が投稿する場合，専任教員による指導を義務付け，一定の学術的水準を確保する。

事業種別：【継続】

※教育基盤の育成として，学生への研究を奨励するため。

⑰大学認証評価への対応（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－ア】

事業概要：令和2年度より実施されている経済学研究科（博士前期課程・博士後期課程）のカリキュラム改定により既に改善されているが，引き続き「教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針」に照らした取組の適切性・関連性の検証を行う。

事業種別：【継続】

※本研究科の教育課程を明確化するため。

⑱大学認証評価への対応（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－イ】

事業概要：令和2年度より博士後期課程科目の単位化を行うと共にコースワーク（講義）及びリサーチワーク（研究）を適切に組み合わせて体系的に再編成を行ったことで既に改善されているが，同課程にふさわしい教育内容を提供するため，継続的に内容の検証を行う。

事業種別：【継続】

※本研究科の教育の質向上のため。

商学部, 商学研究科

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【商学部】

商学部では、日本大学教育憲章に沿って、令和2年度から新たなカリキュラムを実施し、令和5年度に完成年度を迎える。少人数学修やアクティヴ・ラーニング、ワークショップ及びグループワーク等の機会を増やすことにより、「アウトカム基盤型教育」を推進し、VUCA（不安定・不確実・複雑・曖昧）の時代の中でもビジネス界で活躍できる人材を育成することを目標とする。令和4年度は、ゼミナール・卒業論文科目、外国語科目、スポーツ科目、履修登録者数が150名未満の授業科目等は面接授業を実施し、教室での学修環境とオンライン授業システムの充実を図るとともに、FD活動を通して、ハイブリッド型授業による新たな教授法の開発にも尽力してきた。令和5年度以降、次期LMS構想及び教務システム更新について検討し、他学部とのシステム共通化を念頭に置きながら、デジタル技術を駆使した更なる教育改革の準備を進める。

また、令和4年度に「リスキルジャパン（Re-Skill Japan）及びあきない塾設置検討委員会」及び「商学部ダイバーシティ及びインクルージョン推進委員会」を設置した。令和5年度より、「リスキルジャパン（Re-Skill Japan）及びあきない塾設置検討委員会」では、在学生や卒業生等の学び直しのための講座や一般市民向け講座、起業・事業継承・企業の見方に関わる知識を学ぶ講座等を提供するための具体的な準備を進める。また、「商学部ダイバーシティ及びインクルージョン推進委員会」では、ジェンダー、国籍・エスニシティ、年齢、障がい、性的指向・性自認に関する教育研究・就業上の公正を実現するために、方策の企画、立案、実施等を推進していく。

商学部教育の質保証体制実現のため、令和4年度は、学科会議、総合教育部会議、コース科目担当者会議、総合教育科目担当者会議等を通して、教職員全員が情報を共有し、カリキュラム検証委員会が中心となって現行カリキュラムの有効性及び改善点を検証した。令和5年度においては、現行カリキュラムの改善点を中心にPDCAサイクルを実践すると同時に、次期カリキュラム改正を視野に入れた教育改革の準備を進める。

【商学研究科】

商学研究科では、各専攻のディプロマ・ポリシーに掲げる高度な学識を有する研究者及び専門的職業人を養成するために、令和2年度から新たなカリキュラムを実施し、令和3年度からは各専攻ごとに科目担当者会議を設け、令和4年度からは商学部内部質保証推進委員会と大学院課程検討委員会を連携させてPDCAサイクルを確立し、内部質保証体制を整備した。令和5年度においては、早ければ令和6年度に実施されるカリキュラム改正にむけた検討を継続的に行い、グローバル化並びにデジタル化する現代ビジネスに対応しうる教員スタッフの任用、情報系専門科目の新設、研究指導體制のさらなる充実にむけた措置を継続的に実施していく。特に、新規教員スタッフの充実に図るためには、大学院分科委員会と人事委員会との連携を図りながら、できる限り博士の学位を有する教員を採用することや、専門科目だけではなく複数科目を担当できる能力を持つ教員を採用していくことが肝要である。また、学部教育との連携を強化して内部進学を促すとともに、オープンキャンパスなどの広報活動の充実を通じて志願者数を増加させ、後継者の育成に繋げていく。また、大学院学生の研究発表の場である研究発表会の活性化や、商学研究会の機関誌である『商学論叢』の刊行回数の増加、SA・TA制度の実現などの措置によって、研究支援体制をさらに整備していく予定である。

2, 主要な事業計画

①英語能力試験(GTEC)による英語4技能評価(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－エ】

事業概要：新しい学習指導要領において英語4技能を身に付けることを目指していることに伴い、新入生の英語4技能を測定することで、能力を細分化した上でのクラス分けが可能となり、その基礎データとなる。また、1年次の12月及び2年次の12月にも実施することで学修成果としての測定が可能となる。

事業種別：【継続】

※総合的なコミュニケーション能力を測るため。

②教務事務システム及び周辺機器の購入(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－ウ】

事業概要：令和5年度に保守期限を迎える教務事務システムをマイクロソフト社のクラウド環境下に移行させるための円滑な更新作業を3か年にかけて行う。システムを同クラウド環境下に移行することにより、システム全体が更新され安定したシステム運用が可能となる。

事業種別：【継続】

※既存教務事務システムのクラウド化及び周辺機器の更新のため。

③デジタル技術を活用した教育の推進(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－ウ，エ】

事業概要：教育に新たな可能性をもたらすデジタル技術を活用できるよう視聴覚設備等の運用についてサポート体制を整えることで、学びを継続させる仕組みと環境整備を図ることができる。

事業種別：【新規】

※デジタル技術を活用するための視聴覚設備等の運用支援体制の充実を図る。

④商学部絆奨学金他給付型奨学金制度の充実(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：経済的困窮による学業継続困難者への給付型奨学金制度を継続。学費未納による退学者を減らし、学生が修学に集中できる環境作りのサポートをしている。

事業種別：【継続】

※経済的困窮により学業継続が困難な学生に対し助成するため。

⑤日本大学商学部学生寮（ミネルヴァ KINUTA）の管理運営(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(4)】

事業概要：商学部学生寮管理運営委員会を中心に、安全・安心な寮生活を送られるよう教学・管理面からサポートし、経済的・心理的負担を軽減することで、寮生は安心して学生生活を送ることができている。また、共同生活を通じて社会秩序と規律を身に付けた人格形成を育んでいる。令和5年度からは在寮期間を最低修業年限終了時までとし（希望者のみ）、併せて危機管理として在室確認ができるシステムの導入し、危機管理体制を整えている。

事業種別：【継続】

※学生寮のサポート体制の確立するため。

⑥資格取得奨励金の充実(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：公認会計士や税理士といった国家資格を用いた働き方に関する情報提供を行い、自らの意志で資格取得を目指す学生に向けて課外講座を提供している。資格取得奨励金制度を広く周知し、資格取得と働くことに関する意欲向上を図っている。

事業種別：【継続】

※商学部の専門性に関連する国家資格等取得希望者を増やし、合格者数を増加させるため。

⑦キャリア教育支援(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：「自主創造の基礎」、キャリア教育関連科目、就職支援プログラムの実施により入学から卒業までを通して各人の価値観・人生観を満たす進路選択ができるよう促す。

事業種別：【継続】

※正課教育に加え、正課外教育を通して主体的な未来選択ができる礎を作るため。

⑧大学認証評価への対応，短期大学部認証評価への対応(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－ア】

事業概要：大学認証評価において、努力課題3として指摘された基準4 教育内容・方法・成果(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の項目については、以下、具体的な対応について記載する。教育課程の編成・実施方針に、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示すべく、令和2年度開始のカリキュラム改正に合わせ、平成29年度以降に教育内容・方法等に関する基本的な考え方を精査し、教育課程の編成・実施方針に、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を加えた。具体的な内容については、『学部要覧』に掲載した上で、商学部ホームページにおいても公表することで改善を図り、継続していく。

事業種別：【継続】

※大学認証評価において指摘された内容は改善されたが、重要事項であるため継続する。

⑨大学認証評価への対応，短期大学部認証評価への対応(研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－イ】

事業概要：大学認証評価において、改善勧告1として指摘された基準3 教員・教員組織の項目については、以下、具体的な対応について記載する。商学専攻（博士後期課程）では、大学院設置基準上必要な研究指導教員が2名（うち教授数1名）不足していたため、これを是正すべく、商学部人事委員会と大学院課程検討委員会の連携の下、大学院設置基準に定める教員数に不足がないか、現員数を確認する仕組みを構築した。現在は是正し、大学院設置基準上の不足はないが、引き続き、定期的に所管部署担当者及び委員長と現況を確認の上、教員任用に係る中・長期計画を立てることを継続していく。

事業種別：【継続】

※現員数と大学院設置基準上必要な研究指導教員数のバランスから教員任用方針を策定するため継続する。

⑩大学認証評価への対応，短期大学部認証評価への対応(研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－イ】

事業概要：大学認証評価において、努力課題12として指摘された基準5 学生の受け入れの項目については、以下、具体的な対応について記載する。学内進学者確保のための在学生向け説明会の実施、オープンキャンパスにおける大学院コーナーによる進学相談を実施してきた。その結果、改善傾向にあるので、引き続き改善に取り組む。

事業種別：【継続】

※毎年度、学内進学希望者を一定数確保していく計画のため、継続する。

⑪教育の質向上を持続させるための支援(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：全学的な教学マネジメントを支えるための教育を直接担う教職員の質向上を図り、組織的なFD活動の一助とする。

事業種別：【継続】

※教職員のFDの更なる活性化を図るため。

⑫大学認証評価への対応，短期大学部認証評価への対応(研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：大学認証評価において、努力課題8として指摘された基準4 教育内容・方法・成果(3) 教育方法の項目については、以下、具体的な対応について記載する。教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究等を行うべく、大学院課程検討委員会が「大学院教育・研究環境に関するアンケート」や授業評価アンケートを実施した。また、FD講習会やワークショップを毎年度開催しており、これを継続していく。

事業種別：【継続】

※教育内容・方法等の改善を図るには、大学院FD活動の充実が必要なため継続する。

⑬大学認証評価への対応，短期大学部認証評価への対応(研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－ア】

事業概要：大学認証評価において、努力課題4として指摘された基準4 教育内容・方法・成果(2) 教育課程・教育内容の項目については、以下、具体的な対応について記載する。リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせた博士後期課程のカリキュラムとすべく、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供するため、大学院課程検討委員会が中心となって令和2年度開始の新カリキュラムに合わせ、博士後期課程ではコースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムに改正し、令和2年度新入生から適用しており、これを継続していく。

事業種別：【継続】

※コースワークとリサーチワークを組み合わせた博士後期課程のカリキュラムを定着させるため継続する。

⑭大学認証評価への対応，短期大学部認証評価への対応(研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－イ】

事業概要：大学認証評価において、努力課題2として指摘された基準4 教育内容・方法・成果(1) 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針の項目については、以下、具体的な対応について記載する。学位授与方針に課程修了にあたって修得すべき学習成果を示すべく、令和元年度に専攻別・課程別の学位授与方針を改めて策定した。また、新たに策定した学位論文審査基準との整合性から、修得すべき学習成果としての能力を学位授与方針において示し、学習成果としての能力の具体的な内容を学位論文審査基準において示すことで、改善に努めており、今後も継続していく。

事業種別：【継続】

※大学認証評価において指摘された内容は改善されたが、重要事項であるため継続する。

⑮大学認証評価への対応，短期大学部認証評価への対応(研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－イ】

事業概要：大学認証評価において，努力課題9として指摘された基準4 教育内容・方法・成果(4) 成果の項目については，以下，具体的な対応について記載する。学位論文審査基準が課程ごとに，それぞれ『大学院履修要覧』などに明記すべく，令和元年度に，博士前期課程及び博士後期課程における学位論文審査基準として，課程別・専攻別に策定した。併せて，大学院履修要項に「商学研究科学位論文審査基準」として記載するとともに，商学部ホームページ上で大学院履修要項を公表しており，これを継続していく。

事業種別：【継続】

※博士前期課程及び博士後期課程における学位論文審査基準は，『大学院履修要覧』及びホームページ等を通じて持続的に公表するため，継続する。

⑯人材，教育環境を活用した高校との連携体制の推進(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)－ア】

事業概要：大学の人材・教育環境を活用して，入学前に大学の授業科目を履修する機会を提供することで，学びの複線化・多様化を推進させると同時に本学への更なる理解を深めてもらう。また，入学後に先取り履修した科目を単位認定できる制度を整備し，隙間のない学びの環境整備を図る。

事業種別：【新規】

※入学前に大学の授業科目履修により高校と大学の連携体制を推進するため。

⑰e ラーニングシステム「Nue」を活用した入学前教育(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)－ア】

事業概要：実効性のある入学前教育としてeラーニングシステムを活用して実施することで，高校と大学が連携して生徒を育成する高大接続型選抜の有効性を発揮させ，隙間のない学びの環境整備を図ることができる。

事業種別：【継続】

※eラーニング「Nue」を活用した入学前教育の更なる充実を図るため。

⑱リスキルジャパン(Re-Skill Japan)及びあきない塾の設置(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(2)】

事業概要：在学生，卒業生，教職員及び聴講を希望する者等への新しい学修機会を提供することによる生涯価値の増大に向けての支援体制の整備を行う。

事業種別：【新規】

※学びなおし等を中心とした学修機会を提供するため。

⑲横断的プロジェクト共同研究実施(共通)

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(1)】

事業概要：研究委員会及び商学・会計学・情報科学研究所による既成の枠組みを超えたプロジェクトを実施することにより，学際的研究が可能となり，将来的に大型の外部資金獲得に繋げていく。

事業種別：【継続】

※主流であった個人又は研究所単位の少人数による共同研究に対し，既成の枠組みを超えたプロジェクトを実施するため。

⑳ 広報活動の強化（共通）

根 拠：【管理運営－信頼の回復④－ウ】

事業概要：これまで受験生，在学生，企業及び地域社会等に対して商学部の教育活動，研究活動に関する情報を積極的に発信しており，更なる広報活動の強化により商学部及び日本大学全体の社会的価値を高め，就職支援，受験生の獲得に繋げていく。

事業種別：【継続】

※ホームページ上での学部紹介映像・体験授業動画等の配信や SNS（主に Instagram）を用いた学部情報の発信等により，広報ツールの充実化を図るため。

芸術学部, 芸術学研究科

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【芸術学部】

従前から継続して本年度も実行している事業, および平成 30 年度に実施した全学自己点検・評価で抽出された改善事項に基づく事業について計画を策定した。これらの事業計画は主として, 日本大学中期計画に記載のある教育の質保証の観点から, 学生主体の学びを確立するためのものであり, また全学的な教学マネジメントを確立するという観点から, 芸術学部の教育方針に基づいた点検・評価・改善など質保証に係る取組みを実行するための教学 IR を推進し, IR データの利活用による教育の質を持続的に改善するという計画でもある。さらには「日本大学憲章」にある日本大学マインドに掲げられている「異文化及び異分野の多様な価値を受容し, 地域社会, 日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し, 説明することができる」力を備えた人物を育成するという目的に基づき, 留学生交流を推進して, 本学部が多様な学生を受け入れる体質に一層転換できるようにするための事業計画も策定した。

【芸術学研究科】

芸術研究科では, 「教学に関する基本方針に基づく中期計画」及び「芸術学部等の基本計画」に基づき, 大学院組織の大括りと特色の明確化を検討している。大学院独自の HP を開設し, 活用による広報を押し進めている。学部との連携による 4+2 (前期課程) の 6 年学修を推進し, 学部内進学者の増加施策を実現させ, アジアからの継続的留学生受け入れ改善のための奨学金の検討も開始する予定である。前期課程の修士号の英語表記 MFA の検討及び社会人大学院の具体的な検討を令和 2 年 12 月に行った大学院教学 FD 研修会から開始した。さらに社会のニーズと合致する大学院教育を推進するための調査を実施する予定である。「管理運営の基本方針に基づく中期計画」に基づき, 学部と連携した効率的な運用を堅持しながら, 安定かつ高い定員充足率を引き続き目指していく。

2, 主要な事業計画

① 「日本大学教育憲章」に基づいた教学マネジメントの確立 (学部)

根 拠: 【教学—教育の質保証・学生支援の充実②—(1)—ア】

事業概要: 学修成果を公平で客観的かつ厳格に評価するための評価方針 (アセスメント・ポリシー) を策定し, 到達目標ごとの成績評価と GPA を相関させたルーブリック評価導入を検討する。また, これら評価に係る内容をシラバスに記載し学生に周知する。

事業種別: 【継続】

※評価方針の策定, ルーブリック評価の導入とも芸術学部では新たな取組みのため。

② 教育の点検・評価・改善など質保証に係る取組の推進 (共通)

根 拠: 【教学—教育の質保証・学生支援の充実②—(1)—イ】

事業概要: 3 つのポリシーを踏まえ本学部の教学における取組の適切性にかかる点検・評価のサイクルを実質化するため学外者が参画する体制を構築し, またシラバスに記載すべき項目が充足されているかどうかを検証する PDCA サイクルを潤滑化させ, さらには教員の教育力向上を図るため, 授業の内容及び方法の改善を図ることを目的とした研修, 研究等を実施し, 教学マネジメントを確立させる。

事業種別: 【継続】

※教育の質保証に係る取組みを持続させるため。

③LMS 及びポータルサイトの整備・活用（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－イ】

事業概要：教学マネジメントの確立に有効なアクティブ・ラーニングや ICT を活用した教育の促進、また学修成果の可視化に有効な e ポートフォリオ開設のため、LMS 及びポータルサイトをさらに整備・活用する。

事業種別：【継続】

※LMS やポータルサイトのさらなる機能・使い勝手の向上，最適化等を図るため。

④芸術学部合同発表会「日藝博覧会」の開催（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－ア】

事業概要：学修・研究成果の合同発表会として「日藝博覧会」を開催し，多方面からの評価を得て本学部の教育理念の深化を図る。

事業種別：【継続】

※芸術総合学部としての学修・研究成果を検証し，教育研究活動の改善につなげるため。

⑤交換留学制度による国際的教育活動の促進（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－エ】

事業概要：特に芸術とエンターテインメント分野におけるグローバルな意識の涵養と異文化理解を目的として，ヨハネス・グーテンベルク大学（ドイツ）に属するマインツ美術大学と芸術学部が年度ごとに最大 2 名の学生を交換留学生として派遣・受入れをする。

事業種別：【継続】

※留学生交流を推進し多様な学生を受け入れる体質へのさらなる転換に資するため。

⑥ディプロマポリシー（CP），カリキュラムポリシー（DP）の見直し（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－ウ】

事業概要：メディア授業の活用も含めたカリキュラムの検討など，今後もカリキュラム・シラバス改革ワーキンググループ及び学務委員会を中心に継続的にカリキュラムの検討を行い，ナンバリング，科目配置表等を活用して DP・CP の見直しを行う。

事業種別：【継続】

※教育の質保証に係る取組みを持続させるため。

⑦PDCA サイクルを検証する日藝 IR 推進室機能の充実化（学部）＜平成 30 年度実施の全学自己点検・評価で抽出した改善事項＞

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(2)－ア】

事業概要：日藝 IR 推進室では，学生の履修や成績の情報，授業評価アンケートや日本大学学修満足度調査（令和 5 年度以降は GPS-Academic に組み入れられる予定）などの情報を活用するなど，PDCA の CA を重視した活動計画の策定を検討し，教育の内部質保証体制の確立に向けた取組みを進める。

事業種別：【継続】

※教学における内部質保証体制を整備するため。

⑧学生の適正な定員確保・管理の実行（学部）＜平成 30 年度実施の全学自己点検・評価で抽出した改善事項＞

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－ア】

事業概要：広報委員会や入試戦略ワーキンググループを中心に入試広報を強化し受験者増に努め，

かつ学務委員会やカリキュラム・シラバス・ワーキンググループを中心にして学科や分野の枠を超え本学部全体の視点から現行カリキュラムを点検・評価し、退学者・留年者対策ワーキンググループとも連携して退学・留年者数の抑制を図りながら入学定員及び収容定員の適正な管理に努める。

事業種別：【継続】

※学修者本位の適正な教育環境を確保するため。

⑨メディア授業の積極的導入・活用（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－ア】

事業概要：学修者本位の教育の実現を目指し、教育効果を高めるのに有効なメディア授業を積極的に導入・活用する。

事業種別：【新規】

※学修者本位の教育の実現に資するため。

⑩大学認証評価への対応（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－ア】

事業概要：令和3年度の大学認証評価追評価における一層の改善が期待される事項として、教育課程の編成・実施方針について芸術学研究科（前・後期課程ともに）では教育課程の編成と実施に関する考え方が不明確であり改善が求められる、との指摘を受け、令和3年度中に同方針を改善し令和4年度から学内外に広く公開した。引き続き本研究科の考え方をわかりやすく伝えられるよう同方針を継続的に検証する。

事業種別：【継続】

※教育の質保証に係る取組みを持続させるため。

⑪大学院独自のHP活用による広報推進（研究科）

根拠：【管理運営－信頼の回復④－ウ】

事業概要：学部ホームページとは別に令和元年度から開設した大学院独自のホームページを、外部への広報ならびに情報発信の場として活用し、引き続き効率的かつ効果的な運用を図っていく。

事業種別：【継続】

※本研究科の広報力強化維持のため。

⑫学部との連携（4+2 [前期課程]）における6年学修推進（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(2)－イ】

事業概要：芸術領域での効果的学習に資するプログラムを検討し、本学部学生に本研究科の研究内容を積極的に開示することにより、学士課程と修士課程とを一体的に運用する6年学修を推進する。また、このことをとおして大学院への学部内進学者増加も期待できる。

事業種別：【継続】

※本研究科の研究教育体制を発展的かつ安定的に維持していくため。

⑬留学生を対象とした奨学金制度充実の検討（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：本研究科における留学生比率のほとんどを占めるアジアからの留学生を継続的に受け入れる体制を強化・改善するため、奨学金制度によって経済的支援を充実させる方策について検討する。

事業種別：【継続】

※アジアからの留学生に対して更なる経済的支援方策について検討するため。

⑭前期課程の修士号の英語表記 MFA の検討（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－ア】

事業概要：本研究科博士前期課程修了時に授与する学位「修士（芸術学）」に対し、現在は英語表記を「Master of Art」(MA)としているが、近年、欧米では修士の学位名称「Master of Fine Arts」(MFA)をもつ人材が求められていることから、英語表記を MFA にすることを検討する。

事業種別：【継続】

※本研究科で増加している外国人留学生が修了後、母国での就職の際に MFA が求められる可能性が高いため。

⑮社会人大学院の具体的な検討（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(2)】

事業概要：社会情勢が急速に高度化・複雑化する中であって、社会人の多様な学修ニーズに応じた実践的な教育プログラムの展開、ならびに多忙な社会人の時間的・空間的な障壁を低下させる ICT を活用した教育の展開が求められており、本研究科における社会人大学院について具体的に検討する。

事業種別：【継続】

※社会人の多様な学修ニーズに対応する教育プログラムが社会的に必要とされているため。

⑯シラバスの到達目標に対する達成度を測定する成績評価基準策定（研究科）＜平成 30 年度実施の全学自己点検・評価で抽出した改善事項＞

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－ア】

事業概要：本研究科の特色として、芸術活動における創作物の評価を含めての成績評価を行う場合に、シラバスの到達目標に対する達成度を測定し評価するだけでは充分とはいえないため、本研究科独自の成績評価基準を策定し、客観的に評価できる仕組みを構築していく。

事業種別：【継続】

※シラバスの到達目標と成績評価方法・基準の連関性を明確にする必要があるため。

⑰PDCA サイクルにおける改善計画を検証する組織の明確化（研究科）＜平成 30 年度実施の全学自己点検・評価で抽出した改善事項＞

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－イ】

事業概要：大学院委員会が中心となって、学部教育と連携しながら日藝 IR 推進室および自己点検・評価委員会において組織的に PDCA サイクルを潤滑化させ、「3 つの方針」に基づく教育の内部質保証システムの機能の充実を図る。

事業種別：【継続】

※改善計画検証組織の体制をさらに整えていくため。

⑱FD 活動の組織的実施（研究科）＜平成 30 年度実施の全学自己点検・評価で抽出した改善事項＞

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：大学院委員会及び大学院教学戦略ワーキンググループを主体に、FD 委員会と連携して、大学院教育に特化した、指導教員としての資質の向上を図ることを目的とした組織的な研修・研究等を実施する。

事業種別：【継続】

※FD 活動をとおして教育活動の改善および指導教員の資質向上につなげるため。

⑱社会のニーズと合致する大学院教育を推進するための調査の実施（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－ア】

事業概要：今後、本研究科が社会のニーズと合致する大学院教育を推進するための調査を実施する。

事業種別：【新規】

※新たにアンケート調査、ヒアリング調査等を行うため。

⑳江古田校舎ネットワーク高速化（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－ウ】

事業概要：耐用年数の過ぎた各棟の有線を入れ替えると共に基幹ネットワークも含め高速化を図る

事業種別：【継続】

※本事業は 4 か年計画（令和 3 年度～6 年度）で進めており、年度ごとに西棟、東棟、南棟、北棟の順でネットワークの高速化等を図っているため。

㉑入試戦略広報 Web サイト「日藝 CROSS」の運営と継続的な発信（学部）

根 拠：【管理運営－信頼の回復④－イ, ウ】

事業概要：令和 4 年度に開設した入試戦略に特化した広報 Web サイト「日藝 CROSS」はこれまで順調なアクセス数を上げている。本事業は日藝への受験に対して意識が低かった層にまで興味関心を喚起させるべく、多岐にわたる広報発信を行っていくプラットフォームとしての役割を担う。今年度も積極的な情報更新と発信を行っていく。

事業種別：【継続】

※低迷している受験検討者数及び受験者数の増大に向けて重要な広報戦略事業であるため。

㉒日藝賞及び日藝アンバサダーによる広報強化（学部）

根 拠：【管理運営－信頼の回復④－イ, ウ】

事業概要：令和 5 年度日藝賞選出を Web サイトによる電子投票によって行い、受賞者には「日藝アンバサダー」として学部広報活動への協力を仰ぎ学部広報発信の大きな武器としていく。本事業は、教職員・OB・学生には愛校意識を高め、受験生及びその保護者には 100 年の歴史のある日藝ブランド力をアピールし広報資産価値を向上させる役割も担う。

事業種別：【継続】

※日藝賞は平成 18 年度より在学生及び教職員らの投票により選出が行われてきた。平成 29 年度からは投票方法を「投票用紙への記入方式」から「Web サイトからの電子投票方式」に切り替え投票率の改善向上を果たした。引続き電子投票を実施し、学生及び教職員の関与度と愛校精神をさらに高めていく。また、受賞者には同時に「日藝アンバサダー」に就任を要請し学部広報発信を強化させていくことを計る。

㉓芸術学部 Next100 年広報（学部）

根 拠：【管理運営－信頼の回復④－イ, ウ】

事業概要：令和 3 年度に芸術学部は創設 100 周年を迎え、令和 4 年度に次の 100 年を見据えた「百藝」に代わる新たなロゴマークを制作し各方面で使用している。本事業により教職員・OB・学生には愛校意識を高め、受験生及びその保護者には「日藝」のブランド力をアピールし広報資産価値を上げる。

事業種別：【継続】

※広報資産価値の向上及び、教職員・OB・学生たちと共に愛校意識を高めるため。

②④産官学連携プロジェクトの推進と広報発信（学部）

根拠：【管理運営－信頼の回復④－イ、ウ】

事業概要：学部創設 100 周年記念事業の一環として始まった産官学連携プロジェクトを引続き推進していく。本事業は芸術学部の知見，知的財産を活かし，産業界や地方自治体の課題解決に貢献する事業である。これにより教員・学生には研究活動・教育活動への還元が期待され，本学部の価値向上につながる。さらにはこれらの活動を広報資産とし，アクティブな芸術学部のイメージを広報発信していくことで受験生及びその保護者に「日藝」のブランド力をアピールする。

事業種別：【継続】

※産官学連携を継続することで広く社会から信頼が得られるよう有益な情報を提供し，帰属意識の醸成や学部の取り組みに対する理解を図るため。

②⑤多様な給付型奨学金（共通）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：多様な給付型奨学金（経済困窮・報奨・災害や家計急変・留学促進）を設けることで，学生への経済的援助に留まらず，修学意欲の強化を目指す。また日本大学芸術学部校友会奨学金を新設する。

事業種別：【継続】

※家計支持者の経済困窮や災害によって，授業料等の納付が難しい学生へ修学機会を確保するため。

②⑥障がい学生への授業・就職支援（共通）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：障がいの程度と授業内容を勘案しながら，補助機器の使用やノートテイクによる授業支援を行う。就職指導に関しても研修を受けた職員が相談・指導を実施する。

事業種別：【継続】

※障害者差別解消法により，合理的配慮が求められている。

②⑦低学年向け就職ガイダンスの実施強化（学部）

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：「働くとは何か」を具体的に考えてもらうことを目的に，自己分析の方法などをテーマとした 1 年生向けのガイダンスを年間 8 回，各業界で活躍する卒業生など身近な例を挙げながら世の中にある幅広い業界を紹介する 2 年生向けのガイダンスを年間 8 回実施する。

事業種別：【新規】

※学生が早期から主体的に進路選択を行うための方法を身につけてもらうため。

**国際関係学部，国際関係研究科，短期大学部（三島校舎），
三島高等学校・中学校**

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【国際関係学部】

入学定員超過率厳格化の学生納付金減少，少子化，コロナ禍などの諸事は本学部の特色である海外留学などの実施を難しくし，志願者数に影響しているとみられる。この厳しい状況でも，教育の質保証や認証評価，学生支援の充実をすすめる，現在未来に活躍する人材育成に積極的に取り組んでいく。

具体的には，「令和3～8年度日本大学中期計画」が見据える「あらゆる場面で多様性の受容が求められる時代」にこそ，日本で最初に設立され学際的な教育課程を有する国際関係学部は，「多様性を基礎とし，複合的価値を創り出す～魅力度・満足度・信頼度の高い大学」を目指し，日本大学の一翼を担っていく。「日本大学教育憲章」が示す「日本大学マインド」の「日本の特質を理解し伝える力」，「多様な価値を受容し，自己の立場・役割を認識する力」及び「社会に貢献する姿勢」を涵養し，国際社会で活躍する人材養成を目指す。創設以来の独自で多様な外国語教育や留学，学際的プログラムに，オンラインやICT, DXなどの「デジタル技術を駆使した教育」や学生支援で学生を成長させる。また，「既存の価値観からの転換」が求められる社会に対応するために，本学教育理念の「自主創造」の構成要素「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道をひらく」能力を学生に身につけさせ，「教学に関する基本方針」が示す「教育の質保証」の「学生主体の学び」，「教学マネジメント」，「高等学校等との連携接続」，「大学と社会の関係構築」，「教育基盤となる研究の推進」，「社会変化に対応し「信頼を得る」研究体制整備をすすめる。そして，「管理運営の基本方針」が示す「N・N～新しい日大～の実現に向けて」，「Society5.0」など「先端技術と社会との高度な融合の幕開け」を踏まえた「未来に向けた改革」をすすめる，「学びの質とその水準」の保証を目的に教育と研究，学部と日本大学の発展に努める。

【国際関係研究科】

大学院組織は1研究科が設置され，学外や学部2学科の留学生を含む進学者を主に受け入れる「学位プログラムとしての大学院教育」で，今後も同様の体制の維持確立を目指す。現状の入学者は定員未充足だが，学部からの進学者増に向けて，「令和3～8年度日本大学中期計画」に鑑み，入学制度を充実させており，引き続き教育課程や「修学支援」として奨学金制度などの検討をすすめる。また，「学部教育と大学院教育の連携」から，学生の研究意識の醸成を念頭に，ゼミナールの履修・卒業論文の執筆を奨励する。加えて，研究者育成機関として若手研究者や大学院生の研究環境を整備しつつ，科学研究費補助金等の外部研究費の申請の支援体制の強化も目指す。また，2つの付置研究所主催による国際シンポジウムや学際研究会，学術講演会の開催等により，大学院生に研究発表する機会を提供し，国内外の研究者との交流の推進，良質な研究者育成，「社会のニーズと合致する大学院教育の推進」を目指す。

【短期大学部（三島校舎）】

日本大学憲章を基礎として，短期大学部（三島校舎）の教育理念である「地域・社会貢献」を実現できる人材育成を日本大学中期計画（令和3年度～令和8年度）に則して継続する。短期大学に対する需要の変化に伴い，入学定員を充足できない状況が継続している。入学定員確保を重要課題と認識し，また短期大学部を取り巻く近年の状況を見据えながら各事業を遂行する。また令和3年度の短期大学認証評価の不適合判定に関わる提言事項の改善を最重要課題として改善に取り組む。

短期大学認証評価では学位授与方針に示した学習成果の把握と評価が組織的に行われていない点に指摘を受けた（基準4）。現行の評価方法を改善する方策として，三島校舎の評価方針，評価基準の策定とアセスメント・テストの実施を検討し，教育の点検・評価・改善の質保証に関わる教学マネジメントの

強化に努める。学生の受け入れ（基準5）については現行の受け入れ方針，入学者選抜の体制と運営は適切に行われているが，入学定員確保につながらず，入学者充足率等の定員管理の改善の指摘を受けた。定員確保については，現行の高校訪問やオープンキャンパスの継続，SNS 等を利用した広報を強化し短期大学の「未来選択」の多様性など充実した学生支援の発信・周知に努める。同時に短期大学部（三島校舎）を取り巻く外部環境要因を見据えて，国際関係学部との連携の上でカリキュラムを見直し，さらには三島校舎の組織編成の適切性についての検討も視野に入れて短期大学認証評価指摘事項に関する改善に努める。また各事業は改善・強化された大学ガバナンス体制に則り健全かつ適切に遂行する。以上の基本的な考え方にに基づき，短期大学部（三島校舎）ビジネス教養学科，食物栄養学科並びに専攻科食物栄養専攻の教育目標を実現していく。

【三島高等学校・中学校】

本校は日本大学付属高等学校・中学校として教育活動や進学実績において地域社会に根ざす伝統校として評価を得てきた。また充実した教育施設により安心で安全な教育環境は完成した。

一方，中長期の視点で本校を取り巻く状況を見た時，学校経営の課題は少子化時代への対応にある。実際，首都圏とは異なり静岡県は公立高校でさえ定員確保ができず，すでに変化は始まっている。本校はこの2年間の入学者は定員の100名減である。加えて通学範囲である静岡県東部地域や神奈川県西部地域の15歳人口は今後15年で現在の3分の2となるデータがある。生徒募集の強化で対応できる状態ではなく，学校経営は体質改善が必須との強い危機感をもっている。

本校では学習指導要領改訂を機にカリキュラムを策定する際，中期構想委員会を立ち上げ，安定的に定員を確保するために必要な「魅力ある学校作り」をテーマに時代の変化を見据えた体制作りを検討した。「安定・安心・安全」の3つをキーワードに，少子化時代を生き抜くための安定した学校経営，日本大学付属校そして国際関係学部併設校の利点を活かしたキャリア教育及びカリキュラムの策定と進路指導の強化，時代の変化に即応する地域社会と連携した人材育成を掲げ，日本大学教育憲章のもと，教学に関する基本方針及び管理運営の基本方針に基づいた中期計画も作成した。しかし，教育環境の変化は激しく計画の再考を余儀なくされている。

令和5年度事業計画は時代や地域にあった「魅力ある学校」の実現を目指し，カリキュラムやキャリア教育の充実，教員の資質・能力の向上，永続的な学校経営体制の構築を掲げている。そして今後の本校のあり方が問われる重要な年になると考えている。

2, 主要な事業計画

①教務システムの更新(学部，研究科，短期大学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－イ】

事業概要：現行の教務システム（GAKUEN-EX）の保守管理等の終了に伴い，新システム（Live Campus U）及び学生の出席管理の把握をするため「キャンパス手帳」を導入する。この新システム及びキャンパス手帳を導入することにより教学 IR 構築を図る予定である。

事業種別：【新規】

※学生主体の学びの確立を目的としデジタル技術を駆使した教育を推進する環境整備のため。

②ICT を活用した授業法の実践(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－エ】

事業概要：平成31年度入学生からの教職課程再課程認定により，各教科の指導法（英語科教育法の中に「情報機器及び教材の活用を含む」）が明記及び教育職員免許状施行規則の改正によ

り「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が開設されたことから、教職課程履修者を対象に ICT（情報通信技術）を活用した授業法を展開し、情報化社会に対応できる教員の養成を図る。

事業種別：【継続】

※令和 4 年度入学生から「教育方法・ICT 活用論」を開講しており、教職課程履修中における ICT 活用が期待されるため。

③経済的援助を目的とした学内奨学金給付の実施（学部，研究科，短期大学部）

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：日本大学三島後援会からの寄付を受け、下宿する学生や遠隔地からの新幹線通学の学生に対して授業料の負担を軽減し、経済的援助事業を行うことを目的として年 2 回の選考により春期 50 名，秋期 50 名（学部・大学院・短期大学部合計）に奨学金を給付する。

事業種別：【継続】

※自宅が遠隔地にあり通学が困難で経済的に困窮している修学意欲の高い学生を確保する効果が期待できるため。

④多様な学生（障がい者）に対する支援の促進（学部，研究科，短期大学部）

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)－ア・イ】

事業概要：多種多様な学生の相談窓口となる学生支援室に有資格者のコーディネーターを常駐させ、支援室の窓口対応、各部署との連携などを行うとともに、大学本部派遣のカウンセラーが多様な悩みを持つ学生への相談に対応する。また、月 2 回、学校医及び精神科医が学生支援室に来室し、各種健康相談や医療機関の紹介など、障がいをもつ学生へも修学支援を目的に手厚いサポート・ケアを行う。さらに予約フォームの使用やコロナ禍の影響により、対面のみでの相談から非対面（電話やオンライン）の相談も可能とし、柔軟な対応により学生が相談しやすい体制を整える。なお、障がい等により、特別な配慮を希望する学生については、コーディネーターが窓口となり、学生と相談しながら、関係部署と連携・話し合いを行い、障がい学生支援委員会で配慮内容を決定し、修学上のサポートを積極的に行う。また、合理的配慮に対する研修等を開催し、対応する教職員への理解を深めるための啓発も行っていく。入学者選抜についても病気・負傷や障がい等のために受験上の配慮を希望する場合、医師の診断書等を提出させ、委員会で病気・負傷や障がい等の程度に応じた措置を講じる。

事業種別：【継続】

※障害者差別解消法に則り、障がいをもつ受験者への配慮をできる限り行い、受験の機会を確保するとともに、入学後も学生への手厚いサポート・ケアを行うことで、対象学生の修学状況の向上を図り、ひいては留年や退学を未然に防ぐため。

⑤多様な学生（留学生）に対する支援の促進（学部，研究科，短期大学部）

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：入学する外国人留学生を対象に、学生生活に関するガイダンスを平易な日本語で示した資料を用いて実施するなど、外国人留学生向けの連絡や案内をできる限り平易な日本語または英語にて表記するよう配慮する。その上で、外国人留学生の日本での不安や疑問を解消し、学生生活をきめ細やかに支援するため、学部の公認学生団体である「バディプログラム」との連携強化及び積極活用を図る。また、令和 4 年度に開催した異文化交

流会が好評だったことを踏まえ、外国人留学生と日本人学生との活発な交流が促進できるキャンパス環境（交流イベントや勉強会の実施など）の一層の拡充を図る。

事業種別：【継続】

※外国人留学生に対するきめ細かな支援や日本人学生との活発な交流により、外国人留学生の不便を解消し、本国ひいては本学での学修意欲の向上と定着を図ることが期待できるため。

⑥国際貢献・社会貢献への意識改革の推進（学部，大学院，短期大学部）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7)－ア】

事業概要：学生が考案したヘルシーメニューを月替わりで学生食堂で販売し、売上の一部を TABLE FOR TWO(TFT)という NPO 法人を通じて開発途上国の学校給食の補助として寄付したり、静岡県とパートナーを組み、静岡県産の食材の地産地消を促すための学生食堂メニューを考案するなど、日常の食育から世界全体や地元の食料問題などの現状理解と解決に取り組む学生ボランティア活動等を積極的に支援する。

事業種別：【継続】

※公認学生団体が社会活動に参画することで、豊かな人間形成の涵養の場となることが期待できるため。

⑦教学 IR の推進(学部，研究科，短期大学部)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(2)－ア・イ】

事業概要：教学に係る評価に必要な満足度調査等のデータ分析及び入学者選抜方法毎の成績評価、学科コース毎の就職状況等の経年分析を行う等、学生の学修効果の向上につながる分析活動を行う。また、データ分析において新教務システムを活用することにより、本学部独自ではあるが教学 IR の推進を図る予定である。

事業種別：【継続】

※入学時から教育・学生生活・卒業後の進路までを捉えた部署横断的な教学 IR の体制を確立することで、内部質保証体制を整備し継続的な教育改善が期待されるため。

⑧FD 活動の組織的实施（学部，研究科，短期大学部）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：教員は、令和 4 年度から授業改善計画報告書に基づき授業を行っており、年度末には自らが設定した授業改善計画書の内容を振り返る機会を与えられる。振り返りには、学生からの授業評価アンケートに加え、学修満足度向上調査の結果を併せて配付する。これら一連の取組は令和 4 年度をもって初めてサイクルとして確立されることになり、令和 5 年度の授業の充実度を大きく高め、教育の質の保証の確保につながることを期待される。その他にも FD 委員会が主催した新任教員対象の双方向型の授業参観が再開され、新任教員が希望した授業への参観及び FD 委員が新任教員の授業への参観をそれぞれ行い、実施後には報告書が提出された。令和 5 年度も質の高い授業を提供するために継続して実施する予定である。学部の活動と並行し、大学院担当教員を対象とした授業改善等の FD 講演会実施等の活動を行う。

事業種別：【継続】

※更なる教育の質の保証を確保すること、また、大学院独自の FD 活動を教員の資格や経験に応じて組織的に行うことにより、授業改善・向上が期待されるため。

⑨市民公開講座及びエクステンション講座の実施（学部，短期大学部）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：近隣自治体の後援を受け，地域住民に向け大学における研究成果を公開すること，及び地域社会へ貢献することを目的とし，社会情勢等を考慮した上で統一テーマを設定し，春・秋期に各4回市民公開講座を開講する。エクステンション講座は，学生や地域住民のニーズに合った高度な学習機会を有料で提供する。また，オープンキャンパス開催時に同時開講することで，主に高校生に対して大学における研究活動を知ってもらう機会を提供し，受験生獲得にも役立てる。講座開催に向けては地域住民等に対し広く周知するため広報活動を検討するとともに，自治体が企画する情報提供の場も積極的に活用する。また，社会状況に鑑み，対面だけでなく，オンラインを利用した開催方法にて行うなどニーズに合わせて開催する。

事業種別：【継続】

※継続的に開催することで地域に貢献し，研究活動をより一層活性化するため。

⑩研究所における研究成果報告書発行及びシンポジウムの実施（学部，短期大学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(1)，①－(2)，②－(1)】

事業概要：（生活科学研究所）生活科学に関する様々な分野の学理・技術の研究調査を目的とし，申請に基づき研究所員に国際関係学部研究費を給付し，基礎研究を遂行する。その研究成果については，研究者の業績を社会に発信するため「生活科学研究所報告」を発刊する。また生活科学研究所運営委員会で検討し，統一テーマのもと各分野の研究者が参画する「シンポジウム」を開催する。令和4年度は令和3年度に続き「持続可能な開発目標（SDGs）」をテーマにウクライナ問題に関するシンポジウムを開催し，ウクライナからの避難者による体験談も交え研究発表を行ったが，令和5年度以降も社会情勢を踏まえた課題を取り上げ，継続して開催する方向である。このように異なった分野の研究者が発表・討論するとともに，テーマに則した生の声を取り入れることで研究力の強化と同時に多角的な研究の産出を目標とする。

（国際関係研究所）国際関係及び国際文化に関する様々な分野の研究調査を目的とし，申請に基づき研究所員に国際関係学部研究費を給付し，基礎研究を遂行する。その研究成果については，研究者の業績を社会に発信するため「国際関係研究」を発刊する。また国際関係研究所運営委員会で検討した上で海外の提携校との国際シンポジウム，学術講演会を実施することにより，各分野における国際的諸問題の解決や社会で求められる分野の研究発掘を目指し，継続的かつ発展的な研究遂行を行う。令和4年度については，社会情勢に鑑み，海外からの招聘者はなかったものの，国際観光に関わる有識者を招き，国際観光における静岡県の課題に関するフォーラムを開催し，研究発表を行った。令和5年度はwithコロナ時代を見据え，海外招聘者も交えた国際シンポジウム等を計画し，異分野・異業種の研究者等が発表・討論することで更なる研究力の強化・発展を目標とする。

事業種別：【継続】

※研究所における研究者の研究活動を継続的に実施し，社会情勢等を踏まえた研究等を遂行し，継続的な研究力の強化・発展に努めるとともに，研究成果を効果的に社会へ発信するため。

⑪学内研究費の効果的な配分（学部，短期大学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(1)，②－(3)】

事業概要：日本大学国際関係学部研究費においては，研究者の申請に基づき研究内容を審査した上で，個人研究費を給付し，基礎的な研究遂行を実施している。この基礎的研究を基盤として独創的に発展させ，科研費への申請につなげ，申請及び採択された場合は学内研究費を増額するなど研究の活性化を推進する。また，分野の異なる数名の研究者が共同で研究を遂行し，共同研究の配分を実施することにより，異分野融合となる研究の発展と実現を目指す。令和5年度においては，国際関係学部，短期大学部（三島校舎）及び他学部研究者4名が「マーケティング戦略としてのホスピタリティの具象化に関する実証研究」とする研究課題に取り組み，各分野の知見や研究手法を融合し，新たな知見を見出すことを目的としている。

事業種別：【継続】

※外部資金獲得については基礎的研究が必要なため学内研究費が重要である。また共同研究については，分野の異なった研究者が共同研究することにより，異なる角度から分析を行うことで，新たな知見を得て，更なる研究の発展につなぐため。

⑫科学研究費補助金等外部資金獲得支援の充実（学部，短期大学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：科学研究費補助金をより多く獲得するため，科学研究費補助金審査経験者を数名アドバイザーとして任命し，科研費申請者に対し，公募時のアドバイスだけでなく，不採択者には次回の公募へ準備するためのブラッシュアップ等を含めた支援を行う。また外部の研究費情報を学部内メールにて研究者あてに定期的送信することにより，学外研究費への積極的なアプローチへの支援を行う。

事業種別：【継続】

※外部資金の公募情報をとらえながら，支援内容を常に検討し，科研費獲得等の外部資金獲得を恒常的に行うため。

⑬研究倫理教育の徹底及び不正使用防止に係る啓発活動の実施（学部，短期大学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進③－(1)】

事業概要：日本大学における研究費等運営・管理内規に基づき，学部における研究委員会コンプライアンス専門部会において教育内容を決定し，コンプライアンス教育を研究者に実施する。これに併せ外部機関が運用するAPRIN eラーニングプログラムを3年に1回受講することを義務付け，各研究者はメニューに沿ってプログラムを受講することにより，更なる研究規範の徹底を図る。この教育等については対象者全員が受講することを目的とする。また教育のみならず，不正使用防止のための啓発活動として不正使用の事例等を含めた説明会を適宜実施する。

事業種別：【継続】

※研究者によって受講期間が異なるため，各研究者の受講状況を管理しながら，他機関で起きた研究不正を紹介する等の啓発活動により，研究倫理の重要性について効果的に研究者に周知する必要があるため。

⑭短期大学部認証評価への対応（短期大学部）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(2)－イ】

事業概要：(1)三島校舎（ビジネス教養学科・食物栄養学科）では、各学科・専攻科のアセスメント・ポリシーの策定及び学位授与方針に示した学習成果の把握及び評価等の実施を図る予定である。

なお、三島校舎（ビジネス教養学科・食物栄養学科）では、評価を受けた当時から以下のとおり進捗している。

まず、併設の国際関係学部編入学試験受験希望者を対象に2年次前学期終了時点における修得科目の平均点、修得単位数、必修・選択必修科目の修得状況及び外国語科目の成績等について基準値を設定しており、アセスメント・テストやルーブリックに代わる学習成果として測定をしている。

ビジネス教養学科では在籍学生の約70%の学生が編入学を希望している。そのため、この学科内基準を基に推薦編入学試験受験者選考に活用しており、推薦人数枠も増加させた。なお、この学科内基準については食物栄養学科においても同一の基準を活用している。また、就職希望者には簿記検定試験やファイナンシャルプランナー3級などの各試験合格を目指し授業科目を通じて支援している。今後も編入学希望者並びに就職希望者それぞれの学生のニーズに沿った指導等を行っていく。

また、食物栄養学科では卒業と同時に栄養士の資格取得を目指している。栄養士資格取得には校外実習が必須となっており、令和4年度から1年次に履修した栄養士資格取得の必修科目である「解剖生理学」、「基礎栄養学」、「基礎食品学」、「調理学」、「栄養教育学」の内容を中心とした確認テスト（アチーブメントテスト）を2年次前学期終了時期（7月中旬頃）に実施して学生の学習成果を客観的かつ適切に評価、可視化し、到達不十分な学生には、補講等を実施している。また、各科目の成績評価についても担当教員だけでなく関連科目の複数の教員も成績評価に加わるにより公正な成績評価を行っているかの相互確認を実施していく予定である。専攻科食物栄養専攻は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から特例適用認定専攻科の認可を受けていることから学士（栄養学）取得を目的とし、学位取得のため同機構の論文審査等を受け学習の習熟度の評価を受けている。

事業種別：【継続】

※アセスメント・テストやルーブリックに代わる学習成果として上記の測定を行うことにより、学生の学習成果を把握し、公正な評価をすることができるため。

⑮短期大学部認証評価への対応(短期大学部)

根 拠：【管理運営—信頼の回復④—ウ】

事業概要：食物栄養学科においては、定員割れの状況が続いている。対策として訪問する高校数を増やした結果、令和4年度同学科の年内入試の志願者の増加が見られた。定員確保に向けては、引き続き静岡県内を中心とした高校訪問とその説明内容を充実させ、各学科の魅力やオープンキャンパス情報等を伝えていく。また、ホームページを通じての情報発信にも力を入れ、オンライン進学相談会の随時受付や、個別の学校見学の受け入れも引き続き実施していきたい。入学者の多様なニーズに応えるべく、栄養士資格取得に加え、他大学への編入学、各種資格取得をより行いやすくするべく令和5年度からのカリキュラムを大幅に改定した。令和5年度入学者選抜では、全学統一方式第2期へ参加する等、入試回数を増やし、入試の機会を拡充することにより志願者確保を目指す。併設学部で

ある国際関係学部への学内推薦編入学試験推薦枠を4名から20名へと大幅拡大、生物資源科学部への特別推薦編入学試験制度等、大学との連携を強めることにより、出口強化を図る。また、新たに高校の進路指導教員との情報交換会を行い、情報宣伝活動を積極的に行っていく。さらに、ホームページのコンテンツを頻回に更新することにより、学科の魅力をリアルタイムに伝えていく。

事業種別：【新規】

※入学定員を充足していないことから、本学科の特長や魅力の幅広い周知とそれに伴う志願者数の増加を目指し、入学定員を充足できるように努めるため。

⑯カリキュラムの充実～21世紀型教育の実践と質保証～（高等学校，中学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：学習指導要領改訂に伴う新しい教育課程及びカリキュラムの進行に基づいた教育の実行と改善を行う。特に個別最適化をキーワードに生徒の学力向上プログラムを策定し、その推進のもと、自立した学習者を育成する。進路実績の向上につなげ、最終的には生徒募集につなげる事業とする。

事業種別：【計画変更】

※高等学校における教育課程は年次進行で進むため、教育課程の策定から3年かけて確立する継続事業の2年目であるとともに、探究活動や中高大連携教育の充実を事業に加える。新たな教育の実践に当たり教材等の準備に必要。

⑰キャリア教育の充実～社会とつながる教育活動の推進～（高等学校，中学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5) ④－(2)】

事業概要：進路指導の観点からキャリア教育の充実を図る。探究活動のカリキュラムを確立し、地域に根差した活動や日本大学付属校の利点を活かした教育活動における学習プログラムを策定する。特に課題解決型学習法（PBL）を用いた授業法の確立を目指す。

日本大学国際関係学部の併設校ならではのキャリア教育の一つとしてグローバル教育を推進するためのカリキュラムを作る。グローバル社会において必要な資質・能力を育成することを目的に、語学研修の充実・英語四技能を育成（英検等の資格取得指導）する。中でもコロナ回復期に当たり国際交流（短期・長期留学支援・留学生の受け入れ等）のあり方を検討し実施する。また探究活動と結びついた多文化共生・異文化理解につながる学習プログラムを策定する。ICT教育は、本校が先行して取り組んできたが、教科ごと、課外活動等における有効的なICT活用と生徒が活用するSNSの使用に関する指導法の確立が重要であり、教科「情報」に限らず、LHRや総合的な学習（探究）の時間等を含め教科横断的に情報モラル教育・情報リテラシー教育を行うとともに、道徳教育の充実を図り生徒指導に当たる。

事業種別：【計画変更】

※日本大学国際関係学部の併設校の強みを活かしたキャリア教育のカリキュラムを作り、進路指導と結びつけた教育活動とする。あわせてキャリア教育の体系化が目標。

⑱教員研修の充実～教員の資質・能力の向上～（高等学校，中学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)】

事業概要：学習指導要領改訂に伴い、授業法の研究、評価法の研究、教育課程の作成などが必要であり、各種研修への参加・研究を行う。また、近年増えている不登校生徒や家庭環境の

問題からつながる生徒の問題行動及び発達支援を含む生徒指導に関する研修を行い、教育現場の変化に対応できる教員の育成を資質・能力の向上を図る事業とする。

事業種別：【継続】

※学習指導要領改訂に伴う教育法や最新授業法を学ぶ機会とする。また教育現場の変化に対応できる教員の育成が課題。

⑱永続的な学校経営体制の構築～少子化時代の学校経営～（高等学校，中学校）

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(1)，信頼の回復④】

事業概要：学校経営の基本となる入学者の定員確保は重要である。一方、すでに少子化が進行し従来のような生徒の確保はできないと考えている。生徒募集の中心となる神奈川県西部から静岡県中部地域を中心に人口動態をはじめ各種データを収集し分析するとともに、中長期の展望を明らかにした上で学校経営体制の構築を目指す。現在、教員の確保が困難な教科がある。中長期の将来計画の策定の中で特に教員採用計画は重視される。教員の働き方の課題を踏まえた上で教員配置に当たりその適正数を明らかにする。その他、学校行事や課外活動のあり方や授業料をはじめとする諸費用の確保など課題は山積している。首都圏の付属校に先行した経営モデルを作る。

事業種別：【計画変更】

※入学者の定員確保ができていない本校の現状に鑑み、中長期計画の大幅な見直しを検討し学校経営の改革の基礎を作る。15年後に静岡県東部地域から神奈川県西部地域の15歳人口が現在の3分の2となることを踏まえた学校経営のあり方を検討する。

三軒茶屋キャンパス (危機管理学部, 危機管理学研究科, スポーツ科学部, スポーツ科学研究科)

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【危機管理学部】

平成 28 年 4 月に開設した危機管理学部は、令和元年に完成年度を迎えた。この間のカリキュラム運用経験をふまえるとともに、社会情勢の劇的な変化に対応するために、令和 4 年度には学位に付記する名称を「危機管理学」としつつ、時代の要請に応える新カリキュラムを施行した。こうした学部の一大変革とともに、令和 5 年度以降も「日本大学教育憲章」および「教学に関する基本方針」、そして令和 3 年度からの 6 年間を対象とした「日本大学中期計画」に基づいて学部教育をさらに充実させるため、改革に取り組んでいく。本学部の 3 つのポリシーに基づき、高等教育の原点に立ち返り社会の負託に応え、「学生ファースト」の理念をもって学生と向き合い、スポーツ科学部とも連携を図りながら 1 キャンパス 2 学部の特性を活かし、さらなる教育の質の向上を目指す。

また、「管理運営の基本方針」を踏まえ、学部入学定員管理の厳格化の中、学修環境の質的向上を図り、安全なキャンパスかつ社会に根付いた「日本一教育力のある大学」の実現を目指す。

【危機管理学研究科】

危機管理学研究科は、教育研究上の目的である「災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代の様々な危機に、法学を中核とし、政治学、国際関係学等の社会科学の知見を統合した危機管理学の学識を適用して的確に対処し、翻ってレジリエントな社会の創造に貢献する、指導的人材及び高度専門職業人を養成する」に基づいた教育・研究活動を充実させると共に、「社会のニーズと合致する大学院教育の推進」、「大学院生に対する修学支援の推進」及び「次世代を見据えた若手研究者の育成」を軸に据え、そのための環境整備を実施する。

また、令和 5 年度に修士課程が開設されるが、当初からより高度な教育・研究を行うことを計画しており、修士課程の完成年度に合わせて、令和 7 年度に博士課程への課程変更による 5 年制博士課程（前記 2 年、後期 3 年）の設置を目指し、一層高度な教育・研究体制を構築していく。

教育・研究にあたっては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに従い、本研究科が養成すべき人材像を確実に実現できるよう、各科目で詳細なシラバスを作成するなど、教育の質担保に向けた整備を行う。

【スポーツ科学部】

平成 28 年 4 月に開設したスポーツ科学部は、令和元年に完成年度を迎えた。4 年間に生じた修正点を基に、令和 2 年度には新カリキュラムの申請を行い、令和 3 年度入学生より新カリキュラムが適用されることとなった。令和 5 年度以降も「日本大学教育憲章」および「教学に関する基本方針」、そして令和 3 年度からの 6 年間を対象とした「日本大学中期計画」に基づいて学部教育をさらに充実させるための改革に取り組んでいく。本学部の 3 つのポリシーに基づき、高等教育の原点に立ち返り社会の負託に応え、「学生ファースト」の理念をもって学生と向かい合い、危機管理学部とも連携を図りながら 1 キャンパス 2 学部の特性を活かし、さらなる教育の質の向上を目指す。

また、「管理運営の基本方針」を踏まえ、学部入学定員管理の厳格化の中、学修環境の質的向上を図り、安全なキャンパスかつ地域社会に根付いた「日本一教育力のある大学」の実現を目指す。

【スポーツ科学研究科】

スポーツ科学研究科は、教育研究上の目的である「スポーツに関連する多様な学問分野における最先

端のスポーツ科学の研究成果を活かしながら、競技スポーツを体系的に捉え、その価値を発信でき、グローバルに社会貢献すること及び、競技スポーツの現場に即した高い専門性と実践力を有する人材を養成する。」に基づいた教育・研究活動を実施すると共に、「社会のニーズと合致する大学院教育の推進」、「大学院生に対する修学支援の推進」、「今後重要視される独創的・先駆的研究分野の開拓」及び「次世代を見据えた若手研究者の育成」を主な軸に据え、そのための環境整備を実施する。

また、令和5年度に修士課程が開設されるが、当初からより高度な教育・研究を行うことを計画しており、修士課程の完成年度に合わせて、令和7年度に博士課程への課程変更による5年制博士課程（前期2年、後期3年）の設置を目指し、高度な教育・研究体制を構築していく。教育・研究にあたっては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに従い、本研究科が養成すべき人材像を確実に養成できるように、各科目で詳細なシラバス作成するなど、教育の質担保に向けた整備を行う。

2. 主要な事業計画

①教育の充実(学部)

根 拠：【教学—教育の質の保証・学生支援の充実①—(1)】

事業概要：(1)危機管理学部

教育の質保証としてPDCAサイクルの確立をめざしてこれまで種々の政策を実施してきた。令和4年度においては、教育の質の保証及びさらなる教育の発展・学修効果の向上に向けて、客観的指標としてGPS-Academicの受験率を上げるとともに、アセスメントプラン策定を進めてきた。作成するアセスメントプランにしたがって令和5年度においては、成績等の情報やGPS—Academic等の関連データを用いて教育の質の可視化を実施し、可視化された教育成果に関する情報を教育改善に利用する（PDCAサイクルの確立）。

さらに、令和4年度に準備してきたSA（スチューデント・アシスタント）及びTA（ティーチング・アシスタント）制度の運用を令和5年度より開始する、同制度によりこれまで大教室等における講義において担当教員の目が届かなかった状況を改善し、より細やかな教育を実施することが可能となる。また、学部生の海外における危機管理学に関する学修機会の確保および語学研修の機会を確保するための「海外実地研修」を再開する。

(2)スポーツ科学部

学生が本学における教育理念である「自主創造」の精神に基づき、スポーツ分野で生きる「反省的实践家」としての実践力を養うために、3つのポリシーを基盤とした学際的かつ総合的な教育課程を基に作成されたアセスメントプランに基づいた教育の充実を図る。これらの教育によって、スポーツ分野で求められる能力を涵養することができ、延いては社会人基礎力を備えることにも繋がる。

事業種別：【継続】

※(1)学部教育の重要な根幹事業であることから、継続する。

(2)学部教育の成果が問われる基本事業であることから、継続して実施する。

②退学者等対策の強化(学部)

根 拠：【教学—教育の質の保証・学生支援の充実①—(1)】

事業概要：(1)危機管理学部

これまで、担任制、重点フォローアップ等の対策に加え、学生カルテを用いて学生の成績・履修情報、出席情報等を利用した学習指導を実施してきた。学生カルテの活用によ

り一定の支援効果が見られたため、令和5年度より、演習系科目を担当していない語学担当教員にも学生カルテの閲覧を認めることで、全専任教員内で学生の情報を共有し、一層細やかな学修指導を実施する。

また、令和5年度においても、引き続き1年次は「自主創造の基礎」、 「アカデミック・スキル図」、2年次は「基礎ゼミ」、 「ゼミナール」、3・4年次は「ゼミナール・危機管理特殊研究」の担当者が、それぞれ履修状況、取得単位数、出席状況等、さらにGPS-Academicデータを使用し、個々の学生に対応する指導を適宜実施し、就学意欲の維持を図る。留年者及び成績不良（GPA1.0未満）の者に対しても、新年度及び後学期開始時に担任による面談を行い、面談記録シートによって記録を続け、情報の共有を進める。

(2) スポーツ科学部

これまでの担任制、重点フォローアップ等の対策に加え、欠席の多い学生の情報などの教員間での共有、退学や休学希望者に対する教職員との面談を行なっている。具体的な数値目標として、学修満足度の向上を図り、本学が定める退学率1.5%達成を目指す。

事業種別：【継続】

※学生一人一人の目線に立ち、より高い効果が出せるよう、就学意欲の低下した学生への面談の取り組みを強化する。

③全学自己点検・評価結果に係る改善事項対応（PDCAサイクルにおける改善計画を検証する組織の明確化）(学部)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(1)－ウ】

事業概要：危機管理学部、スポーツ科学部共通

内部質保証推進委員会を中心に令和5年2月に作成する全学自己点検・評価結果に係る改善必要事項に対応していく。

事業種別：【新規】

※学部教育の成果が問われる基本事業であることから、実施する。

④経済的支援の強化(学部)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：危機管理学部、スポーツ科学部共通

学生支援機構等の修学支援新制度（授業料・入学金の免除または減額、給付型奨学金）により学費を分納する者や退学者の割合は減少しているが、学部独自の奨学金が一つもない状況は、学生の経済支援の側面からは好ましくないと思われる。そのため、令和5年度に向け、「奨学金選考委員会」を設定し、予算・支給人数・支給額等について、内規・取扱要綱を精査することとした。校友会による奨学金の設置を主に検討していく予定である。

事業種別：【新規】

※学生の経済的支援体制の取り組みを強化することとする。

⑤キャリア教育の充実(学部)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：危機管理学部、スポーツ科学部共通

1年次から各学年でキャリアガイダンスを行うなど学生のキャリア形成を意識させる取り組みをはじめ、「自主創造の基礎」で卒業生の活動を紹介することによりキャリアモ

デルを提示したり、「キャリアデザインⅡ」等の科目において就業体験を行うほか、ゼミナール等演習系科目において、教員の専門分野の知見を活かして、学生の適性に合ったキャリア支援を実践する。

事業種別：【継続】

※学部教育の成果が問われる基本事業であることから、継続して実施する。

⑥就職支援の充実(学部)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：危機管理学部，スポーツ科学部共通

学生の就職支援を進める中で、個人に対するキャリア相談に強いニーズがあることから、ゼミナール単位でキャリアカウンセラーとの面談を設定し、相談を体験させることにより、今後の就職活動に前向きに取り組むための意識向上を図った。また、キャリア支援プログラムの変更点として、コロナ禍の就職活動に必要なオンラインでの選考対策や自己PRの動画作成に加え、公務員志望者向けの論文対策や個別面談のプログラムを予定している。卒業生が在校生のキャリア支援に携わるメンター制度について、OB・OGを活用したネットワークを活かしたキャリア形成の拡充を支援する。卒業年次の直前には、就活の取り組みが遅れた学生に対して短期集中講座を実施してフォローアップを図る。また、スポーツ関連の就職希望者を対象とした体育会学生向けのプログラムを行い、社会人として活躍している先輩からのアドバイスや、就職活動への準備や心構えを説明している。また、スポーツ&メディア講座を開講し、難関といわれるスポーツ関連企業を目指す学生への指導を行っている。

事業種別：【継続】

※学部教育の成果が問われる基本事業であることから、継続して実施する。

⑦留学生の学修環境整備の推進(学部)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：危機管理学部，スポーツ科学部共通

スポーツ科学部に留学生が在籍している関係から、両学部による国際交流センター及び国際交流センター運営委員会を設置した。令和4年度と同様、令和5年度においても、スポーツ科学部の留学生と外国籍の学生を対象として、同センターに語学専門教員や職員を配置し、授業参加や課題等に係る指導実践（単位修得支援）効果の向上を推進していく。また、令和5年度においては、同センターはラーニングセンターとしての機能も有していることから、支援対象である競技スポーツ部に所属する留学生支援だけでなく日本人学生への外国語学修支援および留学生と一般学生との交流促進の場としての活用を進める。

事業種別：【継続】

※留学生の授業参加度の確保、課題の提出等に関し、語学専門教員が中心となり、定期的（週複数回）に単位修得支援を行うとともに、日本人学生と留学生との交流イベントの企画を検討していくため。

⑧組織的なFDの実施(学部)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：(1)危機管理学部

令和4年度において、組織的なFDとして、教職員の授業相互参観、授業評価アンケートの相互閲覧等により専任教員が協働し、各科目の教育内容を定期的に見直し、課題等を改善する活動を実施した。また授業改善に学生が積極的に参画できるような活動（FDチャミットの学部版）を開催した。令和5年度においては、引き続き教員協働の授業改善を進めると共に、学生からの積極的な意見を授業改善に活用する。

(2)スポーツ科学部

組織的なFDでは、学生による授業評価アンケートを実施するなど教職員が協働して、本キャンパスIR活動に基づき各科目の教育内容を定期的に見直し、見直すことで課題等を改善できるような活動を実施する。場合によっては、学生の参画が得られるなど、学生の意見を反映できるような活動の形態を検討していく。

事業種別：【継続】

※FDは質保証に不可欠な取り組みであることから、従前の取組みを一層組織化して行う。

⑨組織的なSDの実施(学部)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：危機管理学部，スポーツ科学部共通

本キャンパスの教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本キャンパス職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための活動を行う。三軒茶屋キャンパスSD委員会が学期ごとに活動計画を定め、研修会を開催する。

事業種別：【継続】

※SDは教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために不可欠な取り組みであることから、継続して実施する。

⑩AIを活用した教学IRの推進(学部)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(3)－イ】

事業概要：危機管理学部，スポーツ科学部共通

教育の質保証に資する取組みとして、学修成果の可視化を進め、最終的にはディプロマ・サプリメント（能力の通信簿）の開発を目指す。具体的には、日本大学教育憲章に基づく8つのコンピテンスを、学生がどの程度身に付けているか具体的に把握し、学生自身の成長実感を促す仕組みである。学内の成績と外部アセスメントテスト結果の相関分析を進めており、分析の進捗状況によってAIの活用が期待される。この取り組みを基礎に内部質保証推進委員会を始め、各種委員会にフィードバックを行い改善していく体制を構築し、根拠に基づく行動を支える教学IRを推進する。

事業種別：【継続】

※教学の基本命題につながり、日本大学教育憲章の実質化に資する取り組みであることから、継続して実施する。

⑪卒業後の交流方法の構築(学部)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(4)】

事業概要：危機管理学部，スポーツ科学部共通

令和4年度は、完成年度以来の念願であったホームカミングデーを開催し、両学部合同で100名の卒業生が参加した。コロナ禍の開催ということもあり、卒業生と教員・職員及び在校生との懇談を図るパーティー等の企画はできなかったが、ゼミナールの教員と

の交流、また、同時に開催されている三茶祭(学園祭)への参加などの交流が図られた。令和5年度は、卒業生が校友会役員として参画する予定であり、校友会役員会を通じて新たな企画内容を検討する。

事業種別：【新規】

※学部の変なる発展に向けて、卒業生と学部の密接な関係性を構築していくことは必要不可欠であるため。

⑫大学院教育の充実(研究科)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実③－(1)～(4)】

事業概要：危機管理学研究科，スポーツ科学研究科共通

- (1) 修士課程に引き続き、令和7年度博士後期課程設置（修士課程から博士課程への課程変更）を目指し、令和5年6月に文部科学省宛て事前相談を行い、「認可申請」での設置ではなく、教員審査等が生じない「届出」での設置を目指す。
- (2) 修士課程において、ティーチング・アシスタント（TA）制度を導入し、学部教育と大学院教育の連携強化を目指した取り組みを行う。また、ティーチング・アシスタント（TA）になることにより、学生が学内で収入を得られることに繋がるため、修学支援の一助とする。
- (3) 奨学金等による経済的な支援体制を整備し、優秀な人材確保及びその人材への経済的な支援を行うため。
- (4) 本研究科の研究に必要な学術情報の整備及び社会への発信力の強化を行うため、電子ジャーナル、データベース等の電子情報を充実させる。
- (5) 本研究科における次世代を見据えた若手研究者の育成の第一歩として、大学院生室を設置し、研究活動の環境整備を行う。

事業種別：【新規】

- ※(1) 高度な専門性を有する人材を育成するうえで大学院課程は不可欠であるため。
- (2) 大学院生への経済的な支援を行うため。
 - (3) 奨学金等による経済的な支援体制を整備し、優秀な人材確保及びその人材への経済的な支援を行うため。
 - (4) 大学院生が研究活動を行う上で必要不可欠であるため。
 - (5) 大学院生が研究活動において成果を挙げるのに必要なため

⑬入試及び入試広報の強化(学部)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実④－(1)】

事業概要：(1) 危機管理学部

一般選抜（A 個別方式，N1・N2 統一方式），入試データが一定程度蓄積されたことから、入試広報及び合否判定をより戦略的に行うこととする。推薦系入試区分については、アドミッション・ポリシーに基づき区分毎の差異を明確に打ち出して、入試広報を展開していくこととする。具体的には、学校訪問，SNS の活用，オンラインによる進学相談会など多様な方法を用いて充実を図る。併せて新課程入試への対応を進める。

(2) スポーツ科学部

一般入試においては、合格に関するガイドラインを基に、各種入試において多面的かつ総合的な評価により、厳格な入学定員管理と厳正公正な入学者選抜の合否判定を行い、

学生数の確保に努めてきた。各区分において引き続き多角的な入試制度を確立し、多様な人材を確保する。入試広報に関しては、高大連携、学校訪問説明会、SNSの活用、オンラインによる進学相談会など多様な方法を用いて充実を図る。併せて新課程入試への対応を具体化させる。

事業種別：【継続】

※(1)学部運営の基礎となる事業であることから、継続する。データに基づき精緻化を押し進める。

(2)大学入学までの教育課程で身に付けた学力を基に、学部のアドミッション・ポリシーに基づく、競技スポーツに関わる諸問題や課題を発見し、それに対する多面的な情報収集・分析を通して、解決策を導き出す過程を繰り返す反省的実践家の養成を目指すとともに、スポーツ科学の最新の知見を活かして、競技力の向上を真摯に探求する意志のある人材を求めていく。

⑭学術研究の推進(学部)

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(1)、研究②－(3)】

事業概要：(1)危機管理学部

危機管理学研究所員を対象として、紀要『危機管理学研究』等での研究成果発表の機会を提供し、SDGsの目標とも密接に関連する貧困、感染症、不平等、災害、紛争、環境破壊等の諸課題につき、危機管理学の観点から学術研究を推進すると同時に、その成果を発信し、社会に対する貢献を果たす。また、研究所員に対し、学部外の機関等との連携を促し、共同研究の活性化を図る。さらに、研究所員を対象として、研究のための外部資金、特に科学研究費の獲得を支援する体制を整備する。

(2)スポーツ科学部

人文、社会および自然科学にまたがる幅広い学問分野で構成されているスポーツ科学の新たな「知」の創出にむけて、若手研究者の研究支援や研究成果の発表機会の充実を図るとともに、研究紀要『スポーツ科学研究』等を通して広く社会にその成果を発信・還元する。また、科研費をはじめとする外部研究資金の獲得に向けて、研究所員の支援体制を整備・最適化する。

事業種別：【継続】

※(1)本学部に期待される基本的機能であることから、継続する。

(2)本学部の研究・教育の基礎となる総合科学としてのスポーツ科学研究を推進する。

⑮シンポジウム、公開講座等の開催(学部)

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(2)、②－(4)】

事業概要：(1)危機管理学部

シンポジウム、講演会等の開催を通じ、社会的課題の解決に向けた危機管理学研究の発展に寄与するとともに、研究所員における学術交流を促進する。また、研究所員による一般の人びとを対象とする公開講座を実施し、社会に大学の「知」を分かりやすく広めることにより、人びとに開かれた研究、教育であることの社会的な認知の向上に努め、研究に対する社会的な理解を得る。

(2)スポーツ科学部

スポーツ科学における多様な分野・領域を専門とする研究所員間の学術交流を推進する

とともに、その成果及び知見について、地域住民（世田谷区民等）を対象とする公開講座や、スポーツに関連する専門家（実務家）やアスリートを交えたシンポジウムなどを通して広く発信・還元することにより、スポーツを通じたSDGs（17項目）の達成に貢献すべく「スポーツ参画人口（スポーツをする・みる・ささえる人口）」の増加や健康の保持増進の推進に寄与する。

事業種別：【継続】

※(1)学部の研究機能を支える基本事業であると同時に、地域と共に研究を進める学部の基盤を構築する上で重要であることから、継続する。

(2)スポーツ科学研究の成果を広く地域社会に還元し、地域の活性化や連携協働の契機とする。

⑩安全・安心なキャンパスの実現(学部)

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②】

事業概要：危機管理学部，スポーツ科学部共通

世田谷区と連携の上、防災活動の活性化に取り組むことで、学生と地域の防災・防犯に対する意識付けを継続的に行っていく。具体的には「防災」をテーマとした「地域交流ラボ」事業に参画し活動をしていくなかで学生と地域の防災・防犯への意識向上を図る。また、新型コロナウイルス感染症の対応については、引き続き、感染状況を踏まえ必要な対策を随時講じていく。

事業種別：【継続】

※本キャンパスの安全を守る基本事業であることから、継続する。危機意識の醸成を図り、啓発活動を実施すると共に学生の就学環境，教職員の就業環境の一層の向上に繋げる。

⑪地域連携の推進(学部)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：危機管理学部，スポーツ科学部共通

学生，教職員を対象として，地域行事への積極的な参加及び本キャンパス施設の一部を地域住民等へ開放する等の地域連携を実践し，地域交流への貢献も図る。

事業種別：【継続】

※地域連携の一環として，新型コロナウイルス感染状況を踏まえ三軒茶屋地区住民に学生食堂，図書館の利用サービスを行う他，区内産官学での連携により，小中学校を対象としたスポーツ普及活動（スポーツ教室等）や教員を対象とした「学術指導」を今後も継続して検討・実施するため。また，近隣大学を含め，区内施設では補えないスポーツ行事等への施設貸出やスポーツ関連以外の行事（地域の祭りへの参加等）に学生，教職員の参加を促進することで，本キャンパスの認知度を高め，地域との交流を進める。

⑫スポーツサポートシステムの充実(学部)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7)－オ】

事業概要：スポーツ科学部

本学部専任教員により，最先端の施設を活用し医学，生理学，バイオメカニクス，心理学，栄養学等様々な領域の研究成果に基づき，多角的な視野を通し競技力向上の支援活動組織の充実を図る。

事業種別：【継続】

※充実したキャンパス内スポーツ施設及び実験施設等を活用した専門家による多面的支援を行い、学生の競技力向上に繋げる。科学技術センターの運用により、今後さらにサポート体制を充実させていく。

理工学部，理工学研究科，短期大学部（船橋校舎），習志野高等学校

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【理工学部】

理工学部は、将来どのように科学技術が進歩し、社会が変革しても活躍できるエンジニアを輩出すると共に、日本大学教育憲章に示す日本大学マインド、本学の教育理念である「自主創造」を構成する3つの構成要素及びその能力を持った学生育成を永続的に繋げていくことを目指している。重点項目としては、「教育の質保証」及び「教育基盤となる研究の推進」を掲げたい。令和5年度においても継続して、変革の時代である現状と今後の持続可能な社会(Society5.0)を見据え、「モノづくりに長け」、社会と技術をつなげて「コトを興し」、語り伝えられる「次世代のつくりびと」を育成するために、コロナ禍における対面とオンライン授業を融合した実践的教育の知見及び構築した教育システム(LMS)を合理的に活用し、学外者が参画する教育研究活動に関する外部評価(自己点検・評価委員会)及び学修成果の客観的評価手法等を用いて検証(IR委員会)を行いながら、一人ひとりの学生に即した教育を充実できる体制を確立、休学・退学者低減に向けての教育支援、低学年からの手厚いキャリア形成支援を拡充して教育の質保証に取り組む。また、研究推進の新機軸として、産学及び学部連携による異分野融合研究のイノベーションを推し進めるために、令和4年度より、知的財産の創出及び研究成果の社会実装に向けた活動の促進を図ることを目的に運用を開始した「理工学研究所研究支援センター」を基盤に学内外における人的交流、人材育成の活性化を促進し、他学部や社会・地域との連携を強化すると共に、総合大学ならではの独創的・先駆的な研究拠点としての機能を充実させ、若手研究者の研究支援等の充実を図る。

策定した事業計画実施に当たっては、内容を各部署及び執行部にて随時検証し、日本大学教育憲章や基本方針等と齟齬が生じていないことを確認していくものとする。

【理工学研究科】

理工学研究科は、理工学部と同様の基本方針に加え、「次世代の科学技術を見据えたリーダーエンジニアの育成」を目指している。重点項目としては、「大学院教育の質保証」を掲げたい。大学院教育の質保証の実質化については従来から多くの取り組みを計画・実践してきた。令和5年度からは、大学院担当教員の資格審査基準を明文化した内規等の適用及び博士後期課程においてはコースワーク科目と研究関連科目(リサーチワーク科目)を新たに設置し、教育課程及び履修方法を変更する等取り組んでいる。また、継続的な取り組みとして、キャリアイメージの構築(CSTオーナーズプログラム[学部特待生の大学院への進学支援]、公的研究機関・地方公共団体等へのキャリアパスの開拓)等を計画し、その実践と評価・改善を通じて大学院教育の質保証の実質化及び博士後期課程の進学率向上を図る。

【短期大学部（船橋校舎）】

短期大学部（船橋校舎）は、本学の教育理念である「自主創造」に基づき、教育の理念を「主体的学び・深思・考究・実践躬行・協働」と定め、これらの能力とともに日本大学教育憲章に示された「日本大学マインド」を有する人材の養成を目指している。令和5年度においては、教員の教育力向上及び卒業生の質の保証を図ることで内部質保証を推進するため、学外者による外部評価を含めた自己点検・評価及びFSD活動の活性化並びに学生の基礎学力向上を目的とした学生支援など、これまでの事業を引き続き、計画した。策定した事業計画実施に当たっては、内容を各部署及び執行部にて随時検証し、日本大学教育憲章や基本方針等と齟齬が生じていないことを確認するとともに、部科校連携の観点から短期大学部（三島校舎）との教育連携を模索しながら取り組んでいく。

【習志野高等学校】

習志野高等学校は、平成 23 年 12 月に新校舎が完成したのをはじめ、平成 25 年には人工芝グラウンド・人工芝テニスコートが竣工、平成 26 年には体育館への専用陸橋竣工、平成 27 年には体育館の空調設置工事が完了し、県内にも類をみない充実した教育環境が整備された。さらに、令和元年度新入生から ICT 教育が本格的にスタートしたことに伴い、電子黒板の設置を全教室へと拡充した。しかしその一方、校舎完成から 10 年が経過し、徐々にメンテナンスを求められる時期を迎え始めているため、今後の教育環境の整備計画の策定に向けて検討を行っている。

今後も日本大学教育憲章を基点とし、本学の教育理念である「自主創造」を構成する 3 つの要素を持った生徒の育成に努める。加えて理工学部の併設校としての教育力をさらに推進していくとともに、安定的な財源を確保しつつも、募集定員を遵守し、適正な人数の入学者の確保に努める。また、学校行事の見直しも含め、経費の一層の節減に努め、学校運営にあたっていく。

2. 主要な事業計画

①就職指導課実施の講座・セミナー等のハイブリッド型提供の強化（学部，研究科，短期大学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生主体の学びの確立①－(5)】

事業概要：就職・キャリア支援（ガイダンス，コンピテンシー診断，個別相談，企業説明会等）にて構築したオンライン支援の更なる強化を行いながら，新型コロナウイルスの感染状況及び対策に即した柔軟な「対面支援」と組み合わせたハイブリッド型支援により，双方の利点を最大限に活かした多様かつ高度な支援の充実を図り，学生の利益に供する体制とする。

事業種別：【継続】

※社会状況（オンライン採用試験・DX 化等）への即応が要求されていることから，常に最新の ICT 技術を取り入れた支援体制を継続して実施する必要がある。一方で，人生観・価値観の確立，企業選択へ大きく作用する個別相談や，本学 OB・OG・各企業との双方向交流等の就職活動準備は，実践的な「対面」指導の必要性がある。また，「対面」指導は，学生からの要望も多いことから，双方の有益な融合を目指す。

②低学年からのキャリア形成支援の充実（学部，研究科，短期大学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生主体の学びの確立①－(5)】

事業概要：三省合意改正後のキャリア形成支援として，低学年時から早期選考，インターンシップ参加，公務員試験受験等へ向けた意識醸成を図り，多様な学外需要へ対応しうる就職活動準備を提供する。

事業種別：【新規】

※従来から実施してきた動機づけに加え，講座の受講対象学年を引き下げ十分な対策期間を確保することで，早期化する就職活動日程に対応する。

③外国人留学生の懇談会の開催（学部，研究科，短期大学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生主体の学びの確立①－(6)－ア】

事業概要：年間 2 回駿河台・船橋の各校舎で教職員及び他の外国人留学生とのコミュニケーションの場として懇談会を開催する。この懇談会を利用して外国人留学生の相互理解及び連帯感を深めてもらい，外国人留学生特有の休学・退学を減少させる。

事業種別：【継続】

※新型コロナウイルス感染症の影響により前年度まで実施ができなかったため、令和5年度の実施を目指す。

④サイエンスカフェの開催（学部，研究科，短期大学部）

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7)－イ】

事業概要：専門的知識を持つ話題提供者と、学生・教員がくつろいだ空間の中で双方向の意見交換をすることで、より知見を深め、多面的な思考を醸成することを目的に開催している。参加する学生にとって、話題提供者と異なる領域の学修者も容易に参加できるような提起が行われるため、学生が異分野にも視野を開き、多面的な思考力を養う一助となっている。また、本学の学際的総合性を活かし、理工学部と他の学部との共同開催をすることによって、より実施の目的に効果的に資することができる。

事業種別：【継続】

※従来異なる領域の話題提供者・参加者が多面的な切り口で対話が進められることをベースに行っているが、そこに本学の総合性を活かすべく、駿河台校舎での開催時は理工学部と他学部の教員による問題提起による開催、船橋校舎での開催時は、理工学部における複数学科教員の問題提起による開催となっており、それにより本学ならではの異文化間の交流、学生の交流を生み出す機会となっているため。

⑤教育研究活動に関する外部評価の実施（学部，研究科，短期大学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：「教育研究上の目的」及び「三つの方針（ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシー）」に基づく教育研究活動に対する本学部の取り組みの適切性・妥当性について、学外者が参画する点検・評価を行い、教育の質保証及び向上に取り組む。

事業種別：【継続】

※学外者の視点を入れた点検・評価を継続的に行うことで、本学部における教育研究活動の質保証及び向上につながるため。

⑥パワーアップセンター（PUC）の設置（学部，短期大学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：学修に不安のある学生に対し、英語，数学，物理，化学の基礎講座及び個別指導を実施し、勉学面での不安を解消するとともに、基礎学力の向上による教育の質保証につなげる。

事業種別：【継続】

※学修に不安のある学生の成績や学習意欲向上のためのサポートを行い、退学者及び卒業延期者の減少につなげるため。

⑦大学認証評価への対応（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：大学認証評価追評価の受審結果において、一層の改善が期待される事項として指摘された「単位の実質化に関する検証」については、「履修登録単位数上限に関する要項（令和2年3月12日改正，令和2年4月1日施行）」により、履修登録単位数の上限は1学期24単位（年間48単位）としている。また、直前学期の修得単位数20単位以上の学生については履修登録単位数の上限緩和を認めており、直前学期のGPA2.5以上の場合28単位ま

で、GPA3.0 以上の場合 30 単位までとしている。この緩和措置について、適切性及び単位の実質化の検証を行い、上限緩和措置を行う場合の対象者の成績、及び履修登録可能単位数について適切な数値を検討し、令和 6 年度入学者から適用することを目標とする。具体的な検証方法としては、履修登録単位数の上限緩和措置適用に該当する学生数及び実際に緩和措置を申請している学生数について、GPA を基準として割合を調査する。また、緩和措置を申請していない学生と申請している学生について、それぞれ単位修得状況、成績、進路状況及び大学院進学率等を比較調査し、緩和措置の適切性を検証する。あわせて、科目群別（一般教育科目、専門科目等）の成績状況や、学科ごとの傾向も比較分析し、単位の実質化の検証につなげる。

事業種別：【継続】

※大学認証評価追評価の受審結果において、一層の改善が期待される事項として指摘された内容について、学務委員会及び情報統括委員会（IR 委員会）が連携して引き続き改善に向けて取り組むため。

⑧短期大学部（船橋校舎）教職員研修会の実施（短期大学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：短期大学部（船橋校舎）教職員の共通認識と意識高揚を図ることを目的に、ファカルティ・ディベロップメントの一環として開催。対象者は専任教員、兼任教員、非常勤講師及び専任職員。研修内容は、教育手法の共有、学生による授業評価アンケート結果を受け短期大学部全体としての共通した課題（学生支援の在り方、短大船橋の活動方針及び今後の方向性等）の情報共有及び改善を図る。

事業種別：【継続】

※年 2 回（4 月・9 月）実施。教職員が FSD 活動に取り組む指標とすることで、今後の短大運営の一助とするため

⑨図書館公開講座の開催（学部，研究科，短期大学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：大学における高度な研究・教育成果の社会的還元の一環として、図書館公開講座を開催している。本講座は教職員・学生・駿河台及び船橋校舎の近隣住民及び地域就業者が聴講するものである。聴講者に対するアンケートからも、本講座の継続的な実施が高い評価を得ていることが確認でき、また、旧来千代田区から後援をいただくのみであったが、千代田区図書館からも連携企画の提案をいただく等、千代田区在住・在勤者に向けて新たな地域連携の形が形成され始めており、今後更なる連携の深まりが期待される。

事業種別：【継続】

※本講座は高度な研究・教育成果の社会的還元の一環として成果を上げており、継続的に実施するが、実施方法については新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえながら、対面及びオンライン併用方式の開催を検討している。

⑩学生協働（LA 参加による図書館活動）（学部，大学院，短期大学部）

根拠：【教育－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：学生ファーストの指針に基づき、学生自らが積極的に図書館運営に携わると同時に、図書館として学生の声を積極的に取り上げ、学生にとって有意義な図書館を構築するべく、理工学部においては図書館ボランティア LA（Library Associate）と協働して日本大学

図書館における学生協働活動を先駆的に実施している。LAの活動の延長として、船橋東図書館とのSNSを利用した協働活動も行われており、地域連携にも寄与している。

事業種別：【継続】

※選書ツアー、他学部学生との図書館を通じての交流、学生自らが企画した企画展の実施等により、学生が求める図書館像を積極的に取り入れ、学生にとってより身近であり、かつ主体的に利用することが可能な図書館のあり方を構築するため、図書館における学生との積極的な協働活動を継続して行う。

⑪異分野融合による独創的・先駆的研究成果の創出に向けての産官学連携研究の推進（学部，研究科，短期大学部，研究所）

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(1)，(3)】

事業概要：産官学連携による受託・共同研究の受入れ，客員研究員の受入れ等の制度を活性化させることにより，独創的・先駆的研究分野を開拓し，その成果を創出する研究拠点としての充実を図る。既存の千葉・船橋地域との連携に加え，更なる産官学連携の推進に向けた体制を強化しつつ，若手研究者の育成を行う。

事業種別：【継続】

※産官学及び学部間の連携を強化し，異分野融合研究を推進し研究成果の創出とその社会還元，地域経済活動への貢献を図るため。

⑫選書ツアー及び見計らい選書の実施（学部，研究科，短期大学部）

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(4)】

事業概要：図書館に収蔵する選書において，学生・教職員が自ら読みたい本，図書館に配架されていると良いと考える本を自らの視点で選書することを目的として実施している。これにより，大学から与えられたという意識ではなく，学生・教職員自らが図書館を創り上げる意識で図書館に接してもらい機会と意識を醸成し，また，利用度の高い書籍を揃えることが可能となる。

事業種別：【継続】

※学生・教職員が図書館に配架したい書籍を選ぶことが可能となり，図書館をより身近に利用するきっかけとなっているため。

⑬Web及びSNS等を活用したステークホルダー等への積極的な情報発信（学部，研究科，短期大学部）

根拠：【管理運営－信頼の回復④】

事業概要：公式Webサイトをはじめ，各種SNS，YouTubeサイト等を利用し，学部等で行われている教育研究をはじめとした多くの事業内容を積極的に情報発信していく。これらにより，受験生及び学部等に関心を持っている多くの方々に学部等を知っていただくとともに，在学生，保護者，卒業生及び教職員の学部等への帰属意識の醸成を図っていく。

事業種別：【継続】

※ステークホルダーへの積極的な情報発信の重要性が増しているため。

⑭船橋校舎耐震補強整備事業（学部，短期大学部）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(1)－ア】

事業概要：本学部船橋校舎の老朽化した建物及び実験施設等の耐震化を行う。その結果，学生・教職員への安全・安心なキャンパスを形成すると共に，周辺住民の災害時の一時避難場所など地域貢献という大学の社会的使命を果たすことが可能となる。

事業種別：【継続】

※安全・安心なキャンパスを実現するため。

⑮特色あるコースと教育内容の充実（高等学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：平成 18 年度入学生から，GA コース（総合進学），NP コース（国公立大学進学），CST コース（日本大学理工学部進学）を設置し，コースの特性を生かした進学実績を残しているが，今後も生徒の進路希望に対応したコースの充実を図っていく。

事業種別：【継続】

※CSTMU プログラムの充実をはじめ，日本大学進学者増加への取り組みを行うため。また，国公立大学等の進学実績を伸ばし，より多くの本校受験生の獲得を図る。

⑯新学習指導要領への対応（高等学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：令和 4 年度入学生から年次進行で新学習指導要領の実施が始まった。本校でも年次進行で新教育課程（カリキュラム）や観点別評価へと変更していく。

事業種別：【新規】

※望ましい教育課程（カリキュラム）や観点別評価のあり方について検討するため。

⑰ICT 教育活動の推進（高等学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)】

事業概要：令和元年度入学生から iPad を全員が持ち，タブレット端末と各教室に設置された電子黒板を用いて能動的かつ主体的に考える能力を伸ばす授業を展開している。「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道をひらく」能力を身につけ，問題発見，解決力を育成する。

事業種別：【継続】

※コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切に活用した学習活動の充実を図るため。

⑱適正な労働時間の管理・運用（高等学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－エ】

事業概要：平成 29 年度から労使間 36 協定を結び「変形労働時間表」に基づいて，教員の適正な労働時間の管理・運用を進めている。平成 30 年度から本校独自の勤務管理システムを採用し，部活動指導時間も含め，さらに教員の適正な労働時間の管理・運用に努めている。

事業種別：【継続】

※働きやすい職場環境の構築，長時間労働等の是正に努めるため。

⑲予算の効率的執行・運用（高等学校）

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(1)】

事業概要：限られた財源を考慮して経費全体の徹底した見直しを図り，コストバランスを重視し，効果的かつ実行確実性のある予算編成に努める。学校行事の見直し等を行い，一層の経費削減に努める。

事業種別：【継続】

※教育環境の効果的充実と各種教育サービスの充実のため。

生産工学部, 生産工学研究科

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【生産工学部】

グローバル化に伴う社会的動向や入学者の多様化, 初年次教育, キャリア教育の重要性並びに「日本大学教育憲章」「教学に関する全学的な基本方針」を踏まえて, 教育の質を保証することは急務である。

本学部は, この先5年, 10年をも見据え, 大学生として必要な力や社会人基礎力を醸成し, 新たな課題を解決する能力を培い, 社会に貢献できる人材を育成するとともに, グローバルな視野と, ものづくり現場の経営的視点を持った技術者を養成することを目指し, これまで以上に生産工学部だからこそできる教育の強化を図る。

また, 多様に変化する世界情勢の下で社会とつながり, 予測困難な時代においても, 未来を見据え自ら考え行動することができる人材を育成し, 学生目線で多様な学生と向き合い, 「ダイバーシティ」の推進を目指す。すべての教職員や学生が障がい, LGBTs, 国や文化の違いに関して, 正しい理解のもとに互いに認め支え合う学びの環境を維持する。特に障がいのある学生が自立した社会生活を送ることができるようにキャリア支援を含む障がい学生支援体制を整備し, 拡充を図る。

また, 生産工学の研究分野について, 生産工学研究所を主体として, 広く調査・研究を行い学術の交流発展に寄与し, 産業界・地域等との連携により課題解決・地域経済活性化等への貢献をするとともに, 研究発表及び学外研究機関との交流の機会の提供, 研究の質的向上, 委託・共同研究等の外部資金獲得件数・金額の増加, 学部連携による研究活動の促進と新学術研究分野の開拓を目指して, 研究に係る様々な計画を策定し, 実施する。

また, 就職支援について, 令和4年度以降は, 状況に応じて対面及びオンラインを併用するハイブリッド型の就職対策講座を実施する。対策講座実施後, 感染拡大防止対策を行い, 企業と学生をつなぐ就職セミナー(企業研究会)を可能な限り, 対面型で開催するように検討する。さらに, 在学中に起業を目指す熱意のある学生に対する起業支援プログラムを令和4年度に開始することにより, さらなる学生の主体的「未来選択」支援体制の充実を図る。

【生産工学研究科】

科学技術の進展, 社会の動向や社会の要請に基づくグローバル化への対応及び高度な専門性を有する研究者・技術者の養成並びに「日本大学教育憲章」「教学に関する全学的な基本方針」を踏まえて, 本研究科の先進教育と研究活動のより一層の充実を図ることは急務である。

本研究科は, この先5年, 10年をも見据え, 社会情勢の変化に対応することを糧としながら, 国内に唯一, 生産工学を冠とする研究科として特徴のある大学院教育を実践するとともに, 魅力のある大学院とすることで, 他大学, 他研究科との差別化を実現する。

また, 多様に変化する世界情勢の下で社会とつながり, 洗練された技術を学び, 使いこなす能力を持ち, 新しい人と組織との関係やビジネスモデルまでをも創り出す「経営のわかる技術者」として, 予測困難な時代においても, 未来を見据え自ら考え行動することができる人材を育成する。そして, 学生目線で多様な学生と向き合い, 「ダイバーシティ」の推進を目指す。すべての教職員や学生が障がい, LGBTs, 国や文化の違いに関して, 正しい理解のもとに互いに認め支え合う学びの環境を維持する。特に障がいのある学生が自立した社会生活を送ることができるようにキャリア支援を含む障がい学生支援体制を整備し, 拡充を図る。

2, 主要な事業計画

①キャリア教育支援〈生産工学部人材育成「学科横断型プログラム」の実施〉(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：本学部では、大学生として必要な力や社会人基礎力を醸成し、新たな課題を解決する能力を培い、社会に貢献できる人材の育成及びグローバルな視野と、ものづくり現場の経営的視点を持った技術者の養成を目的として、以下(1)～(4)の学科横断型プログラムを継続して実施する。なお、各プログラムは少数精鋭のプログラムであり、受講者はエントリー制により、プレースメントテストの成績及び面接等により選抜を行う。

(1)グローバル・ビジネスエンジニア人材育成プログラム (Glo-BE)「世界中のどこであっても、技術と経営的な知識をもとに様々な課題解決に取り組める人材の育成を目的としたプログラム」

(2)事業継承者・企業家育成プログラム (Entre-to-Be)「技術力、経営力、創造性を駆使し、次世代社会の発展を目指す経営者の育成を目的としたプログラム」

(3)ロボットエンジニア育成実践プログラム (Robo-BE)「日本のこれからの基幹産業を支える実践力のある役に立つロボットエンジニアの育成を目的としたプログラム」

(4)好奇心からイノベーションへつなげるモノづくり人材育成プログラム (STEAM-to-BE)「創造的な視点(アートの姿勢)で問題を発見し、ものづくり(デザイン行為)をとおして解決するイノベーターの育成を目的としたプログラム」

事業種別：【継続】

※4つのBEプログラムに関しては、現行カリキュラム及び令和4年度改正カリキュラムに組み込まれているため、継続する。(平成27年度～)

②修士課程・学士課程教育の再構築(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：本学部では、グローバル化への対応、授業を短期間で集中的に受講することによる教育効果の向上、海外でのインターンシップ(生産実習、生産工学特別実習)、留学、ボランティア活動といった学生の自主的な学習体験及び海外からの学生の受け入れの促進等を目的として、平成29年度の入学者にクォーター制を導入し、平成30年度からは、学部及び大学院の全学年に導入している。

事業種別：【継続】

※グローバル化への対応、海外でのインターンシップ、留学及び海外からの学生の受け入れ等を促進するため継続する。(平成29年度～)

③生産工学部教育課程の再構築(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：日本大学教育憲章における自主創造の3つの構成要素及びその8つの能力と、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーこれら3つの方針との整合性・関連性及び各能力(コンピテンシー)と各授業科目との関係性をより明確なものとするため、令和4年度にカリキュラム改定を行う。これに併せて、成績評価方法・基準関連性の明確化について、令和4年度改定のカリキュラムにてルーブリックの構築を行う。

事業種別：【継続】

※令和4年度改定のカリキュラムにて、ルーブリックを導入したため、継続して、効果検証を行う。(令和2年度～)

④大学認証評価への対応(共通)

- 根拠：(1)【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】
(2)【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】
(3)【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)】

事業概要：大学認証評価において、努力課題として指摘された基準4－(1)、基準5については既に改善している。その他の項目については以下のとおり対応する。

- (1) 努力課題として指摘された基準4－(3)の項目に対応するため、履修上限対象科目の見直しを行う。
(2) 努力課題として指摘された基準7の項目に対応するため、図書館配属の専任職員が司書資格を取得するための支援体制を強化する。
(3) 努力課題として指摘された、基準4－(2)の項目に対応するため、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせた大学院博士後期課程のカリキュラムを制定する。

事業種別：(1)【継続】

※卒業要件単位に含むことができる科目を履修上限対象外としている項目については、平成29年度改定のカリキュラムにおいて、履修上限単位を48単位から40単位へ引き下げた。平成29年度カリキュラムが完成年度をむかえたことを受け、令和4年度後半に教学IR室にて、卒業要件単位に含む履修上限対象外科目を含めた履修単位数の集計を行う。これに続き、令和5年度に教育開発センターにて、集計結果をもとに改善計画の確認や検証を行う。

(2)【継続】

※図書館に専門的な知識を有する専任職員が配置されていない項目については、人事異動により既に改善しているが、図書館配属の専任職員に司書資格を取得するための支援体制を強化するため。

(3)【継続】

※大学院博士後期課程のカリキュラムで、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえない項目については、令和4年度改定のカリキュラムにて既に改善している。

⑤就職支援の強化(共通)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：各種就職対策講座を体系的にハイブリッド型（オンライン並びに対面）にて実施する。さらに、本学部で採用実績のある企業等約350社を招待し、学部独自の企業研究会を実施し、自己実現に適した企業選択ができるように円滑な就職活動の実現を図る。また、令和4年度から就職内定者（公務員を含む）懇談会を実施し、就職活動の体験談を聞き、低学年から自己実現や未来選択のために活かせるような環境を整備し、就職支援体制の強化を図る。

事業種別：【継続】

※対策講座への学生の意欲・参加率は高く、企業からの研究会への参加希望も多いことから継続して実施する。

⑥生産実習(インターンシップ)の実施(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：3年次に生産実習(インターンシップ)を実施することにより、企業等の仕組みや就業への意識が高まり、ジェネリックスキルやテクニカルスキルを身に付け社会人基礎力の向上が期待される。就職後の3年離職率の低下を狙う。従来実施していた海外インターンシップのプログラム内容等を再検討し、学生の主体的「未来選択」の一助とする。

事業種別：【継続】

※「経営管理能力を兼ね備えた技術者の育成」を特色としたカリキュラム全体と連携し、企業等での実習経験から学びに変える力を養い、技術者としての倫理観の醸成を期待する。

⑦起業支援プログラムの実施(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：起業に対して熱意のある学生への支援を目的とし、起業のための基礎的指導から事業プランや資金調達まで一貫した実践型のサポートを提供する。このプログラムにより、専門分野を持ちつつ、幅広い視野で課題を発見し、課題解決のためのビジネスシステムを構築する力を育成する。

事業種別：【継続】

※事業継承者・企業家育成プログラム(Entre-to-BE)との連携強化により相乗効果を図る。

⑧保護者向けガイドブックの作成・配布(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：主に3年生の保護者(父母等)に対し、現在の学生がどのような就職活動をしているのか、保護者としてどのように就活生と向き合い、接すればよいか等の内容のガイドブックを作成し、保護者に配布する。保護者の就職活動に対する理解を高め、効果的な就職活動ができる一助とする。

事業種別：【新規】

※学生が充実した就職活動を送り、希望する就職先に就けるよう就職支援体制の拡充としたい。

⑨外国人留学生就職ガイダンスの実施(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：例年同様に外部講師に依頼し、外国人留学生就職ガイダンスを実施する。日本における就職活動方法に関する指導を行い、留学生自身のステップアップにつながる企業選択ができるよう支援体制を整備する。

事業種別：【継続】

※ガイダンスに参加した外国人留学生から好評を博しているため、継続して実施する。

⑩障がい者に対する就職支援(共通)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：学生支援室(コーディネーター)・保健室と情報共有のうえ、キャリア支援を含む障がい学生支援体制を整備する。学生支援センター運営委員会と連携し、支援体制の強化・拡充を図る。

事業種別：【継続】

※障がい学生のキャリア支援体制の整備並びに強化・拡充のため。

⑪外国人留学生と日本人学生との交流機会の提供(共通)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：外国人留学生が孤立しないように、日本人学生（ボランティア）と交流する場として“Japanese Café”を開催する。対面により実施し、主体的且つ対話的に相互理解を深めダイバーシティを推進することを目的とする。相互にサポートすることにより外国人留学生の不登校並びに休・退学削減の一助としたい。そのほか、外国人留学生交流会（バーベキュー等）を実施し、留学生同士の交流を図る。

事業種別：【継続】

※外国人留学生の孤立を防ぎ、不登校並びに休・退学者削減のため。

⑫障がい等学生支援に関する学部内専門機関の設置(共通)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－イ】

事業概要：障がい学生のほかメンタルヘルスや様々な悩みを抱える学生の相談窓口として学生支援室を置く。この学生支援室がワンストップ窓口となり、教職員、カウンセラー（臨床心理士）、看護師等で情報共有し、相互に連携して障がい等学生の修学環境の向上に取り組む。さらに、月1回委嘱した精神科医による専門的な助言を得るなどして学生相談体制を強化する。

事業種別：【継続】

※障がい等学生の学生生活支援、修学支援及びキャリア支援環境の拡充のため。

⑬UIJ ターンの促進(共通)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(7)－ア】

事業概要：UIJ ターンを希望する学生に学内掲示、ポータルシステムやNU 就職ナビ等を活用し情報を積極的に周知する

事業種別：【継続】

※UIJ ターン情報の周知徹底を継続する。

⑭3つの方針の点検・評価体制の構築(学部)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーこれら3つの方針を踏まえた学部教育の適切性について、学内のみならず学外の参画を得て、毎年点検・評価を行う体制の構築を行う。

事業種別：【継続】

※学部の取組が3つの方針に即しており、成果を上げていることを毎年検証することにより、教育の質向上を図る。(令和4年度～)

⑮教学 IR システムの構築(共通)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(2)】

事業概要：これまでに各課及び学科で活用していた教学データを収集、一元化し、これまで様々な部署で行われてきたデータの収集から分析・評価を簡素化するとともに、その分析・評価情報を、各学科・系、各課および各委員会の議論におけるコミュニケーションツールとして提供できるシステムを構築する。

事業種別：【継続】

※学部内の教学情報の効果的かつ効率的な活用と外部教学情報の提供が可能になる。また、分析・評価情報に基づき、退学者の削減及び4年卒業率の向上を図ることが期待される。
(令和元年度～)

⑩学修成果の調査・測定体制の構築(学部)

根拠:【教学—教育の質保証・学生支援の充実②—(3)】

事業概要:令和4年度改定カリキュラムの可視化を目的として、外部アセスメント・テスト(PROG)を利用し、各学年の学修成果の把握、学生へのフィードバックを行う体制を構築する。

事業種別:【継続】

※各段階で学生のコンピテンシーの伸長を自覚させることにより更なる学修意欲の向上が期待できる。また、学修成果の検証結果を教育の質向上のための参考とする。(令和4年度～)

⑪生産工学研究科3つのポリシー、学位審査基準の公表及び博士後期課程の教育の再構築(研究科)

根拠:【教学—教育の質保証・学生支援の充実③—(1)】

事業概要:生産工学研究科では3つのポリシーを公表している。これを学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部改正に伴い、博士前期課程・博士後期課程に細分化するとともに、学位審査基準の公表を行った。これに続けて、令和4年度に向け博士後期課程にコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた体系的なカリキュラムを導入する。

事業種別:【継続】

※令和4年度改正のカリキュラムにて、博士後期課程にコースワーク科目を導入したため、継続して、効果検証を行う。(令和2年度～)

⑫研究・技術交流センターによる産官との研究・技術交流(学部)

根拠:【教学—教育基盤となる研究の推進①—(3)】

事業概要:研究・技術交流センターが主体となって「CERT REPORT」の発行や産学連携フォーラム等への出展、アウトリーチ活動などの促進を通じて知的資産を社会に還元し、より良い未来、健康な社会の実現に貢献するとともに、委託・共同研究等外部資金の受入れにより研究活動の一層の活性化を図る。

事業種別:【継続】

※「CERT REPORT」の毎年発行、産学連携フォーラム等への出展助成及びアウトリーチ活動助成により、地域経済活性化への一層の貢献や委託・共同研究の受入れ金額増加が期待できることから、本事業を発展継続させる必要があるため。

⑬研究基盤の強化、リサーチ・センター設置及び研究所共用研究機器の新規導入・更新(学部)

根拠:【教学—教育基盤となる研究の推進②—(2)】

事業概要:特色ある研究を推進するため、生産工学研究所の下にリサーチ・センターを設置するとともに、共用研究機器の導入等を図り研究拠点を整備し、研究活性化を図る。これにより研究イノベーションの創出及び委託・共同研究等の外部資金獲得件数・金額の増加が期待される。

事業種別:【継続】

※研究所が主体となってリサーチ・センター、リサーチグループ等の支援や共用研究機器の整備を進めて研究環境を向上させることにより、研究活動を活性化させ、新たな研究の創出に繋げるため。

⑩科学研究費補助金等受領者に対する特別研究費の交付（学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：科学研究費補助金等受領者に対して特別研究費を交付することにより，研究者のモチベーションを高め，新たな「知」を生み出すための基礎研究力の強化を図る。これにより科研費等の外部資金獲得件数・金額の増加が期待される。

事業種別：【継続】

※特別研究費の交付により研究環境が向上し，科研費等の継続的な獲得や補助金額の多い種目への申請に繋がっていることから，今後も外部資金獲得件数及び金額の更なる向上を図るため。

⑪研究成果の積極的発信（学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(4)】

事業概要：研究報告書の刊行及び研究者への研究成果発表支援を行うほか，学術講演会を開催することにより，研究の質的向上と委託・共同研究等の外部資金獲得件数・金額の増加及び国内外学術誌への論文掲載数の増加，論文等の被引用数の増加，更には学部連携による研究活動の促進と新学術研究分野の開拓を目指す。

事業種別：【継続】

※研究報告書の刊行は，生産工学研究所規程に基づく。また学術講演会は，例年，数多くの発表等で当初の目的を果たしていることから，今後も継続する必要性があるため。

⑫若手研究者を対象とする研究費の補助（学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(5)】

事業概要：若手研究者に対して Mid-tech の活用による新たな価値を創造することを目的とした研究には研究費を加算する措置も含めた形で研究費を補助することにより，世界で活躍できる若手研究者の育成及び若手研究者が自立して研究できる環境の整備を図る。これにより若手研究者の研究のステップアップ及び産学連携等による外部資金獲得件数・金額の増加が期待される。

事業種別：【継続】

※研究費補助により若手研究者の研究環境は年々向上し，科研費等への積極的な申請が行われ，外部資金の獲得件数の増加に繋がっていることから，今後も外部資金獲得件数及び金額の更なる向上を図るため。

工学部，工学研究科，東北高等学校

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【工学部】【工学研究科】

工学部は，日本大学教育憲章に示す人材の育成を基本としつつ，教育・研究のキーワードとして「ロハス工学」を掲げ，「ロハスエンジニアの育成」に努めている。近年，教育の質保証体制の充実が求められ，大学基準協会の認証評価結果及び本学自己点検・評価による課題もある中，FD活動の充実，退学者・休学者の削減，卒業延期率の削減，大学院においては収容定員の充実等に向けた取組を進めている。また，定員管理の厳格化による学納金収入の減，施設の老朽化への対応，新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけた危機管理への対応等，安心・安全なキャンパスの実現に向けた管理運営面における問題も重要項目である。こうした工学部を取り巻く重要案件に，中長期的視野に立ち，全方位的に対応すべく「日本大学中期計画」「工学部第4次中長期事業計画」〔令和元年度～令和5年度〕に基づき策定した。以下の施策の展開により，教育・研究における品質向上と安定した長期的な財政基盤の構築を目指すものである。

【東北高等学校】

東北高校は，日本大学教育憲章を基点とし，本校の教育方針における「忠恕の心」「自主創造」「真剣力行」を兼ね備えた生徒の育成に努めている。令和2年4月に新校舎が完成し，最新の教育施設・設備が整ったところである。令和5年度は「1 奉仕と思いやりの心を持つ」「2 新校舎を大切に学ぼう」「3 対策をして楽しもう」の努力目標のもと，教育内容の充実を図り，その教育環境を十分に活用したICT教育を行い，全生徒にタブレット端末を貸与し，アクティブラーニング型授業を展開し，生徒の学習の効率化を図り，成績の向上を目指す。

また，高大連携推進の一環として，工学部進学コースを設置，運用していく。一方，管理運営においては県の15歳人口が毎年減少している現状と，募集定員を超えないようにした広報戦略を行い，中学校との連絡を密なものにしつつ，入学者数の確保に努める。また，新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた危機管理も徹底していく。以下の施策を展開し，県下をリードする「日大東北」の実現を目指すものである。

2, 主要な事業計画

①学内ワークスタディ（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：大学内における様々な事業や学生生活を支援するための補助業務に，学生がスタッフとして従事することで，学生の就業意識・職業観を育むとともに経済的に困難な学生に支援を行う。

事業種別：【継続】

※奨学金以外の経済支援拡充により，学生が安心して学ぶことのできる環境を強化するため。

②奨学金の充実（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：学部独自の給付型奨学金を設立し，経済的負担を軽減することにより，学修意欲がある学生が安心して学修に専念できるよう支援する。

事業種別：【継続】

※学生が安心して学修に専念できるようにするには、経済面で引き続き支援する必要があるため。

③自然災害等における就職支援の方策（学部，研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ウ】

事業概要：学生が帰省先や自宅からでも円滑に相談できるよう，Google forms などを利用した相談等の対応を可能とする。また，現在の就職活動のニーズに合わせて，オンラインでのガイダンスや模擬面接を実施し支援を行う。

事業種別：【継続】

※多様な状況下でも，学生が不安なく安心して就職活動に専念できる環境を確保する必要があるため。

④多様な学生に対する就職支援の充実（学部，研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：留学生や障がい学生の希望に沿う就職支援を行うために，それぞれに沿った情報の提供を行う。また，学生支援室と情報の共有をしながら適切な指導を行う体制を整える。

事業種別：【継続】

※留学生は個々のニーズを汲み取り，障がい学生に対しては，障がいの程度に見合った学生支援を継続する必要があるため。

⑤障がい学生支援及び学生支援体制の構築（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－イ】

事業概要：学生支援室に常駐しているコーディネーターを中心に，障がい学生など支援が必要な学生の情報を集約し，関係者と支援内容の調整を行い，学生が安心して修学できる仕組みを構築する。

事業種別：【継続】

※障害者差別解消法の改正により，合理的配慮が義務化されることから，支援を必要とする学生と大学との対話が一層重要になるため。

⑥課外活動の活性化（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(7)－ア】

事業概要：課外活動における学生の経済的負担を軽減するため，課外活動用バスの維持管理，及び各種クラブに対する課外活動助成金を支給することにより，課外活動の活性化を図る。

事業種別：【継続】

※課外活動を通じて，学科や学年の枠を超えて交友を深めることは，コミュニケーション能力の向上だけでなく，豊かな人間性を育むという点においても重要であることから，引き続き支援を行う必要があるため。

⑦大学認証評価（追評価）への対応（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：大学認証評価追評価の受審において，一層の改善が期待される事項として提言された，工学研究科の学位授与方針は，修得すべき知識・能力等をそれぞれの学位課程で定めているがほぼ同一であることから改善が求められるとされた事項について，博士前期課程及び博士後期課程との違いが明確である原案を作成し，令和4年4月14日開催の大学院分科委員会での審議を経て改正した学位授与方針の公表を行った。なお，見直し後の学

位授与方針の適切性について引き続き検証を行っていく。

事業種別：【継続】

※認証評価等への対応のため。

⑧大学認証評価（追評価）への対応（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：大学認証評価追評価の受審において、一層の改善が期待される事項として提言された1年間に履修登録できる単位数の上限について、2022（令和4）年度よりこれを引き下げたが、成績優秀者への緩和措置をとっている。この措置の適切性を含め、単位の実質化を図る取組みとしての有効性を今後検証することが望まれるとされた事項では、検証のため学年進行に伴う複数年度のデータが必要である。そのために令和5年度以降、蓄積した履修・成績データを基に、学務委員会において学生のGPA値の分布状況や本特例措置の活用状況等について有効性及び適切性についての検証を行っていく。

事業種別：【継続】

※認証評価等への対応のため。

⑨教学IRシステムの構築（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－イ】

事業概要：教育の質保証に向けた教育の内部質保証システムを構築するとともに、単位の修得状況や出席率を学期・学年ごとに分析を行い、学生の退学者数及び留年者数を削減する。

事業種別：【継続】

※IR委員会では、入試関連データや教学データ等の分析、また自己点検・評価委員会において分析結果の検証を行っており、PDCAサイクルによる恒常的、継続的な改善プロセスが必要であるため。

⑩博士後期課程の大学院生に対する研究費（年額60万円）の助成[研究科特別経費（学生分）]（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(3)】

事業概要：大学院工学研究科博士後期課程において、研究費助成により経済的サポート体制の充実を図り、研究活動及び収容定員の充足を図る。

事業種別：【継続】

※博士後期課程の収容定員充足を図るため。

⑪高大連携の推進に係る東北高校との「ロハスクラス」事業（学部、高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)－ア】

事業概要：令和3年度から東北高校と「ロハスクラス」事業を展開しており、工学部と東北高校との高大連携を一層推進させ、連携体制の整備・強化を図る。

事業種別：【継続】

※併設校のメリットを活用し、生徒は在学中に大学の学修や探究活動を経験することで、生徒の学修意欲の向上や理系大学への進学への促進につながることを期待される。更に、工学部入学後は、合格した科目について申請により単位が認定されるメリットがある。

⑫工学部への進学コースの運用及び改善（高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)－ア】

事業概要：工学部及び各学科の魅力について、工学部の先生方のサポートにより情報の収集・整理と分析、まとめとプレゼンテーションを行い、工学部への進学者の増加と入学後のリーダー育成、および連携強化を図る。

事業種別：【継続】

※早くから工学部の魅力を知ることによって進学希望者を増やすとともに、高校卒業から大学入

学までスムーズに移行できることから、隙間のない学びの環境を提供することができる。

⑬ICT 活用のための研究と教育設備の充実（高等学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：ICT を活用してアクティブラーニング型の授業を実施し、生徒が主体的に授業に取り組む態度を育成する。

事業種別：【継続】

※ICT の活用は、協働学習の効果的な実施が可能であり、極めて有用であることから実施効果の検証を行いながら、継続して実施する。

⑭郡山市との教育連携による体験授業の受入れ（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：郡山市との連携により市内の小中学校生を対象に、上級学校訪問として大学での体験授業を通して、工学を志す動機づけを行い、地域連携事業の一環として実施する。

事業種別：【継続】

※事業継続により、地元にある大学として地域貢献を図るため。

⑮持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた研究の推進（学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(2)】

事業概要：持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、ロハス工学に基づき「環境」、「健康」、「持続可能」な研究を推進する。また、「ロハスの家跡地再生プロジェクト」において、ロハス工学の教育・研究の施設・設備を整備していく。

事業種別：【継続】

※工学部が推進するロハス工学の理念と SDGs の考え方に関連性が深く、持続可能な社会の確立を目指すため。

⑯産業界・地域等との連携（学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(3)】

事業概要：郡山地域テクノポリス推進機構等との連携に基づき、産学官連携による課題解決、地域経済活性化を図るため、産学官連携フォーラム及びロハス工学シンポジウムの開催等により研究活動を積極的に展開していく。

事業種別：【継続】

※大学の使命である教育、研究、社会貢献に寄与していることから継続が必要であるため。

⑰外部研究資金の積極的獲得（学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：代表的な外部研究資金である科学研究費助成金の申請・採択件数、受託研究、研究奨寄付金等を増加させることにより、研究基盤の強化及び研究力の向上を図る。

事業種別：【継続】

※外部研究資金の獲得は、研究活動の質の向上及び学生の教育の向上に直結しているため

⑱学術情報の適正な整備及び充実（学部、研究科）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(4)】

事業概要：図書館の共用化を推進するため、他学部学生・教職員と相互に利用が図れる図書や雑誌及び電子資料などの学術情報を適正に整備し、利用者のニーズに応えた更なる充実を図る。

事業種別：【継続】

※社会変化に伴い利用者のニーズも変化していくことから、継続性のある事業であることが必要なため。

⑱施設の安全性確保のための老朽化施設・設備の改修（学部）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(1)－ア】

事業概要：教育研究及び学生の修学環境の改善を図り、耐震性並びに事故を未然に防止できるような生活空間等の安全性確保を早急に行うとともに、インフラ整備を含め、整備実態の把握及び的確な点検を進め、老朽化した構内施設・設備の更新を行う。

事業種別：【継続】

※安心・安全なキャンパス構築に向けて、保有施設を最大限有効活用しながら、計画的な修繕・改修等の対策が重要であることから、継続して事業計画を進める。

⑳施設の安全性確保のための老朽化施設・設備の改修（高等学校）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(3)－ア】

事業概要：効率的な教育及び学校運営を実現し、生徒の修学環境の改善を図り、安心安全なキャンパス環境を維持するため、インフラ整備を含め、整備実態の把握及び的確な点検を進め、老朽化した構内施設・設備の更新を行う。

事業種別：【継続】

※将来にわたって安定的に整備充実を図るため、計画的な修繕・改修等の対策が重要であることから、新校舎の建設や体育館の耐震補強工事に引き続き、既存施設・設備の更新等を進める。

医学部，医学研究科，附属看護専門学校，付属板橋病院

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【医学部】

教育に関しては、平成 27 年度から開始したカリキュラムが令和 2 年度で完成年度を迎え、現在は令和 4 年度導入の新カリキュラムへの移行を順次進めており、令和 5 年度は 2 年次まで移行する予定である。令和 4 年度に医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）が公表された。アウトカム基盤型教育のさらなる展開が謳われており、令和 6 年度入学者から適用される予定であることから、「医学教育分野別評価基準」に準拠しながら、新カリキュラムでの対応を図る。学生のラーニング・アウトカム（学修成果）を実質化させるため、直接的に「学生と向き合う」時間が特に濃密となる臨床実習の充実を図り、学生（Student Doctor）が医師としての資質と能力を高められるよう診療参加型臨床実習（Clinical Clerkship）への転換を進める。また、令和 4 年度に受審した「医学教育分野別評価」の結果を踏まえて、自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会等を中心に IR 委員会での分析結果を十分に活用しながら関係委員会・部署で計画的に改善を図り、医学教育の質的向上に向けた見直しを継続する。研究に関しては、「日本大学中期計画」における「教育基盤となる研究の推進」に基づき、社会的ニーズを捉えた産官学連携研究、公的研究費と外部研究資金による研究、学部連携に基づく異分野融合・複合領域における研究及び研究施設の充実を図る。これによる研究成果を積極的に発信することにより医学研究の拠点化を図る。特に、学部間連携、国内外の大学・研究機関との連携を意識し、研究交流の推進及び若手研究者の育成を重視する。

【医学研究科】

大学院教育の質的転換・実質化といった根本的な教育改善に傾注しながら、併せて入学者数の増加、定員充足率向上のため、国及び地方公共団体の研究・医療機関、製薬会社等の民間企業からの社会人大学院生受け入れを積極的に進めていく。加えて、本大学他学部及び他大学医科系学部への広報を実施して志願者の増加に繋げる。研究に関しては、「日本大学教育憲章」における「社会に貢献する姿勢」を涵養し、社会的ニーズを捉えた産官学連携研究、公的研究費と外部研究資金による研究、学部連携に基づく異分野融合・複合領域における研究及び研究施設の充実を図る。これによる研究成果の世界への発信を推進することにより医学研究の拠点化を図る。特に、グローバルな視点を意識し、国際的研究交流の推進を重視する。

【附属看護専門学校】

看護専門学校は、日本大学教育憲章に基づき、患者やその家族を思いやることのできる優れた看護師を育成することを教育理念としている。卒業生の多くは付属病院において有為な人材として活躍しており、その役割は付属病院にとって欠くことのできないものである。このため、教学に関しては、優秀な看護師となる素養を備えた学生を育てるために必要な教育内容の充実・見直し、教育環境の整備を更に進め、看護教育の質的向上に向けた教育を継続し、看護師国家試験の合格率向上に向けて取り組むものとする。また、従前より導入しているクラス担任制による個別の学習支援・相談及び学生生活相談に加えて、大学本部派遣のカウンセラーの協力も得ながら、学生個々に丁寧に向き合い、学生支援の更なる充実を図っていく。

【付属板橋病院】

「醫明博愛」を教育理念とする医学部の附属病院として、板橋病院は「人間愛に基づいて良質な医療を実践します」を理念に掲げ、医学部建学以来の使命である「よき臨床医の育成」を貫徹するための大学

附属病院としての役割を担い、高度で先進的な医療を提供する特定機能病院として、住民の医療ニーズに応えうる地域の中核病院として、医療機関並びに住民から常に信頼される病院として貢献する。一昨年度、昨年度に引き続き、通常診療とコロナ診療の両立を目標に掲げ、院内の感染制御の徹底とともにコロナ病棟の一元化を図ることでコロナ診療に貢献する。各診療科のパフォーマンス向上による収入増加と人件費等の支出削減による効率的な収支改善を推進し、プライマリバランス・ゼロを目指すことで、財政基盤の安定を図る。

2. 主要な事業計画

①ICT の活用（Web シラバス導入）による学生サービス向上の検討(学部)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)】

事業概要：令和元年度より Web シラバス・システムを導入し、従来印刷物（冊子）で学生に配布していた学習要項の掲載情報が全て PC、タブレット、スマートフォン等の様々な情報端末から閲覧可能な情報システムを構築したため、更なる利便向上を図る。

事業種別：【継続】

※令和元年度シラバスから本格運用しているが、カスタマイズ等の必要性の検討が継続して必要なため。

②ICT の活用（教務システムオンライン化）による教職員業務効率向上の検討(学部，研究科)

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)】

事業概要：教務システムをオンライン化することにより、従来教員から紙媒体で提出されていた成績・試験問題等をオンライン上で提出を可能とし、教職員の業務効率を向上させる。

事業種別：【継続】

※運用状況を確認しつつ、カスタマイズ等の必要性を検討するため。

③臨床実習の充実（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2), (3)】

事業概要：臨床実習の更なる充実を図り、医師に求められる資質・能力の修得につなげる。

(1)実習時間数の検討（新カリキュラムが令和 2 年度で完成）

(2)診療参加型臨床実習（Clinical Clerkship）への転換

(3)6 年次選択臨床実習における学外の関連医療機関との連携の強化

(4)CC-EPOC の活用

事業種別：【継続】

※診療参加型臨床実習への転換中であり、学外の関連医療機関との連携強化についても継続していく必要があるため。

④医学英語教育の充実（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)】

事業概要：英語を実践的に使える医師を養成するため、1 年次から 6 年次までの一貫した医学英語教育の充実を更に進める。

事業種別：【継続】

※1 年次 TOEFL ITP テストの導入検討等、学年毎に順次見直しを図っているため。

⑤奨学金等制度の整備（学部，研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)】

事業概要：HP の学資ローンや奨学金募集情報を見直し、ポータルサイト等でも学生により分かりやすく周知することで、経済困窮する学生への救済、医師が不足する診療科の医師確保、大学院進学への促進を図る。また、地域枠選抜を拡大し、「将来、地域医療に貢献したい」という意志のある学生の受け入れ及び支援の拡充を図る。

事業種別：【継続】

※大学院生も対象とした学資ローンの提携や奨学金の受給対象者拡大等、支援内容の充実をより図る必要があるため

⑥学生代表の委員会への参加実施(学部)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)】

事業概要：学生生活委員会にクラス委員 2 名がオブザーバーとして参加することで、学生生活に関する意見の聴取や諸事項決定までのプロセスを示し、学生に関する情報の共有を図る。また、学生生活委員会の下部組織として、クラス連絡小委員会を定期的開催することにより、学生への連絡事項の伝達や、学生からの意見聴取の場を提供し、学生生活の向上や迅速な改善を図る。

事業種別：【継続】

※学生と教職員が議論する機会を定期的に設けることで、意見聴取や情報伝達をスムーズに行うことができるため。

⑦退学者、卒業延期者減少等に向けた取り組み(学部)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3), (6)】

事業概要：平成 28 年度から前学期終了科目が不合格となった学生に対し、科目責任者の判断によって当該学生への補講、再試験の実施を可能としたことにより、「成績不振者の基準」に基づく退学者、卒業延期者の減少を図る。

事業種別：【継続】

※後学期科目の履修状況によっては、「成績不振者の基準」から脱却することができる余地を残し、後学期の修学意欲低下を防止するため。

⑧大学認証評価への対応(学部)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②】

事業概要：令和 4 年度から入学者選抜方法等を一新し、本部が主導する一般選抜 N 全学統一方式を利用し、より適正、公正な入学者選抜の実施に努める。

事業種別：【継続】

※認証評価において、改善が求められている事項のため。

⑨大学認証評価への対応(学部)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②】

事業概要：「入試業務全般に係るガバナンス体制」として学長を頂点とした本部の組織体制にならない本学部の組織体制の整備を行った。

事業種別：【継続】

※認証評価において、改善が求められている事項のため。

⑩大学認証評価への対応(学部)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②】

事業概要：「全学内部質保証推進委員会」より改善指示を受け、改善計画を策定するとともに同委員

会と連携し、改善に向けて取り組むことを検討している。

事業種別：【継続】

※認証評価において、改善が求められている事項のため。

⑪教育課程の編成・実施の方針の見直し(研究科)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：大学基準協会から努力課題として改善が求められている本研究科の「教育課程の編成・実施の方針」における教育内容・方法等に関する基本的な考え方を検討する。

事業種別：【継続】

※本方針を踏まえ、教育内容の見直しも含めた総合的な検討を行う必要があるため。

⑫国際的な質保証（医学教育分野別評価）への対応（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)～(3)】

事業概要：世界医学教育連盟（WFME）が提唱する「医学教育分野別評価基準」に基づく評価の受審結果を受けて、①「医師」という世界共通の専門職を養成する。②医学教育の質保証を継続的、かつ自律的に行うための自己点検・評価の体制確立を継続的に進める。

事業種別：【継続】

※令和4年度の受審結果を受けて、改善事項に優先順位をつけて計画的に改善を図る。

⑬医学教育センターの設置(共通)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)～(3)】

事業概要：医学教育センターの設置が完了したが、同センターの業務等を規定した内規等の整備を要する。

事業種別：【継続】

※令和4年度に受審した「医学教育分野別評価」において指摘があったとおり、医学教育センターの業務を明文化する必要があるため。

⑭学生と同窓会との連携強化の実施(学部)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(4)】

事業概要：学生が将来医師となっても母校との強い絆で連携していけるよう、学生と同窓会との橋渡しとして連携強化を図る。

事業種別：【継続】

※同窓会が中心となり、初期研修2年目の卒業生を対象としたホームカミングデーや、在校生も対象にした県人会（地区支部会）が開催されている。これは母校との絆の強化を図るうえで有意義であるため。

⑮大学院入学試験の見直し(研究科)

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③】

事業概要：大学院入学試験の募集範囲を日本大学他学部及び他大学医科系学部に拡大し、志願者の増加を目的とする。

事業種別：【新規】

※募集要項の出願資格に具体的な対象者の内容を記入して、大学院の志願者増加及び定員充足率を上げるため。

⑯横断型医学専門教育プログラムの充実（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)】

事業概要：大学院教育と並行して専門医資格取得に必要な指導を行う横断型医学専門教育プログラムの推奨及びコース内容の充実を図る。

事業種別：【継続】

※平成 30 年度から新専門医制度が発足したが、現在新専門医制度への移行期間であることを踏まえ、プログラム及びコース内容の見直しを継続して行う必要があるため。

⑰学部間連携及び他大学・研究機関等との交流に基づく独創的・先駆的研究の推進（学部, 研究科, 研究所）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(1)】

事業概要：教員を対象に他学部及び国内外の他大学・研究機関等との学術、研究及び人的交流を推進することにより、知識、技術を互いに供与し合うことで、独創的・先駆的研究を推進し、引いては国際的研究交流拠点の形成に寄与する。

事業種別：【継続】

※他学部及び他大学・研究機関等との連携により研究交流基盤を構築し、事業継続による独創的・先駆的研究の伸展を加速させるため。

⑱英語論文による研究成果の発信と研究者の自己評価（学部, 研究科）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(1)】

事業概要：医学部においては、英語論文数、インパクト・ファクター数が堅調に増加している。一方、研究分野間の業績の差が顕著になってきているため、教員を対象に自己点検を促すことにより、医学部全体として論文業績数を増加させ、臨床・基礎・社会医学研究の更なる発展を目指す。

事業種別：【継続】

※研究分野間の業績の差を解消し、医学部全体として論文業績数を増加させ、臨床・基礎・社会医学研究の更なる発展を目指すため。

⑲研究活動の更なる活性化に向けた医学研究支援部門の利用環境充実（学部, 研究科, 研究所）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(2)】

事業概要：医学研究支援部門において、研究者のニーズを考慮した共用機器及び利用案内等を検討し、利用環境を充実させることに加え、他学部も含む学内関係者へ周知することにより、学内共同利用を活性化させる。

事業種別：【継続】

※多様化する研究ニーズに対応した研究環境を継続的に提供するため、総合医学研究所医学研究支援部門の 5 つの系を有機的に連携させた研究支援体制を維持し、本学部のみならず日本大学全体で利活用できる共同利用施設を目指し、共用機器・利用環境の充実を図っていく必要があるため。

⑳産官学連携の活性化のための寄附講座及び共同研究・受託研究の推進（学部, 研究科, 研究所）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：産業界・地域等との連携推進を図り、寄附講座による研究及び共同研究・受託研究を活性化する。

事業種別：【継続】

※受託・共同研究，寄附講座等の産官学連携研究の確実な実施のもと、研究推進と研究成果の活用を一体的に推進するため。

※研究成果のアウトリーチ活動を積極的に行うことにより、研究シーズ提供型受託・共同研究の獲得及び産業界等との連携強化によるニーズ解決型受託・共同研究の獲得を推進するため。

※企業のみならず地方自治体と連携した寄附講座も展開しており、更なる伸展を図るため。

②若手研究者へ働きかけた外部資金・公的研究資金の獲得を目指した研究活動（学部, 大学院, 研究所）

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(5)】

事業概要：外部資金・公的資金の獲得を目指した研究プロジェクト及びその遂行により、特に若手研究者の研究活動を活性化させる。

事業種別：【継続】

※AMED 等の競争的研究資金等の採択増は顕著であり、これらを活用した研究活動の更なる活性化を推進するため。

※外部研究資金の獲得数値目標の達成を目指し、研究者に審査システムの理解を促す等の取り組みにより採択増加に向けた支援を継続するため。

②新キャンパス整備計画（学部, 病院）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(1)】

事業概要：医学部及び附属板橋病院建替え計画を早期実現させるため、法人本部と連携を取り、計画の具体的施策を決定する。また、建替え計画に並行して、現病院の運営の効率化を進め、収支の均衡、病院経営健全化を実現し、その成果を新病院経営に繋げる。

事業種別：【新規】

※令和 10 年度までの耐震化完了が厳しいため、板橋病院建設推進委員会と連携を取り、キャンパス整備計画を推進する必要があるため。

③事務職員配置数等の適正化（学部, 病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(2)】

事業概要：各課における事務職員配置状況及び業務内容等を把握して再評価することにより、定められた人件費内で組織される合理的な管理運営体制の構築を検討する。具体的には、アウトソーシングの推進と専任職員と非専任職員の業務を明確化し、従来専任職員が行っていた業務で可能なものについては非専任職員を有効活用することで人件費を抑制する。

事業種別：【新規】

※人件費の抑制と適正な人事配置や生産性の高い業務遂行に資する人事制度に繋げるため。

④教員配置数の適正化（学部）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立③－(1)】

事業概要：医学部は教育、研究だけでなく、高度な医療を提供する大学附属病院の診療機能を維持するための臨床教員も確保しなければならない。令和 4 年 12 月に受審した医学教育分野別評価において、「教員と学生の比率を考慮し、十分な数の臨床医学の教員を確保することが望まれる」との評価がされたため、医学教育に必要な教員数、病院運営に必要な医師数を総合的に試算することで、教員配置の適正化に努める。

事業種別：【継続】

※新カリキュラムに対応した教育・研究にかかる教員の適正な配置に努め、教育と研究の活性化を図る。医学部全体の発展に貢献する分野に対しては、効果的な研究費の配分調整を行う。中長期的に医学部の総経費が増加しない範囲で研究費・人件費の経費調整も

検討する。分野に配置する基本定員と病院診療科・部門に配置する臨床定員については、医学部・病院それぞれの経営改善に結びつくよう、今後もいっそう適正な配置に努める。令和 6 年度から医師の働き方改革がスタートする。現状の人数では対応できないため、それまでに附属病院で勤務する医師の確保が必要になる。令和 4 年度より病院の経営責任者である病院長のガバナンスを強化し、現場の実態に合わせた運用を行えるよう、これまで医学部で管理していた専修医制度を病院に移管し、従前よりも病院の収支バランスに見合った採用計画が可能となった。また、令和 4 年度より附属病院内規で「医師等特別職の採用について」を見直し、これまで医療安全管理室等病院長直轄の特定の部署のみ活用していた「医師等特別職」を病院長の裁量で収支バランスを考慮し、必要な診療科に人材を雇用できる仕組みとした。今後もこれらの制度を有効活用し、診療科単位の人数の適正化を進める等、病院全体の人件費比率を増加させることなく具体的な施策を検討する。

②⑤授業改善計画に基づく立案と実施（専門学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：学生による授業アンケート等を踏まえ、最新の看護情報及び主体的な学習を目指した授業内容・指導方法の改善を図る。

事業種別：【継続】

※学生の学力定着の向上を図ることにより、最終的な看護師国家試験の合格率の向上に繋がると考えられるため。

②⑥看護系四年制大学の新設に向けての取り組み（学部，専門学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：本学部内に医学部看護学科設置検討委員会を発足し、医学部看護学科の開設のための検討を図る。

事業種別：【継続】

※大学本部とも連携・情報交換を図りながら、引き続き実現に向けて検討が必要なため。なお、医学部看護学科設置検討委員会では外部の有識者 2 名を加え、設置について検討した結果を新病院・新キャンパス整備検討委員会に報告した。今後は、設置の詳細な内容を検討していく予定。

②⑦Web を利用したシラバス公開による学生サービス向上の取り組み（専門学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－ア, イ, エ】

事業概要：Web によるシラバス公開を令和 2 年度から導入し、従来印刷物（冊子）で学生に配布していた学習要項の掲載情報が全て PC, スマートフォン等の様々な情報端末からいつでも閲覧できることにより、学習意欲の向上を図る。

事業種別：【継続】

※学生が安心して、かつ主体的に学べる環境整備が必要なため。

②⑧ICT（情報通信技術）を活用し学習機会を拡充する取り組み（専門学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－ア, イ, エ】

事業概要：現在 snow を活用して授業資料・課題の提示、小テスト等を実施している。令和 4 年度改訂の新カリキュラムでは、ICT を活用するための基礎的能力の強化を求められている。学生が主体的に学習に取り組むことができるよう、学習支援ツールとして e ラーニング

教材「ナーシングチャンネル」を導入し、学習機会の拡充を図る。また、実践に即した ICT を利用したシミュレーション教育を継続して学生に提供する。

事業種別：【継続】

※ICT を活用するための基礎的能力の強化の対策及び学びを継続してさせる仕組みと環境が必要なため。

⑳看護師国家試験合格率の向上のための対策（専門学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：成績中位～下位者及び原級留置者への学習支援に努め、基礎学力の向上を図る。また、学年別に保護者会・個別面談（希望者のみ）を行い、学校及び家庭の両方向から学習喚起及び支援を行う。国家試験予想問題集を用いた学生指導を行い、国家試験合格率の向上を図る。専任教員に対して、国家試験対策の指導方法の強化を図るため、外部講師による研修会を定期的実施する。

事業種別：【継続】

※看護師国家試験の合格率の向上は、常に取り組みなければならない課題であり、必要不可欠であるため。

㉑学校関係者評価への対応（専門学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－イ】

事業概要：学校外の関係者による評価を行い、自己点検・評価結果の客観性・透明性を高め、本校と密接に関係する方々がより本校への理解を深め、連携協力することによる学校運営の改善を図る。

事業種別：【継続】

※継続的に検証評価する必要があるため。

㉒FD 及び SD への取り組み（専門学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：東京都私学系看護専門学校 5 校で連携し、学校間の授業研究を行い、専任教員の教育実践力の向上を図る。本校として、喫緊の課題及び直面している問題等を洗い出し、これらの課題を解決できる学内外の講師を招へいして校内研修会を年に 2 回開催し、専任教職員のスキルアップを図る。更に、外部の研修会に参加し、専任教員の資質・能力の向上を図る。また、医学部に設置された FD・SD 推進委員会が企画・立案した学部組織全体の能力開発に資する研修会等に参加し、教職員のスキルアップを図る。

事業種別：【継続】

※専任教職員の能力の向上を図るため。

㉓在籍者数の適正化に向けた取り組み（専門学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)，管理運営－信頼の回復④】

事業概要：高校訪問やホームページを利用した学校紹介等の広報活動を積極的に行い、看護業界への志の高い学生の確保を図る。入学後は、成績不振者への学習支援、学業継続の不安がある学生への個別対応を行い、中途退学者及び原級留置者を出さないように個性・個々に応じた個別指導等を行い、在籍者の適正化を図る。また、学修環境の改善及びよりアクティブな学習方法の充実を図り、看護師国家試験の合格率の向上を図る。

事業種別：【継続】

※収容定員の遵守に努める必要があるため。

③看護教員研修制度の構築に向けた取り組み（専門学校）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立③】

事業概要：附属病院との人事交流を図り、教員志望の若い看護師を本校に異動させた後に看護教員養成の研修が受講できる制度を構築することで、次世代の優秀な看護教員を育成することが可能となり、年齢構成の見直しを図ることが可能となる。また、本校出身者の専任教員の育成にも努めていく。

事業種別：【継続】

※安定した看護教員の確保に繋がり、事業として継続的な検討が必要なため。

④人材育成及び強化（病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：(1)初期臨床研修プログラムの改善，指導医の養成

2020年度研修プログラム改正に伴い基幹型研修病院としてプライマリ・ケアに関する研修及び専門性の高い診療科研修を充実するために、プログラム責任者の養成，専任医師の配置，指導医養成講習会を実施し，引続き研修体制及びプログラム内容の充実を図る。知識の獲得を図る基礎医学の研修プログラムが開始されたばかりなので，今後，基礎医学系の指導医と連携を図り，充実したプログラムを策定し，更なる教育の充実を図る。

(2)施設要件に必要な人材育成の強化

専門看護師，認定看護師，特定行為看護師，診療看護師等の資格取得支援体制を整え，病院指定要件及び施設基準要件を満たすための人材育成を継続する。

(3)薬剤師の研修充実並び専門薬剤師の育成

薬剤部門の体制充実化を促進させ，より病院運営への貢献を果たすために，部内外における自己研鑽を目的とした研修等への参加を推進し薬剤師の職能及び医療の質向上を図る。

(4)臨床検査部門の充実

(ア)日常診療に必要な臨床検査（血液・尿等）情報を24時間の人員配置体制で正確かつ迅速に提供し，急性期医療及び先進医療に貢献する。

(イ)診療支援業務としてチーム医療に貢献でき専門性が活かせる感染制御実践チーム（ICT），栄養サポートチーム（NST），糖尿病療養指導等に参画する人材育成を推進し，内外の研修会への参加により臨床検査技師の能力の向上を図る。

(5)中央放射線部門の体制強化

診療放射線技師として病院の経営と業務改善に貢献できるように体制を強化していく。各部員の評価や認定技師の資格取得支援体制の充実を図る。臨床実習生を受け入れると共に，新入職員に対する初期研修に部員を積極的に参画させ，指導力向上を含めた総合的なスキルアップを図る。併せて病院機能改善を継続的に取り組む体制の構築を図る。

(6)輸血部門の充実

造血幹細胞移植，再生医療や免疫細胞治療等において，細胞・組織を用いた医療を行うために必要な細胞調整並びに検査が行える細胞治療認定管理師の育成を図るため，

輸血に関する正しい知識と的確な輸血検査により、輸血の安全性の向上に寄与することのできる認定輸血検査技師の育成を図る。

(7) リハビリテーション部門の充実（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士の充実）入院早期からリハビリテーションを行うことで、入院期間の短縮，患者のADL維持，患者満足度の向上を図ることが可能であり，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士の人員配置を強化する。急性期のリハビリテーションにはリスクも伴うため，学会参加や講習会参加を推進し，高い知識と技術を身に付けたセラピストを育成する（がんのリハビリテーション研修会参加，臨床実習指導者講習会の参加）。新人教育，実習生の教育において動画を用いた教育を導入し，効率的で効果的な教育を目指す。

(8) 臨床工学技士室の充実化

携わる各部署（11 部署）に対する人員の充実を図ること，更に部署ごとの業務に必要なスキルの向上を目指して人材育成を図る。特に，院内で運用している生命維持管理装置に関わる臨床業務を強化して，タスクシェアを視野に入れたスキルを身に付ける。また，積極的に専門認定の取得を目指す。

(9) 栄養科の充実

管理栄養士人員の充実を図り，入院前から退院後まで切れ目のない栄養管理体制を整備する。また，調理従事者の衛生教育を強化・実施し，安全で良質な食事提供及び患者満足度の向上に努める。

(10) 視能訓練士のスキルアップ

業務を通して学んだことをまとめ，研究，検討会を活発に行う。新人の教育，各自のスキルアップに繋げ患者に還元していく。

(11) 歯科衛生技工室の充実

歯科衛生士人員の充実を図り，研修会や学会参加を推進し，特定機能病院の歯科衛生士として必要な知識・技術の習得に努める。

(12) 職員の教育と研修

全教職員の定期的・継続的な教育・研修を実施する目的で新たに委員会を設置する。病院で実施される研修項目及び受講状況を把握する仕組みを構築する。

事業種別：(1)～(11)【継続】，(12)【新規】

※(1) 初期臨床研修プログラムの見直しにより臨床研修医の能力向上と人材確保を図るとともに指導体制の充実を図る。

(2) 特定機能病院としての医療提供体制強化のため。

(3) 特定機能病院として必須な病棟実施加算を維持すべく，全病棟に配置される薬剤師業務を充実させる。また，個別の診療報酬に直結するがん，救命，感染症及び緩和領域等の専門的分野における育成を行い，医療の質向上及び各種診療報酬算定の要件を担保するため。

(4) 臨床検査技師の研修の充実は，更に検査体制整備の強化をするため。

(5) 職場醸成を目指して，病院に貢献するため。

(6) 認定試験の受験は，現在も継続中のため。

(7) 高い技術や知識を身に付けたセラピストの育成を継続して行う。特定機能病院として超急性期からリハビリテーションを行い患者の早期回復を図るため。

- (8)携わる各治療において、患者の安全を担保していくには事業の継続が必要であるため。
- (9)管理栄養士が他私立大学病院に比較して少ないことから、今後も計画的に人員拡充を図り、栄養管理体制を整備し病院に貢献するため。
- (10)医師との研修会にも活発に意見を出せるようになり、その関係性を維持するため。
- (11)周術期口腔ケア・入院患者に対する口腔ケアの拡充を図り、病院に貢献するため。
- (12)充実した研修プログラムと、更なる研修体制の強化を図るため。

③⑤タスク・シフトの推進（病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：(1)医療法第25条立ち入り検査での指摘及び特定機能病院施設要件に医療従事者の負担軽減のための取り組みがあることからタスクシフト・タスクシェアの推進に必要な環境を整える。

- (2)国の基本方針である働き方改革を推進するため、医師との協議によって作成したプロトコルに基づいた薬剤師への業務委託(代行入力等)を推進させる。これにより病院全体の業務効率化を図り、薬剤師に対するアンメットニーズな部分を充実させる。

事業種別：【継続】

- ※(1)医師、看護師以外の病院職員も含めた勤務負担軽減の取り組みが施設要件に必要であり、それらの取り組みは医療法第25条立ち入り検査時の評価対象となっているため。
- (2)様々な領域における入力支援を基本とし医師の負担軽減を図るとともに薬剤師の職能向上にも繋げるため。

③⑥特定行為研修指定教育機関の認定に向けた環境整備（病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：当病院が教育機関認定を取得することで医師の業務負担軽減に必要な特定行為看護師の育成を自院で育成できる環境を整える。

事業種別：【新規】

- ※教育機関認定取得を行うことで、当病院で特定行為看護師育成が可能となるため。

③⑦新型コロナウイルス感染症に対応した適切な診療体制の構築及び院内感染対策の徹底（病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：(1)新型コロナウイルス感染症に係るあらゆる情報を一元的に集約して施策の策定を行う組織として、COVID-19診療チームを設置し、院内感染防止に主眼を置いた適切な診療体制の構築及び教職員を対象とした新しい生活様式基準の策定と周知徹底を行い、コロナ禍における安心安全な医療を提供する。

- (2)新型コロナウイルス等のような感染パンデミックに対応できる人材の育成、院内の体制検査・治療体制を平時から備えておくための準備を実施する。
- (3)院内実施による新型コロナウイルス核酸検出(PCRなど)検査,抗原定量・定性検査(24時間体制)を引き続き行い、国民の医療に貢献する。

事業種別：【継続】

- ※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染防止対策を重視した計画を継続し、次期感染パンデミックに備える必要があるため。

③⑧医療安全管理の充実及び院内感染対策体制の強化（病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

- 事業概要：(1)病院のマネジメント層を対象とした管理者研修の受講を推進し、特定機能病院の承認要件に基づく医療安全、感染防止対策の確保に努める。
- (2)他の特定機能病院と連携して相互に第三者的視点から評価と検証を行い、情報共有を図るとともに創意工夫を学び体制強化に繋げる。
- (3)多部門・多職種の密接な連携による組織的リスクマネジメントの充実を図る。
- (4)新型コロナウイルス感染症の流行が依然として継続しており、短期間で感染状況が変化することに迅速かつ的確に対応する。特に感染防止対策に関するマニュアル作成、院内ポスター掲示、電子カルテへの掲示、メール配信を含めた配布文書などで通知・啓発を進める。
- (5)感染症法に基づいて届出が必要な感染症や多剤耐性菌などの多発事例が院内で発生した際には、所轄保健所と連絡を密にとり、地域医療の中での当施設の立ち位置を確認しながら短期的対策及び長期的対策を練り問題を解決していく。
- (6)医療安全管理や院内感染防止対策のためのeラーニングを活用した各種講習会を充実させ、教職員の知識向上と意識改革に努める。
- (7)新型コロナウイルス感染症に対応したBCPは、今後のインフルエンザや新興感染症のパンデミックにも対応が可能である。病院機能の維持を図ることを重視し、新たに得られた知見や経験をもとにして、今後も内容の修正や追加等の見直しを行う。
- (8)新型コロナウイルスに対するワクチン事業を日常診療と両立する体制を構築し、両輪が円滑に稼働することで薬剤部として公衆衛生向上へ寄与していく。

事業種別：【継続】

※医療法の改正に伴う特定機能病院の承認要件の変更や監査等に対応した体制整備を図るため。

③⑨臨床研究センターの充実（病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

- 事業概要：(1)治験（審査委員会）事務局業務の質の向上を目的に、治験（審査委員会）事務局の外部委託事業の運用を令和5年4月以降に開始する。
- (2)業務が拡大している臨床研究倫理審査委員会業務、病院長に対する臨床研究の実施許可申請支援業務及び病院機能評価等で構築が求められている高難度医療機器評価委員会業務の充実並びに体制整備を図る。

事業種別：(1)【新規】(2)【継続】

※事業の充実及び適正化を図るため。

④⑩電子カルテシステムの充実（病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

- 事業概要：令和3年5月に電子カルテシステムサーバーのリプレースを行った。同5年1月1日に部門システム及びハードウェア全てのリプレースを実施した。今回のリプレースでは更新する予定であった物理サーバーを仮想サーバーに入れ替え収容ラックスペースが4分の1に激減し、ハードウェアの保守費用も30%程度削減され、費用対効果も非常に大きく消費電力も抑制できるため、その分のコスト削減も期待している。更新に合わせてネットワーク監視体制の強化を図るため電子カルテネットワークの入れ替えも行い、今後更なるインターネットセキュリティの強化を行う予定である。令和5年度からは国の指

針による電子処方箋の対応，タイムスタンプによる紙媒体での保存の撤廃など新たなシステム導入を目指し医療の質向上に向け更新も行う予定である。

事業種別：【継続】

※電子カルテシステムの更新計画を進める。更新により診療環境が維持され，良質な医療を患者へ提供することができるため。

④高度急性期医療機関及び地域中核病院としての機能両立を図るための地域医療機関との連携の充実・強化(病院)

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：大学病院として，高度医療を提供する特定機能病院及び地域がん診療連携拠点病院並びに救命救急センター，こども救命センター，スーパー総合周産期センター，緊急大動脈重点病院，脳卒中急性期指定病院，東京都小児がん診療病院，東京都難病診療連携拠点病院，災害拠点病院，東京都アレルギー疾患医療専門病院等としての役割と地域医療中核病院としての役割を両立させることを目途に，近隣医療機関との連携を図り，外来及び入院患者の増加に繋げる。また，新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関として，新型コロナウイルス重症患者の受け入れや発熱外来の開設を行い，官公庁とも連携を図りながら，診療を行っている。

事業種別：【継続】

※高度急性期医療機関としての機能充実を図り，地域中核病院としての役割を果たすためには近隣医療機関との連携強化が更に必要となるため。

④医療従事者の研修受入・派遣(病院)

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：(1)本学薬学部の実務実習受け入れ

本学薬学部からの実務実習生を受け入れ，臨床教育の充実を図る。更に，薬学部と連携し，海外の提携薬学部の見学等を受け入れる。

(2)保険薬局薬剤師の研修実施

国の施策でもある地域医療の均てん化と保険薬局との協働に基づく保険診療を推進すべく，積極的に地域の保険薬局薬剤師研修の受け皿となり地域医療の多様性に対応する。

事業種別：【継続】

※年間を通した薬学部実習の継続は薬学教育への貢献ができ，更にこの研修から優秀な人材を新規に採用することで入職後の教育に合理性が生まれ病院運営に貢献できるため。更に海外の提携薬剤師部の受け入れは，海外への貢献に必要であるため。

④教育・研修として臨床検査技師の臨地実習受け入れ(病院)

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：臨床検査技師の医療技術者としての養成を目的とする臨地実習生を受け入れ，質の高い医療を担う人材育成の充実を図る。

事業種別：【継続】

※臨床検査技師教育に係る大学・学校の臨地実習生を受け入れ，医療を担う人材育成の充実を図るため。

④患者支援センター設置及び病床管理強化(病院)

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：従来の医療連携センターと病管理機能を統合して患者支援センターとすることにより、入退院支援機能を強化して、病床稼働率の向上を進める。

事業種別：【継続】

※転院先の調整等に積極的に関わり、適正な入院期間とするため。病床管理を一本化し、空床を有効利用することで病床稼働率を向上させるため。

④⑤輸血機能評価認定（I&A）の取得(病院)

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：適切な輸血管理と適正使用を推進し、輸血の安全性を保証するために輸血機能評価認定（I & A）の取得を目指す。

事業種別：【新規】

※輸血の安全性を確保するため。

④⑥医師の働き方改革の推進(病院)

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－ア】

事業概要：令和6年4月に開始される医師の働き方改革に対応するため、勤怠管理を徹底し、勤務の適正化を図る。

事業種別：【新規】

※経営上必要不可欠であるため。

④⑦特定機能病院入院基本料及び特定入院料に必要な看護提供体制の確保(病院)

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)－イ】

事業概要：育児休業者、夜勤免除者数の増加に加え、感染症対応の長期化及び医師業務のタスクシフト推進による看護業務量増大による離職者並びに心身不調者が増加傾向にある。次年度は、離職者の増加と入職希望者数の減少が最も重要な課題となっている。

事業種別：【継続】

※医療法上、診療報酬上必要な施設要件を満たすための適正な人員確保と配置するため。

**歯学部，歯学研究科，附属歯科技工専門学校，
附属歯科衛生専門学校，付属歯科病院**

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【歯学部】

教育の質の保証として、歯学部ではこれまでの事業計画に基づき、中長期的なビジョンにたって教育改善を進めてきた。その集大成として、令和5年度から新カリキュラムの運用を開始する予定であり、歯学部教学戦略委員会や学務委員会との連携を深めながら実施を進めていく。本計画については、令和6年度での歯学教育分野別認証評価の受審を見据えて、自己点検評価の結果等を踏まえ、内部質保証委員会のチェックを受けながら、PDCAサイクルによる改善を継続していく計画となっている。また、教科担当責任者会は、これまでと同様に各教科担当責任者同士の連携により、新カリキュラム開始に向け、具体的な運用方針の策定を行っていく。

上記計画により、日本大学教育憲章に基づく、教育の質保証、ディプロマポリシー及びカリキュラム・ポリシーの実現を達成する。

学生支援の充実に関して、コロナ禍の課外活動や学生行事の中止は、学生生活面に大きな影響を及ぼしている。本来、大学生活は勉学のみならず、多種多様な人との交流により、多くのことを学ぶ機会のも場であり、クラブ活動、学部祭、球技大会等学生主体の課外活動について、充実した支援体制を構築する。

教育の推進として、急速に進展している医療の国際化に対応するために、海外の優れた医歯系大学・学部と学術交流や共同研究を行う。

【歯学研究科】

大学認証評価への対応として、これまでの事業計画に基づき、令和2年に学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、令和4年に学位請求論文審査に関する要項について改正を行った。カリキュラムにおいても、令和4年に学則の一部変更を行い授業科目名称を変更するなど、今後も継続的な見直しを行う計画となっている。

また、大学院教育における組織的な研修等は、令和2年度から研修会を開催しており、今後も継続して実施することにより大学院教育の質向上に努める計画となっている。

【附属歯科技工専門学校】

「自主創造」の精神を醸成すること、また尊重することを理念とし、基礎的歯科医学知識と高度な技術を身に付けるための教育計画を考え実行する。

【附属歯科衛生専門学校】

歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大する中で、良質な歯科保健医療サービスを提供するために、歯科衛生士としての基本的な資質と能力を身につけた人材の育成を教育目的とし実行する。

【付属歯科病院】

本院は「患者さんとの相互信頼に基づく最高水準の歯科医療を提供するとともに、知識と技術及び倫理観に優れた歯科医療人の育成に努める」とする理念の下、基本方針を策定し、その実現に向け精励している。本計画は、その基本方針実現のための具体策を定め、患者へのサービス向上を目指すとともに、診療報酬向上のため努力していく。

2, 主要な事業計画

①新カリキュラム導入（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－ウ】

事業概要：令和5年度から、アウトカム基盤型カリキュラムを基本として、学生が何を修得したかに重点を置いたカリキュラムとする。また、科目間の縦横の連携を図るため、学年ごとの学修到達目標を明確化し、各科目間においてその過程を把握し、同じ内容を学修内容がステップアップしながら繰り返し学習できるような順次性のある螺旋型の教育となるような配置としている。授業方法については、学生に知識・技能・態度の各領域において必要な能力を修得させるために講義・実習を軸として多用な方法で教育を展開する。

事業種別：【継続】

※現行カリキュラムは、平成12年度カリキュラムを基にして小規模な改編を繰り返してきたものであるが、学生の学力及び学修意欲の低下等により教育力を発揮できない状況が顕在化してきたため、令和5年度開始を目途として、抜本的なカリキュラム改変を行う。

②教科担当責任者会の設置（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－ウ】

事業概要：授業構築・内容について検討する組織として、教科担当責任者会を設置した。形成的評価の構築、成績不良者への対応、シラバス作成に向けた関連科目間での教育内容のすり合わせ、シラバスチェックを通して、授業構築・内容について継続的な改善を図る。

事業種別：【継続】

※学生が段階的に知識の定着を図ることができるよう、支援することを目的に設置したものである。教科担当責任者会を中心に、各教科での平常試験等を整備することで、フィードバック等による学修到達度の低い学生への学修支援を実施している。また、歯学教育モデル・コア・カリキュラムや歯科医師国家試験出題基準等を参考に、関連教科の教科担当責任者ととも教育内容を確認した上でシラバス作成を行っている。令和5年度においても、平常試験が各教科に適切に配置されているか、教科担当責任者が中心となって、シラバスの整備を進める必要がある。更に、令和5年度から展開予定の新カリキュラムでは、科目間、分野間のつながり（関連性、順次性）が見えるよう、アウトカム基盤型カリキュラムとすることを目指していることから、その策定を教科担当責任者会とともに行った。令和5年度は新カリキュラム開始年度であることから、前期成績評価の途中経過や前期終了時の成績状況等を踏まえて継続的な改善に向けた検証等を行う予定である。

③大学認証評価への対応（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)－ア，イ】

事業概要：平成29年度の大学認証評価における努力課題については既に改善されているが教育の質保証の観点から以下のとおり継続的に対応する。

- (1) 学位授与方針については、令和2年4月の改正により既に改善されているが、今後も継続的に見直しを行う。
- (2) 教育課程の編成・実施方針については、令和2年4月に改正を行うとともに、令和4年度には授業科目名の変更に伴う学則の一部変更を行うなど、既に改善されているが、今後も継続的に見直しを行う。
- (3) 教育方法については、令和2年度から研修会を開催することにより改善されているが大学院教育の質の向上に努めるため、継続的に研修会を実施する。

(4)成果については、学位論文の審査基準を新たに策定し、合わせて学位請求論文の資格基準の見直しを行い、「学位請求論文審査に関する要項」を改正した。また、継続的な見直しにより令和4年2月にも改正したことにより既に改善されているが、今後も継続的な見直しを行う。

事業種別：【継続】

※いずれも大学認証評価において指摘された内容は改善されたが、教育の質保証に係る取り組みとして継続するため。

④専門学校の教育の質の向上（専門学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：(1)歯科技工専門学校

国家試験対策の演習問題作成について、教員間で出題意図を共有して作成し、内容を相互確認することで、問題の妥当性を検証している。これにより、演習の質の向上が得られ、生徒の国家試験対策に寄与するものとする。

(2)歯科衛生専門学校

令和4年度歯科衛生士国家試験出題基準改定にともない、現行のカリキュラムを見直し、体系的かつ多様な授業形態を取り入れたカリキュラムを構築する。

事業種別：(1)【継続】

※生徒の知識の修得状況を段階的に把握し、学習意欲の向上と知識の定着を図り、個々に合わせた弾力的なカリキュラムの策定を検証するため。

(2)【新規】

※生徒が歯科衛生士に必要とされる知識・技能・職業倫理等を修得し時代の要請に応えられるよう育成するため。

⑤豊かな人間形成に資する正課外教育の促進（学部）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(7) ア，オ】

事業概要：例年11月に学内で開催しているリーダーズキャンプを、1泊2日の宿泊型式（研修所利用）に変更する。寝食を共にすることで、学生間のコミュニケーションの機会を増やし、学生の上下間、横の繋がりが広がる。また引率教職員との垣根を超えた対話の機会にもなり、距離感が一層縮まり、学生生活面での教育的指導も容易になると考える。

事業種別：【新規】

※課外活動への学生支援体制の再構築を図る。

⑥オスロ大学との学術交流の推進（学部）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進1－(1)，(2)，(3)】

事業概要：ノルウェーの学術拠点になっているオスロ大学は、医学部・歯学部を有する総合大学である。同大学と学術交流を推進することで、急速に進展している医療の国際化に対応するために、海外の優れた医歯系大学・学部と学術交流や共同研究を行う端緒とする。

事業種別：【継続】

※海外の優れた医歯系大学・学部と学術交流や共同研究を行うため。

⑦歯科病院運営の充実（歯科病院）

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(1)】

事業概要：患者へのサービス向上

(1)同窓会及び医療機関と連携し、紹介患者の積極的な受け入れを行う。

- (2) 病院ホームページで高度歯科医療のPRを行う。
- (3) インプラント等の高度な歯科医療に加え、ホワイトニング・セラミックスに関する説明会や一般向け並びに専門家向けの講演会を実施する。
- (4) 自費診療に関するパンフレットを作成・周知することにより、患者の理解度向上を図る。
- (5) 最新ユニットの治療水や器具の滅菌の安全性を患者にアピールする。
- (6) CAD・CAM を活用した歯科技工技術の提供により、患者サービスの向上を図る。

事業種別：【継続】

※患者に対して、高度歯科医療をはじめ他の分野について理解を深めていただく機会を増やし、患者への説明不足を改善するとともに歯科診療への関心度を高めるため。

松戸歯学部，松戸歯学研究科，附属歯科衛生専門学校，付属病院

1. 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【松戸歯学部】

日本大学教育憲章に基づく教育活動実践に向け、募集人員確保、学生数の適正管理並びに修学支援の拡充に向けた取組みを実行する。そのため教学 IR 機能の活用及び FD 活動の充実により、きめ細やかな学生指導及び教育の質的向上を図り、国家試験合格率の向上、休退学者、留年者の減少を目指すとともに付属校及び指定校並びに同窓会への積極的な広報活動により志願者数の増加を目指す。また、教育基盤となる研究推進のため、外部研究資金の積極的な獲得への取組みを継続する。さらに、学生ファーストの実現に向け、安心・安全なキャンパスの実現及び学生の学習環境向上のため、創設 50 周年記念事業である新校舎建設を推進するとともに、適正数の非常食備蓄により有事の備えを継続する。

【松戸歯学研究科】

大学院教育の更なる充実と志願者数増加及び定員充足率の向上のための施策の具体化を目指す。そのために、シラバスの整備により学修目標を明らかにして成績評価の客観性を高めるとともに、教学 IR 機能を活用して PDCA サイクルを組織的に履行する体制を構築する。また、個々の教員の教育力向上のため FD 活動の充実を図る。あわせて、募集人員確保のため本学部付属病院の研修歯科医向けの大学院説明会及び同窓会誌を利用した社会人大学院選抜制度の周知等を継続する。

【附属歯科衛生専門学校】

学修目標を明らかにして成績評価の客観性を高めるため、シラバスの整備とともに、教学 IR 機能を活用して、きめ細やかな学生指導及び教育の質的向上により、国家試験合格率の向上、休退学者の減少に繋げ、学生数の適正化を図る。また、学生の主体的な学びの醸成を視野に質保証体制を実質化する FD 活動の充実を図る。

【付属病院】

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、物品の値上がりなどの影響も受け、付属病院の経営基盤を盤石とするための方策を検討する。そのために、将来型新機能を備えた体制の構築を行った。そして、子供から在宅高齢者までの幅広い年齢層の患者を獲得し、また、新設した口腔健康管理部の更なる充実を展開し、さらには、歯科訪問診療を拡充し、医療収入の増加を目指す。加えて、歯科医師・医師の働き方を的確に把握及び管理することにより、医療の効率化を図る。

2. 主要な事業計画

①大学認証評価への対応(学部，研究科)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②】

事業概要：(学部)入学定員に対する入学者数については、定員が遵守されている。収容定員に対する在籍者数については、留年者数の抑制が最も重要であり、個別面談や補講の実施によるきめ細かい学生指導を行い、特に上級学年(5年次及び6年次)で留年を繰り返す者の抑制や、歯科医師国家試験の合格に至る学力を身に付けた学生を輩出するために、厳正かつ適格な進級判定及び卒業判定を実施する。

(研究科)講座再編成、新カリキュラム導入を実施し、専攻学科目の見直しを行うことにより、大学院の特色を分かりやすくした。大学院の特色を学生募集等において広報する

だけでなく、研修医向けの大学院説明会の開催や同窓会会報に募集要項を掲載し、大学院の定員充足率向上を図る。また、新入生数が付属病院の研修医数に左右されないよう、社会人大学院生比率を上げていく必要があるため、長期履修制度等の導入を検討していく。

事業種別：【継続】

※平成 29 年度の大学認証評価において努力課題として指摘された入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率の改善について、改善策を継続的に実施することで、学部については留年者の低減を図り、研究科については段階的に定員充足率 100%を目指すため。

②シラバスの改善（研究科，専門学校）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②】

事業概要：学修目標を明らかにして成績評価の客観性を高めるため、学修目標を中心としたシラバスの記載内容の第三者によるチェックが有効であると思慮されるので、「シラバスチェック体制」の整備を図る。

事業種別：【継続】

※到達目標の具体的な明示及び到達目標と成績評価方法・基準の関連性を明確にするため。

③教学 IR 機能を活用した PDCA サイクルにおける改善計画を検証する組織の明確化(学部，研究科，専門学校)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(1)，(2)，(3)】

事業概要：(学部) 日本大学教育憲章や松戸歯学部 3 つのポリシーに基づく教育活動を通じて蓄積された学生の学業成績，共用試験の成績，歯科医師国家試験の合否状況，授業出欠状況等は教育・学修総合センターが一元的に管理し，調査及び分析を経て，教学 IR に資する結果を学内に提供し，教育改善を促進する体制を整えている。

また，令和 4 年度には学校関係者評価を初めて実施し，自己点検・評価結果の客観性及び透明性の向上に努め，本学部の諸活動が社会の水準に適合することを自らの責任において保証する体制（内部質保証の機能）を整備した。学務委員会，自己点検・評価委員会，内部保証推進委員会等の連携を強化し，新たな課題の抽出及び改善計画の立案を行う。

(研究科) PDCA サイクルによる教育改善は，大学院 FD 委員会による授業評価アンケートの集計結果に基づいた大学院教育の検証に留まっていることから，大学院教育の向上につながる IR 機能を実現するために，大学院教育の成果に関する基本情報を継続的に収集するとともに，その活用法についても検討する。

(専門学校) 3 つのポリシーを起点とする PDCA サイクルをポリシーの策定単位ごとに検討するため，専門学校独自の評価項目を策定し自己点検・評価を行い，更に学校関係者による評価を行い，PDCA サイクルに沿った改善を行うとともに，更なる改善計画の立案を行う。

事業種別：【継続】

※内部質保証システムの構築とその機能の充実を図るため。

④FD 活動の充実（学部，研究科，専門学校）

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：教員の教育力向上を図るために、学内での講演会、ワークショップを定期的に開催するとともに内容の改善・充実を図る。

事業種別：【継続】

※FD活動には終わりがなく、教員の教育力向上には継続的な実施が必要となるため。

⑤教学関係システムの安定的かつ継続的な利用に向けた取組み（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－エ】

事業概要：試験問題作成及びシラバス作成を支援する学修支援システム、学生の自主学修や課題作成及び効果測定等を支援するLMS（ラーニング・マネジメント・システム）であるウェブクラス等のサーバーのクラウド化を実施する。

事業種別：【新規】

※各システムの運用費を抑制し、安定的かつ継続的なシステムの利活用により、組織的な教育の質向上を目指すため。

⑥外部研究資金の積極的な獲得（学部）

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3)】

事業概要：学内研究費の給付に外部研究資金（受託・共同研究費、科学研究費助成事業等）の獲得に応じたインセンティブを設けることで、各研究者の競争意識を醸成し、外部研究資金の更なる獲得を目指すよう促す。

事業種別：【継続】

※従前の科研費採択数増加の支援に加えて競争意識の醸成に取り組むことで、学部内の研究力の向上を目指す。

⑦新校舎新築工事（50周年記念事業）（共通）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(1)】

事業概要：学生・教職員の安心・安全の確保及び利便性向上のため、既存校舎の全機能を網羅した新校舎を建設する。

事業種別：【継続】

※重要整備計画の事業期間のため。

⑧防火・防災強化5か年計画達成後の更新・補充（共通）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(2)】

事業概要：災害等に備えて、学生（学部・大学院・附属歯科衛生専門学校）及び教職員のために1,000人分の非常食を継続的に備蓄する。

事業種別：【継続】

※令和4年度には、更新・補充により1,100人分の非常食を確保した。また、賞味期限切れ間近の非常食は学生及び教職員へ配布し実際に試食してもらうことで、備蓄場所及び備蓄内容が把握でき、防災に対する意識の向上が期待できる。今後も適切に非常食を更新・補充して災害等に備えるために本計画を継続する。

⑨病院の安定した財政基盤の確立（付属病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)】

事業概要：①効率的診療体制の構築（診療組織の改編及び歯科医師、医師の働き方の適正化）

②予防管理と未病者への対応

③地域特性を生かす連携

④支出の適正化のための管理

事業種別：【継続】

※病院の安定経営のため，継続して収支改善・効率化を図るため。

⑩医療情報システムの更新（附属病院）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(5)】

事業概要：医事会計システムと電子カルテシステムを，新システムに更新する。令和4年12月に医事会計システムが更新し，令和5年7月に電子カルテシステムの更新を行う。

事業種別：【継続】

※現在病院全体の運用は，電子カルテシステムの稼働なくして病院経営は不可能であり，更新を行うことで，確実な医療費（診療報酬）の請求が可能となり，病院全体の安定した経営につながる。

**生物資源科学部，生物資源科学研究科，獣医学研究科，家畜病院，
鶴ヶ丘高等学校，藤沢高等学校・藤沢中学校・藤沢小学校**

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【生物資源科学部，生物資源科学研究科，獣医学研究科，家畜病院】

日本大学の建学の精神に基づき、生物資源科学部は、生命・食料・資源・環境に関する幅広い知識と高い専門性、豊かな教養、人間活動に関する深い洞察力、高い倫理観を身につけた人材の育成を目標としている。特にフィールドから分子レベルに至る優れた科学技術と実践力を身につけてグローバルに活躍できる人材を多く輩出するとともに、協調性・社会性ならびに自然や生物とも共生できる人間性を身に付けさせるべく、教育に注力している。令和5年度に、教育組織の改編（改組）を迎え新たな体制でスタートするが、改組後も本学部が有する潜在能力を十分に活用し、①教育・研究と学生サービスの充実、②優秀な学生の確保、③生活指導及び進路指導の強化、④危機管理対策の継続、⑤キャンパスと附属施設の整備、⑥財政基盤の強化を全教職員が一丸となって遂行することが肝要である。

【鶴ヶ丘高等学校】

日本大学の目的である「自主創造の気風を養い、世界平和と人類の福祉とに寄与する」に則り、「自主創造」「真剣力行」「和衷協同」を校訓とし、総合的7ヶ年教育を基本とする。新学習指導要領の基本理念の一つである「社会に開かれた教育」を目指し、高大接続教育と総合的な探究の時間を活用して、広く深く社会を理解できるようにする。さらに、スクールポリシーを明確にし、グランドデザインに紐づけできる力を養っていくように努めていきたい。

その中で、選ばれ続ける高い教育力を持った私学として、安定的に入学者を確保し、進学後も大学を牽引する人材の育成にチーム学校として邁進していきたい。

【藤沢高等学校・藤沢中学校・藤沢小学校】

藤沢高等学校・藤沢中学校は、日本大学の教育理念である「自主創造」（自ら学び・自ら考え・自ら道を拓く）を育み、また国際感覚を身につけた人材を育成するために、校訓「健康・有為・品格」の下、基礎学力の充実と無理のない先取り学習の実施、社会性を育むために部活動及び行事への積極的な参加を奨励し、バランスの取れた教育を実践している。

経営上においては、教科バランスを考慮した計画に基づく教員採用を行うことで、教員構成の適正化を図っていき、生徒の教育環境及び教職員の就業環境を一層充実させていくために、生徒数を適正に維持し、安心・安全な施設設備の整備を進めていく。

藤沢小学校は、英語教育やICT教育、課外活動の経験を充実させて、基礎学力、基礎体力の向上を目指している。また、児童が安全安心に学校生活を送れるよう、教育環境及び施設設備の整備を進めていく。教職員の就業環境についても充実させ、教員組織構成についても適正化していく。児童募集を行うにあたっては、選ばれる学校になるように魅力を伝えていくとともに、教員のスキルアップのため、校内研修、校外研修への参加を奨励する。

2, 主要な事業計画

①学部教育の改善・充実（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)－ア，④－(1)】

事業概要：改組による教育組織の活性化，学生支援システム活用による積極的な学生支援体制への転換，リメディアル教育の改善・充実，アクティブラーニングの充実，小中高大連携（接続）教育の推進，インターンシップにおける単位認定制度の改善・充実，低学年を含め

た全学年でのキャリア教育の推進等を実現することにより、学生の入学定員上限学生数の安定的確保及び資質の向上を図る。

事業種別：【継続】

※学部教育の充実を図ることで、広範な知識と実践的な技術を有するグローバルな人材を輩出し、社会に貢献するため。

②付属関連施設の整備及び充実

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)，管理運営－学生ファーストの実現②－(2)－イ】

事業概要：(1)家畜（動物）病院の整備・充実(家畜病院)

高度獣医療の推進，教育研究指導及び参加型臨床実習への指導體制の強化により教育効果を高める。また，薬品の適正な管理体制を整備することにより，危機管理体制を向上させる。

(2)動物実験関連施設の整備・充実（共通）

日本大学動物実験運営内規に基づき，適正な管理責任者の配置，各施設の整備，ガイドラインの整備を推進する。

事業種別：(1)【継続】

※高度医療の体制が確立することにより，今後の安定した診療収入の増加を図るため。

(2)【継続】

※毎年改正される「動物の愛護及び管理に関する法律」等に対応し，教職員及び学生が動物実験等を適正に実施するため。

③退学者数抑制対策の推進（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：「学生支援システム」の効果的な運用に向けた取り組みの充実，休学者（退学予備軍）・成績不振者への支援体制の更なる強化，入学者基礎学力レベルの把握及び本人への情報開示を推進する。

事業種別：【継続】

※学習に関する情報を集約することにより，学習支援体制を強化し，中長期的な退学者の減少と更なる学習支援の向上に繋がることが期待できるため。

④就職支援体制の充実（学部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)，(6)】

事業概要：「学生支援システム」の有効活用，就職支援センターの機能充実に向けた取り組み，就職支援関連行事の充実・推進，キャリアカウンセラーによるきめ細やかな進路指導の強化，就職活動に向けた支援体制をさらに強化する。

事業種別：【継続】

※大学と採用希望企業・団体との連携により，優良進路先の拡大が図られ，就職活動に向けた支援体制がさらに強化されるため。

⑤大学認証評価への対応（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：大学認証評価追評価の受審において，一層の改善が期待される事項として指摘された教員・教員組織の項目については，大学院担当教員の資格審査基準を定めるため，「日本大学大学院生物資源科学研究科教員資格審査に関する内規」及び「日本大学大学院獣医学

研究科教員資格審査に関する内規」を令和4年12月1日に制定・施行し、公正かつ適切に大学院担当教員の資格審査を実施する。

事業種別：【継続】

※大学院教員組織の改善に取り組むことにより、優秀な学生の確保・優れた教育者・研究者が養成され、大学院の更なる充実が図られるため。

⑥大学院の改善（研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実③－(1)～(3)】

事業概要：学部教育と連動した魅力ある教育課程の構築，社会人入試制度の活性化，経済的支援の継続を推進する。また，ティーチングアシスタント制度について実質的・効果的運用が図れるよう検証を行う。

事業種別：【継続】

※大学院の改善に取り組むことにより，優秀な学生の確保・優れた教育者・研究者が養成され，大学院の更なる充実が図られるため。

⑦研究活動の活性化（学部）

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進①－(1)，②－(2)，(3)】

事業概要：学部資金（学術助成研究費）の活用等による若手研究者育成，学内研究費の効果検証と配分方法の見直し，研究倫理の遵守及びコンプライアンス教育等を実施する。

事業種別：【継続】

※研究に対する評価体制の見直しにより，学内研究費の効果的な配分が促進され，科学研究費等の外部競争的資金獲得の拡大が期待できるため。

⑧若手研究者の支援と育成及び教員組織の整備・充実（学部）

根拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(5)，管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(3)】

事業概要：若手教員の採用及び育成のための支援制度の確立，教育組織改革の推進，教員配置数の適正化，自己点検・評価の具現化を図り，優れた教員を確保するとともに，後継者を組織的に養成する。

事業種別：【継続】

※中長期的に優れた教員を確保するとともに，後継者の組織的養成が図られ，教育・研究の活性化，さらに専任教員の持ちコマ数の適正化を推進していくため。

⑨広報関係対策の推進（学部）

根拠：【管理運営－信頼の回復④－イ】

事業概要：学部改組に伴い，学生募集行事及び入試関連広報の充実と検証，学部・学科HPの効果的な情報発信及び学内ネットワーク環境の整備を行い，受験生・在学生・保護者・企業及び卒業生等に対して本学部教育・研究さらに社会貢献等に関する情報を積極的に発信する。

事業種別：【継続】

※効果的な学部情報及び教員の社会貢献情報の発信により，本学部の社会的評価を向上させ，結果として受験生増加を図るため。

⑩危機管理対策の推進（共通）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(2)－イ，(3)－ア】

事業概要：警備・防犯・防災対策の強化，著しく老朽化した教育・研究施設，特に畜舎や農場温室を

整備するとともに、法律・通達等に基づいた新型コロナウイルス感染症対策を行うことで、学生が安心して学べる安全なキャンパスの整備を推進する。

事業種別：【継続】

※警備・防犯・防災体制及び新型コロナウイルス感染症対策を整備・確立することにより、学生が安心して学べるキャンパスの安全性が高まるため。

⑪高大連携教育の推進（鶴ヶ丘高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)】

事業概要：1年生全員に対して、日本大学の学部見学と授業体験を実施する。また、法学部、文理学部、経済学部、生物資源科学部の科目等履修生を募り、大学生と共に講義を履修することで日本大学への帰属意識を高める。さらに、2年生全員を各自の選んだ大学・学部のオープンキャンパスに参加させる。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続く場合または学部の指示により、これらの事業をZoomで実施する場合もある。

事業種別：【継続】

※大学の付属校として、高大接続の意識付けを継続的に行うため。また、日本大学各学部の特色を生徒に理解させ、日本大学への進学者数増加を図るため。

⑫グローバル教育の強化（鶴ヶ丘高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：コロナ禍で中断していた海外語学研修（AU・NZ）及び大学入学前短期語学研修（UK）を再開し、生徒が異文化に触れる機会を増やし、世界に羽ばたける人材の育成を行う。また、国内・海外の選択制修学旅行の導入を2年後の目標とし、現地下見を含めて準備を進める。さらに、ネイティブによる少人数制の英会話授業の充実を図るとともに、海外の高校への短期留学や卒業後の海外進学への指導を強化する。

事業種別：【継続】

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大学入学前短期語学研修（UK）の再開を除いて海外修学旅行や語学研修は全て中止せざるを得なかったが、令和5年度はできる限り従来の行事を再開させ、本校のグランドデザインである「日本の文化を理解し、世界に発信できる力」を育成するため。

⑬高大接続改革と次期学習指導要領に基づく新教育課程の策定（鶴ヶ丘高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)、(2)】

事業概要：高大接続改革入試に対応するため、学力の3要素の育成を目標に、令和4年度より開始した観点別評価の基準を確立させるとともに、総合的な探究の時間やICT機器を活用した双方向性授業を通して、従前の受動的学習姿勢から主体的・協働的学習姿勢への転換を図る。また、総合的な探究の時間については、大学・学部との連携を図りながら実施していく。

事業種別：【継続】

※令和4年度入学生から年次進行で新学習指導要領に移行し始めたが、全ての学年が移行する令和6年度までは継続的に検討・修正等を行いながら実施していくため。

⑭進路の多様化に対する対応（鶴ヶ丘高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)、(2)】

事業概要：日本大学への進学指導はもとより、国公立等の難関大学への進学希望者の第1志望を叶

えるために、適切な学習指導や進路指導を行うとともに教員の研修参加を促進する。具体的には、進学目的別に行われる本校教員による放課後や長期休暇中の各種講座と外部講師による受験対策講座を実施する。また、本校教員及び外部教育機関による生徒への進路ガイダンスを計画的に実施する。

事業種別：【継続】

※高大接続改革により、入試形態が総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜にカテゴライズされ、内容も徐々に変化しつつある。そのため、入試に関する情報収集と教員の研修及び生徒に対する的確な指導が必要とされるため。

⑮地域に根差した学校運営（鶴ヶ丘高等学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)，(3)，(4)】

事業概要：本校生徒による、近隣の小学生に対する学習やスポーツ支援ボランティアの実施、警察と協力しての防犯活動及び地域の防災訓練や文化活動への参加により、地域に根差した学校を目指す。これにより生徒が地域に貢献するという意識を芽生えさせるとともに、学校が地域から理解される一助となる。また、地域教育連絡会・防災対策協議会などに教員代表が積極的に参加することにより、近隣への理解を深め、地域の中での学校運営が円滑に行われるようにする。

事業種別：【継続】

※騒音や通学におけるクレーム等、近隣住民とのトラブルが増加傾向にある中、地域と連携を図り、理解を深めることが学校運営上必須であるため。

⑯安定した生徒数の確保に向けた施設・設備の充実と広報戦略（鶴ヶ丘高等学校）

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(1)，②－(1)】

事業概要：安定した生徒数を確保するために、教学内容の充実を図りながらも、築50年を超える校舎の全面建て直しを10年以内の大目標とする。また、その10年の間に、老朽化した施設・設備については、可能な範囲内で改修を行い、私立学校としての魅力を失わないように維持・補強を行う。さらに、入試におけるweb出願やHPの充実、時代に即したネット等のデジタル・メディアを利用した広報活動も積極的に行い、本校の教学面・施設面での魅力を外部にアピールする。

事業種別：【継続】

※コロナ禍で公立志向が高まる状況と都内での私立高校入試の激戦区であること、また、近隣他校の施設・設備の状況と照らし合わせ、競争力を増強する必要があるため。

⑰万年塀改修工事（鶴ヶ丘高等学校）

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②-(3)-ア】

事業概要：近隣住居地と隣接し、生徒の駐輪場にも面している老朽化した万年塀を改修することにより、近隣住居地との環境整備及び生徒の安全性の向上を図る。

事業種別：【継続】

※老朽化のため、地震等の災害時における近隣住居地及び生徒の駐輪場への倒壊を防止し、安全性の向上及び施設の環境を整えるため。

⑱国際感覚の育成（藤沢高等学校・中学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：夏季休暇中の語学研修以外にも国際感覚育成の機会を広げる。国内語学研修（高校全学

年・中学3年生の2学期期末試験終了後5日間)を通して、国際人としての感覚を身につけ、自立心を養う。従来3日間だったが、令和5年度から2日間延長して5日間で実施予定である。

事業種別：【継続】

※語学力向上と国際感覚育成に有効であると認められるため。

⑱施設・設備の整備（藤沢高等学校・中学校）

根拠：【教学－学生ファーストの実現②－(3)－ア】

事業概要：著しく老朽化した施設・設備を整備することにより、生徒の授業環境及び教職員の就業環境の改善並びに安全性の確保を図る。

事業種別：【継続】

※危機管理対策に則った施設・設備の改修、著しく老朽化した施設・設備及び建物の防災機器を改修する必要があるため。

⑳教員組織構成の適正化（藤沢高等学校・中学校）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立③－(1)】

事業概要：人件費削減を踏まえ、専任教員、常勤講師、非常勤講師との人数バランスを考慮した中・長期的な採用計画を策定する。

事業種別：【継続】

※担任数確保と人件費削減に有効であるため。

㉑大学との連携教育の推進（藤沢高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)】

事業概要：高校1年生を対象に文系・理系の選択の動機づけを目的とした高大連携教育を実施し、日本大学各学部による学部紹介、模擬授業へ参加する。また、令和5年度より高校3年生を対象に生物資源科学部の授業を科目履修できる連携教育を準備中である。

事業種別：【継続】

※日本大学の各学部への進学実績の向上に有効であるため。

㉒大学との連携教育の推進（体験型「食」の教育）（藤沢中学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)(2)】

事業概要：生物資源科学部の学生の指導で、農作業実習（中学1年生）及び食品加工（中学2年生）により、命の大切さ、食糧問題及び地球環境問題を考えさせる。

事業種別：【継続】

※「食」に対する意識の向上と大学生との交流に教育効果があると認められるため。

㉓学力向上のための支援体制の整備（藤沢高等学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：放課後講座、特別講習・補習、特進講習、基礎学力対策講座（高校3年生）及び外部講師による特別授業の実施により、基礎学力の養成及び大学進学率の向上を図る。

事業種別：【継続】

※学力向上に有効であると認められるため。

㉔学力向上のための支援体制の整備（藤沢中学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：数学及び英語において、習熟度・少人数で授業を実施することできめ細やかな指導を行

う。

事業種別：【継続】

※苦手な生徒には基礎学力の定着，得意な生徒にはさらなる学力向上を図るため。

⑳教育設備の充実（藤沢高等学校・中学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：アクティブラーニングによる授業の実現の一つとして，ICT教育機器を導入し，教員の教育環境を向上させる。

事業種別：【継続】

※授業の展開や生徒の興味関心を引く授業作りと教員の作業の効率化ができること認められるため。

㉑キャリア教育の充実（藤沢中学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：職業学習（中学1年生，キッザニア東京）及び職業体験実習（中学2年生，藤沢地域周辺）の実施により，勤労の意義・尊さを知るとともに，正しい職業観を培う。

事業種別：【継続】

※キャリアパスポートの作成等，キャリア教育に効果があると認められるため。

㉒英語教育の実践（藤沢小学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：小学1～6年生の授業において英会話の授業（発表を含む）を実施する。1クラスに1名のネイティブを配置した授業（低学年は少人数制）を実施することにより，楽しみながら物怖じしないで取り組む姿勢とリスニング，スピーキング力を高める。

事業種別：【継続】

※誰とでもやり取りができる姿勢を育むとともに，語学力向上と国際感覚育成に有効であるため。

㉓ICT教育機器の導入及び環境整備（藤沢小学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：校内のWi-Fi環境を統一することにより，どこにいてもICT教育を実現することができるようにする。また，児童のICT活用能力を高めるために，教室や体育館のマルチメディア設備を導入するため。

事業種別：【継続】

※授業においてもICT機器に接続して有効な授業が展開できるため。

㉔生物資源科学部との連携教育（藤沢小学校）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)】

事業概要：小学4～6年を対象にした農作業実習や遊学タイムの時間に勉強サポートを行う。実習や勉強サポートでは大学の学生と触れ合うこともできるため，児童の社会性を育むことができる。また，大学の魅力を早期に醸成できる。さらに，食の大切さ，育てることの難しさ，食糧問題及び地球環境問題を考えさせるきっかけを設けたり，勉強サポートにより基礎学力を定着させ，生きる上での土台を育む。

事業種別：【継続】

※大学の先生方や学生とのやり取りによる教育効果が有効であると認められるため。

㉕藤沢高等学校・中学校との連携教育（藤沢小学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)】

事業概要：授業や合唱コンクールの行事などでの交流を通して、藤沢高等学校・中学校の魅力を児童や保護者に伝える。実施にあたっては、保護者も参観できるように配慮し実施する。

事業種別：【継続】

※有意義な連携教育が児童にとって有効であると判断するため。

⑳教員組織構成の適正化（藤沢小学校）

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立②－(3)】

事業概要：質の高い教育を実践するために、専任教員の年齢構成のバランスを考慮し、中・長期的な視点で教員を採用する。特に若い教員には経験歴の長い教員からの指導と内外の研修などを充実させる。

事業種別：【継続】

※手厚い教育を行うため。また、年度ごとに差がでない安定した教育を実践するため。

㉑放課後教育の充実（藤沢小学校）

根 拠：【管理運営－信頼の回復④】

事業概要：幅広い世帯に志望校に選ばれるよう充実を図る。実施にあたっては、校内において幼児教室と連携し、共働きの世帯を対象に19時まで学童保育（アフタースクール）を行う。

事業種別：【継続】

※募集活動に有効であると判断するため。

㉒小学校教育設備の充実（藤沢小学校）

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(3)】

事業概要：適宜、教室の机や椅子、電子黒板、遊具安全点検を行い、不都合な箇所を修繕するとともに、校庭や中庭、グラウンドの植物・樹木等を整備することにより、児童や教員が支障なく過ごすことができる安全なキャンパスを実現させる。

事業種別：【継続】

※安全で使いやすい環境を整備する。

㉓児童確保のための施策（藤沢小学校）

根 拠：【管理運営－信頼の回復④】

事業概要：有力塾ならびに幼稚園（教育関心度の高い地元の児童・保護者）への啓蒙活動を重点的に行うとともに、幼児教室主催の合同説明会に参加し、志願者の増加に努めていく。

また、在校生の弟妹の獲得に努める。

事業種別：【新規】

※地元（通い易い範囲）に募集活動の重点を置くことが、通学しやすい地域の児童確保に有効であるため。

薬学部, 薬学研究科

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【薬学部】

薬学部では、本学が目指す大学像を実現するために「日本大学教育憲章」を踏まえ、本学部の理念である「人類の保健、医療及び福祉に貢献する新しい薬学を創造する」に基づき、高度医療社会のニーズに応える医療薬学に重点を置いた特色ある教育・研究を推進することにより、医療人としての倫理観と高い専門性を備え、人の健康と医療の向上に貢献できる自主創造の気風を身に付けた薬剤師を養成する。この実現のため、学部における三つの方針（DP・CP・AP）並びに履修系統図に関連させた体系的な教育課程を整備し、教育の質的向上を図る。また、本学部は薬剤師養成を第一目標としていることから薬剤師国家試験対策等の充実を図ることはもとより、学生の学修環境の充実も積極的に図る。さらには、認証評価及び自己点検・評価の結果により指摘を受けた事項については随時対応するとともに、「教学に関する基本方針」及び、「管理運営の基本方針」に基づき、事業計画を策定する。

【薬学研究科】

薬学研究科では、学部における基本的な考え方を基礎として、本研究科の教育研究上の目的である「医療に関連した臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした広範な専門的知識と技術を涵養し、自ら研究課題を解決できる研究能力及び高度な医療を担うための能力を修得させ、将来、指導的立場で活躍し、社会に貢献できる人材を養成する。」ための計画を策定する。

また、認証評価や自己点検・評価での指摘事項については既に対応しているが、継続して確認・検証を実施する。

2, 主要な事業計画

①薬剤師国家試験対策の実施（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：学生の薬剤師国家試験合格率の向上を目指した対策として4年次の1月からWebを利用した演習を開始し、5,6年次では年間を通して各種の対策講座、模擬試験等を実施する。

事業種別：【継続】

※早い時期から対策することで、薬剤師国家試験合格率の向上につなげるため。

②薬学共用試験対策の実施（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：学生が4年次1月に受験する薬学共用試験のうち知識を問う試験であるCBT（Computer-Based Testing）合格に向け、3年次からASP（Application Service Provider）等のシステムを利用した対策をはじめとして、4年次1月の試験実施までの間、対策講座、模擬試験等を実施する。

事業種別：【継続】

※早い時期から対策することで、CBT合格率の向上につなげるため。

③授業収録システムの活用（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)－エ】

事業概要：講義等の収録・配信を実施する。これにより学生の事後学習を促し、学修成果を高めることが期待できる。また、学生の利用状況が把握できるので、分析を行い、教育の質保証に資する。

事業種別：【継続】

※学生指導等に活用し、学修成果を高めるため。

④コミュニケーションツールの有効活用（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ウ】

事業概要：学部が独自に制作した就職アプリケーション（薬学部 Info Book）をベースに、Zoom、Google ドライブ、ポータルサイト等のコミュニケーションツールを有効活用することにより、薬学部学生に特化した就職情報が提供でき、学生は時間・場所に制約されることなくこの情報を入手することができる。また、就職講座・セミナーの視聴、面接指導等についても活用する。

事業種別：【継続】

※学生の利便性を図り、就職支援に資する他、自然災害等により登校できない場合の情報収集や対面での対応等ができない場合に対処するため。

⑤学生の主体的「未来選択」の支援（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：学生は1年次配当科目の「早期臨床体験」を履修することで医療及び福祉関連施設の現状を知り、医療及び福祉の分野における薬剤師の役割を理解する。また、薬学部学生の就職は、文系・理系の学生と比較して、就職の形態、就職先の範囲などが若干異なっており、また、本来就職活動に充てる時期である5年次に長期の実務実習を行わなければならないため、低学年から「就職」についての意識向上を図らせる必要がある。1年次に「キャリアを意識した学生生活の過ごし方」についてのガイダンスにより、動機づけを行うとともに、各業界の本学部卒業生による講演、就職対策模試・TOEICの実施等低学年から対応できる就職支援体制を整える。更に令和4年度から開室したキャリア・カウンセリング・ルーム（CCR）で、カウンセラーによる学生相談を実施する。

事業種別：【継続】

※薬剤師の社会的使命を理解させ、主体的な職業選択、高い職業意識の醸成と就職後の適応力・定着率の向上のため。

⑥学生支援の強化（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－イ】

事業概要：学生支援室にコーディネーターを配置し、学生が相談しやすい環境を整える。また、学生支援室に加えて、月1回校医（心療内科医）による相談機会を設ける。

事業種別：【継続】

※学生の修学支援を継続するため。

⑦インターンシップの実施（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(7)－ア】

事業概要：企業、病院及び薬局に受入れ依頼を行い、3、4、5年次を対象としたインターンシップを実施する。

事業種別：【継続】

※主体的な職業選択、高い職業意識の醸成と就職後の適応力・定着率の向上のため。

⑧教育の質に係る客観的指標に関する取り組み並びにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに示されていない内容及びディプロマ・ポリシーと教育課程の整合性教育内容・方針等の検証（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：日本大学教育憲章における「自主創造」の3つの構成要素及びその8つの能力とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの方針との整合性・関連性について検証，点検を実施する。学外者を含めた内部質保証推進委員会で3つのポリシーを踏まえた取り組みについて検証及び改善指示を行う。

事業種別：【継続】

※教育の質に係る客観的指標に関する取り組みに対応し，自己点検・評価報告書の改善事項に対応するため。

⑨シラバスへの到達目標の具体的な明示及び到達目標と成績評価方法・基準の関連性の明確化（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：薬学教育モデル・コアカリキュラムでそれぞれの科目で示されている具体的な行動目標あるいは到達目標及び評価基準に基づきシラバスへの記載を行っており，今後も適宜，記載事項の確認及び改善を行う。

事業種別：【継続】

※教育の質保証に資し，自己点検・評価報告書の改善事項に対応するため。

⑩大学認証評価への対応（研究科）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：大学認証評価追評価の受審において努力課題として指摘された基準4-(1)への対応

(1)教育内容・方針等の検証

平成30年度にカリキュラム・ポリシーの見直しを行い，教育課程の編成・実施方針，さらに教育内容・方法等に関する基本的な考え方を組み込んだ。今後もカリキュラム・ポリシーにのっとり，教育内容・方法等が行われているか適宜検証を行う。

また，本研究科の教育課程の編成と実施に関する考え方をより具体的に示せるようにカリキュラム・ポリシーの改善並びにその点検に取り組んでいる。

(2)教育課程の検討及び編成のための取り組み

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するために基礎薬学，応用薬学，実践薬学の知識に加え，アカデミック・ライティング，レギュラトリーサイエンスの知識を滋養し，指導的立場で活躍できる人材の育成を目指す教育課程を編成しており，今後も自ら研究課題を解決できる研究能力及び高度な医療を担うための能力を育む教育課程の検討を加えていく。

事業種別：(1)【継続】(2)【新規】

※大学評価（認証評価）の提言に対応するため。

⑪教育内容等の検証（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：ヒューマニズム教育・医療倫理教育等における評価方法についてルーブリック評価及びピア評価を実施し，態度教育についても適切に評価できるようにする。また，今後も評価方法等についての検証を行う。

事業種別：【継続】

※大学評価（薬学教育評価）の提言に対応するため。

⑫学生の適正な定員確保・管理の実行（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(2)－ア】

事業概要：入学試験結果，入学前学習，入学後の成績等を分析し，中長期的な検証を行い，その結

果から入学者選抜の選抜方法や募集人員を見直し、さらにカリキュラム改正等の検討材料とすることで、適正な入学者数の確保に努める。

事業種別：【継続】

※自己点検・評価報告書の改善事項に対応するため。

⑬留年者及び退学者等減少のための取り組み（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(2)－ア】

事業概要：低学年における学修到達度を確認するために、学年末実力試験を実施し、成績不振学生に対する学修支援を行う。6年次については薬剤師国家試験対策模擬試験等を活用して、成績不振学生を抽出し指導を行い、留年者及び卒業延期者の減少に努める。

事業種別：【継続】

※大学評価（薬学教育評価）の提言に対応するため。

⑭教職員を対象とした研修の実施（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－ア】

事業概要：教職協働体制の意識を持たせるために、テーマに互換性を持たせた、SD 及び FD を積極的に実施する。また、教員に新しく求められる能力の修得・向上を目的とした FD を実施し、授業内容及び方法の改善を図る。

事業種別：【継続】

※SD, FD 活動を推進するため並びに自己点検・評価報告書の改善事項に対応するため。

⑮薬学教育研究センターによる修学支援（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)－イ, ウ】

事業概要：薬学教育研究センターによる学年末実力試験の実施、質問共有フォーラムの運用、e ポートフォリオの運用サポート、リメディアル教育のサポート等の修学支援を実施する。また、教学 IR を活用した PDCA サイクルによる継続的な授業改善を図るほか、アクティブ・ラーニングについても学修成果等の継続的な検証を行い、適切な授業形態を検討し、教育の質向上を図る。

事業種別：【継続】

※様々な支援により、学生サポートに資するため並びに自己点検・評価報告書の改善事項に対応するため。

⑯教員自身による自己点検と改善の実施（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(1)－ウ】

事業概要：学生による授業評価を実施し、担当教員にフィードバックを行う。教員は授業評価等に基づき授業改善計画報告書及び年間の活動を基に自己研鑽実施報告書を作成する。これにより授業及び自己の活動の振り返りを行い、次年度の教育・研究の質を高める。

事業種別：【継続】

※教育の質保証に資するため。

⑰公的研究費の獲得推進（共通）

根 拠：【教学－教育基盤となる研究の推進②－(3), (5)】

事業概要：推進助成は公的研究費獲得実績のある研究者を支援し、研究成果を更に発展させ、ワンランク上の研究費獲得を目指す。奨励助成は公的研究費獲得実績のない研究者を助成し、研究実績及び成果を上げることで公的研究費を獲得できる研究者の育成を図る。

事業種別：【継続】

※今後の研究基盤形成に役立てるため。

⑱生涯教育講座の実施（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：診断・治療技術が進歩し、生涯にわたって自己研鑽を必要とする薬剤師に対して、専門職能を発揮する上で必要な能力の向上を目的とする各種生涯教育講座を開催する。また、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯教育研修認定制度のプロバイダーとして、これらの生涯教育講座を受講し、定められた単位数を修得した薬剤師に対して認定薬剤師として認定する。

事業種別：【継続】

※生涯教育講座を開設し、認定薬剤師の単位修得及び認定申請に資するため。

⑲近隣施設等との連携（学部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：薬用植物の共同利用に関して近隣大学及び高等学校と覚書を締結し、生薬として利用可能な優良株を選定し、種子や種苗の確保を実施することで、相互の研究を協力するとともに、高等学校が立ち上げた地元薬園復活プロジェクトをバックアップすることで地域貢献や高大連携に寄与する。また、船橋市や近隣施設から講演等の依頼があった場合には、講師として教員を派遣するほか、本学部主催のイベントを開催することで地域との交流を図る。

事業種別：【継続】

※地域社会との連携のため。

⑳情報セキュリティ対策の強化（共通）

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(2)－ア】

事業概要：攻撃防御サービスライセンスの取得等により、情報セキュリティ対策の強化を図る。

事業種別：【新規】

※標的型攻撃対策及び情報漏洩対策を強化することにより、機密情報及び個人情報保護のため。

通信教育部，総合社会情報研究科

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【通信教育部】

通信教育部では、初年次から就職，卒業までの学生サポート体制の充実を図るとともに、ICT化を推進し、地理的・時間的な制約にとられない学修支援体制を整備する。教学事項に係る事業策定にあたっては、日本大学教育憲章に掲げられた日本大学マインドを有する学生を育成すべく、教学に関する基本方針及び通信教育部基本計画を基に、これまでの実績や状況を踏まえ、効率的で高い学修効果を得られるよう、実施方法や時期等の検討を重ねた。また、充実した修学支援についても、併せて検討し、令和4年度通信教育部学事基本方針を策定した。この通信教育部学事基本方針に則り、事業を推進していく。

【総合社会情報研究科】

通信制大学院の本研究科は、ICTを活用し、講義、院生の研究発表及びゼミナールなどを実施している。経営戦略委員会の第16次答申により、平成31年3月末にその事務所管を本部から通信教育部に移管した。両者の組織統合が行われたことを受けて、教員の連携、施設の共同利用、広報活動、事務の効率化を実現する。とりわけ大学院生の確保は最重要な課題である。Zoom等を利用したオープン大学院、Web相談会において通信教育の魅力を発信すること、本研究科と通信教育部の専任教員の人事交流を更に推進し学部卒業後も学修の継続により学位取得ができることを周知し、入学志願者の増加につなげていく。

2, 主要な事業計画

①メディア授業の改善(通信教育部)

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(2)】

事業概要：メディア授業とはインターネットを活用して行う授業で、従来の学修方法（通信授業・面接授業）に加えて新しい授業形態として、平成16年度から実施している。メディアによる授業の単位は、大学通信教育設置基準に定められた通信教育部を卒業するための必須要件であるスクーリング単位数に算入することができる。「メディア授業」の事業には、「メディア授業教材の開発」及び「メディア授業の開講」がある。「メディア授業教材の開発」は研究事務課が担当し、「メディア授業の開講」は教務課が担当しているが、業務分担にとられないことなく、両課が連携し、開発と開講を行っている。令和5年度は、前期・後期で延べ88講座を開講する予定である。

事業種別：【継続】

※インターネットを利用した学修方法の構築により、スクーリングの短所であった「地理的・時間的制約」にとられない柔軟な学修形態の提供が可能となり、平成16年度の開講当初は、延べ22講座で約780名の受講者数であったが、令和4年度前・後期では、延べ94講座で13,740名とコロナ禍の影響もあり受講者数が増加しているため。

②スクーリングの開講形態等の改善（通信教育部）

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)】

事業概要：平日の日中に受講可能な学生向けの「昼間スクーリング」、社会人向けに実施する「夜間スクーリング」、平日に通学が困難な社会人・遠隔地在住者向けに週末実施する「東

京スクーリング」，夏期休暇期間を利用した「夏期スクーリング」，地方在住者向けに全国各地で開催する「地方スクーリング」など，全 610 講座の開講を計画する。

事業種別：【継続】

※スクーリングは，通信教育課程においてメディア授業及び通信学習と並び重要な授業形態であり，近年では対面での授業に加えて，オンライン及びオンデマンドの授業を併用する等，より社会人や地方在住者が受講しやすい環境により開講している。また，メディア授業が開発教材であることに比べ，対面，オンデマンド及びオンライン授業といったスクーリング授業は，より双方向性を保ち，また都度最新の内容の授業が行われている点から，教育効果の向上が期待できる。このように学生の学修において重要な授業形態であるスクーリングについては，今後も開講方法等を含め検討を重ねながら，継続していく必要があるため。

③学修支援の充実（通信教育部）

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)】

事業概要：専任教職員によるガイダンス・単位修得方法などの学修相談やレポートの書き方を中心とした総合的な学修支援を実施する。新入生や学修方法等に不安を感じる学生の積極的な参加を促し，学力不振による退学や留年者を低減し，学生数の維持を図る。

なお，参加できない学生に対しては，ガイダンス資料をポータルサイトに掲載・収録した動画の配信，個別相談では対面もしくは Zoom にて対応する。また，「相談フォーム」にて，相談内容を入力し，メール回答することで，個別相談が行い易い環境を提供する。学修支援センター及び全国の学習センターで，学生の学修支援に当たる。学修の参考として，よくある質問をまとめた動画を YouTube に掲載し，資料等の閲覧は，校舎や学習センターで可能である。なお，令和 5 年度の学修支援ガイダンスは，コロナウイルス感染予防対策，新入生，遠方の学生・社会人も参加可能な Zoom で実施。平日夜・土曜日午前中を中心に，一か月に 1 回～2 回開催する。

事業種別：【継続】

※多様な学修形態，4 学部各専攻部門それぞれの教育課程が開設されていること及び教職課程をはじめとする各資格課程の開設等，学修についての相談が多岐に渡ることから，各種ガイダンスの実施及び学習センターや学修支援センターにおける恒常的な学修相談窓口の開設の必要があるため。

④大学認証評価への対応（通信教育部）

根拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(1)】

事業概要：令和 3 年度大学認証評価（追評価）において努力課題として指摘された基準 4 の教育内容・方法・成果の項目については通学課程とともに提言を受けていることから，教育課程の編成と実施に関する考え方が明確となるよう，教育課程の編成・実施方針の見直しの詳細や状況について通学課程の各学部と連携を図り，学務委員会において検討を重ねた上で，通信教育部における今後の見直しに係る計画をまとめる。その後，次期の認証評価に向けて，学務委員会を中心となって見直しを実施していく。

事業種別：【新規】

※次期の認証評価の際に，指摘事項に係る改善結果を報告する必要があることから，指摘事項について検討を重ね，改善を推し進めるため。

⑤入学説明会及び学校訪問（通信教育部，総合社会情報研究科）

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立⑤－(5)】

事業概要：（通信教育部）

学生のライフスタイルに合わせた多彩な学修方法や、手厚いサポートにより、全国から幅広い世代の学生の受入れを可能としており、積極的な入学説明会や学校訪問等で入学者の確保に努めてきた。通信教育部専用の校舎のほか、主要都市に設置した学習センター等で従来からの対面形式による入学説明会に加え、オンラインによる予約制の入学説明会及び個別相談会を行い、地理的な問題を解決し幅広い希望者に対応する。また、他大学に例をみない昼間スクーリングの実施や地元でも履修相談できる特長的なサポート体制等を周知し、現在も継続している通信制、定時制高等学校との連携を図り、高校訪問や高校主催の進学相談会に積極的に参加していく。さらに、社会人及び主婦層に対する募集をより強化するため、社会人に特化した説明やホームページにおいても学び方をアナウンスしていく。なお、通学課程から通信教育課程への転籍・転部は、平成30年度から全学部からの受け入れが可能となり、令和3年度からは10月（後期）も実施した。16学部へ要項を配布し、各学部において学修に悩む学生に対し、通信教育課程への道があることを相談時に紹介するよう依頼している。転籍・転部の受入れは、近年増加傾向にあり、この実績をアピールし、通学課程の学部と連携しながら学生募集を強化していく。

（大学院総合社会情報研究科）

加盟する私立大学通信教育協会主催の説明会において、大学院のブースを設け相談の機会を増やすとともに、予約制のオンライン入学説明会を実施して地理的問題を解消した説明会により幅広い学生募集を実現している。また、ホームページでの広報は閲覧者を飽きさせないように、新しい情報を提供し内容を随時更新している。今後は、通信教育部（大学）から大学院（通信制）への内部進学者がさらに増加するよう連携を図り、学生募集を強化していく。

事業種別：【継続】

※幅広い世代の受入と居住地にしばられることのない全国各地の人材確保を積極的に行い、経営基盤を盤石にするため。

⑥学習センターの運営（通信教育部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)】

事業概要：日本全国に設置している学習センターは、従来から科目修得試験やレポート等の閲覧、学生からの学修相談に応じてきた。しかし、平成28年から学修支援センターが設置され、電話による相談のほか、令和2年度からは新型コロナウイルスの影響により、オンラインでの相談も実施してきた。居住地にとらわれることなく相談できる体制により、各地にある学習センターをどのように活用していくかが長年議論されてきたが、学習センターを「学生とともに伴走する場所」と位置づけ、学生とともに考え、勉強し、早期に目的を達成できる場として運営していく。学生の利便性を重視し、科目修得試験会場と同一でない会場への移設や、閉鎖となっている会場の再開も検討したい。令和4年度にはネット上で最新情報を取得・提供できるよう、学習センターへノートパソコンを送付したが、来場者への情報提供だけでなく、指導員同士の交流や情報交換の機会にも生かし

ていく。

事業種別：【継続】

※学習センターは指導員による学事相談だけでなく、地域の学生が集まり情報交換や学修会を開催する場所としても活用され、令和3年度は531名、令和4年度は1月末現在で598名が利用している。通信教育課程にありがちな孤独感の解消につながり、学生支援として不可欠であるため。

⑦日本大学通信教育部奨学金制度の継続（通信教育部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：日本大学通信教育部奨学金制度は、昭和62年に規程が制定され、当初より、学業成績が優秀なだけでなく、経済的理由により学費等の支弁が困難な学生を対象に給付を行ってきた事業である。令和元年度には、災害等により家計が急変した学生にも対応できるよう、規程及び内規の改正を行った。いづれどこで発生するか分からない災害や、様々な事情により家計が急変したなど、経済困窮により学修を諦めてしまう学生が生じないよう、制度を継続して支援していく。

事業種別：【継続】

※学業成績が優秀でありながら経済的理由により学修継続を断念せざるを得ない学生にとって、給付奨学金は欠かせないものであり、令和4年度は授業料1年分相当額の半額を11名に給付した。新型コロナウイルス感染症の影響による家計支持者の減収を理由とする学生が半数近くおり、今後も家計急変等により経済的に困難な学生を支援するために奨学金制度の継続は必要であるため。

⑧就職活動支援講座の充実（通信教育部）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：3・4年生を対象に実施している年6回の就職ガイダンスに加え、初年次からの就職活動支援として1・2年生を対象とした就職ガイダンスを年2回実施する。就職に対する意識向上を早期から促進し、学生のスムーズな就職活動へと繋げていく。令和2年度から始まった事業だが、新型コロナウイルスの影響により、インターネット配信による形式で実施している。より丁寧な支援を図るためにも、対面及びZoomのハイフレックス型での実施も検討していく。

事業種別：【継続】

※1・2学年には就職活動にあたっての心構えや就職活動の流れへの理解を促し、3学年以上は実際の求人検索や書類作成、面接指導など、学年に合わせた内容とすることで、通学課程と同様の支援を行う上で必要であるため。

⑨学生支援窓口の開室（通信教育部、総合社会情報研究科）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6)－イ】

事業概要：学生支援窓口は、平成31年に設置・開室し、障がい学生の支援を行っている。コーディネーターが相談内容を聞き、担当部署、教員、保健室、学生支援室（カウンセラー相談）等の適切などころへと繋ぎ、調整役として具体的な支援内容を決定していく。障がい学生だけではなく、新型コロナウイルスの影響により、今後の学修活動や将来に不安を抱えている学生も対象に、広く門戸を開き、小さな支援であっても継続して行っていきたい。

事業種別：【継続】

※学生生活を送る上で様々な悩みを持つ学生に対し、学生支援室で臨床心理士によるカウンセリングを行っている。また、障がいのある学生に対しては、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」及び「日本大学障がい学生支援ガイドライン」を踏まえて作成した「通信教育部特別配慮支援（サポート）の流れ」に基づき、令和4年度は「修学上における特別配慮申込書」の提出があった学生22名に対し支援を行った。今後も遺漏なく学生支援を継続する上で学生支援窓口は必要であるため。

⑩オリエンテーションの実施（通信教育部）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(7)】

事業概要：従来の宿泊型オリエンテーションから形態を大幅に変更し、主に新入生を対象に、学修活動において重要な場所（スクーリング会場や図書館等）をめぐるウォークラリーのような形態でのオリエンテーションを令和2年度から実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、中止となっている。新入生対象のオリエンテーションとして、令和4年度は、前期はオンライン交流会として学科別質問コーナー及び交流会を行い、後期はより打ち解けた自由度の高い内容となるよう、担当教員独自のテーマ設定によるオンラインサロンを実施した。多様な学生への支援、教員と学生、学生同士が繋がる機会を増やすためにも、令和4年度実施結果及び令和5年度実施に向けた学生へのアンケート結果を踏まえ、令和5年度もオンラインによる実施を継続し、入学後、早期に実施することで、目的達成のイメージとスムーズな学修活動へと繋げていく。

事業種別：【継続】

※居住地を問わず参加できるオンラインを利用したオリエンテーションは、学生が通信教育部での学修を理解し帰属意識を醸成する上で必要であるため。

日本大学高等学校・中学校

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【日本大学高等学校・中学校】

「日本大学中期計画」に基づき、2021（令和3）年3月、令和3年度から令和13年度までにわたる「日本大学高等学校・中学校基本計画」（Road to 100th）を策定した。それに基づく諸策を展開する過程において、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、2022（令和4）年4月を“教育進化元年”と位置づけた本校独自の教育改革を行い、新たな教育システムでの学びを始動した。中学校・高等学校共に「スクール・ポリシー」に基づいて実効性ある教育体制の基盤を構築するとともに、「中高一貫2-1-3システム」という新たな教育システムを導入した。さらに、“生徒の夢の実現”に向けたキャリアデザインプログラムの推進並びに外部支援体制の充実などのカリキュラムマネジメントを実現した。これらの取組は、2022（令和4）年度から年次導入しているが、旧制度で学ぶ生徒においてもできる限り同様な学びを提供するよう様々な施策を展開している。2023（令和5）年度においては、これらの諸策について、絶えず実効性を検証しながらよりよい取組とするべく、組織的かつ体系的な教育活動をより一層推進していく。

また、2030年（令和12年）の創設100周年に向けた7年間において、施設・設備に係るハード面と教学ソフト面を進化と充実を目指す期間と位置づけ、「創設100周年記念事業プロジェクト」の一層の推進を図るとともに、“Road to 100th”に掲げる諸策の実現に向けて具体的な検討を進めている。特に、未来型で魅力あるキャンパスの実現に向け、2022（令和4）年度に設置した新キャンパス構想委員会において更に具体的な検討を進めることとする。

併せて、安全・安心な学校生活に向け、コロナ禍における感染防止のほか、コンプライアンス遵守の徹底と「部活動運営に関する基本方針」に基づく諸策を推進して事故等の未然防止を徹底し、安全・安心な学校生活の実現を図る。さらに、あらゆるステークホルダーから信頼し評価される学校づくりを展開し、広報活動の進化と更なる充実化を図る中でより一層広く受験生及び保護者に周知し理解を得ることにより、永続的に盤石な経営基盤を確立する。

2, 主要な事業計画

①アクティブ・ラーニングの推進（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)】

事業概要：能動的学習を展開することにより、学習に対する主体的・能動的・協働的な態度を習得させ、課題発見と解決に向けた汎用的能力の育成を図る。具体的には、タブレットPCと電子黒板を有効に活用したアクティブ・ラーニング型授業において、「Society5.0の社会」や「VUCAの時代」に対応する学びを推進し、生徒の課題発見と解決に向けた汎用的能力の育成とともに、創造力の充実を図っていく。

なお、アクティブ・ラーニング型授業の展開に当たっては、本校が従前から実施している「ICT、アクティブ・ラーニング研修」をより一層充実させ、絶え間なく教員一人ひとりのアクティブ・ラーニングに係る授業実践力を向上することにより、組織的な教育力向上を図るものとする。

事業種別：【継続】

※他校に先駆けて導入した2016（平成28）年度当初に比べ、主体的な学びから考える力が培われ、問題発見と解決に向けて能動的に学ぶ姿勢が顕著に見られるようになった。さらに、実力テストや各種模擬試験等においても、成績上位層が増えたことにより、周囲にもよい刺激となり、学びの好循環が生まれている。今後においても、日々進化するICT

教育アプリの効果的活用に関する研究を続け、教員の教育力向上のための「ICT、アクティブ・ラーニング研修」を一層充実させるとともに、電子黒板の更新を図るなどして、「確かな力」を身につけさせるためのより高次元かつ組織的な取組みを継続していく。

②グローバル教育の充実（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：グローバル社会で活躍するグローバルリーダーに必要な英語コミュニケーション力の向上と異文化間体験による多様性理解力を育み、世界の人との協働する姿勢を涵養する。特に、従来から実施している海外研修プログラムが導入 8 年目に当たることから、実施目的、研修場所及び時期等の見直しを適宜実施する。また、SDGs 達成を目的とした自らの関わり方をグローバルな視点で捉える素養と行動力を身につけていく。

事業種別：【継続】

※高等学校・中学校共に海外留学制度や海外研修の開始から 8 年の成果は、語学力の向上のみならず多様性理解力に基づくプレゼンテーション能力の向上などに表れている。2020（令和 2）年度から 2022（令和 4）年度までの 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本校が推進するグローバル教育の一環としての海外留学や海外研修の実施が中止となり、海外における異文化体験や異文化間交流という教育の機会が失われた。2023（令和 5）年度においても先行きが不透明であるが、海外研修の再開も視野に入れて検討する。併せて、海外における実施が困難な場合は、国内に研修地を振り替えることや海外学校（協定校等）との協働による同期型オンライン教育の共同実施（COIL）等の展開などにより、実質的かつ実効性あるグローバル教育の展開を推進する。

③「中高一貫 2-1-3 システム」の構築と高等学校新カリキュラム導入に伴うキャリアデザインプログラム等の推進（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①】

事業概要：2022（令和 4）年の高等学校新学習指導要領改訂に伴い、本校における教育の進化を目指し、2020（令和元）年に「日本大学高等学校・中学校 SHINKA！プロジェクト」を設置し、本校創設 100 周年となる 10 年後、そして、悠久の未来に向けて、本校のあるべき姿を模索すべく諸策を展開している。同プロジェクトからの答申を受け、2022（令和 4）年 4 月を“教育進化元年”と位置づけた新たな学びがスタートした。中学校・高等学校共に「スクール・ポリシー」を策定し学内外に公表するとともに、「中高一貫 2-1-3 システム」を導入した。中学校 3 年次における高等学校プレコース化、高等学校における新たなカリキュラムの策定、“生徒の夢の実現”のためのキャリアデザインプログラムの構築、外部支援体制の充実等を含めた教育力の向上を実現した。2023（令和 5）年度は、それらの施策を具体的に展開する 2 年目として、更なる充実を図り、“生徒の夢の実現”に向けた歩みを着実に進めることができる基盤を構築する。

事業種別：【継続】

※中学校・高等学校ともに 2023（令和 5）年度は、新制度を導入して 2 度目の新入生を迎える。また、2022（令和 4）年度の入学生は 2 年生に進級する。学年進行とともに順次具体的な施策を展開していく。

④安定した生徒募集・学校経営のための広報活動の強化（共通）

根 拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①】

事業概要：安定した学校経営の実現には、受験者層のレベル向上と入学志願者の安定化が最重要課

題である。特に、今後は、東京都からの受験生の確保や相鉄線の日吉駅乗り入れによる新規受験生の確保は、喫緊の課題である。そのためにも、本校の教育方針や特長ある教育内容、教育の成果として目に見える指標となる進路実績等を広く世間に周知する。

事業種別：【継続】

※2022（令和4）年度においては、校外の大規模な会場における合同説明会や校内における学校説明会に加え、校外の小規模な会場における説明会やオンラインによる説明会にも積極的に参加した。また、平日・土曜日には校内ミニ説明会を開催した。さらに、各種広告媒体を積極的に活用するなど、新たな形態による広報活動を企画し展開した。2023（令和5）年度においては、2022（令和4）年度における取組を礎として更にブラッシュアップを図り、アドミッション・ポリシーに基づく質のよい入学者の確保に向け、積極的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

⑤財政基盤の安定化と資金の効率的運用（共通）

根拠：【管理運営－永続的の運営を見据えた経営基盤の確立①】

事業概要：学力向上を踏まえた適正な生徒数の確保や健全な資金計画の策定に基づき、安全・安心な学習・教育環境の維持向上を図るため、全教職員が共通の認識をもって経費の節減に努め、資金の効率的運用を図る。具体的には、校舎内照明のLED化やクールビズ・ウォームビズ等を奨励し、節電に取り組む。また、生徒及び教職員に貸与しているタブレットPC端末とClassi機能の活用による生徒・保護者並びに教職員への円滑な連絡や諸会議資料等に係るペーパーレス化並びにごみの減量化による経費の削減を目指す。さらに、経費や資源の節減策を全教職員に周知徹底して意識改革に取り組み、総合運用制度の積極的に利用により資金の効率的運用を図る。

事業種別：【継続】

※資金計画に基づき、継続的に経費の節減を図る。

⑥新キャンパス構想の推進（共通）

根拠：【管理経営－学生ファーストの実現②】

事業概要：新キャンパス構想委員会において、「日本大学高等学校・中学校基本計画」に基づき展開していく。2022（令和4）年度に様々な学校を視察訪問し新たな取組内容についてヒアリングした知見をもとに、本校における導入イメージを高めることができた。2023（令和5）年度は、本校のステークホルダーはもとより専門家の意見も聴きながら、更なる具体的な検討を進め、新キャンパス構想を確立させていく。

事業種別：【継続】

※2018（平成30）年に設置し始動している日本大学高等学校・中学校創設100周年記念事業プロジェクトにおいて、今後、具体的なタスクを明確にし、タスクごとの担当者及び工程（期限）を検討してマイルストーンを設定しており、これに基づき、より具体的なガントチャートを作成し、教職員が意識を共有して着実に遂行していくため。

⑦生徒が安全・安心で充実した学校生活を送ることができる学習・教育環境の構築（共通）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②】

事業概要：生徒が安全・安心で充実した学校生活を送ることができるよう、施設設備の点検・整備を十分に行い、私立学校として相応しい学習・教育環境を構築していく。併せて、“生徒ファースト”の精神のもと、教職員一人ひとりが安全に関する意識と知識を向上させ、コンプライアンス遵守をより一層徹底することにより、全ての教職員が心をひとつにし

て、第一グラウンド内の人工芝張替工事を実施するなど、教育面における安全対策を講じる。

事業種別：【継続】

※机・椅子などの備品の取換及び防犯カメラ取換工事を4年計画により段階的に実施する。
また、現在のコロナ禍における感染防止に係る対策も含め校内施設を再点検し、危険箇所
の早期発見に努めながら、適宜、改修・改善を遅滞なく実施する。加えて、今後におい
ても、“生徒ファースト”の精神のもと、生徒にとって最適な学習・教育環境を保持して
いくためには、継続的にコンプライアンス遵守を徹底し、全ての教職員が心をひとつに
して、教育面における安全対策を講じる。

豊山高等学校・中学校

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

本校は日本大学が掲げる「自主創造」の教育理念のもと、「強く 正しく 大らかに」を校訓に、心身ともに健康で、明るく思いやりがあり、常に学習を大切にする「凜とした」生徒の育成を目標に掲げ、教育を実践している。日本大学直属の正付属校としては、本校がますます魅力ある学校として世間から高い評価を受け、さらに入学志願者を増やしていくことによって、安定した生徒数を確保すると同時に、今まで以上に優秀な人材を育て、本学へ送り出していきたい。また「日本大学教育憲章」の中でも謳われている「自ら学ぶ力」「自ら考える力」「自ら道をひらく力」といったいわゆる「生徒の汎用的能力」を育成していくためには、アクティブ・ラーニングを中心とした、新しい教授法を推進することが最も重要である。あわせて文部科学省も提唱する高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を受け、本校教員の資質能力をさらに向上させることが重要であると考え。以上のような事業計画を達成していくためには、生徒個人の尊厳を守り、個性を尊重する、いわゆる”Student First”が重要であると考え、生徒に寄り添った各種事業計画の展開が必要であると考えている。

2, 主要な事業計画

①今後の図書館の活用推進に向けた取り組み(共通)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：図書館の新たな活用に向けての施策を検討する。

事業種別：【新規】

※文部科学省が「学校図書館ガイドライン」の中で重要事項として提示している、「学校図書館の活用」に向けて、今後の図書館のあり方を、将来的な設備や運用方法の見直しを含めて検討していくため。

②総合的な学習・探究の時間に関する取り組み(共通)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(1)】

事業概要：中高一貫教育の中での高等学校の「総合的な探究の時間」ならびに中学校の「総合的な学習の時間」の展開方法について検討する。

事業種別：【新規】

※2022年度から開始された高等学校の「総合的な探究の時間」について、中高一貫の中で中学校の「総合的な学習の時間」との紐づけと、カリキュラムへのより効果的な組み入れを検討していく必要があるため。

③いじめ、事故等への対応の確立・検証(共通)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(3)】

事業概要：いじめ、事故等の未然防止及び有事の際の適切かつ迅速な対応が可能となる機動的な組織力の構築を図る。保護者、近隣対応などに対する組織的取り組みに向けて専門家とのさらなる連携を図ることにより、生徒が安心して学べる環境整備を構築する。

事業種別：【継続】

※「防止対策委員会の設置」、その後の「発達障害カウンセラーの配置」などによりいじめ等への対応を図っている。今後はより機動的な組織力の構築を図り、それによって関係各部署との連携をさらに充実させる。あわせて教育関連の法律専門家（ILC・顧問弁護

士など)を積極的に活用し、いじめ等の問題行為の早期発見、各種事故の未然防止につなげていくため。

④教育力向上に向けた取り組み(共通)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実②－(3)、④－(2)】

事業概要：大学入試改革および令和4年度の高等学校における新カリキュラムの導入に伴う、指導形態および新たな教授法の導入に向けた取り組み。

事業種別：【継続】

※新学習指導要領の施行とそれに伴う新カリキュラム下での授業を展開していくため、授業力の向上、教育ツールの効果的活用に向けた教員の研修体制を確立していくため。

⑤高大連携教育の推進(高等学校)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実④－(1)】

事業概要：(1)法学部

同学部進学希望者(高1～3)が、学部へ出向き指定講座を受講。入学後に単位認定。

(2)経済学部

同学部進学希望者(高1～3)が通年又は後期の講座を学部へ出向き指定講座を受講。入学後に単位認定。

(3)生産工学部

入学内定者が与えられた課題を本校内で行う形式により履修する。課題評価により入学後に単位認定。

事業種別：(1)、(2)【継続】

※(1)、(2)ともに専門科目への関心を早期に持たせることが可能となり、進路決定に向けてアドバンテージを得ることができるため。

(3)【継続】

※入学後の学生生活へのスムーズな移行が可能となるため。

⑥ICT環境の整備・充実(共通)

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：アクティブ・ラーニングの推進、また教職員の各種業務の効率化、負担軽減、さらには地球環境への配慮までも見据えた業務のペーパーレス化を更に推進する。あわせて校内ネットワークのセキュリティ強化を推進する。

事業種別：【継続】

※本校では平成29年度のICT整備委員会の設置を皮切りに、校舎内におけるLAN環境の整備を行ってきた。これにより各教室にプロジェクタ、スクリーンを設置、全教員にタブレット端末を配布し、平成30年度以降ICT機器を導入したアクティブ・ラーニングを主体とした授業が可能となった。今後は目まぐるしく進化を遂げるIT技術とそれに伴う情報教育の多様化に即したネットワーク及び同セキュリティの維持強化を図っていくことが重要な課題であるため。

豊山女子高等学校・中学校

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【豊山女子高等学校】

平成29年度より普通科に日本大学への進学を目指すN進学クラスに加え、国公立大・難関私大への進学を目指すA特進クラスを設置している。進学希望に適したカリキュラムの設定や外部業者との連携により、学力向上を図り、「自主創造型パーソン」の育成、および中・高6ヵ年一貫教育の方針「アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成」を目指す。

【豊山女子中学校】

平成29年度より体系を確立させている教育の2本柱「国際交流教育」と「キャリア教育」の充実と共に、「教科学習」と「探究学習」の両立を図る。学習意欲、高校進学への意識を向上させることで、「自主創造型パーソン」の育成、および中・高6ヵ年一貫教育の方針「アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成」を目指す。

2, 主要な事業計画

①ICT教育の整備・充実（共通）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(2)】

事業概要：高校・中学の全学年でタブレット端末を活用した学習を様々な場面で展開する。インタラクティブな授業の実践，学習アプリの活用，更に生徒個々のポートフォリオを作成し大学入試「総合型選抜」に対応する。

事業種別：【継続】

※タブレットの導入により，教科学習のみならず，事前・事後学習を含めた探究学習が充実し，生徒の作成するポートフォリオからも自主性の高まりが感じられ，また，新型コロナウイルス感染症への対応としてもオンライン授業を中心としたICT教育は有効であり，生徒へのきめ細やかな指導・支援を目指すため。

②キャリア教育の充実（共通）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：高校での専門講師による講座，日大学部見学等に加え，中学では職業体験やキャリアガイダンスを実施し，意識の向上，目標の明確化を目指す。また，職業観を養うことにより，将来の進路選択の視野拡大，学習に対するモチベーションアップも目指す。

事業種別：【継続】

※企業や社会で活躍する本校卒業生の講演により，具体的な将来像を考えるきっかけを作り，学習に対するモチベーションアップの一助となっている。また，平成30年度より中学で導入したキャリア教材「ENAGEED」により，既に始まっているVUCA社会で「逞しく生き抜く力」「0から1を生み出す力」を育てている。令和5年度から高校N進学コースでは自らが積極的に推し進める形の新しい探究学習（学部，企業，地域との深い連携教育「探究プラットフォーム」による総合的な探究の時間）を実践し，更なるキャリア教育の充実を図るため。

③文章表現力・プレゼンテーション力の充実（共通）

根拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：中学3年の卒業発表，高校1年の探究学習（発表会）に応じて外部業者による講座を導入し，「文章表現力」「プレゼンテーション力」の充実を図る。

事業種別：【継続】

※中学3年では文章による表現方法に重きを置き，高校1年では内容の精査や組み立て方に重きを置いたプレゼンテーション講習を行う。高2・3で実施する本格的な探究学習発表会へ向け，プレゼンテーションの基礎を充実させる。

④特進クラス・理数科の充実（高等学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：平成29年度新入生から特進クラスを設置するとともに，普通科・理数科ともにカリキュラム・シラバスの検証を行い，生徒の学力を伸ばし，進学実績の充実を目指す。

事業種別：【継続】

※特進クラスには，国公立大・難関私大を目指す意欲のある生徒が入学している。モチベーションを維持するため，外部業者によるファシリテーションを軸とした校内予備校を導入し，担任，特進クラス委員会を中心として検討・実践を行っていく。理数科での探究学習（理数探究）は，これからの時代に必要な自ら課題を発見して解決する力を身に付けることを目指すものであり，生徒の自主性を育成することにも繋がる。

⑤SSHへの申請（高等学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：理数科教育の充実を軸として全学を上げてSSH（文部科学省・スーパーサイエンスハイスクール）の申請を行い，大学・地域との連携を図りながら，質の高い探究学習と系統的なキャリア教育を実施する。発表の場を設けることによるプレゼンテーション能力の向上，グループ学習による協働する力を養成する。

事業種別：【継続】

※令和4年度に至るまで指定校とはならなかったが，指定校を目指すことで，学校全体の意識向上へと繋がった。次年度も申請を行うことで，プレゼンテーション能力の向上や協働する力，将来に向けての考え方など，学校全体の相乗効果が期待できる。

⑥語彙力・思考力の充実（中学校）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(5)】

事業概要：漢字検定の全員受験を実施することで，語彙力・思考力の充実，および継続した自主学習の定着を目指す。

事業種別：【継続】

目標級の合格を目指し継続的に学習することで，語彙力・思考力を身に付けるとともに学習のPDCAサイクルを定着させる。

⑦英語教育の強化（共通）

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(7)】

事業概要：(1)海外修学旅行を通して，英語力の強化やスピーチ，プレゼンテーション能力の向上を目指す。また，事前学習での探究活動でSDGsの視点を養い，世界をリードしていける人材を目指す。（高等学校）

(2)海外語学研修などを通じて，広い視野と国際的教養豊かな人間としての資質，グローバル化に対応した人材の育成を目指す。（中学校）

- (3) 英語検定を全員受験することで、英語 4 技能（「読む」「書く」「聞く」「話す」）の習得はもとより、目標の級の合格に向けて、継続した自主学習の定着を目指す。また、大学入試「英語外部試験利用入試」への対応とする。（共通）
- (4) 英語検定合格率向上のため、夏休みに希望者を対象として、外部業者による対策講座を実施する。（中学校）
- (5) 英会話力向上のため希望者を対象としてマンツーマンオンライン英会話を実施する。コミュニケーションツールとしての英会話を身に付けることを目指す。（共通）

事業種別：【継続】

※(1) 平成30年11月より A 特進クラスのアメリカ合衆国ボストンへの修学旅行を実施した。生徒は大学や施設を訪問し現地の学生らとの交流で得た経験を通じて、自分の意見を持ち、表現する力・発信する力の大切さも学んだ。また、令和2年度より N 進学クラス、理数 S クラスもオーストラリアへの修学旅行に変更し、全クラスの英語教育の強化を図る予定であったが、令和2年度から4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により、海外修学旅行の実施ができなくなった。令和5年度は海外修学旅行を実施する方向で準備を進めている。事前学習で特進クラスは自分の意見を英語でプレゼンテーションするための探究学習、N 進学クラス・理数 S クラスはオーストラリアとSDGsを関連付けた探究学習として継続していく。

(2) 中学においては、特に保護者の英語教育への意識の高さが感じられる。中学2年生からはターム留学を認める等、様々な取り組みを通し英語や外国の文化を学ぶことで、高校での英語教育へと繋げていく。平成30年・31年3月に中学1・2年生の希望者を対象として実施したニュージーランド春期海外短期留学では、17日間のホームステイを行った。生徒は現地の授業・交流・生活の中で日常会話を習得し、多様な価値観や視野を広げることの大切さも学んだ。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができないため、現地校とのオンラインによる研修を企画し、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指した。令和4年度以降は現地での研修実施を予定している。

(3) 総合的な英語力の充実を図るとともに、目標の級の合格を目指すことにより、生徒一人ひとりのモチベーションを高める。また、学習のPDCAサイクルを確立することで、自律した行動ができる生徒の育成を目指す。

(4) 9月末に実施される英語検定に向けて、夏休みの8月後半に短期集中型で対策講座を実施する。参加した者が成果を上げることで学校全体が英語検定に向けて積極的に取り組んで行く雰囲気になることも期待したい。中学卒業時点で準2級以上取得者30%を目指す。

(5) これまで行っていた放課後の外部英会話教室はコロナ禍になり対面型式からオンラインに切り替えた。発話量の減少という問題点が生じたため令和4年度からオンライン・マンツーマン英会話に切替えた。令和5年度も継続する。

⑧ 「自立型」自習室の設置（中学校）

根 拠：【教学—教育の質保証・学生支援の充実①—(7)】

事業概要：中学1年生は全員、中学2・3年生は希望者を対象に、基礎学力定着と学習習慣を身に着けるため、放課後学習を充実していく。

事業種別：【継続】

※学外業者に委託し、女子大学生の学習メンター（助言者）を常駐させ質問対応のみなら

ず、学習方法、大学での学びについて等も教示し、学習メンター自身の成功・失敗例を交えながら、学習に対する日々の取り組みを明確にしていくことを目標とする。

⑨未耐震建物の建替（共通）

根拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(1)】

事業概要：令和7年に校舎3棟を解体し、令和10年3月（予定）に新校舎2棟を完成させることにより、建物の耐震化率100%とする。

事業種別：【新規】

2・4・5号館は築43年以上が経過し老朽化が著しく、4号館においては耐震基準を満たしていないことから、生徒・教職員の安全・安心確保及び利便性改善を図るため、新校舎の建設を実施する。

⑩財政・補助金収入（共通・資産運用）（共通）

根拠：【管理運営－永続的運営を見据えた経営基盤の確立①－(1)】

事業概要：特進クラスの設置やカリキュラムの変更などで入学者の適正数確保を目指し、財政基盤の安定化を図る。

事業種別：【継続】

※中学入試においては、令和2年度入試より、中学校教育の2本柱の1つである国際交流教育を充実させるため、英語インタビュー型入試を、多様性を求めるため2科選択型を導入した。また、令和3年度入試から思考力型入試をプレゼン型入試と変更し、よりプレゼンテーションの完成度を見ることができるようにした。高校の学校説明会等においては、東京都に在住する受験生・保護者に対し、授業料軽減助成金の実績をPRし、新入生の適正数を確保する。東京都在住の入学者を増やすことにより、経常費補助金及び私立高等学校都内生就学促進補助金の増収を図り、財政基盤の安定化を図る。

明誠高等学校

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【明誠高等学校】

日本大学の「目的及び使命」を理解し、自ら学び、自ら考え、自ら道をひらく能力を有する人材の育成のため、あらゆる機会を通じて生徒の積極的な行動を導く。そして、生徒自身が限りない将来を自ら開拓する能力を育み、充実した高校生活を送ることが出来るよう教職員一同、一致団結して取り組む。

そのために、教員相互の研修等による教育力（授業力・生徒を導く力）の向上、日本大学各学部との連携・接続の強化による、日本大学へのさらなる進学率の向上で、高校・大学を通じ「日本大学マインド」を醸成し、有為な人材として社会に送り出すことを本校の教育が目指すところとする。

この目標を達成可能にする場として、安全で安心なだけでなく、学修環境及び生徒活動がより充実したものになるよう新校舎建設も含めた総合的なキャンパス開発が進行中である。

2, 主要な事業計画

① 高大連携の推進

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(1)】

事業概要：生産工学部との高大連携教育

事業種別：【継続】

※新型コロナウイルス対策として3年間にわたり一部中断していた生産工学部との連携企画を全て復活させ、学部長講演、特別講座、学部訪問、さらに生産工学部入学予定者を対象に行う高大連携科目「情報リテラシー」まで、3年間にわたる連携教育を整え、高大連携を強化することで、帰属意識を強く持った学生を育み、日本大学への進学率のさらなる向上を図ることで付属高校としての存在意義や役割を明確にするため。

② ICT教育の充実

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実④－(2)】

事業概要：ICT教育推進のための生徒及び教職員用タブレットの導入

事業種別：【新規】

※全学年生徒へのタブレット導入完了を礎に、令和6年度から始まるICT教育を意識した新校舎での学習活動につなげるために、可能な限り既存の設備の中でICT教育を充実させる。

③ キャンパス整備計画の推進

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(3)】

事業概要：管理運営に関する基本方針に基づくアクションプランを踏まえ、老朽化した施設設備の更新等により学内環境整備を行うことで教育環境の整備と生徒の学修環境の充実を図り、安心・安全で楽しく学べる魅力あるキャンパスとして、地理的制約を超えて教育資源を有効に活用していく。令和5年度は、令和4年度に引き続きキャンパス整備計画の最終段階である新校舎の建設工事を中心に進めていく。

事業種別：【継続】

※現在、総合的なキャンパス開発が進行中であり、新校舎建設を実施するため。

山形高等学校

1, 事業計画策定に当たりの基本的な考え方

【山形高等学校】

本校は、「日本大学教育憲章」に定める「日本大学マインド」及び「『自主創造』の3つの構成要素及びその能力」を確実に身に付けさせ「自主性を備えた人材」の育成を目指している。教育方針「1. 自ら真剣に学習し、知識を高め、深い教養を身につけるよう努める」ための『知育』, 「2. 豊かな情操と信愛の心に満ちた品性ある人格を養う」ための『徳育』, 「3. 心身を鍛錬し、いかなる試練にも耐え得る強い精神力と身体を養う」ための『体育』を体系的に育成し、「知・徳・体」の調和のとれた全人教育により、生徒一人ひとりの「高き志」を実現できるきめ細かな教育活動を展開している。教育活動の目標は、「1. 学習指導：学びの質の向上」「2. 進路指導：進路実績の向上」「3. 生徒指導：凡事徹底」「4. 特別活動・部活動等の充実：文武両道の精神を育成」の4項目を具体的な指導項目として掲げ、生徒の育成に努めている。今後ますます高度化していく情報社会に適応できる生徒の育成のために、確かな学力を身に付ける「ICT教育」、勤労観・職業観を育む「キャリア教育」、未来を生き抜く人間力を高める「人間教育」を柱として、教育を展開していく。加えて、生徒の安全・安心な学校環境を確保するため、大学本部とも連携しながら、校舎新築及び耐震改修や校内施設の改修・改善等を実施する。さらに、財政基盤の確立のために、入学者数の確保に努め、安全安心な教育環境の中で、全教職員が協働し「チーム学校」として教育活動に努め、生徒による授業評価アンケート集計結果や教員自己評価票等にある内容を精査し、自己研鑽に励み、教育改善のPDCA サイクルを構築し、「生徒と向き合う」意識の徹底と「生徒ファースト」が実感できる学校づくりに努める。

2, 主要な事業計画

①ICT教育の推進

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(2)・(3)－イ, ④－(2)】

事業概要：オンラインでの授業実施に向け、環境を整える。生徒一人1台タブレット端末を保有しているため、ハードウェア面での環境は整備されつつある。さらにハードウェア・ソフトウェアの両面を整備していくとともに、ロイロノートスクールやZoomを使用したオンライン授業に対応した授業づくりに向け教員が研修を積み、実践していく。Classi（教育プラットフォーム）により、教育面での効果が期待されることに加え、生徒及び保護者へ緊急連絡等を一斉に配信し、情報伝達の迅速性・確実性が得られ、生徒の安全・安心確保につなげる。

事業種別：【継続】

※全生徒がタブレット端末を保有したことによって、様々な状況におけるオンライン授業の実施などICTによる教育環境の充実に努めるため。

②奨学金制度の充実

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(3)－ア】

事業概要：限られた財源を有効に活用した奨学金事業の効果的展開の観点から、山形高等学校奨学金及び同スポーツ奨学金給付規程など本校独自の奨学金制度の見直しを図り、入学試験成績により選考する新入生対象の奨学金を新設するほか、就学支援金の対象とな

る授業料支援とは別の奨学制度に位置付けた金額設定とすることでより広く給付を行えるようにした。そして、本校独自の奨学金に加え山形県高等学校奨学金など各種奨学金制度や就学支援金制度の情報等を積極的に学校案内・ホームページや学内ではClassiに掲載して周知を図っている。

事業種別：【継続】

※生徒の入学・学修意欲の向上及び経済的な理由による修学困難な生徒の救済を図るため。

③特別支援教育事業の推進

根 拠：【教学－教育の質の保証・学生支援の充実①－(6)－ア】

事業概要：多様な生徒への支援として、発達障がい等により教育上特別な支援を必要とする生徒への支援体制として生徒生活支援係を設け、コーディネーターと特別支援教育支援員を常時配置することにより、きめ細かい特別支援の体制の充実を図っている。

事業種別：【継続】

※発達障がい等により教育上特別な支援を必要とする生徒へのきめ細かい特別支援体制の充実のため。

④地域社会・同窓会・校友会との連携

根 拠：【教学－教育の質の保障・学生支援の充実⑤－(1)】

業概要：近隣町内会・同窓会・校友会等外部組織との連携を積極的に図り、情報や意見の交換を行い本校の教育活動、社会貢献等に対する理解を図る。こうした活動による本校評価の向上が生徒募集活動の一助となる。

事業種別：【継続】

※学校運営に資するとともに生徒募集活動へ繋げる。また、多くの卒業生の県内企業への就職を支援するため。

⑤創設 70 周年記念事業プロジェクトの遂行

根 拠：【管理運営－学生ファーストの実現②－(3)－ア】

事業概要：令和 10 年に創設 70 周年を迎えるにあたり、既存の校舎の耐震改修を含む新校舎新築、記念行事（記念式典、記念講演会、同窓会・校友会との連携による行事等）、周年誌発行の各委員会を設置し、記念事業を進めていく。

事業種別：【新規】

※安全安心な教育環境の整備と施設の充実により魅力ある学校づくりを進めていくため。また、記念行事、周年誌発行により本校の特長、歴史と伝統を発信していくため。

幼稚園

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【幼稚園】

本園は自主創造の気風を尊び、自主的・創造的気概に満ちた感性豊かな人間の基礎を育むという教育理念の基、幼児の調和のとれた心身の発達を助長するために適切な環境と教育内容を模索し、幼児教育に取り組んでいる。これらを達成するために、育ちを促すための質、量ともに充実した多彩な室内遊具や生物、栽培物等を備え、保育室内と外の遊びの充実を図り、さらには運動・リズム遊び・造形活動等にも力を入れ、保育の質と保育力向上を目指す。発達上の諸問題を抱える子ども達の増加に対応できる保育者を育成すると共に、在園児保護者の子育て支援を推進するとともに、未就園の親子も含めて、就労する保護者が増加している時代のニーズに合った子育て環境を迫及している。それらの目標達成のため、各種教育事業に対する補助金制度等の積極的・効率的な獲得を目指し、安定した財務基盤の下に必要な教育的投資を着実に継続的に実施する。

2, 主要な事業計画

①「幼児教育と発達」に関する研修実施と実践の充実

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①－(6), (7)】

事業概要：「幼児教育と発達」に関する専門家を招き、発達等に課題がある園児を観察したうえでの助言により、個々の発達状況を知ることで具体的な対応の手段を学ぶ。

事業種別：【継続】

※幼児一人ひとりの安定した生活を導くことを可能とするため。

②幼児教育環境の充実

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①】

事業概要：運動・リズム遊び及び造形的活動を感覚統合教育の視点から捉えて保育を深め、季節ごとに行事を楽しんだり、野菜等を栽培することで、収穫の楽しみや喜びを分かち合い、それらの活動での異年齢交流等を通して人との触れ合いの場を広げる。

事業種別：【継続】

※幼児の体と脳の発達の助長に大きな効果が期待でき、自然への興味・関心が深まることで、幼児の探究心が芽生え、また、表現活動や豊かな人間関係の育成にも繋げるため。

③子育て支援の実施

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①】

事業概要：地域の未就園児親子を対象とした保育体験や園庭開放等の親子の交流の場の提供と、母親の子育ての悩みの解消を目的とした子育て支援を実施して地域に貢献するとともに、早朝や延長、定員増による預かり保育体制も拡充し、保護者への支援を一層充実させる。

事業種別：【継続】

※園長や経験豊富な教員の視点からの話は、保護者にとっても意義深く、子育て支援としても有効であり、入園を考える保護者が本園への関心を持ち、新入園児の獲得にも繋がるとともに、時代のニーズに合った預かり保育の充実を図るため。

④長期休暇期間中の預かり保育の実施

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①】

事業概要：春・夏・冬期休暇期間中の預かり保育を実施する。

事業種別：【継続】

※長期休暇期間中の預かり保育は、母親の「子育ての負担」の軽減や、就労している母親のサポートとなることから、子育て支援にも大きな役割を果たしており、志願者及び在園児保護者からの要望に応え、志願者増加につなげるため。

⑤各種補助金獲得を原資とする教育的施策の拡充

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①】

事業概要：通常の前かり保育及び春期、夏期、冬期休暇期間中の預かり保育、3歳児クラスのチーム保育実施、安全対応能力向上及び事故対応能力向上の取り組み、豊山女子高等学校の保育職場体験受け入れ、特別な支援を必要とする園児に係る補助金及び園独自の子育て支援実施等による補助金を獲得する。

事業種別：【継続】

※各種補助金獲得により、本園の収入増加を図ることで収支改善につなげ、より教育的施策を充実させるため。

⑥課外活動の拡充

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実①】

事業概要：以前から実施しているスポーツクラブによる運動の課外活動に加え、キッズダンス教室を令和5年度より実施することで園児の身体的、感覚的成長を促すとともに、施設利用料などの収入増を目指す。

事業種別：【新規】

※園児の課外活動の選択肢を広げると同時に、園の収入改善にもつなげていくため。

認定こども園

1, 事業計画策定に当たっての基本的な考え方

【認定こども園】

認定こども園は、日本大学の教育理念「自主創造」を教育・保育の根幹と位置付け、年間を通じ活動を行っている。本園の教育・保育理念を「のびのびと自分を発揮し人とともに生きる子どもに」とし、園児が自ら考え、自ら行動し、自ら他者と関わっていくよう生活環境を整える。園児たちの日々の生活においては、子どもたちの思いを尊重し、人間形成の基礎作りの場を構築していく。

また、認定こども園として地域への子育て支援を実践し、本園の認知度や信用を高め、入園希望者の増を目指す。

2, 主要な事業計画

①保育教諭の質の向上

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実②－(3)】

事業概要：(1) 児童心理や幼児教育の専門家の園内での講演や世田谷区などが主催する外部の研修への参加、また子どもの人権やアレルギー対応について園内での研修を実施し保育教諭の資質向上を目指す。

(2) 日頃の教育・保育の状況を会議や月案作成・反省会議などで振り返り、保育教諭全体の共通意識を醸成し活動に反映させる。

(3) 日本大学認定こども園独自の教職員ハンドブックを作成・改訂している。専任・非常勤を問わず、直接現場を担う教職員の資質向上、及び安全・安心な教育・保育の環境整備に繋げる。

(4) 保育教諭自身が教育・保育を振り返る環境・体制を作り、子どもたちの人格の尊重と権利を守る教育・保育を展開できるようにしていく。

事業種別：【継続】

※昨今社会問題化している、子どもの人権を無視した虐待や不適切な教育を未然に防ぐため。

②一時預かり保育の実施

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：1号認定在園児に対し、教育時間前後の預かり保育を実施する。就労や介護等の理由を問わず保育を必要としている保護者へのサポートを行う。教育時間と同じ担任が保育を担当することにより保護者・園児の安心・安全を目指す。

事業種別：【継続】

※定期的に一時預かりを利用する保護者からの継続の希望があり、また本園への入園を希望する理由の一つとなっているため。

③子育て支援の充実

根 拠：【教学－教育の質保証・学生支援の充実⑤－(1)】

事業概要：(1) 地域の在宅で子育て中の親子と在園児・保育教諭が季節の遊びや制作などの交流を通じ、育児のノウハウを伝えたり相談に応じたりして、保護者の支援を行う。年15回以上に回数を増やし、さらに地域の在宅子育て家庭を支えていく。

- (2) 出産を控えた方や未就園児の保護者を対象に、保健師・看護師・栄養士等，専門分野の講師を招き，子育てに対する助言・体験指導を実施する。
- (3) 認定こども園の役割の一つである地域貢献の一環として，週に 2 回，おでかけひろば「しろつめくさ」として園内施設の一部を開放し，未就園児と保護者に遊び場を提供し育児相談にも対応している。保護者同士の情報交換や育児に関する悩みを共有できる場ともなっている。
- (4) 本園のホームページに子育て支援専用のページを開設した。毎月発行している広報誌「しろつめくさ便り」と合わせ，地域の保護者に向けて事業の様子やイベントの告知等を含めた様々な子育て支援情報の発信を行うことで，本園の認知度と信用も高めていく。

事業種別：【継続】

※コロナ禍の影響で外部との交流が減っている子育て世帯への支援に繋げていく。

令和5年度予算書（要約）

令和5年度 予算編成基本方針

1 はじめに

本法人は、社会からの信頼を回復するために、“N・N ～新しい日大～”の実現に向けて、学生・生徒等及び教職員の意見を積極的に取り入れた透明性のある組織運営を図るとともに、私立大学等経常費補助金の減額措置などによる厳しい経営環境の中にありながらも、学生・生徒等の幸せ、願いをかなえるための“学生ファースト”を実現するための施策を推進していかなくてはならない。

については、「管理運営の基本方針」、「教学に関する基本方針」及び以下に掲げる事項に留意して予算編成を行うこととし、併せて、令和4年4月7日付けで文部科学省へ提出した「一連の事案に対する本法人の今後の対応及び方針について（回答）」で示した内容、各年度における法人監事からの監査意見、本部・部科校で実施した自己点検・評価及び認証評価などの結果にも十分に留意した上で予算編成を行う。

2 基本的考え方

① 令和5年度予算編成における目標値

学校法人の永続的な運営を可能とする財務体制を整備するためには、更なる収支改善を推し進める必要があるが、性急な収支改善は、現在の教育研究活動に過度な制限を加えることになりかねない。

については、当該年度の経営状況を表す事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入）を法人全体で5%以上（私立大学等経常費補助金が全額交付されたと仮定して算出した場合）とすることを継続的な目標とし、部科校においては、法人が示す収支構造や経営状況等を考慮した部科校ごとの事業活動収支差額比率を目標とする。また、長期的に収支均衡を図るため、基本金組入後収支比率（事業活動支出÷（事業活動収入－基本金組入額））は、100%を超えないことを目標とし、翌年度繰越収支差額の支出超過額の更なる削減に努める。

② 部科校予算編成基本方針の策定

部科校ごとに「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」に従った「部科校予算編成基本方針」を必ず策定し、収支改善に向けた具体的な方策や支出削減に向けた数値目標を明示した上で、部科校内における周知徹底を図る。

③ 定員管理の方針

定員管理の役割及び目的が教育にふさわしい環境確保にあることを考慮すれば、将来的には入学定員を遵守しながらも法人経営が成り立つ収支構造の確立を目指すなければならない。

については、学生生徒等納付金の積算に当たっては、学部学科等設置認可申請基準、私立大学等経常費補助金が全額交付される基準及びその他学部ごとに示され

た基準を満たすため、定められた入学定員及び収容定員超過率を遵守しつつ、近年の志願者動向等を考慮した上で、部科校ごとに経営状況を維持・改善するために必要な入学者数の予算計上を行う。ただし、予算計上した入学者数の確保に必要な追加合格等の対応を必ず行う。

④ 法人全体を意識した合理的な運営の推進

(1) 運営の効率化

入学定員を遵守しながらも法人経営が成り立つ収支構造の確立に向けて、組織・制度の見直し、施設・設備をはじめとする経営資源の共同利用、全学共通仕様物件などの共同調達、事務システムの統廃合などにより、業務、サービス及び費用の効率化を図る。

(2) 財政調整積立金制度の有効活用

安全・安心な教育研究環境の整備・充実と将来にわたる維持のためには、教育施設等の整備拡充事業への助成及び部科校の経常的支払資金不足への助成等に法人として対応する必要がある。

については、戦略的な法人運営及び部科校の諸活動維持に向けた財源確保のために創設した財政調整積立金制度を有効に活用し、計画に基づいた本部及び部科校からの拠出金により、必要となる財源の確保を図る。

なお、令和5年度の財政調整積立金拠出金の応能負担拠出割合については、前年度予算と同じ割合とする。

(3) 総合運用資金制度の活用

本法人のスケールメリットを活かした効率的かつ有利な運用を実現するため、資金計画において、1年以上継続して管理・保管すべき資金は、総合運用資金制度を活用する。

⑤ 限られた資金の効率的割り当て

事業計画等の予算計上に当たっては、重要度の高い事業に予算を優先配分するゼロベース予算方式の徹底、新規事業計画予算計上におけるスクラップアンドビルドの徹底、従来の事業計画の根本的見直し及び冗費節減等収支改善に向けた施策の積極的推進など、限られた資金の効率的割り当てを推進する。

⑥ 適正額による予算計上

予算計上額の積算に当たっては、過去の予算執行実績、事業計画進捗状況及び支払計画等を考慮した上で、過剰な予算計上を抑制し、大幅な予決算差異が生じないよう、適正額を予算計上する。

⑦ 適正な人事構成・配置の実施

教員について、学部においては、別に定める「大学等の教員配置計画策定に係る基本方針」及び人事部人事課から通知している「上限教員数」に基づき、授業科目数及び専任教員の持コマ数の適正化を十分に考慮した上で編成する。また、若手教

員の積極的採用を行うなど、年齢構成と将来的な財政負担を十分に考慮した教員配置とする。

高等学校等においては、年単位の変形労働時間制を効果的に推進し、あわせて常勤講師制度の有効活用などにより適正な人事構成・配置計画を立てる。

職員の採用に当たっては、人事構成・配置及び採用形態を前もって検討し、アウトソーシングすることで合理的となる業務については、積極的に活用を検討した上で、長期的観点から適正な採用計画を立てる。

⑧ 施設・設備等整備計画に係る予算計上

原則として、部科校ごとの校舎等建替え計画及び資金積立計画が策定されるまでの間は、施設・設備等整備計画実施の凍結は継続するものとし、予算の計上を行わない。

ただし、学生・生徒等の安全・安心に係る施設の耐震化など、その必要性と優先順位を抜本的に再検証した上で令和5年度において実施が必要と判断される整備計画については、予算の計上を行う。

⑨ 法人費及び大学本部費の予算計上

令和5年度の法人費等支払支出については、前年度予算と同額を予算計上する。

3 予算編成における留意事項

① 学生・生徒等数の適正確保

学生・生徒等と向き合う意識を高め、修学支援を充実させることにより、経営状況を維持・改善するために必要な学生・生徒等数の適正確保を図る。

特に、大学においては、退学率1.5%以下を目途とする退学者及び休学者数の削減を実現させる。加えて、総合的な評価に基づく編入学試験及び転学部・転学科・転籍・再入学を積極的に推進し、学生数を適正に維持する。また、学修効果を高めるために形成的評価を行い、定期試験方式では、再試験の実施などにより習熟度を向上させ、卒業延期（留年）率10%以下を目途とする卒業延期（留年）者数の削減を実現させる。

なお、退学者、休学者、卒業延期（留年）者数の削減については、大幅な予算差異が生じないように、適正な学生数を予算計上する。

② 大学院の充実

大学院については、大学院生数の確保に向けて、学修環境の更なる整備、社会的ニーズの高い研究科・専攻等への定員振替、研究科の特徴を学内外での広報活動により周知するなど、社会人学生及び留学生を含む大学院生数の増加策を立案・実行し、積極的な学生数確保に努める。

③ 経済的困窮学生等に対する給付型奨学金の充実

退学者及び休学者数の削減及び入学志願者の獲得に向けて、経済的困窮者を対

象とする給付型奨学金の更なる充実を図る。

④ 信頼回復に向けた「広報・PR」活動の推進

ステークホルダーや社会からの信頼回復を目的とし、本法人の特徴や成果を積極的に、精緻に学内外に発信する「広報・PR」活動を推進する。

⑤ 人件費予算の適正化

人件費については、限られた資金の中で、中・長期的な人員配置に考慮した予算編成を行い、大幅な予決算差異が生じないように、適正に対応する。特に、学部の教員人件費については、「大学等の教員配置計画策定に係る基本方針」に基づき、令和3年度教員人件費予算総額を超過しないよう留意する。

諸手当については、支給の必要性や基準の妥当性を検討するとともに、変形労働時間制の活用や業務内容の見直しによる所定外労働の削減を積極的に進め、過年度の実績や当該年度の執行予定を十分に考慮した予算額を計上する。

新規採用者の予算については、採用計画を、大学・短期大学部・高等学校等教員は学務部学務課・付属学校課及び人事部人事課に、職員は人事部人事課に提出し、事前の承認を得てから人件費予算計算書を提出する。計上に当たっては、単に採用計画のある全ての者を予算計上するのではなく、過去の採用実績等を考慮する。

予算編成に当たり、予算計上額の大幅な増減や基準の変更等が生じる場合は、必ず事前に人事部給与課と相談の上、承認を得てから予算計上する。

なお、人件費予算の執行に当たっては、原則として計上した予算額を超えないものとする。

⑥ 外部資金の積極的獲得

(1) 研究資金等の積極的獲得

研究資金については、受託・共同研究の推進、科学研究費助成事業等への積極的な申請を行う。また、奨学金給付や講座開設を目的とする企業からの寄付金、研究寄付金などについても、積極的な獲得に努める。

(2) 寄付金

令和5年度は、受配者指定寄付金制度の利用停止により、周年記念事業及び校舎建設事業等の計画的な寄付金募集を行わないことが決定しているが、その他の教育研究活動への支援等がある場合には、積極的に検討を進める。

(3) 補助金の積極的獲得

本法人が獲得できる補助金については、関連部署と連携し、補助要件等を精査の上、漏れなく獲得できるよう、積極的かつ誤りのない補助金申請に努める。

以 上

令和5年度予算

①令和5年度 資金収支予算書

〔 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで 〕

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減
学生生徒等納付金収入	113,489,430,000	112,828,820,000	660,610,000
手数料収入	3,782,390,000	3,878,540,000	△ 96,150,000
寄付金収入	3,112,910,000	3,635,190,000	△ 522,280,000
補助金収入	14,504,140,000	12,291,020,000	2,213,120,000
国庫補助金収入	5,454,270,000	2,994,000,000	2,460,270,000
地方公共団体補助金収入	8,894,920,000	9,142,540,000	△ 247,620,000
その他の補助金収入	154,950,000	154,480,000	470,000
資産売却収入	0	2,000,000	△ 2,000,000
付随事業・収益事業収入	3,826,740,000	3,537,990,000	288,750,000
医療収入	52,828,640,000	52,664,010,000	164,630,000
受取利息・配当金収入	1,155,170,000	1,011,910,000	143,260,000
雑収入	4,372,240,000	4,281,270,000	90,970,000
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	19,485,290,000	19,464,760,000	20,530,000
その他の収入	45,553,370,000	40,515,550,000	5,037,820,000
資金収入調整勘定	△ 29,651,840,000	△ 30,110,380,000	458,540,000
当年度収入合計	232,458,480,000	224,000,680,000	8,457,800,000
前年度繰越支払資金	39,841,520,000	35,199,320,000	4,642,200,000
収入の部合計	272,300,000,000	259,200,000,000	13,100,000,000

支出の部

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減
人件費支出	94,936,330,000	93,845,440,000	1,090,890,000
教育研究経費支出	71,981,260,000	70,697,890,000	1,283,370,000
(教育研究経費支出)	55,795,970,000	53,796,320,000	1,999,650,000
(医療経費支出)	16,185,290,000	16,901,570,000	△ 716,280,000
管理経費支出	6,678,380,000	7,362,640,000	△ 684,260,000
借入金等利息支出	122,570,000	135,920,000	△ 13,350,000
借入金等返済支出	2,238,590,000	2,238,590,000	0
施設関係支出	18,142,660,000	8,193,880,000	9,948,780,000
設備関係支出	6,932,400,000	5,930,350,000	1,002,050,000
資産運用支出	32,186,050,000	36,430,700,000	△ 4,244,650,000
その他の支出	8,163,560,000	8,053,710,000	109,850,000
[予備費]	1,000,000,000	1,000,000,000	0
資金支出調整勘定	△ 10,653,900,000	△ 8,864,200,000	△ 1,789,700,000
当年度支出合計	231,727,900,000	225,024,920,000	6,702,980,000
翌年度繰越支払資金	40,572,100,000	34,175,080,000	6,397,020,000
支出の部合計	272,300,000,000	259,200,000,000	13,100,000,000

②資金収支予算の概要

資金収支予算は、当該会計年度の教育・研究その他諸活動に対応するすべての収支内容並びに支払資金の収支のてん末を明らかにするものである。

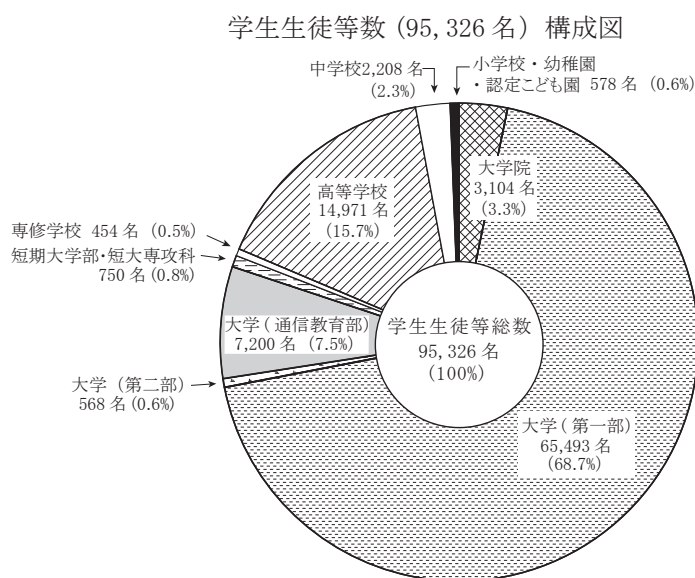
令和5年度資金収支予算総額は、2,723億円になった。

前年度予算比での主な増減額・増減事由を見ると、収入の部では、補助金収入が全額不交付であった私立大学等経常費補助金が75%減額交付されることにより22億円の増収、学生生徒等納付金収入が学生数増加により7億円の増収となった一方で、寄付金収入が創立130周年記念事業募金の募集期間終了により5億円の減収となった。

支出の部では、人件費支出が定年退職者の増により11億円の支出増、教育研究経費支出がエネルギー単価高騰に係る光熱水費の増により20億円の支出増、施設関係支出及び設備関係支出が耐震化推進に係る校舎新築工事等により110億円の支出増となった一方で、管理経費支出が業務委託等の見直しにより7億円の支出減となった。

(収入の部)

学生生徒等納付金収入(1,134億8,943万円)は、授業料、入学金、実験実習料、施設設備資金、教育充実料、認定こども園における基本保育料・特定保育料、幼稚園における施設等利用給付費及びその他の納付金の収入である。次のグラフは、令和5年4月1日現在の在籍予定学生生徒等数(95,326名)である。



手数料収入(37億8,239万円)は、入学検定料、試験料、証明手数料、認定こども園における入園受入準備費及びその他の手数料の収入である。

寄付金収入(31億1,291万円)は、特別寄付金及び一般寄付金の収入である。特別寄付金収入は用途が指定された寄付金収入であり、一般寄付金収入は特別寄付金収入以外のことをいう。

補助金収入(145億0,414万円)は、国庫補助金、地方公共団体補助金及び認定こども園における施設型給付費の収入である。

付随事業・収益事業収入(38億2,674万円)は、補助活動収入、附属事業収入、受託事業収入、収益事業収入及び幼稚園における施設等利用給付費収入・補足給付費収入である。

医療収入(528億2,864万円)は、日本大学病院及び医学部・歯学部・松戸歯学部の附属病院における入院収入、外来収入及びその他の医療収入である。

受取利息・配当金収入(11億5,517万円)は、第3号基本金引当特定資産運用収入及びその他の受取利息・配当金収入である。

雑収入(43億7,224万円)は、私立大学退職金財団交付金収入、施設設備利用料収入及びその他の雑収入である。

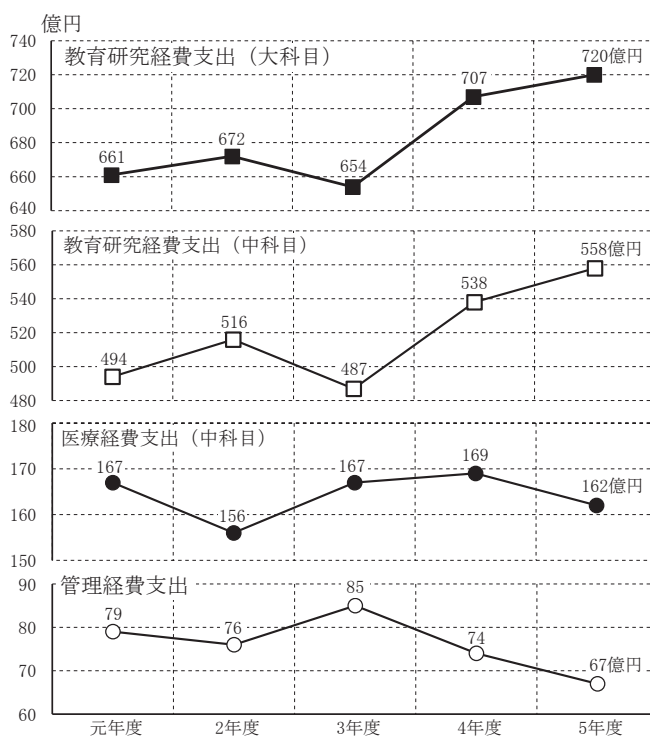
(支出の部)

人件費支出(949億3,633万円)は、教員人件費、職員人件費、役員報酬及び退職金の支出である。

教育研究経費支出(719億8,126万円)は、教育・研究等の活動に要する消耗品費、光熱水費、通信費、印刷費、修繕費及び業務委託費等の経費支出であり、中科目として「教育研究経費支出」と附属病院における医療(診療)行為に使用する「医療経費支出」に区分表示している。

管理経費支出(66億7,838万円)は、法人業務・管理業務に伴う消耗品費、光熱水費、通信費、印刷費、修繕費及び業務委託費等の経費支出である。

教育研究経費支出及び管理経費支出の推移



(注) 令和4・5年度は予算額

借入金等利息支出（1億2,257万円）は、日本私立学校振興・共済事業団及び市中金融機関からの借入金に係る支払利息である。

借入金等返済支出（22億3,859万円）は、日本私立学校振興・共済事業団及び市中金融機関からの借入金に係る返済額である。

施設関係支出（181億4,266万円）は、土地、建物、構築物及び建設仮勘定の支出であり、設備関係支出（69億3,240万円）は、教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両、船舶・舟艇、教育研究用ソフトウェア及び管理用ソフトウェアの支出である。

— 活動区分資金収支予算について —

活動区分資金収支は、資金収支を「教育活動」・「施設整備等活動」・「その他の活動」に区分し、活動区分ごとの資金の流れを明らかにするものである。

令和5年度予算では、教育活動資金収支差額は245億円の収入超過、施設整備等活動資金収支差額は210億円の支出超過になり、合計は35億円の収入超過になった。また、その他の活動資金収支差額は18億円の支出超過、予備費を差し引いた令和5年度における支払資金の増減額は7億円の増になった。

令和5年度 活動区分資金収支予算

1 教育活動による資金収支		(単位:千円)	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
人 件 費 支 出	94,936,330	学 生 生 徒 等 納 付 金 収 入	113,489,430
教 育 研 究 経 費 支 出	71,981,260	手 数 料 収 入	3,782,390
(教 育 研 究 経 費 支 出)	55,795,970	寄 付 金 収 入	3,107,840
(医 療 経 費 支 出)	16,185,290	経 常 費 等 補 助 金 収 入	13,704,220
管 理 経 費 支 出	6,674,580	付 随 事 業 収 入	3,726,740
		医 療 収 入	52,828,640
		雑 収 入	4,372,240
教 育 活 動 資 金 支 出 計 (イ)	173,592,170	教 育 活 動 資 金 収 入 計 (ア)	195,011,500
差 引 (ア) - (イ) = (ウ)	21,419,330		
調 整 勘 定 等 (エ)	3,029,420		
教 育 活 動 資 金 収 支 差 額 (ウ) + (エ) = ①	24,448,750		
2 施設整備等活動による資金収支			
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
施 設 関 係 支 出	18,142,660	施 設 設 備 寄 付 金 収 入	5,070
設 備 関 係 支 出	6,932,400	施 設 設 備 補 助 金 収 入	799,920
施設整備等活動引当特定資産繰入支出	5,700,000	施 設 設 備 売 却 収 入	0
		施設整備等活動引当特定資産取崩収入	9,340,000
施設整備等活動資金支出計 (B)	30,775,060	施設整備等活動資金収入計 (A)	10,144,990
差 引 (A) - (B) = (C)	△ 20,630,070		
調 整 勘 定 等 (D)	△ 334,190		
施設整備等活動資金収支差額 (C) + (D) = ②	△ 20,964,260		
教 育 活 動 資 金 収 支 差 額 + 施設整備等活動資金収支差額 ① + ② = ③	3,484,490		
3 その他の活動による資金収支			
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
借 入 金 等 返 済 支 出	2,238,590	そ の 他 の 引 当 特 定 資 産 等 取 崩 収 入	25,945,440
その他の引当特定資産等繰入支出	26,486,050	受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	1,155,170
借 入 金 等 利 息 支 出	122,570	収 益 事 業 収 入	100,000
そ の 他 支 出 等	189,890	そ の 他 収 入 等	82,580
その他の活動資金支出計 (b)	29,037,100	そ の 他 の 活 動 資 金 収 入 計 (a)	27,283,190
差 引 (a) - (b) = (c)	△ 1,753,910		
調 整 勘 定 等 (d)	0		
その他の活動資金収支差額 (c) + (d) = ④	△ 1,753,910		
予 備 費 ⑤	1,000,000		
支 払 資 金 の 増 減 額 ③ + ④ - ⑤	730,580		
前 年 度 繰 越 支 払 資 金	39,841,520		
翌 年 度 繰 越 支 払 資 金	40,572,100		

③令和5年度 事業活動収支予算書

[令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで]

(単位：円)

区分	科目	予算額	前年度予算額	増減
【教育活動収支】				
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	113,489,430,000	112,828,820,000	660,610,000
	手数料	3,782,390,000	3,878,540,000	△ 96,150,000
	寄付金	3,107,840,000	3,630,710,000	△ 522,870,000
	経常費等補助金	13,704,220,000	11,761,840,000	1,942,380,000
	付随事業収入	3,726,740,000	3,537,990,000	188,750,000
	医療収入	52,828,640,000	52,664,010,000	164,630,000
	雑収入	4,372,240,000	4,281,270,000	90,970,000
	教育活動収入計	195,011,500,000	192,583,180,000	2,428,320,000
事業活動支出の部	人件費	93,861,900,000	93,738,560,000	123,340,000
	教育研究経費	89,785,170,000	89,014,550,000	770,620,000
	(教育研究経費)	73,599,880,000	72,112,980,000	1,486,900,000
	(医療経費)	16,185,290,000	16,901,570,000	△ 716,280,000
	管理経費	7,652,130,000	8,397,530,000	△ 745,400,000
	徴収不能額等	15,000,000	19,000,000	△ 4,000,000
	教育活動支出計	191,314,200,000	191,169,640,000	144,560,000
教育活動収支差額	3,697,300,000	1,413,540,000	2,283,760,000	
【教育活動外収支】				
事業活動収入の部	受取利息・配当金	1,155,170,000	1,011,910,000	143,260,000
	その他の教育活動外収入	100,000,000	0	100,000,000
	教育活動外収入計	1,255,170,000	1,011,910,000	243,260,000
事業活動支出の部	借入金等利息	122,570,000	135,920,000	△ 13,350,000
	その他の教育活動外支出	0	0	0
	教育活動外支出計	122,570,000	135,920,000	△ 13,350,000
教育活動外収支差額	1,132,600,000	875,990,000	256,610,000	
経常収支差額	4,829,900,000	2,289,530,000	2,540,370,000	
【特別収支】				
事業活動収入の部	資産売却差額	0	2,000,000	△ 2,000,000
	その他の特別収入	1,033,330,000	802,910,000	230,420,000
	特別収入計	1,033,330,000	804,910,000	228,420,000
事業活動支出の部	資産処分差額	1,159,430,000	590,640,000	568,790,000
	その他の特別支出	3,800,000	3,800,000	0
	特別支出計	1,163,230,000	594,440,000	568,790,000
特別収支差額	△ 129,900,000	210,470,000	△ 340,370,000	
〔 予備費 〕		1,000,000,000	1,000,000,000	0
基本金組入前当年度収支差額	3,700,000,000	1,500,000,000	2,200,000,000	
基本金組入額合計	△ 18,000,000,000	△ 7,800,000,000	△ 10,200,000,000	
当年度収支差額	△ 14,300,000,000	△ 6,300,000,000	△ 8,000,000,000	
前年度繰越収支差額	△ 313,405,400,000	△ 308,518,330,000		
基本金取崩額	4,889,800,000	0	4,889,800,000	
翌年度繰越収支差額	△ 322,815,600,000	△ 314,818,330,000		
(参 考)				
事業活動収入計	197,300,000,000	194,400,000,000	2,900,000,000	
事業活動支出計	193,600,000,000	192,900,000,000	700,000,000	

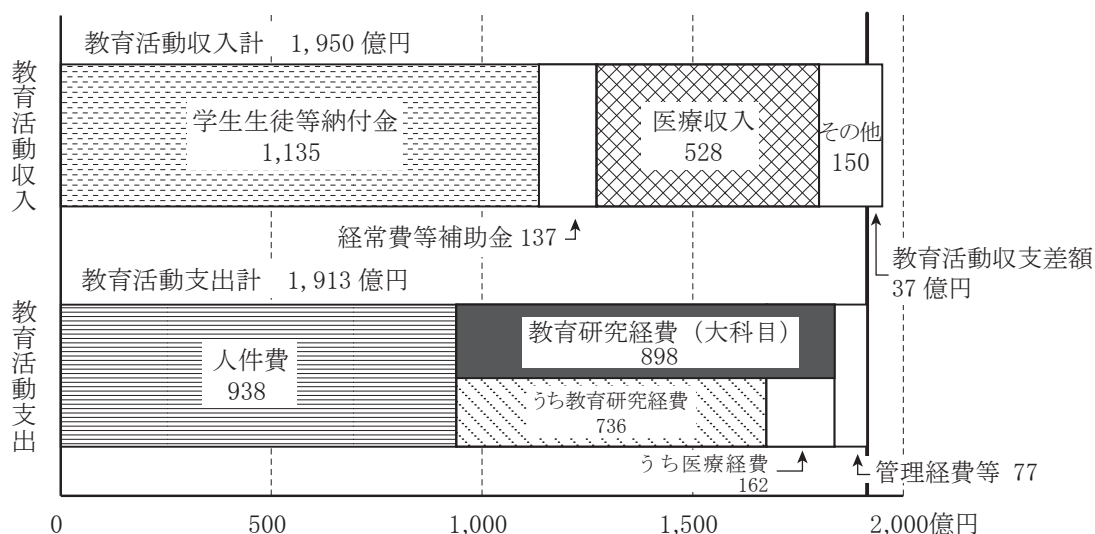
④事業活動収支予算の概要

事業活動収支予算は、学校法人の諸活動を「教育活動」・「教育活動以外の経常的な活動」・「それ以外の活動」の3つの活動に区分し、活動区分ごとの事業活動収入及び事業活動支出の内容並びに基本金組入額を含めた収支の均衡状態を示すものである。

(教育活動収支差額)

教育活動収支差額(36億9,730万円)は、学校法人の教育活動に係る収支状況を表しており、教育活動収入から教育活動支出を差し引いた額である。

教育活動収支構成図



(教育活動外収支差額)

教育活動外収支差額(11億3,260万円)は、財務活動など学校法人の教育活動以外の経常的な活動に係る収支状況を表しており、教育活動外収入から教育活動外支出を差し引いた額である。

(経常収支差額)

経常収支差額(48億2,990万円)は、学校法人の経常的な活動に係る収支状況を表しており、教育活動収支差額と教育活動外収支差額の合計である。

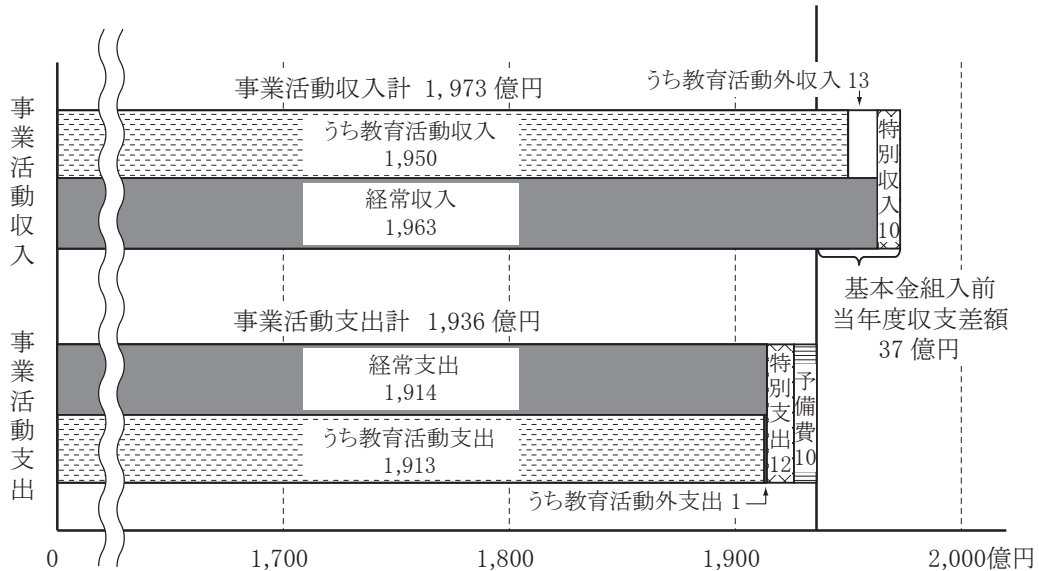
(特別収支差額)

特別収支差額(△1億2,990万円)は、経常的な活動以外の臨時的な活動に係る収支状況を表しており、特別収入から特別支出を差し引いた額である。

(基本金組入前当年度収支差額)

基本金組入前当年度収支差額(37億円)は、経常収支差額と特別収支差額の合計から予備費を差し引いた額である。

基本金組入前当年度収支差額構成図



(基本金組入額)

基本金組入額(180億円)は、学校法人の永続的維持に必要な資産を継続的に保持するために、維持すべきものとして組入れる金額である。

基本金には、第1号基本金から第4号基本金まで、4種類の基本金がある。

第1号基本金は、施設設備の整備拡充のために支出する金額であり、令和5年度は194億円を組入れる。

第2号基本金は、施設設備を取得するために、事前に組入れる金額であり、令和5年度は新規設定に係る組入れ51億円、第1号基本金への振替65億円となる。

第3号基本金は、教育・研究活動の維持向上を目的として設定する教育研究基金、奨学基金等の金額であり、令和5年度は既存の基本金の取崩し対象額が、新たな基本金の組入れ対象額を上回ったため、組入額は発生しなかった。

第4号基本金は、恒常的な資金の維持のための設定であり、令和5年度は組入れを行わない。

(当年度収支差額)

当年度収支差額(△143億円)は、基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を差し引いた金額である。

(基本金取崩額)

基本金取崩額(48億8,980万円)は、既存の基本金の取崩し対象額が、新たな基本金の組入れ対象額を上回る場合の金額である。

財務状況推移及び財務比率 の経年(5年)比較

財務状況推移及び財務比率の経年（5年）比較

①財務比率（決算・予算）の推移（令和元年度～令和5年度）

事業活動収支計算書財務比率の推移						
名称	算式	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 予算	令和5年度 予算
(1) 人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}} \times 100$	46.8	45.9	47.6	48.4	47.8
(2) 人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}} \times 100$	84.1	83.8	83.1	83.1	82.7
(3) 借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{経常収入}} \times 100$	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(4) 教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}} \times 100$	42.3	41.5	42.4	46.0	45.7
(5) 管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}} \times 100$	4.5	4.2	4.8	4.3	3.9
(6) 補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{事業活動収入}} \times 100$	8.1	10.7	7.8	6.3	7.4
(7) 事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}} \times 100$	6.2	8.3	4.7	0.8	1.9
(8) 基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入 - 基本金組入額}} \times 100$	98.4	97.1	98.7	103.4	108.0
貸借対照表財務比率の推移						
(9) 固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}} \times 100$	116.0	116.5	115.8		
(10) 固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産 + 固定負債}} \times 100$	96.9	98.0	97.9		
(11) 流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	162.8	140.5	143.3		
(12) 総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}} \times 100$	20.4	19.7	19.5		
(13) 負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{純資産}} \times 100$	25.7	24.6	24.2		
(14) 繰越収支差額率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債 + 純資産}} \times 100$	△ 42.0	△ 40.4	△ 39.6		

②資金収支決算・予算の推移（令和元年度～令和5年度）

（単位：千円）

区分	科 目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		決 算 額	構成比 (%)	決 算 額	構成比 (%)	決 算 額	構成比 (%)	予 算 額	構成比 (%)	予 算 額	構成比 (%)
収入の部	1 学生生徒等納付金収入	110,714,960	42.81	111,577,724	42.30	111,986,399	44.38	112,828,820	43.53	113,489,430	41.68
	2 手数料収入	4,129,623	1.60	3,673,222	1.39	3,555,904	1.41	3,878,540	1.50	3,782,390	1.39
	3 寄付金収入	4,361,958	1.69	4,560,287	1.73	3,210,329	1.27	3,635,190	1.40	3,112,910	1.14
	4 補助金収入	16,189,937	6.26	21,860,825	8.29	15,412,235	6.11	12,291,020	4.74	14,504,140	5.33
	5 資産売却収入	2,815	0.00	16,949	0.01	19,699	0.01	2,000	0.00	0	0.00
	6 付随事業・収益事業収入	3,702,836	1.43	3,268,823	1.24	3,457,624	1.37	3,537,990	1.36	3,826,740	1.41
	7 医療収入	52,100,715	20.15	47,243,417	17.91	52,087,963	20.64	52,664,010	20.32	52,828,640	19.40
	8 受取利息・配当金収入	1,486,371	0.57	1,083,233	0.41	1,077,536	0.43	1,011,910	0.39	1,155,170	0.42
	9 雑収入	6,627,650	2.57	10,774,050	4.09	5,122,117	2.03	4,281,270	1.66	4,372,240	1.60
	10 借入金等収入	500,000	0.19	500,000	0.19	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	11 前受金収入	19,963,620	7.72	19,954,912	7.57	20,021,933	7.93	19,464,760	7.51	19,485,290	7.16
	12 その他の収入	24,523,691	9.48	25,066,895	9.50	31,795,612	12.60	40,515,550	15.63	45,553,370	16.73
	13 資金収入調整勘定	△ 30,680,154	△ 11.86	△ 31,393,694	△ 11.90	△ 32,371,066	△ 12.83	△ 30,110,380	△ 11.62	△ 29,651,840	△ 10.89
	当年度収入合計	213,624,022	82.61	218,186,643	82.73	215,376,285	85.35	224,000,680	86.42	232,458,480	85.37
14 前年度繰越支払資金	44,977,171	17.39	45,559,716	17.27	36,970,358	14.65	35,199,320	13.58	39,841,520	14.63	
収入の部合計	258,601,193	100.00	263,746,359	100.00	252,346,643	100.00	259,200,000	100.00	272,300,000	100.00	
支出の部	1 人件費支出	94,795,902	36.66	94,078,248	35.67	93,543,533	37.07	93,845,440	36.21	94,936,330	34.86
	2 教育研究経費支出	66,068,856	25.54	67,207,780	25.48	65,402,043	25.92	70,697,890	27.27	71,981,260	26.43
	(1)（教育研究経費支出）	49,345,463	19.07	51,584,411	19.56	48,694,943	19.30	53,796,320	20.75	55,795,970	20.49
	(2)（医療経費支出）	16,723,393	6.47	15,623,369	5.92	16,707,100	6.62	16,901,570	6.52	16,185,290	5.94
	3 管理経費支出	7,871,292	3.04	7,591,413	2.88	8,549,665	3.39	7,362,640	2.84	6,678,380	2.45
	4 借入金等利息支出	180,547	0.07	163,145	0.06	149,222	0.06	135,920	0.05	122,570	0.05
	5 借入金等返済支出	2,638,590	1.02	2,388,590	0.91	2,238,590	0.89	2,238,590	0.86	2,238,590	0.82
	6 施設関係支出	6,341,343	2.45	9,880,778	3.75	7,923,830	3.14	8,193,880	3.16	18,142,660	6.66
	7 設備関係支出	5,215,147	2.02	5,337,362	2.02	6,765,815	2.68	5,930,350	2.29	6,932,400	2.55
	8 資産運用支出	26,089,977	10.09	39,834,058	15.10	31,066,586	12.31	36,430,700	14.06	32,186,050	11.82
	9 その他の支出	11,295,580	4.37	7,938,123	3.01	7,547,527	2.99	8,053,710	3.11	8,163,560	3.00
	10 予備費							1,000,000	0.39	1,000,000	0.37
11 資金支出調整勘定	△ 7,455,757	△ 2.88	△ 7,643,496	△ 2.90	△ 10,033,052	△ 3.98	△ 8,864,200	△ 3.42	△ 10,653,900	△ 3.91	
当年度支出合計	213,041,477	82.38	226,776,001	85.98	213,153,759	84.47	225,024,920	86.82	231,727,900	85.10	
12 翌年度繰越支払資金	45,559,716	17.62	36,970,358	14.02	39,192,884	15.53	34,175,080	13.18	40,572,100	14.90	
支出の部合計	258,601,193	100.00	263,746,359	100.00	252,346,643	100.00	259,200,000	100.00	272,300,000	100.00	

③事業活動収支決算・予算の推移（令和元年度～令和5年度）

(単位:千円)

区分	科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		決算額	事業活動収入比(%)	決算額	事業活動収入比(%)	決算額	事業活動収入比(%)	予算額	事業活動収入比(%)	予算額	事業活動収入比(%)
【教育活動収支】											
事業活動収入の部	1 学生生徒等納付金	110,714,960	55.47	111,577,724	54.58	111,986,399	57.02	112,828,820	58.04	113,489,430	57.52
	2 手数料	4,129,623	2.07	3,673,222	1.80	3,555,904	1.81	3,878,540	2.00	3,782,390	1.92
	3 寄付金	4,419,914	2.21	4,617,077	2.26	3,283,025	1.67	3,630,710	1.87	3,107,840	1.58
	4 経常費等補助金	15,825,699	7.93	21,247,637	10.39	15,052,815	7.66	11,761,840	6.05	13,704,220	6.95
	5 付随事業収入	3,702,836	1.86	3,268,822	1.60	3,457,624	1.76	3,537,990	1.82	3,726,740	1.89
	6 医療収入	52,100,715	26.10	47,243,417	23.11	52,087,963	26.52	52,664,010	27.09	52,828,640	26.78
	7 雑収入	6,609,380	3.31	10,745,812	5.25	5,043,673	2.58	4,281,270	2.20	4,372,240	2.20
	教育活動収入計	197,503,127	98.95	202,373,711	98.99	194,467,403	99.02	192,583,180	99.07	195,011,500	98.84
事業活動支出の部	1 人件費	93,090,571	46.64	93,469,564	45.72	93,032,186	47.37	93,738,560	48.22	93,861,900	47.57
	2 教育研究経費	84,129,590	42.14	84,452,207	41.30	82,981,731	42.26	89,014,550	45.79	89,785,170	45.50
	(1) (教育研究経費)	67,406,197	33.76	68,828,838	33.66	66,274,631	33.75	72,112,980	37.10	73,599,880	37.30
	(2) (医療経費)	16,723,393	8.38	15,623,369	7.64	16,707,100	8.51	16,901,570	8.69	16,185,290	8.20
	3 管理経費	8,905,521	4.46	8,597,633	4.21	9,355,785	4.76	8,397,530	4.32	7,652,130	3.88
	4 徴収不能額等	70,471	0.04	975	0.00	9,786	0.00	19,000	0.01	15,000	0.01
	教育活動支出計	186,196,153	93.28	186,520,379	91.23	185,379,488	94.39	191,169,640	98.34	191,314,200	96.96
教育活動収支差額	11,306,974		15,853,332		9,087,915		1,413,540		3,697,300		
【教育活動外収支】											
事業活動収入の部	8 受取利息・配当金	1,486,371	0.74	1,083,233	0.53	1,077,536	0.55	1,011,910	0.52	1,155,170	0.59
	9 その他の教育活動外収入	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	100,000	0.05
	教育活動外収入計	1,486,371	0.74	1,083,233	0.53	1,077,536	0.55	1,011,910	0.52	1,255,170	0.64
事業活動支出の部	5 借入金等利息	180,547	0.09	163,145	0.08	149,222	0.08	135,920	0.07	122,570	0.06
	6 その他の教育活動外支出	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	教育活動外支出計	180,547	0.09	163,145	0.08	149,222	0.08	135,920	0.07	122,570	0.06
教育活動外収支差額	1,305,824		920,088		928,314		875,990		1,132,600		
経常収支差額	12,612,798		16,773,420		10,016,229		2,289,530		4,829,900		

区分	科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		決算額	事業活動 収入比(%)	決算額	事業活動 収入比(%)	決算額	事業活動 収入比(%)	予算額	事業活動 収入比(%)	予算額	事業活動 収入比(%)
【特別収支】											
事業活動 収入の部	10 資産売却差額	2,810	0.00	3,716	0.00	13,120	0.01	2,000	0.00	0	0.00
	11 その他の特別収入	611,725	0.31	978,088	0.48	834,089	0.42	802,910	0.41	1,033,330	0.52
	特別収入計	614,535	0.31	981,804	0.48	847,209	0.43	804,910	0.41	1,033,330	0.52
事業活動 支出の部	7 資産処分差額	496,516	0.25	538,595	0.27	1,313,556	0.67	590,640	0.31	1,159,430	0.59
	8 その他の特別支出	403,642	0.20	253,790	0.12	262,594	0.13	3,800	0.00	3,800	0.00
	特別支出計	900,158	0.45	792,385	0.39	1,576,150	0.80	594,440	0.31	1,163,230	0.59
特別収支差額		△ 285,623		189,419		△ 728,941		210,470		△ 129,900	
予備費								1,000,000	0.51	1,000,000	0.51
基本金組入前 当年度収支差額		12,327,175	6.18	16,962,839	8.30	9,287,288	4.73	1,500,000	0.77	3,700,000	1.88
基本金組入額合計		△ 9,282,233	△ 4.65	△ 11,300,863	△ 5.53	△ 6,846,555	△ 3.49	△ 7,800,000	△ 4.01	△ 18,000,000	△ 9.12
当年度収支差額		3,044,942		5,661,976		2,440,733		△ 6,300,000		△ 14,300,000	
前年度繰越収支差額		△ 319,665,979		△ 316,621,037		△ 310,959,061		△ 308,518,330		△ 313,405,400	
基本金取崩額		0		0		0		0		4,889,800	
翌年度繰越収支差額		△ 316,621,037		△ 310,959,061		△ 308,518,328		△ 314,818,330		△ 322,815,600	
(参考)											
事業活動収入計		199,604,033	100.00	204,438,748	100.00	196,392,148	100.00	194,400,000	100.00	197,300,000	100.00
事業活動支出計		187,276,858	93.82	187,475,909	91.70	187,104,860	95.27	192,900,000	99.23	193,600,000	98.12